資　料　編

資 料 編 目 次

1　富士宮市災害時受援計画（別冊）

2　災害の危険度

【被害想定】
２－１－１　町丁別第４次地震被害想定 …… ４５
【法に基づく危険区域】
２－２－１　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 …… ４８
２－２－２　砂防指定地一覧表 …… ５６
２－２－３　土石流危険野渓一覧表（国土交通省直轄） …… ５８
２－２－４　土石流危険渓流一覧表（静岡県砂防課） …… ５９
２－２－５　地すべり危険箇所一覧表 …… ６１
２－２－６　土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表 …… ６２
２－２－７　土砂災害危険箇所又は土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設一覧 …… ７２
２－２－８　富士川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 …… ７３
２－２－９　富士山の避難促進施設一覧 …… ７３
【危険物製造所等】
２－３－１　大規模危険物施設一覧表 …… ７７
２－３－２　大規模ガス施設一覧表 …… ７９
２－３－３　危険物給油取扱所一覧表 …… ８０

3　防災体制

【富士宮市防災会議】
３－１－１　富士宮市防災会議委員の編成 …… ８２
３－１－２　富士宮市防災会議条例 …… ８３
【富士宮市災害対策本部】
３－２－１　富士宮市災害対策本部組織構成 …… ８５
３－２－２　富士宮市災害対策本部条例 …… ８６
３－２－３　富士宮市災害対策本部運営要領 …… ８７
３－２－４　富士宮市災害対策本部標識 …… ８９
３－２－５　富士宮市災害対策本部各部班事務分掌 …… ９０
【富士宮市地震災害警戒本部】
３－３－１　富士宮市地震災害警戒本部条例 …… ９８
３－３－２　富士宮市地震災害警戒本部運営要領 …… １００
３－３－３　富士宮市地震災害警戒本部各部班事務分掌 …… １０１
【防災活動拠点】
３－４－１　消防機関 …… １０２
３－４－２　医療救護拠点 …… １０４
３－４－３　広域応援受入拠点 …… １０４
３－４－４　地区防災活動拠点 …… １０５
【富士宮市自主防災組織】
３－５－１　富士宮市自主防災組織一覧表 …… １０７
３－５－２　富士宮市自主防災組織育成指導要領 …… １１０
３－５－３　富士宮市自主防災組織運営費補助金交付要綱 …… １１９

４　情報連絡体制

【通信施設】
４－１－１　地域防災無線設置状況一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２１
４－１－２　同報無線設備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２７
【気象等の予報及び警報】
４－２－１　気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準 ・・・・・・・・・・・・ １２８
【広報活動等】
４－３－１　富士宮市地震防災に係る情報の処理及び広報活動等実施要領 ・・・・ １３０
【県への報告】
４－４－１　被害程度の認定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３６
４－４－２　被害速報（随時） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３９
４－４－３　災害定時及び確定報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４０

５　応援等受入体制

【自衛隊派遣要請】
５－１－１　自衛隊等支援要請様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４１
５－１－２　自衛隊支援部隊受入施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４２
【相互応援協定等】
５－２－１　静岡県消防相互応援協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４３
５－２－２　災害時の相互応援に関する協定書（近江八幡市） ・・・・・・・・・・・・・ １４４
５－２－３　災害時の相互応援に関する協定書(南足柄市) ・・・・・・・・・・・・・・・・ １４５
５－２－４　環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定書 ・・・・・・・ １４６
５－２－５　災害時の相互応援に関する協定書（秦野市） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １４８
５－２－６　災害時の相互応援に関する協定書（日野市） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １４９
５－２－７　災害時の相互応援に関する協定書（富士市）・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５０
５－２－８　災害時の相互応援に関する協定書（箕面市） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５１
５－２－９　災害時の相互応援に関する協定書
（小山市、西宮市、南砺市、あわら市） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５２
５－２－10　災害時の相互応援に関する協定書（諏訪市） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５３
５－２－11　災害時の相互応援に関する協定書（大槌町） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５４
５－２－12　災害時の相互応援に関する協定書（山田町） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５５
５－２－13　災害時の相互応援に関する協定書（南部町） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５６
５－２－14　災害時の相互応援に関する協定書（富士河口湖町） ・・・・・・・・・・・ １５７
【緊急協力協定等】
５－３－１　物資の調達に関する協定書（１５団体） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５８
５－３－２　老人福祉施設等の使用に関する協定書(７施設) ・・・・・・・・・・・・・・ １５９
５－３－３　災害時等における燃料の供給協力に関する協定書
(静岡県石油業協同組合富士宮支部) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６０
５－３－４　災害支援協力に関する覚書（日本郵便株式会社） ・・・・・・・・・・・・・ １６１
５－３－５　災害時の緊急協力に関する協定書(富士宮建設業協同組合) ・・・・・ １６２
５－３－６　水道災害時の緊急協力に関する協定書
(富士宮市管工事協同組合) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６３
５－３－７　災害時における緊急協力に関する協定書
(株式会社第一・合資会社一光) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６３
５－３－８　災害時等に必要な食料の調達に関する協定書
(大徳食品株式会社) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６５
５－３－９　災害時等に必要な飲料水の調達に関する協定書
(アサヒ飲料株式会社) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６６
５－３－10　災害時等に必要な食材の調達に関する協定書
(株式会社東食品) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６６

５－３－11　災害時における緊急解体業務に関する協定書
（一般社団法人静岡県解体工事業協会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６７
５－３－12　非常事態に係る緊急放送に関する協定書
（富士コミュニティエフエム放送株式会社）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６８
５－３－13　災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部）　・・・・・・・・・・・・・・・・　１６９
５－３－14　災害時等に必要な応急生活物質の調達に関する協定書
（イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部）　・・・・・・・・・・・・・・・・　１７０
５－３－15　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
（株式会社ミダック）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７１
５－３－16　災害時の緊急協力に関する協定書
（静岡県鳶工業連合会富士宮地区）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７２
５－３－17　災害時における施設使用に関する協定書
（学校法人富嶽学園）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７３
５－３－18　災害時における施設使用に関する協定書
（宗教法人大石寺）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７４
５－３－19　災害時等に必要な食材の調達に関する協定書
（株式会社松屋フーズ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７４
５－３－20　身体障害者福祉施設等の使用に関する協定書（７施設）　・・・・・・・　１７５
５－３－21　災害時等の協力に関する協定書
（株式会社時之栖）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７６
５－３－22　災害時等の協力に関する協定書
（富士宮市仏教会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７７
５－３－23　災害時等の協力に関する協定書
（ゲストハウスフォレストヒルズ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７８
５－３－24　災害時等の協力に関する協定書
（静岡県理容生活衛生同業組合富士宮支部）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７９
５－３－25　災害時等の協力に関する協定書
（富士宮旅館料理組合）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７９
５－３－26　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書
（静岡県土地家屋調査士会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８０
５－３－27　災害時における要介護者等の避難施設として社会福祉施設等
を使用することに関する協定書　（百恵の郷）　・・・・・・・・・・・・・　１８０
５－３－28　災害時における遺体安置等の協力に関する協定書　・・・・・・・・・・・　１８１
（富士宮農業協同組合・アルファクラブ静岡株式会社、株式会社藤原）
５－３－29　災害対策相互協力基本協定書
（富士宮市介護保険事業者連絡協議会、富士宮市障害福祉サービス事
業者連絡協議会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８２
５－３－30　災害時における生活物資の供給協力に関する協定書
（株式会社カインズ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８２
５－３－31　大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書
（静岡県行政書士会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８３
５－３－32　大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書
（静岡県司法書士会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８４
５－３－33　災害時における施設利用に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８５
（職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センター）
５－３－34　災害時における防災拠点施設使用に関する覚書
（株式会社富士山）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８６
５－３－35　災害時における支援協力に関する協定書
（マックスバリュ東海株式会社）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８８
５－３－36　災害時における外国人被災者支援等の協力に関する協定書
（Ａ．Ｃ．Ｃ．国際交流学園）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８９
５－３－37　災害時等の協力に関する協定書（休暇村富士）　・・・・・・・・・・・・・　１８９

５－３－38　災害時の医療救護活動に関する協定書
（一般社団法人富士宮市医師会、一般社団法人富士宮市歯科医師会、
一般社団法人富士宮市薬剤師会）　……………………… １９０
５－３－39　避難所等の情報提供に関する協定書
（三井住友海上株式会社、ファーストメディア株式会社）　…… １９３
５－３－40　災害時等の給水活動に関する協定書
（株式会社富士ミルク、有限会社富士豊茂牛乳運送、富士高砂酒造
株式会社、富士正酒造合資会社、富士錦酒造株式会社、牧野酒造
合資会社）　………………………………………… １９３
５－３－41　災害がれき仮置場の維持管理に関する協定書　……………… １９６
（職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センター）
５－３－42　災害時に係る情報発信等に関する協定書
（ヤフー株式会社）　………………………………… １９７
５－３－43　災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書
（一般社団法人静岡県測量設計業協会）　…………………… １９８
５－３－44　災害時における施設使用に関する協定書
（株式会社アマダホールディングス）　…………………… １９９
５－３－45　緊急物資輸送業務に関する協定書
（一般社団法人静岡県トラック協会）　…………………… ２０１
５－３－46　緊急輸送業務に関する協定書（清観光株式会社株式会社）　…． ２０２
５－３－47　緊急輸送業務に関する協定書
（山梨交通株式会社、富士急静岡バス株式会社）　…………… ２０３
５－３－48　災害時の情報通信に関する協定書
（商業組合静岡県タクシー協会富士・富士宮支部）　………… ２０５
５－３－49　重症心身障害者福祉施設等の使用に関する協定書
（社会福祉法人インクル富士）　……………………… ２０６
５－３－50　災害時等における水道の応急対策活動に関する協定書
（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）　…………………… ２０７
５－３－51　災害時被災者支援活動に関する富士宮市と静岡県弁護士会
との協定書（静岡県弁護士会）　……………………… ２０８
５－３－52　災害時における畳の提供等に関する協定書
（５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会）　……… ２０９
５－３－53　災害時における富士宮市指定金融機関の事務取扱いに関する協定書
（富士宮信用金庫）　………………………………… ２１０
５－３－54　災害時における物資の調達に関する協定書
（アイパックスイケタニ株式会社）　……………………… ２１１
５－３－55　災害時における物資の調達に関する協定書
（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）　………………… ２１１
５－３－56　無人航空機による災害時支援協力に関する協定書
（企業組合フジヤマドローン）　……………………… ２１２
５－３－57　災害時の緊急協力に関する協定書
（富士森林組合）　………………………………… ２１３
５－３－58　災害時の緊急協力に関する協定書
（富士宮木材協同組合）　…………………………… ２１４
５－３－59　災害時における物資の調達に関する協定書
（有限会社渡辺冷蔵）　……………………………… ２１５
５－３－60　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
（株式会社エコネコル）　……………………………… ２１５
５－３－61　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
（株式会社ヤマモト）　……………………………… ２１６

５－３－62　災害時における学習活動支援に関する協定書
（富士地区学校生活協同組合）　…………………………　２１７
５－３－63　災害時における物資供給に関する協定
（株式会社ナフコ）　……………………………………　２１８
５－３－64　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
（大栄環境株式会社）　…………………………………　２２０
５－３－65　災害時における支援協力に関する協定書
（エリエールプロダクト株式会社）　……………………　２２１
５－３－66　災害時における支援協力に関する協定
（富士高砂酒造株式会社・富士錦酒造株式会社・富士正酒造合資会社・牧野酒造合資会社）　………………………………　２２２
５－３－67　無人航空機による災害時支援協力に関する協定書
（静岡女性パイロットによるＩＣＴ活用促進企業組合）　…..　２２３
５－３－68　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
（株式会社ゼンリン）　…………………………………　２２４
５－３－69　災害時における避難所等に係る情報の提供に関する協定
（株式会社バカン）　……………………………………　２２５
５－３－70　災害時等における立体駐車場の一時使用に関する協定書
（イオンリテール株式会社）　…………………………　２２５
５－３－71　災害時における停電復旧の連携等に関する協定
（東京電力パワーグリッド株式会社富士支社・中部電力パワーグリッド株式会社清水営業所）　………………………………　２２６
５－３－72　災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書
（一般社団法人静岡県地質調査業協会）　………………　２２７
５－３－73　災害時における物資供給に関する協定書
（株式会社ホテイフーズコーポレーション）　……………　２２８
５－３－74　災害時における物資供給に関する協定書
（NPO法人コメリ災害対策センター）　…………………　２２９
５－３－75　大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定書
（公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会）　……………　２３０
５－３－76　災害時における物資供給に関する協定書
（鈴木産業株式会社）　…………………………………　２３１
５－３－77　災害時における物資供給に関する協定書
（大東建託株式会社 富士支店）　………………………　２３２
５－３－78　災害時における物資供給に関する協定書
（株式会社オギノ）　……………………………………　２３４
５－３－79　災害発生時等における救援物資提供に関する協定書
（ダイドードリンコ株式会社東海営業部）　………………　２３５
５－３－80　災害時における支援協力に関する協定書
（エリエールペーパー株式会社）　………………………　２３６
５－３－81　災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定書（王子コンテナー株式会社　富士工場）　…..　２３７
５－３－82　災害時における支援に関する協定書
（静岡県富士生コンクリート協同組合）　…………………　２３８

５－３－83　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
（株式会社アクティオ）　…… ２３９
５－３－84　災害時における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務
に関する協定書（一般社団法人静岡県建築士事務所協会）　… ２４０
５－３－85　災害時における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務
に関する協定書（一般社団法人富士建築士会）　…… ２４１
５－３－86　災害時における動物救護活動に関する協定書
（公益社団法人静岡県獣医師会富士支部）　…… ２４２

【ヘリコプターによる応援受入体制】
５－４－１　臨時ヘリポート　…… ２４３
５－４－２　ヘリポートの具備すべき条件　…… ２４４
５－４－３　静岡県防災ヘリコプター応援協定　…… ２４７
５－４－４　ヘリポートの使用に関する協定書　…… ２４９
【緊急通行車両】
５－５－１　緊急通行車両の事前届出手続　…… ２５０
５－５－２　緊急通行車両の確認申請及び確認手続　…… ２５２
５－５－３　緊急通行車両確認のための標示等　…… ２５４

６　個別対策項目別関係資料

【水防計画】
６－１－１　富士宮市水防計画書（抜粋）　…… ２５６
６－１－２　富士宮市水防協議会条例　…… ３０２
【消防計画】
６－２－１　富士宮市消防本部消防計画（抜粋）…… ３０３
【医療救護計画】
６－３－１　富士宮市災害時等医療救護計画　…… ３１９
【給水計画】
６－４－１　富士宮市水道事業応急対策要領　…… ３２５
【避難対策】
６－５－１　指定避難所一覧表　…… ３７０
６－５－２　指定緊急避難場所一覧表　…… ３７２
６－５－３　観光客避難計画　…… ３７５
【防疫・清掃計画】
６－６－１　防疫・清掃対策実施のための施設等　…… ３７７
【応急仮設住宅】
６－７－１　応急仮設住宅建設予定地　…… ３７８
【緊急輸送路】
６－８－１　緊急輸送路　…… ３７９
【公共建物番号標示】
６－９－１　公共建物番号標示　…… ３８１
【災害救助法】
６－10－１　災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間
並びに実費弁償…… ３８２
６－10－２　災害り災者調査原票　…… ３９０
６－10－３　災害発生・中間・確定報告　…… ３９１
６－10－４　被害状況調　…… ３９３
６－10－５　救助日報　…… ３９４
６－10－６　災害救助費概算額調　…… ３９６

【激甚災害】
６－11－１　激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３９７
【避難情報等のマニュアル】
６－12－１　避難情報等の判断・伝達マニュアル（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・・ ４００
【富士山の避難計画】
６－13－１　富士宮市富士山火山避難計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４１５

7　様式

様式第１号　職員参集集計表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５６
様式第２号　災害時情報連絡票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５７
様式第２号別表　被害状況調 ・・ ４５８
様式第２号別表　農産物被害調(一般) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５９
様式第２号別表　被害状況調(公共建物) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６０
様式第３号　災害対策活動実施状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６１
様式第４号　人・住家の被害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６２
様式第５号　被害状況集計表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６３
様式第６号　避難者名簿 ・・ ４６４
様式第７号　避難所入所記録簿（世帯単位） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６５
様式第７号の２　避難所入所記録簿（住民以外用） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６６
様式第８号　避難所収容状況調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６７
様式第９号　避難の状況 ・・ ４６８
様式第10号　避難所・救護所開設状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６９
様式第11号　在宅避難者物資配給登録簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７０
様式第12号　物資受払簿（物資集配場所用） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７１
様式第12号の２　物資受払簿（避難所用） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７２
様式第13号　り災者救出状況記録簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７３
様式第14号　遺体捜索状況記録簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７４
様式第15号　応急仮設住宅入居者台帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７５
様式第16号　罹災証明書申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７６
様式第17号　罹災証明書 ・・ ４７７

2　災害の危険度

■2－1－1　町丁別　第4次地震被害想定

南海トラフ巨大地震（東側ケース）

（注1）第4次地震被害想定において使用している市町村界データと町丁目の計算に利用した町丁目界データは、データの整備年度・整備機関などの違いにより境界の形状に多少の差異があります。

（注2）町丁目境界は、第4次地震被害想定の建物被害の推計のために、各市町の固定資産税建物データを基に作成したものであり、固定資産税建物データがない地域については、建物被害の欄が空白になっています。

（注3）本想定結果は、第4次地震被害想定を策定するために作成した町丁目境界に基づく推計であるため、法定図書としての利用はできません。

（注4）被害棟数は一定の率により算出しているため整数となっていません。

建物被害（単位：棟）

								冬・夕発災										
町丁字名	震度区分別面積（単位：km²）		液状化可能性別の面積（単位：km²）					全壊棟数						半壊棟数				
	震度6強	震度6弱	大	中	小	なし	対象外	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	合計
ひばりが丘	0.19						0.19	14.6				1.6	16.3	47.9				47.9
阿幸地								0.7				0.0	0.7	2.0				2.0
阿幸地町	0.14						0.14	29.8				18.9	48.6	67.2				67.2
栗倉	2.19	16.02					18.2	19.6			0.6	2.0	22.2	75.3			1.5	76.8
栗倉南町	0.1	0.05					0.14	2.7				0.3	3.0	11.0				11.0
安居山	1.45	0.5					1.95	30.8			3.1	2.0	35.9	87.8			7.3	95.0
羽鮒羽行	0.83	0.54					1.37	7.9			0.2	0.1	8.1	21.8			0.4	22.1
羽鮒月台	0.54	0.38				0.06	0.86	6.4			0.4	0.2	7.0	20.9			0.9	21.8
羽鮒香葉台	0.08	0.02					0.1	7.6			0.0	0.2	7.8	17.5			0.1	17.5
羽鮒坂本	0.36	0.06					0.42	5.2				0.1	5.3	12.9				12.9
羽鮒松林	0.05	0.02					0.07	4.4			0.3	0.3	5.0	10.6			0.7	11.4
羽鮒稗久保	0.67	0.01					0.69	6.1				0.0	6.1	13.6				13.6
羽鮒平井	0.25	0.11					0.36	6.8				0.4	7.2	17.9				17.9
羽鮒平野	0.15	0.02					0.17	6.1			0.2	0.1	6.4	14.2			0.4	14.5
羽鮒本町		0.06					0.06	0.6			0.1	0.1	0.7	3.3			0.1	3.4
羽鮒朏島	0.05	0.24					0.29	1.4				0.2	1.6	8.1				8.1
下稲子第1	0.07	0.39					0.45	0.6			2.2	0.0	2.8	4.8			5.1	10.0
下稲子第2	0.07	1.21					1.28	3.1			5.0	0.0	8.2	13.3			11.7	25.1
下条	0.87	2.38					3.25	43.5			0.1	2.2	45.8	172.3			0.1	172.5
下柚野		0.64					0.64	1.3			1.4	0.1	2.8	8.9			3.4	12.3
下柚野鳥並	0.03	0.65					0.68	1.0			1.8	0.0	2.8	6.6			4.1	10.7
外神	2.69	0.12		0.04			2.77	54.0	0.2			3.0	57.2	191.8	0.9			192.7
外神東町	0.55						0.55	5.4				0.3	5.7	16.8				16.8
貫戸	1.56	0.03					1.59	9.6			0.1	0.4	10.1	28.2			0.2	28.4
貴船町	0.13			0.03			0.1	38.5	0.1			75.9	114.6	52.1	0.4			52.5
宮原	1.18						1.18	73.0			0.0	9.1	82.2	232.4			0.1	232.5
宮町	0.2						0.2	43.9				14.2	58.0	73.6				73.6
宮北町	0.18						0.18	5.3				1.3	6.6	12.9				12.9
弓沢町	0.37						0.37	44.0				10.3	54.3	87.2				87.2
錦町	0.09						0.09	11.7				0.9	12.6	24.0				24.0
元城町	0.2						0.2	45.8				12.0	57.8	88.8				88.8
原	1.02	1.23					2.25	16.6			0.1	0.4	17.1	54.8			0.2	55.0
源道寺町	0.21	0.31				0.15	0.36	25.1				1.8	26.9	77.2				77.2
光町	0.12						0.12	26.0				25.5	51.4	49.6				49.6
黒田	0.44	0.26				0.24	0.46	33.5			0.3	3.0	36.8	104.8			0.8	105.6
根原		16.67				0.12	16.6	5.3				0.0	5.4	23.4				23.4
佐折	1.03	9.81					10.9	1.4			0.2	0.0	1.7	4.8			0.5	5.3
三園平	0.55						0.55	29.7				4.3	34.1	88.2				88.2
山宮	4.4	12.19					16.6	63.0			0.0	4.9	68.0	240.2			0.1	240.3
山本	2.13	0.41				0.14	2.41	63.7			0.8	3.5	68.0	199.8			1.8	201.6
若の宮町	0.26						0.26	46.6				13.3	59.9	103.1				103.1
狩宿	0.32	0.19					0.5	3.5				0.1	3.6	13.4				13.4
舟久保町	0.04	0.09					0.13	8.0				2.2	10.2	39.0				39.0
小泉	3.34	0.96				0.13	4.17	227.8			0.3	28.4	256.5	743.4			0.8	744.2

2　災害の危険度

建物被害（単位：棟）

町丁字名	震度区分別面積（単位：km²）		液状化可能性別の面積（単位：km²）					冬・夕発災									
								全壊棟数						半壊棟数				
	震度6強	震度6弱	大	中	小	なし	対象外	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	合計
沼久保	1.69	0.33					2.01	14.0			0.6	0.4	15.0	42.2			1.4	43.5
上井出	2.51	14.9					17.4	53.9			0.3	1.1	55.2	189.2			0.7	189.8
上稲子桜峠	0.3	23.33					23.6				0.1		0.1				0.3	0.3
上稲子第1		1.4					1.4	0.5			1.0	0.0	1.4	2.8			2.2	5.0
上稲子第2		1.4					1.4	2.8			2.0	0.0	4.8	15.5			4.6	20.1
上稲子第3		1.75					1.75	2.5			4.7	0.0	7.2	15.9			11.0	26.9
上条	1.35	2.23					3.58	28.0				1.2	29.2	105.5				105.5
上柚野市場		0.33					0.33	1.3			0.1	0.0	1.5	9.5			0.3	9.8
上柚野上条		0.54					0.54	1.2			0.0	0.0	1.3	7.3			0.1	7.4
上柚野中才		0.66					0.66	0.9				0.0	0.9	5.1				5.1
城北町	0.18						0.18	23.1				4.8	27.9	64.1				64.1
神田川町	0.1	0.06		0.06	0.02	0.05	0.02	8.3	0.1			2.1	10.5	26.5	0.8			27.3
人穴	0.46	15.43					15.9	9.8				0.1	9.9	61.7				61.7
杉田	1.4	2.65					4.05	46.7			0.1	1.2	48.0	174.8			0.2	175.0
星山	3.12	0.56	0.13		0.13		3.42	60.4	0.2	0.0	2.0	5.8	68.4	173.8	0.7	0.1	4.7	179.2
精進川	1.55	4.06					5.61	20.8			0.3	0.4	21.5	77.0			0.7	77.7
西山	1.42						1.42	2.5				0.0	2.5	5.2				5.2
西山西山下	0.72	0.51					1.23	8.9			0.8	0.1	9.8	26.5			1.9	28.4
西山西山上	0.54	0.32					0.86	4.1				0.0	4.1	14.1				14.1
西山西山中	0.79	0.86					1.65	5.4				0.1	5.5	18.7				18.7
西小泉町	0.28						0.28	15.8				1.2	17.0	40.0				40.0
西町	0.21			0.06	0.01		0.14	114.8	0.7	0.6		97.9	214.0	149.8	1.5	1.9		153.1
青木	0.89	1.84		1.08	0.07		1.59	28.5	1.1		3.6	1.4	34.6	110.6	4.3		8.5	123.4
青木平	0.38	0.01					0.39	8.5			2.2	0.5	11.2	27.8			5.2	33.0
泉町	0.18			0.15	0.02		0.01	30.2	0.7			12.6	43.5	63.6	2.2			65.8
浅間町	0.09	0.16				0.1	0.15	6.7	0.0			1.5	8.2	22.9	0.0			22.9
前田町	0.03	0.04					0.07	1.3				0.2	1.6	3.2				3.2
村山	1.14	3.52					4.66	16.5			0.2	0.3	17.0	70.1			0.4	70.4
大岩	3.06	0.19					3.25	72.6			0.0	6.3	79.0	248.1			0.1	248.1
大久保下	0.05	0.39					0.44	2.4			3.4	0.0	5.9	9.0			8.0	17.1
大久保上	0.01	0.95					0.96	2.3			1.7	0.1	4.1	11.8			4.1	15.9
大宮町	0.14						0.14	53.2				10.0	63.1	99.4				99.4
大鹿窪久保東	0.17	0.38					0.55	2.5				0.0	2.5	11.0				11.0
大鹿窪三田	0.97	0.17					1.14	7.8				0.2	8.0	26.9				26.9
大鹿窪水道橋	0.3	0.37					0.67	6.8				0.2	7.0	26.3				26.3
大中里	1.98	1.56		0.29	0.13	0.19	2.92	92.3	0.4		2.0	12.7	107.5	251.7	1.7		4.7	258.2
中央町	0.12						0.12	21.9				5.9	27.8	35.4				35.4
中原町	0.1						0.1	5.1				0.3	5.4	17.6				17.6
中島町	0.12	0.05	0.07			0.03	0.07	21.8	0.5	0.8		31.8	54.8	42.9	2.5	2.4		47.9
中里東町	0.17	0.01	0.06	0.03		0.03	0.06	39.1	0.6	0.0		41.3	81.0	65.2	1.5	0.0		66.7
猪之頭	5.45	15.97					21.4	37.3			1.0	0.3	38.6	140.5			2.3	142.8
朝日町	0.18						0.18	46.3				94.0	140.3	78.1				78.1
長貫橋場		0.16					0.16	1.2			0.4	0.1	1.7	7.3			0.8	8.2
長貫砂原第1		0.18					0.18	2.6			0.8	0.1	3.4	11.8			1.8	13.6
長貫砂原第2	0.01	0.19					0.2	2.2			0.0	0.1	2.3	11.9			0.0	12.0
長貫上長貫	0.08	1.48					1.56	1.7			2.6	0.1	4.4	10.2			6.1	16.2
長貫川合		0.08					0.08	1.1			0.1	0.1	1.3	5.8			0.2	6.0
長貫楠金	0.01	0.45					0.46	2.4			0.9	0.1	3.4	13.4			2.1	15.5
田中町	0.15	0.24				0.13	0.26	15.2				1.8	17.0	47.2				47.2
東阿幸地	0.22						0.22	18.8				4.3	23.1	46.3				46.3
東町	0.18						0.18	59.2				23.7	82.9	102.1				102.1

2　災害の危険度

建物被害（単位：棟）

町丁字名	震度区分別面積（単位：km²）		液状化可能性別の面積（単位：km²）					冬・夕発災									
								全壊棟数						半壊棟数				
	震度6強	震度6弱	大	中	小	なし	対象外	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	合計
内房	8.39	3.34					11.7	2.8			0.3	0.0	3.1	7.9			0.6	8.5
内房瓜島	0.41	0.19					0.6	3.3		0.0	0.4	0.0	3.8	9.8		0.0	0.9	10.7
内房塩出	0.07	0.26					0.33	0.2			0.4	0.0	0.6	0.9			0.9	1.9
内房橋上		0.57					0.57	0.3			1.1	0.0	1.4	2.3			2.5	4.7
内房山口	0.53						0.54	5.7		0.0	3.9	0.1	9.6	11.8		0.0	9.0	20.8
内房巡沢	0.41	0.38					0.78	5.2			3.1	0.1	8.4	17.6			7.2	24.8
内房瀬戸島		0.09					0.09	0.4				0.0	0.4	3.0				3.0
内房相沼	0.03	0.34					0.37	1.4			1.4	0.0	2.8	7.4			3.3	10.7
内房大晦日	0.55	0.5					1.05	0.2			0.6	0.0	0.9	0.9			1.4	2.3
内房大嵐	0.43	0.03					0.45	1.8			1.0	0.0	2.8	5.0			2.4	7.4
内房竹の下	0.19	0.07					0.26	1.4			0.4	0.0	1.8	3.2			0.9	4.1
内房仲	0.58	0.33					0.91	3.6		0.0	0.7	0.0	4.3	9.4		0.0	1.5	10.9
内房尾崎		0.65					0.65	4.0			0.2	0.1	4.4	24.7			0.5	25.1
内房峯	0.02	0.43					0.45	1.0			2.8	0.0	3.8	4.9			6.4	11.3
内房野下	0.32						0.32	1.0			0.2	0.0	1.2	2.1			0.4	2.5
内房落合		0.64					0.64	1.5			2.1	0.1	3.7	10.4			4.9	15.3
内野	0.95	5.05					6	13.9			0.1	0.2	14.2	58.3			0.1	58.4
猫沢	0.28	0.32					0.6	7.4				0.1	7.5	23.0				23.0
馬見塚	0.65	0.74					1.39	11.5			0.1	0.2	11.8	46.8			0.3	47.1
半野	0.55	0.82					1.37	12.4			0.1	0.2	12.7	46.3			0.3	46.6
富士見ケ丘	0.36						0.36	31.6				6.8	38.5	102.6				102.6
富士山国有林	1.39	70.6					72	0.1				0.0	0.1	0.7				0.7
舞々木町	0.36						0.36	13.8				1.7	15.6	49.6				49.6
穂波町	0.05	0.05	0.04	0.04		0.02		11.2	1.3	1.9		0.9	15.3	23.6	4.5	5.7		33.7
宝町	0.16						0.16	63.2				92.7	155.9	90.8				90.8
豊町	0.17						0.17	44.5				24.5	69.0	84.4				84.4
北山	9.01	19.87					28.9	91.6			0.5	1.6	93.6	314.4			1.1	315.6
北町	0.16						0.16	25.4				20.4	45.8	70.3				70.3
万野原新田	2.25						2.25	132.9			0.4	12.5	145.8	431.2			0.9	432.1
野中	1.61	0.02				0.02	1.61	98.5	0.0	0.0	0.0	14.4	112.9	243.1	0.1	0.1	0.1	243.3
野中町	0.06	0.1				0.06	0.1	7.7	0.0			1.3	9.1	25.7	0.0			25.7
野中東町	0.06	0.08				0.05	0.08	5.9		0.0		2.0	8.0	16.1		0.1		16.1
矢立町	0.22						0.22	35.7				21.8	57.4	70.9				70.9
淀師	1.07	0.29		0.31			1.05	62.9	3.2			28.6	94.7	192.5	16.8			209.3
淀川町	0.2		0.02				0.17	53.6	0.2			124.9	178.7	78.8	0.7			79.5
淀平町	0.3						0.3	35.2				23.6	58.9	91.7				91.7
麓	1.73	17.16				0.01	18.9	4.3			1.4	0.0	5.8	14.3			3.2	17.5
上柚野芝山		5.41					5.41											

２　災害の危険度

■２－２－１　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
1	104 - Ⅰ - 0895	佐折	佐折	背戸	自然斜面
2	104 - Ⅰ - 0897	滝元	上井出	滝元	自然斜面
3	104 - Ⅰ - 0898	熊久保	半野	熊久保	自然斜面
4	104 - Ⅰ - 0901	大倉	精進川	大倉	自然斜面
5	104 - Ⅰ - 0903	中耕地ａ	青木	中耕地	自然斜面
6	104 - Ⅰ - 0904	中耕地ｂ	青木	中耕地	自然斜面
7	104 - Ⅰ - 0905	西ノ山	大中里	西ノ山	自然斜面
8	104 - Ⅰ - 0906	田中町	田中	田中町	自然斜面
9	104 - Ⅰ - 0907	下谷戸	黒田	下谷戸	自然斜面
10	104 - Ⅰ - 0908	柿崎ａ	山本	柿崎	自然斜面
11	104 - Ⅰ - 0909	柿崎ｂ	山本	柿崎	自然斜面
12	104 - Ⅰ - 0910	下川原	山本	下川原	自然斜面
13	104 - Ⅰ - 0911	月の輪	星山	月の輪	自然斜面
14	104 - Ⅰ - 0912	坊地	星山	坊地	自然斜面
15	104 - Ⅰ - 0913	星山ａ	星山	坊地	自然斜面
16	104 - Ⅰ - 0914	星山ｂ	星山	坊地	自然斜面
17	104 - Ⅰ - 0915	上ノ原ａ	星山	上ノ原	自然斜面
18	104 - Ⅰ - 0916	上ノ原ｂ	星山	上ノ原	自然斜面
19	104 - Ⅰ - 0919	上ノ原ｄ	安居山	上ノ原	自然斜面
20	104 - Ⅰ - 0920	水沼	沼久保	水沼	自然斜面
21	104 - Ⅰ - 2785	棚口	馬見塚	棚口	自然斜面
22	104 - Ⅰ - 2786	水沼	沼久保	水沼	自然斜面
23	104 - Ⅰ - 2787	上ノ原１	星山	上ノ原	自然斜面
24	104 - Ⅰ - 2788	上ノ原２	星山	上ノ原	自然斜面
25	104 - Ⅰ - 2790	机島１	万野原新田	机島	自然斜面
26	104 - Ⅰ - 2791	机島２	万野原新田	机島	自然斜面
27	104 - Ⅰ - 2792	金井沢	小泉	金井沢	自然斜面
28	104 - Ⅰ - 2793	左加志	黒田	左加志	自然斜面
29	104-Ⅰ-3540	上万野-ｲ	万野原新田	上万野	自然斜面
30	104-Ⅰ-3541	山本-ﾛ	山本	山本	自然斜面
31	104-Ⅰ-3542	内野-ﾛ	内野	内野	自然斜面
32	104-Ⅰ-3543	狩宿-ｲ	狩宿	狩宿	自然斜面
33	104 - Ⅰ - 0938	北ヶ谷戸	上稲子	北ヶ谷戸	自然斜面
34	104 - Ⅰ - 0939	向田	上稲子	向田	自然斜面
35	104 - Ⅰ - 0940	蕪窪	上稲子	蕪窪	自然斜面
36	104 - Ⅰ - 0941	池の谷	上稲子	池ノ谷	自然斜面
37	104 - Ⅰ - 0942	東村	下稲子	東村	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
38	104 - Ⅰ - 0943	下条	西山	下条	自然斜面
39	104 - Ⅰ - 0944	上谷戸	大久保	上谷戸	自然斜面
40	104 - Ⅰ - 0945	上長貫	長貫	上長貫	自然斜面
41	104 - Ⅰ - 0946	松林	羽鮒	松林	自然斜面
42	104 - Ⅰ - 0947	川合	長貫	川合	自然斜面
43	104 - Ⅰ - 0948	尾崎	内房	尾崎	自然斜面
44	104 - Ⅰ - 0949	相沼	内房	相沼	自然斜面
45	104 - Ⅰ - 0950	落合	内房	落合	自然斜面
46	104 - Ⅰ - 0951	大和	内房	大和	自然斜面
47	104 - Ⅰ - 0952	廻沢	内房	廻沢	自然斜面
48	104 - Ⅰ - 0953	大嵐	内房	大嵐	自然斜面
49	104 - Ⅰ - 0954	仲	内房	仲	自然斜面
50	104 - Ⅰ - 0955	大晦日	内房	大晦日	自然斜面
51	104 - Ⅰ - 0956	麦谷沢	内房	麦谷沢	自然斜面
52	104 - Ⅰ - 0957	瓜島	内房	瓜島	自然斜面
53	104 - Ⅰ - 0958	瓜島	内房	瓜島	自然斜面
54	104 - Ⅰ - 2805	入山	上稲子	上向 他	自然斜面
55	104 - Ⅰ - 2806	神矢野	上稲子	神矢野	自然斜面
56	104 - Ⅰ - 2807	東村	下稲子	東村	自然斜面
57	104 - Ⅰ - 2808	砂熊	下稲子	砂熊	自然斜面
58	104 - Ⅰ - 2809	森林	上柚野	森林	自然斜面
59	104 - Ⅰ - 2810	下柚野２	下柚野	押出	自然斜面
60	104 - Ⅰ - 2811	下柚野３	下柚野	押出	自然斜面
61	104 - Ⅰ - 2812	鳥並	鳥並	上村	自然斜面
62	104 - Ⅰ - 2813	上出村２	鳥並	上出村	自然斜面
63	104 - Ⅰ - 2814	大久保２	大久保	下谷戸	自然斜面
64	104 - Ⅰ - 2815	大久保３	大久保	下谷戸	自然斜面
65	104 - Ⅰ - 2816	砂原１	長貫	砂原	自然斜面
66	104 - Ⅰ - 2817	砂原２	長貫	砂原	自然斜面
67	104 - Ⅰ - 2818	月代	内房	月代	自然斜面
68	104 - Ⅰ - 2819	楠金	長貫	楠金	自然斜面
69	104 - Ⅰ - 2820	尾崎	内房	尾崎	自然斜面
70	104 - Ⅰ - 2821	峯	内房	峯	自然斜面
71	104 - Ⅰ - 2822	塩出	内房	塩出	自然斜面
72	104 - Ⅰ - 2823	巡沢	内房	巡沢	自然斜面
73	104 - Ⅰ - 2824	山口１	内房	山口	自然斜面
74	104 - Ⅰ - 2825	山口２	内房	山口	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
75	104 - Ⅰ - 2826	山口３	内房	山口	自然斜面
76	104 - Ⅰ - 2827	野下	内房	野下	自然斜面
77	104 - Ⅰ - 2828	瓜島	内房	瓜島	自然斜面
78	104-Ⅰ-3555	大田和-ｲ	上稲子	飛図	自然斜面
79	104-Ⅰ-3556	羽行-ﾛ	羽鮒	羽行	自然斜面
80	104-Ⅰ-3557	平野-ﾛ	羽鮒	平野	自然斜面
81	104-Ⅰ-3558	砂原-ｲ	長貫	砂原	自然斜面
82	104-Ⅰ-3559	河合田-ｲ	長貫	河合田	自然斜面
83	104-Ⅰ-3560	落合-ﾘ	内房	落合	自然斜面
84	104 - Ⅰ - 0060	矢立町	矢立町		人口斜面
85	104 - Ⅱ - 0800	家の前	麓	家の前 他	自然斜面
86	104 - Ⅱ - 0801	白糸	原	白糸	自然斜面
87	104 - Ⅱ - 0802	明善谷戸	青木	明善谷戸	自然斜面
88	104-Ⅱ-0803	坂下-ﾊ	北山	坂下	自然斜面
89	104-Ⅱ-0804	坂下-ﾎ	北山	坂下	自然斜面
90	104-Ⅱ-0805	御園-ｲ	北山	御園	自然斜面
91	104-Ⅱ-0806	浅敷-ｲ	北山	浅敷	自然斜面
92	104-Ⅱ-0807	浅敷-ﾛ	北山	浅敷	自然斜面
93	104-Ⅱ-0808	北山-ｲ	北山	北山	自然斜面
94	104-Ⅱ-0809	下組-ｲ	北山	下組	自然斜面
95	104-Ⅱ-0810	上組-ｲ	北山	上組	自然斜面
96	104-Ⅱ-0811	上組-ﾍ	北山	上組	自然斜面
97	104-Ⅱ-0812	上組-ﾊ	北山	上組	自然斜面
98	104-Ⅱ-0813	上組-ﾛ	北山	上組	自然斜面
99	104-Ⅱ-0814	上組-ﾎ	北山	上組	自然斜面
100	104-Ⅱ-0815	上組-ﾆ	北山	上組	自然斜面
101	104-Ⅱ-0816	東鞍骨-ｲ	北山	東鞍骨	自然斜面
102	104-Ⅱ-0817	山宮-ｲ	山宮	山宮	自然斜面
103	104-Ⅱ-0818	元村山-ｲ	村山	本村山	自然斜面
104	104-Ⅱ-0819	日影林-ｲ	村山	日影林	自然斜面
105	104-Ⅱ-0820	社領-ﾊ	村山	社領	自然斜面
106	104-Ⅱ-0821	社領-ﾊ	村山	社領	自然斜面
107	104-Ⅱ-0822	社領-ﾛ	村山	社領	自然斜面
108	104-Ⅱ-0823	山宮-ﾛ	山宮	山宮	自然斜面
109	104-Ⅱ-0824	万野原新田-ｲ	万野新田	万野新田	自然斜面
110	104-Ⅱ-0825	出水-ｲ	大岩	出水	自然斜面
111	104-Ⅱ-0826	杉田-ｲ	杉田	杉田	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
112	104-Ⅱ-0827	杉田-ﾆ	杉田	杉田	自然斜面
113	104-Ⅱ-0829	杉田-ﾛ	杉田	杉田	自然斜面
114	104-Ⅱ-0830	山本-ｲ	山本	山本	自然斜面
115	104-Ⅱ-0831	石の宮-ｲ	山本	石の宮	自然斜面
116	104-Ⅱ-0832	木伐山-ｲ	村山	木伐山	自然斜面
117	104-Ⅱ-0833	木伐山-ﾛ	村山	木伐山	自然斜面
118	104-Ⅱ-0834	神成-ｲ	村山	神成	自然斜面
119	104-Ⅱ-0835	神成-ﾊ	村山	神成	自然斜面
120	104-Ⅱ-0836	神成-ﾛ	村山	神成	自然斜面
121	104-Ⅱ-0837	小泉-ｲ	小泉	小泉	自然斜面
122	104-Ⅱ-0838	内野-ｲ	内野	内野	自然斜面
123	104-Ⅱ-0839	猪之頭-ｲ	猪之頭	猪之頭	自然斜面
124	104-Ⅱ-0840	足形-ｲ	内野	足形	自然斜面
125	104-Ⅱ-0841	熊久保-ｲ	半野	熊久保	自然斜面
126	104-Ⅱ-0842	熊久保-ﾛ	半野	熊久保	自然斜面
127	104-Ⅱ-0843	精進川-ｲ	精進川	精進川	自然斜面
128	104-Ⅱ-0844	精進川-ﾛ	精進川	精進川	自然斜面
129	104-Ⅱ-0845	大倉-ｲ	精進川	大倉	自然斜面
130	104-Ⅱ-0846	東下条-ｲ	下条	東下条	自然斜面
131	104-Ⅱ-0847	坂下-ｲ	青木	坂下	自然斜面
132	104-Ⅱ-0848	中村-ﾉ	青木	中村	自然斜面
133	104-Ⅱ-0849	中村-ﾔ	青木	中村	自然斜面
134	104-Ⅱ-0850	中村-ｸ	青木	中村	自然斜面
135	104-Ⅱ-0851	中村-ｵ	青木	中村	自然斜面
136	104-Ⅱ-0852	青木-ﾍ	青木	青木	自然斜面
137	104-Ⅱ-0853	外神-ﾛ	外神	外神	自然斜面
138	104-Ⅱ-0854	青木平-ｲ	青木平	青木平	自然斜面
139	104-Ⅱ-0855	大中里-ｲ	大中里	大中里	自然斜面
140	104-Ⅱ-0856	中里-ﾍ	大中里	中里	自然斜面
141	104-Ⅱ-0857	別所-ｲ	安居山	別所	自然斜面
142	104-Ⅱ-0858	安居山-ｲ	安居山	中村 他	自然斜面
143	104-Ⅱ-0859	安居山-ﾛ	安居山	黒山	自然斜面
144	104-Ⅱ-0860	星山-ｲ	星山	星山	自然斜面
145	104-Ⅱ-0861	星山-ﾆ	星山	星山	自然斜面
146	104-Ⅱ-0862	星山-ﾛ	星山	星山	自然斜面
147	104-Ⅱ-0863	星山-ﾁ	星山	星山	自然斜面
148	104-Ⅱ-0865	貫戸-ｲ	貫戸	貫戸	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
149	104-Ⅱ-0866	貫戸-ﾛ	貫戸	貫戸	自然斜面
150	104 - Ⅱ - 5842	田貫湖	猪の頭	長者ヶ原	自然斜面
151	104 - Ⅱ - 5843	雌久保	精進川	雌久保	自然斜面
152	104 - Ⅱ - 0934	枇杷窪	上稲子	枇杷窪	自然斜面
153	104-Ⅱ-0935	西村-ｲ	上柚野	西村	自然斜面
154	104-Ⅱ-0936	上条-ｲ	上柚野	上条	自然斜面
155	104-Ⅱ-0937	入山-ｲ	上稲子	亀久保	自然斜面
156	104-Ⅱ-0938	落合-ﾆ	上稲子	瀬戸	自然斜面
157	104-Ⅱ-0939	落合-ﾁ	上稲子	赤丸 他	自然斜面
158	104-Ⅱ-0940	落合-ﾍ	上稲子	蕪窪 他	自然斜面
159	104-Ⅱ-0941	門野-ｲ	上稲子	門野	自然斜面
160	104-Ⅱ-0942	門野上-ｲ	上稲子	門野	自然斜面
161	104-Ⅱ-0943	門野-ﾊ	上稲子	門野	自然斜面
162	104-Ⅱ-0944	大田和-ﾊ	上稲子	大和田	自然斜面
163	104-Ⅱ-0945	地蔵堂-ﾛ	上稲子	地蔵堂	自然斜面
164	104-Ⅱ-0946	門野上-ﾛ	上稲子	門野上	自然斜面
165	104-Ⅱ-0948	地蔵堂-ﾆ	上稲子	地蔵堂	自然斜面
166	104-Ⅱ-0949	地蔵堂-ﾊ	上稲子	地蔵堂	自然斜面
167	104-Ⅱ-0950	神矢野-ｲ	上稲子	神矢野	自然斜面
168	104-Ⅱ-0951	森-ﾎ	上稲子	森	自然斜面
169	104-Ⅱ-0952	西ヶ谷戸-ｲ	上稲子	西ヶ谷戸	自然斜面
170	104-Ⅱ-0953	宮地-ﾛ	上稲子	宮地	自然斜面
171	104-Ⅱ-0954	上ヶ谷戸-ﾆ	上稲子	上ヶ谷戸	自然斜面
172	104-Ⅱ-0955	大畑-ｲ	上柚野	大畑	自然斜面
173	104-Ⅱ-0956	上村-ｲ	鳥並	上村	自然斜面
174	104-Ⅱ-0958	羽行-ｲ	羽鮒	羽行	自然斜面
175	104-Ⅱ-0959	本町-ﾛ	羽鮒	本町	自然斜面
176	104-Ⅱ-0960	古田-ｲ	羽鮒	古田	自然斜面
177	104-Ⅱ-0961	古田-ﾛ	羽鮒	古田	自然斜面
178	104-Ⅱ-0962	上垣戸-ｲ	西山	上垣戸	自然斜面
179	104-Ⅱ-0963	西山-ﾛ	西山	西山	自然斜面
180	104-Ⅱ-0964	向田-ﾛ	上稲子	日向	自然斜面
181	104-Ⅱ-0965	寺平-ｲ	上稲子	作畠 他	自然斜面
182	104-Ⅱ-0966	寺平-ﾊ	上稲子	作畠 他	自然斜面
183	104-Ⅱ-0967	池ヶ谷-ﾛ	上稲子	池ノ谷	自然斜面
184	104-Ⅱ-0968	北-ﾉ	上稲子	北	自然斜面
185	104-Ⅱ-0969	北-ﾀ	下稲子	北	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
186	104-Ⅱ-0970	本通-ｲ	下稲子	本通	自然斜面
187	104-Ⅱ-0971	本通-ﾛ	下稲子	本通	自然斜面
188	104-Ⅱ-0972	駅通-ｲ	下稲子	駅通	自然斜面
189	104-Ⅱ-0973	長貫-ｲ	長貫	長貫	自然斜面
190	104-Ⅱ-0974	上長貫-ｲ	長貫	上長貫	自然斜面
191	104-Ⅱ-0975	長貫-ﾛ	長貫	長貫	自然斜面
192	104-Ⅱ-0976	楠金-ｲ	長貫	楠金	自然斜面
193	104-Ⅱ-0977	楠金-ﾆ	長貫	楠金	自然斜面
194	104-Ⅱ-0978	楠金-ﾊ	長貫	楠金	自然斜面
195	104-Ⅱ-0979	楠金-ﾛ	長貫	楠金	自然斜面
196	104-Ⅱ-0980	橋場-ｲ	長貫	橋場	自然斜面
197	104-Ⅱ-0981	相沼-ｲ	内房	相沼	自然斜面
198	104-Ⅱ-0982	落合-ﾎ	内房	落合	自然斜面
199	104-Ⅱ-0983	落合-ﾄ	内房	落合	自然斜面
200	104-Ⅱ-0984	内房-ﾊ	内房	内房	自然斜面
201	104-Ⅱ-0985	峯-ﾆ	内房	峯	自然斜面
202	104-Ⅱ-0986	廻り沢-ｲ	内房	廻り沢	自然斜面
203	104-Ⅱ-0987	竹ノ下-ｲ	内房	竹ノ下	自然斜面
204	104-Ⅱ-0988	行道-ｲ	内房	行道	自然斜面
205	104-Ⅱ-0989	行道-ﾆ	内房	行道	自然斜面
206	104-Ⅱ-0990	行道-ﾊ	内房	行道	自然斜面
207	104-Ⅱ-0991	行道-ﾛ	内房	行道	自然斜面
208	104-Ⅱ-0992	竹ノ下-ﾄ	内房	竹ノ下	自然斜面
209	104-Ⅱ-0993	竹ノ下-ﾍ	内房	竹ノ下	自然斜面
210	104-Ⅱ-0994	竹ノ下-ﾎ	内房	竹ノ下	自然斜面
211	104-Ⅱ-0995	竹ノ下-ﾛ	内房	竹ノ下	自然斜面
212	104-Ⅱ-0996	山口-ｲ	内房	山口	自然斜面
213	104-Ⅱ-0997	山口-ﾎ	内房	山口	自然斜面
214	104-Ⅱ-0998	山口-ﾊ	内房	山口	自然斜面
215	104-Ⅱ-0999	山口-ﾛ	内房	山口	自然斜面
216	104-Ⅱ-1000	山口-ﾆ	内房	山口	自然斜面
217	104-Ⅱ-1001	瓜島-ｲ	内房	瓜島	自然斜面
218	104-Ⅱ-1002	廻り沢-ﾎ	内房	廻り沢	自然斜面
219	104-Ⅱ-1003	廻り沢-ﾊ	内房	廻り沢	自然斜面
220	104-Ⅱ-1004	廻り沢-ﾛ	内房	廻り沢	自然斜面
221	104-Ⅱ-1005	廻り沢-ﾆ	内房	廻り沢	自然斜面
222	104-Ⅱ-1006	仲-ﾊ	内房	仲	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
223	104-Ⅱ-1007	仲-ニ	内房	仲	自然斜面
224	104-Ⅱ-1008	大晦日-ロ	内房	大晦日	自然斜面
225	104-Ⅲ-0229	上宿-イ	上井出	上宿	自然斜面
226	104-Ⅲ-0230	篠坂-イ	粟倉	篠坂	自然斜面
227	104-Ⅲ-0231	猪之頭-イ	猪之頭	中山	自然斜面
228	104-Ⅲ-0232	猪之頭-ロ	猪之頭	猪之頭	自然斜面
229	104-Ⅲ-0233	猪之頭-は	猪之頭	猪之頭	自然斜面
230	104-Ⅲ-0234	星山-い	星山	星山	自然斜面
231	104-Ⅲ-0240	北-ハ	下稲子	北	自然斜面
232	104-Ⅲ-0241	仲-イ	内房	仲	自然斜面
233	104-Ⅲ-0242	仲-ホ	内房	仲	自然斜面
234	104-Ⅲ-0243	落合-い	上稲子	落合	自然斜面
235	104-Ⅲ-0244	地蔵堂-い	上稲子	地蔵堂	自然斜面
236	104-Ⅲ-0245	森-い	上稲子	森	自然斜面
237	104-Ⅲ-0246	向田-い	上稲子	向田 他	自然斜面
238	104-Ⅲ-0247	入山-い	上稲子	亀久保	自然斜面
239	104-Ⅲ-0248	上ヶ谷戸-い	上稲子	上ヶ谷戸	自然斜面
240	104-Ⅲ-0249	池ノ谷-い	上稲子	長野	自然斜面
241	104-Ⅲ-0250	池ノ谷-ろ	上稲子	池ノ谷	自然斜面
242	104-Ⅲ-0251	池ノ谷-は	上稲子	池ノ谷	自然斜面
243	104-Ⅲ-0252	池ノ谷-に	上稲子	花ノ木	自然斜面
244	104-Ⅲ-0253	上稲子-い	上稲子	上稲子	自然斜面
245	104-Ⅲ-0254	上出村-い	鳥並	上出村	自然斜面
246	104-Ⅲ-0255	鳥並-い	鳥並	鳥並	自然斜面
247	104-Ⅲ-0256	中村-い	西山	中村	自然斜面
248	104-Ⅲ-0257	見世-い	西山	見世	自然斜面
249	104-Ⅲ-0258	楠金-い	長貫	楠金	自然斜面
250	104-Ⅲ-0259	塩出-い	内房	塩出	自然斜面
251	104-Ⅲ-0260	塩出-ろ	内房	塩出	自然斜面
252	104-Ⅲ-0261	廻り沢-い	内房	廻り沢	自然斜面
253	104-Ⅲ-0262	廻り沢-ろ	内房	廻り沢	自然斜面
254	104-Ⅲ-0264	廻り沢-に	内房	廻り沢	自然斜面
255	104-Ⅲ-0265	竹ノ下-い	内房	竹ノ下	自然斜面
256	104-Ⅲ-0266	山口-い	内房	山口	自然斜面
257	104-Ⅲ-0267	山口-ろ	内房	山口	自然斜面
258	104-Ⅲ-0268	山口-は	内房	山口	自然斜面

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		
			大　字	小　字	備　考
259	104-Ⅲ-0270	橋上-ろ	内房	橋上	自然斜面
260	104-Ⅲ-0271	橋上-は	内房	橋上	自然斜面
261	104-Ⅲ-0272	内房-い	内房	内房	自然斜面
262	104-Ⅲ-0273	内房-ろ	内房	内房	自然斜面
263	104-Ⅲ-0274	内房-は	内房	内房	自然斜面
264	104-Ⅲ-0276	相沼-い	内房	相沼	自然斜面
265	104-Ⅲ-0277	瓜島-い	内房	瓜島	自然斜面
266	104-Ⅲ-0278	竹ノ下-ろ	内房	竹ノ下	自然斜面
267	104-ＩS-0001	大岩峯谷戸A	大岩	峯谷戸	自然斜面
268	104-ＩS-0002	内房立谷	内房	立谷	自然斜面
269	104-ＩS-0003	長貫川合	長貫	川合	自然斜面
270	104-ＩS-0004	大鹿窪窪	大鹿窪	窪	自然斜面
271	104-ＩS-0005	羽鮒南田	羽鮒	南田	自然斜面
272	104-ⅡS-0001	星山月ノ輪	星山	月ノ輪	自然斜面
273	104-ⅡS-0002	安居山上別所A	安居山	上別所	自然斜面
274	104-ⅡS-0003	安居山上別所B	安居山	上別所	自然斜面
275	104-ⅡS-0004	大中里西ノ山	大中里	西ノ山	自然斜面
276	104-ⅡS-0005	大中里牛ヶ沢	大中里	牛ヶ沢	自然斜面
277	104-ⅡS-0006	淀師小川戸	淀師	小川戸	自然斜面
278	104-ⅡS-0007	大岩出水	大岩	出水	自然斜面
279	104-ⅡS-0008	大岩泉平	大岩	泉平	自然斜面
280	104-ⅡS-0009	大岩南谷戸A	大岩	南谷戸	自然斜面
281	104-ⅡS-0010	大岩南谷戸B	大岩	南谷戸	自然斜面
282	104-ⅡS-0011	黒田中原	黒田	中原	自然斜面
283	104-ⅡS-0012	大岩宝田	大岩	宝田	自然斜面
284	104-ⅡS-0013	万野原新田机島A	万野原新田	机島	自然斜面
285	104-ⅡS-0014	万野原新田机島B	万野原新田	机島	自然斜面
286	104-ⅡS-0015	大岩峯谷井戸B	大岩	峯谷戸	自然斜面
287	104-ⅡS-0016	杉田西原	杉田	西原	自然斜面
288	104-ⅡS-0017	精進川礼之辻	精進川	礼之辻	自然斜面
289	104-ⅡS-0018	粟倉茱萸ノ木平	粟倉	茱萸ノ木平	自然斜面
290	104-ⅡS-0019	長貫橋場	長貫	橋場	人工斜面
291	104-ⅡS-0020	西山久保河原	西山	久保河原	自然斜面
292	104-ⅡS-0021	大鹿窪三沢	大鹿窪	三沢	自然斜面
293	104-ⅡS-0022	上柚野上條	上柚野	上條	自然斜面

■２－２－２　砂防指定地一覧表

水系名	河川名	渓流名	指定地先
富士川	芝　川	麓川	富士宮市麓地先
		金山沢・白水沢	〃麓地先
		見返沢	〃上井出地先
		猪の窪川・栗の木沢及び滑沢	〃上井出・佐折・内野地先
		栗の木沢	〃人穴地先
		涸沢	〃柚野地先
		エンノ沢	〃柚野地先
		楠金大沢川	〃柚野地先
		深沢	〃上井出・人穴地先
	潤井川	大沢川	〃上井出地先
		〃	〃大岩・村山地先
		潤井川	〃上井出・上条・青木地先
		足取川	〃青木地先
		〃	〃北山・上井出地先
		風祭川	〃宮原・山宮地先
		西の山沢	〃西の山地先
		弓沢川	〃山宮・粟倉・阿幸地・万野原新田・大岩地先
		中沢川	〃村山・粟倉地先
		サギ沢	〃村山地先
		久遠寺川	〃村山・小泉地先
		〃	〃大岩地先
		本門寺沢	〃北山地先
		滝沢川	〃大岩・粟倉地先

２　災害の危険度

水系名	河川名	渓流名	指定地先
富士川	潤井川	本門寺沢右支川	富士宮市北山地先
		大久保川	〃北山地先
		天間沢	〃杉田地先
		鞍骨沢	〃北山地先
	稲瀬川	稲瀬川	〃竹の内地先
		廻沢川	〃廻沢大旺日地先
		山口川	〃山口町下地先
		小晦日沢	〃ろくろ沢地先
		山口川支川	〃山口町下地先
		ろくろ沢	〃ろくろ沢地先
	稲子川	稲子川	〃上稲子地先
		神野木沢	〃枇杷窪地先
		白水沢	〃白水枇杷窪西谷戸萩間地先
		西ヶ谷沢	〃北ヶ先戸地先
		八幡沢	〃下稲子地先
	風祭川	本門寺沢	〃北山地先
		風祭川	〃山宮地先
		安居山沢	〃安居山地先

２　災害の危険度

■２－２－３　土石流危険野渓一覧表（国土交通省直轄）

令和８年４月現在

番号	危険箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
					大　字	小　字	備　考
1	207C-Ⅰ-002	富士川	猪の窪川	猪の窪川第１支渓	人穴		
2	207C-Ⅰ-003	富士川	猪の窪川	深沢	人穴		
3	207C-Ⅰ-004	富士川	猪の窪川	猪の窪川	人穴		
4	207C-Ⅰ-006	富士川	鍋窪沢	一ノ竹沢	上井出		
5	207C-Ⅰ-007	富士川	足取川	足取川	北山		
6	207C-Ⅰ-008	富士川	本妙寺沢	角木沢	北山　角木沢		
7	207C-Ⅰ-009	富士川	本妙寺沢	足取川第１支渓	北山　角木沢		
8	207C-Ⅰ-010	富士川	本妙寺沢	足取川第２支渓	北山　赤焼		
9	207C-Ⅰ-011	富士川	本妙寺沢	足取川第３支渓	北山　赤焼		
10	207C-Ⅰ-012	富士川	鞍骨沢	鞍骨沢	北山　東鞍骨		
11	207C-Ⅰ-013	富士川	風祭川	風祭川	山宮		
12	207C-Ⅰ-014	富士川	弓沢川	市兵衛沢	北栗倉		
13	207C-Ⅰ-015	富士川	弓沢川	滝沢	村山		
14	207C-Ⅰ-016	富士川	弓沢川	滝沢第１支渓	大岩　時田		
15	207C-Ⅰ-017	富士川	弓沢川	中沢（立掘沢）	栗倉		
16	207C-Ⅰ-039	富士川	風祭川	深沢第１支渓	北山		
17	207C-Ⅰ-041	富士川	足取川	一ノ竹沢第１支渓	上井出		
18	207C-Ⅰ-042	富士川	足取川	一ノ竹沢第２支渓	上井出		
19	207C-Ⅰ-043	富士川	風祭川	新規３（風祭川）	北山		
20	207C-Ⅰ-044	富士川	風祭川	新規４（風祭川）	北山、山宮		
21	207C-Ⅰ-045	富士川	弓沢川	新規５（弓沢川）	栗倉		
22	207C-Ⅰ-046	富士川	弓沢川	新規６（弓沢川）	栗倉、村山		
23	207C-Ⅱ-018	富士川	弓沢川	久遠寺川	栗倉		

■２－２－４　土石流危険渓流一覧表（静岡県砂防課）

番号	危険箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
					大　字	小　字	備考
24	207-Ⅰ-001	富士川	五斗目木川	金山沢	麓		
25	207-Ⅰ-002	富士川	五斗目木川	白水沢	麓		
26	207-Ⅰ-003	富士川	五斗目木川	金山沢支川	麓		
27	207-Ⅰ-004	富士川	五斗目木川	カトリ沢（芝川）	猪之頭		
28	207-Ⅰ-005	富士川	猪の窪川	滑沢	人穴		
29	207-Ⅰ-006	富士川	芝川	舟ヶ沢（西沢川）	精進川		
30	207-Ⅰ-007	富士川	潤井川	清水川右支川１	大中里		
31	207-Ⅰ-008	富士川	潤井川	清水川右支川２	大中里		
32	207-Ⅰ-009	富士川	富士川	安居山用水右支川１	安居山	別所 他	
33	207-Ⅰ-010	富士川	富士川	安居山用水右支川２	安居山	中上山 他	
34	207-Ⅰ-011	富士川	富士川	安居山用水右支川３	安居山		
35	207-Ⅰ-012	富士川	富士川	安居山用水右支川４	安居山		
36	207-Ⅰ-013	富士川	富士川	中村沢	安居山		
37	207-Ⅰ-014	富士川	富士川	沼久保西ノ山沢	沼久保		
38	207-Ⅰ-015	富士川	富士川	鶴根沢	沼久保		
39	207-Ⅱ-001	富士川	五斗目木川	朝日川（身捨沢）	麓		
40	207-Ⅱ-002	富士川	五斗目木川	田貫湖北沢	猪之頭		
41	207-Ⅱ-003	富士川	猪の窪川	深沢	人穴		
42	207-Ⅱ-004	富士川	潤井川	青木沢	青木		
43	207-Ⅱ-005	富士川	富士川	星山沢	星山		
44	361-Ⅰ-001	富士川	稲子川	地蔵堂沢	上稲子		
45	361-Ⅰ-002	富士川	稲子川	西ヶ谷沢	上稲子		
46	361-Ⅰ-003	富士川	稲子川	寺平沢	上稲子		
47	361-Ⅰ-004	富士川	稲子川	池之谷沢	上稲子	池ノ谷	
48	361-Ⅰ-005	富士川	稲子川	北沢	下稲子		
49	361-Ⅰ-006	富士川	稲子川	ムジナ沢	下稲子		
50	361-Ⅰ-007	富士川	稲子川	八幡沢	下稲子		
51	361-Ⅰ-008	富士川	富士川	寺ノ沢	長貫		
52	361-Ⅰ-009	富士川	稲瀬川	寺ノ沢	内房		
53	361-Ⅰ-010	富士川	稲瀬川	麦谷川	内房		
54	361-Ⅰ-011	富士川	山口川	湯元沢川	内房		
55	361-Ⅰ-012	富士川	稲瀬川	竹ノ下沢１	内房		
56	361-Ⅰ-013	富士川	稲瀬川	ろくろ沢	内房		
57	361-Ⅰ-014	富士川	稲瀬川	大和沢	内房		
58	361-Ⅰ-015	富士川	稲瀬川	竹の内川	内房		

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
					大　字	小　字	備考
59	361-Ⅰ-016	富士川	稲瀬川	落合前沢１	内房		
60	361-Ⅰ-017	富士川	稲瀬川	落合前沢２	内房		
61	361-Ⅰ-018	富士川	柚野布沢川	柚野布沢川	上柚野		
62	361-Ⅰ-019	富士川	柚野布沢川	西村沢	上柚野		
63	361-Ⅰ-020	富士川	柚野布沢川	涸沢	上柚野		
64	361-Ⅰ-021	富士川	芝川	エンノ沢	上柚野		
65	361-Ⅰ-022	富士川	芝川	大沢	上柚野		
66	361-Ⅰ-023	富士川	芝川	妙泉寺沢	下柚野		
67	361-Ⅰ-024	富士川	芝川	興徳寺沢左支川	下柚野		
68	361-Ⅰ-025	富士川	芝川	興徳寺沢右支川	下柚野		
69	361-Ⅰ-026	富士川	芝川	堤沢	大久保		
70	361-Ⅰ-027	富士川	芝川	根岸沢	羽鮒		
71	361-Ⅰ-028	富士川	芝川	羽行沢川	羽鮒		
72	361-Ⅰ-029	富士川	芝川	沖の沢	羽鮒		
73	361-Ⅰ-030	富士川	芝川	坂本沢	羽鮒		
74	361-Ⅰ-031	富士川	芝川	御庵沢	羽鮒		
75	361-Ⅰ-032	富士川	富士川	海老沢	羽鮒		
76	361-Ⅱ-001	富士川	稲子川	海老沢	上稲子	向 他	
77	361-Ⅱ-002	富士川	稲子川	入山上沢	上稲子	向 他	
78	361-Ⅱ-003	富士川	稲子川	オウト沢	上稲子	向 他	
79	361-Ⅱ-004	富士川	稲子川	ホラ沢	上稲子	上向	
80	361-Ⅱ-005	富士川	稲子川	ヒコベエ沢	上稲子	瀬戸 他	
81	361-Ⅱ-007	富士川	稲子川	門野沢	上稲子	門野	
82	361-Ⅱ-008	富士川	稲子川	石神沢	上稲子		
83	361-Ⅱ-009	富士川	稲子川	白水沢	上稲子	枇杷窪 他	
84	361-Ⅱ-010	富士川	稲子川	神矢野沢	上稲子		
85	361-Ⅱ-011	富士川	稲子川	宮地沢	上稲子		
86	361-Ⅱ-012	富士川	稲子川	池ノ谷上沢	上稲子	池ノ谷	
87	361-Ⅱ-013	富士川	富士川	西の沢	長貫		
88	361-Ⅱ-014	富士川	富士川	長貫沢	長貫		
89	361-Ⅱ-015	富士川	山口川	山口川	内房		
90	361-Ⅱ-016	富士川	山口川	山口川左支川	内房		
91	361-Ⅱ-017	富士川	山口川	山口川右支川１	内房		
92	361-Ⅱ-018	富士川	山口川	山口川右支川２	内房		
93	361-Ⅱ-019	富士川	稲瀬川	竹ノ下沢２	内房		
94	361-Ⅱ-020	富士川	稲瀬川	山口沢	内房		
95	361-Ⅱ-021	富士川	稲瀬川	小晦日沢	内房		

番号	危険箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
					大　字	小　字	備考
96	361-Ⅱ-022	富士川	稲瀬川	中の前沢	内房		
97	361-Ⅱ-023	富士川	廻沢川	奥ノ沢	内房		
98	361-Ⅱ-024	富士川	芝川	奥ノ沢	下柚野		
99	361-Ⅱ-025	富士川	芝川	下柚野沢	鳥並		
100	361-Ⅱ-026	富士川	芝川	上出村沢	鳥並		
101	361-Ⅱ-027	富士川	芝川	西山久保上沢	西山		
102	361-Ⅱ-028	富士川	芝川	北ノ沢	大久保		
103	361-Ⅱ-029	富士川	芝川	羽行上沢	羽鮒		
104	361-Ⅲ-001	富士川	稲子川	神野木沢	上稲子		
105	361-Ⅲ-002	富士川	稲子川	宮地上沢	上稲子	宮地	
106	361-Ⅲ-003	富士川	稲子川	上ヶ谷沢	上稲子	北ヶ谷戸 他	
107	361-Ⅲ-004	富士川	稲瀬川	湯沢川	内房		
108	361-Ⅲ-005	富士川	内房境川	相沼西沢	内房		
109	361-Ⅲ-006	富士川	芝川	杉ノ木沢	西山		

■２－２－５　地すべり危険箇所一覧表

地すべり危険箇所一覧　　（令和８年４月現在）

番号	箇所番号	箇所名	所在地		
			大　字	小　字	備　考
1	25	落合	内房		
2	361-001	上稲子	上稲子		

2　災害の危険度

■２－２－６　土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表　（令和８年４月現在）

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
1	207-Ⅰ-003	土石流	H18.3.24	金山沢支川	麓	麓区	井之頭中学校	
2	207-Ⅰ-002	土石流 (警戒区域のみ)	H18.3.24	白水沢	麓	麓区	井之頭中学校	
3	207-Ⅰ-001	土石流 (警戒区域のみ)	H18.3.24	金山沢	麓	麓区	井之頭中学校	
4	104-Ⅱ-0800	急傾斜地	H19.3.30	家の前	麓	麓区	井之頭中学校	
5	104-Ⅱ-0859	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H19.3.30	安居山―ロ	安居山	安居山1区	西小学校	
6	104-Ⅱ-0858	急傾斜地	H19.3.30	安居山―イ	安居山	安居山1区	西小学校	
7	207-Ⅰ-010	土石流	H19.3.30	安居山用水第2支川	安居山	安居山1区	西小学校	
8	207-Ⅰ-009	土石流	H19.3.30	安居山用水第1支川	安居山	安居山1区	西小学校	デイサービスセンター幸の郷 (安居山797-2)
9	104-Ⅰ-0919	急傾斜地	H20.3.28	安居山上ノ原	安居山	安居山1区	西小学校	
10	207-Ⅰ-013	土石流	H20.3.28	中村沢	安居山	安居山1区	西小学校	
11	207-Ⅰ-012	土石流	H20.3.28	安居山用水第4支川	安居山	安居山1区	西小学校	
12	207-Ⅰ-011	土石流	H20.3.28	安居山用水第3支川	安居山	安居山1区	西小学校	
13	104-Ⅲ-0245	急傾斜地	H20.6.27	上稲子森Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
14	104-Ⅲ-0244	急傾斜地	H20.6.27	上稲子塩野	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
15	104-Ⅱ-0954	急傾斜地	H20.6.27	上稲子北ヶ谷戸Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
16	104-Ⅱ-0951	急傾斜地	H20.6.27	上稲子森Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
17	104-Ⅱ-0950	急傾斜地	H20.6.27	上稲子神矢野Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
18	104-Ⅱ-0949	急傾斜地	H20.6.27	上稲子地蔵堂Ｃ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
19	104-Ⅱ-0948	急傾斜地	H20.6.27	上稲子地蔵堂Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
20	104-Ⅱ-0946	急傾斜地	H20.6.27	上稲子門野Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
21	104-Ⅱ-0945	急傾斜地	H20.6.27	上稲子飛図	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
22	104-Ⅱ-0944	急傾斜地	H20.6.27	上稲子地蔵堂Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
23	104-Ⅱ-0943	急傾斜地	H20.6.27	上稲子門野Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
24	104-Ⅱ-0934	急傾斜地	H20.6.27	上稲子枇杷窪	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
25	104-Ⅰ-2806	急傾斜地	H20.6.27	上稲子神矢野Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
26	361-J-001	土石流 (警戒区域のみ)	H20.6.27	神野木沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
27	361-Ⅱ-011	土石流 (警戒区域のみ)	H20.6.27	宮地沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
28	361-Ⅱ-010	土石流	H20.6.27	神矢野沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
29	361-Ⅱ-008	土石流 (警戒区域のみ)	H20.6.27	石神沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
30	361-Ⅰ-003	土石流 (警戒区域のみ)	H20.6.27	寺平沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
31	361-Ⅰ-002	土石流 (警戒区域のみ)	H20.6.27	西ヶ谷沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
32	306-Ⅰ-001	土石流 (警戒区域のみ)	H20.6.27	地蔵堂沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
33	104-Ⅱ-0816	急傾斜地	H21.3.23	北山鞍骨沢Ａ	北山	北山4区	北山中学校	
34	104-Ⅱ-0808	急傾斜地	H21.3.23	北山峯Ａ	北山	北山4区	北山中学校	
35	104-Ⅲ-0252	急傾斜地	H21.3.31	上稲子花ノ木Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
36	104-Ⅲ-0251	急傾斜地	H21.3.31	上稲子池ノ谷Ｄ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
37	104-Ⅲ-0250	急傾斜地	H21.3.31	上稲子池ノ谷Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
38	104-Ⅲ-0249	急傾斜地	H21.3.31	上稲子長野Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
39	104-Ⅲ-0246	急傾斜地	H21.3.31	上稲子向田Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
40	104-Ⅱ-0967	急傾斜地	H21.3.31	上稲子池ノ谷Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
41	104-Ⅱ-0966	急傾斜地	H21.3.31	上稲子作畠Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
42	104-Ⅱ-0965	急傾斜地	H21.3.31	上稲子作畠Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
43	104-Ⅱ-0964	急傾斜地	H21.3.31	上稲子日向Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
44	104-Ⅱ-0953	急傾斜地	H21.3.31	上稲子宮地Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
45	104-Ⅰ-0941	急傾斜地	H21.3.31	上稲子池ノ谷Ｃ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
46	104-Ⅰ-0940	急傾斜地	H21.3.31	上稲子蕪窪Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
47	104-Ⅰ-0939	急傾斜地	H21.3.31	上稲子向田Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	稲子小学校 （上稲子830-1）
48	104-Ⅰ-3555	急傾斜地	H21.3.31	上稲子飛図Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
49	104-Ⅲ-0247	急傾斜地	H21.3.31	上稲子亀久保Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
50	104-Ⅱ-0942	急傾斜地	H21.3.31	上稲子門野Ｅ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
51	104-Ⅱ-0941	急傾斜地	H21.3.31	上稲子門野Ｄ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
52	104-Ⅱ-0938	急傾斜地	H21.3.31	上稲子瀬戸Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
53	104-Ⅱ-0937	急傾斜地	H21.3.31	上稲子亀久保Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
54	104-Ⅰ-2805	急傾斜地	H21.3.31	上稲子上向Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
55	361-Ⅱ-009	土石流	H21.3.31	白水沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
56	361-Ⅲ-002	土石流	H21.3.31	宮地上沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
57	361-Ⅱ-012	土石流 (警戒区域のみ)	H21.3.31	池ノ谷上沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
58	361-Ⅰ-004	土石流 (警戒区域のみ)	H21.3.31	池之谷沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
59	361-J-003	土石流 (警戒区域のみ)	H21.3.31	上ヶ谷沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
60	361-Ⅱ-001	土石流	H21.3.31	海老沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
61	361-Ⅱ-005	土石流	H21.3.31	ヒコベエ沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
62	361-Ⅱ-003	土石流	H21.3.31	オウト沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
63	361-Ⅱ-007	土石流 (警戒区域のみ)	H21.3.31	門野沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
64	361-Ⅱ-004	土石流	H21.3.31	ホラ沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
65	361-Ⅱ-002	土石流	H21.3.31	入山上沢	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
66	104-Ⅱ-0856	急傾斜地	H21.11.6	大中里西ノ山Ｃ	大中里	大中里区	大中里区民館	
67	104-Ⅱ-0855	急傾斜地	H21.11.6	大中里西ノ山Ｂ	大中里	大中里区	大中里区民館	
68	104-Ⅰ-0905	急傾斜地	H21.11.6	大中里西ノ山Ａ	大中里	大中里区	大中里区民館	
69	207-Ⅰ-008	土石流	H21.12.11	清水川第2支川	大中里	大中里区	大中里区民館	
70	207-Ⅰ-007	土石流 (警戒区域のみ)	H21.12.11	清水川第1支川	大中里	大中里区	大中里区民館	
71	104-Ⅱ-0846	急傾斜地	H22.8.31	下条天神原	下条	下条下区	下条下区民館	
72	104-Ⅱ-0852	急傾斜地	H22.8.31	青木西ノ山B	青木	青木区	青木区三町内会集会所	
73	104-Ⅱ-0847	急傾斜地	H22.8.31	青木西ノ山A	青木	青木区	青木区三町内会集会所	
74	104-Ⅱ-0848	急傾斜地	H22.8.31	青木明善谷戸B	青木	青木区	青木区三町内会集会所	
75	104-Ⅱ-0802	急傾斜地	H22.8.31	青木明善谷戸A	青木	青木区	青木区三町内会集会所	
76	104-Ⅰ-0904	急傾斜地	H22.8.31	青木下耕地	青木	青木区	青木区二町内会集会所	
77	104-Ⅰ-0903	急傾斜地	H22.8.31	青木中耕地	青木	青木区	青木区第二町内会集会所	
78	207-Ⅱ-004	土石流 (警戒区域のみ)	H22.8.31	青木沢	青木	青木区	青木区二町内会集会所	
79	361-Ⅱ-018	土石流	H22.9.14	山口川右支川B	内房	内房第1区	内房小学校	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
80	361-Ⅱ-017	土石流 (警戒区域のみ)	H22.9.14	山口川右支川A	内房	内房第1区	内房小学校	
81	361-Ⅱ-016	土石流	H22.9.14	山口川左支川	内房	内房第1区	内房小学校	
82	361-Ⅱ-015	土石流 (警戒区域のみ)	H22.9.14	山口川	内房	内房第1区	内房小学校	
83	361-Ⅰ-011	土石流	H22.9.14	湯元沢川	内房	内房第1区	内房小学校	
84	361-Ⅰ-007	土石流 (警戒区域のみ)	H22.9.14	八幡沢	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
85	361-Ⅰ-006	土石流	H22.9.14	ムジナ沢	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
86	361-Ⅰ-005	土石流	H22.9.14	北沢	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
87	104-Ⅰ-2824	急傾斜地	H22.10.1	内房山口Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
88	104-Ⅰ-2825	急傾斜地	H22.10.1	内房山口Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
89	104-Ⅰ-2826	急傾斜地	H22.10.1	内房山口Ｃ	内房	内房第1区	内房小学校	
90	104-Ⅰ-2827	急傾斜地	H22.10.1	内房野下	内房	内房第1区	内房小学校	
91	104-Ⅱ-0996	急傾斜地	H22.10.1	内房出口Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
92	104-Ⅱ-0997	急傾斜地	H22.10.1	内房畔高	内房	内房第1区	内房小学校	
93	104-Ⅱ-0998	急傾斜地	H22.10.1	内房山口Ｄ	内房	内房第1区	内房小学校	
94	104-Ⅱ-0999	急傾斜地	H22.10.1	内房山口Ｅ	内房	内房第1区	内房小学校	
95	104-Ⅱ-1000	急傾斜地	H22.10.1	内房出口Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
96	104-Ⅲ-0266	急傾斜地	H22.10.1	内房中一色	内房	内房第1区	内房小学校	
97	104-Ⅲ-0253	急傾斜地	H22.10.1	下稲子東村山Ｅ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
98	104-Ⅲ-0240	急傾斜地	H22.10.1	下稲子黍井島	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
99	104-Ⅱ-0972	急傾斜地	H22.10.1	下稲子東村山Ｄ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
100	104-Ⅱ-0971	急傾斜地	H22.10.1	下稲子東村山Ｃ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
101	104-Ⅱ-0970	急傾斜地	H22.10.1	下稲子東村山Ｂ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
102	104-Ⅱ-0969	急傾斜地	H22.10.1	下稲子堤上Ｂ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
103	104-Ⅱ-0968	急傾斜地	H22.10.1	下稲子堤上Ａ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
104	104-Ⅰ-2808	急傾斜地	H22.10.1	下稲子砂熊山	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
105	104-Ⅰ-2807	急傾斜地	H22.10.1	下稲子西村山	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
106	104-Ⅰ-0942	急傾斜地	H22.10.1	下稲子東村山Ａ	下稲子	下稲子区	下稲子公民館	
107	104-Ⅰ-0938	急傾斜地	H23.3.29	上稲子北ヶ谷戸	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
108	104-Ⅰ-0901	急傾斜地	H23.3.29	精進川向谷戸	精進川	精進川上区 精進川下区	川欠集会所	
109	104-Ⅱ-0843	急傾斜地	H23.3.29	精進川渡瀬	精進川	精進川下区	大倉公会堂	
110	104-Ⅱ-0844	急傾斜地	H23.3.29	精進川神田	精進川	精進川下区	大倉公会堂	
111	104-Ⅱ-0845	急傾斜地	H23.3.29	精進川大倉	精進川	精進川下区	大倉公会堂	
112	104-Ⅱ-5843	急傾斜地	H23.3.29	精進川雌久保	精進川	精進川上区	精進川久保地公会堂	
113	104-Ⅰ-0907	急傾斜地	H23.3.29	黒田下谷戸Ａ	黒田	黒田区	黒田区民館	
114	104-Ⅰ-0909	急傾斜地	H23.3.29	山本鶴巻	山本	山本区	山本第一公民館	
115	104-Ⅰ-0908	急傾斜地	H23.3.29	山本柿崎	山本	山本区	山本第一公民館	
116	104-Ⅰ-0910	急傾斜地	H23.3.29	山本下川原	山本	山本区	山本第一公民館	
117	104-Ⅰ-3541	急傾斜地	H23.3.29	山本石ノ宮Ａ	山本	山本区	山本第三公民館	
118	104-Ⅱ-0830	急傾斜地	H23.3.29	山本下高原	山本	山本区	高原区公会堂	
119	104-Ⅰ-0911	急傾斜地	H23.3.29	星山月ノ輪Ａ	星山	黒田区	星山1区区民館	
120	104-Ⅱ-0860	急傾斜地	H23.3.29	星山月ノ輪Ｂ	星山	黒田区	星山1区区民館	
121	104-Ⅱ-0861	急傾斜地	H23.3.29	星山月ノ輪Ｃ	星山	黒田区	星山1区区民館	
122	104-Ⅰ-0912	急傾斜地	H23.3.29	星山坊地Ａ	星山	星山1区	星山1区区民館	
123	104-Ⅰ-0914	急傾斜地	H23.3.29	星山坊地Ｃ	星山	星山1区	星山1区区民館	
124	104-Ⅰ-0915	急傾斜地	H23.3.29	星山上ノ原Ａ	星山	星山1区	星山1区区民館	
125	104-Ⅰ-0916	急傾斜地	H23.3.29	星山上ノ原Ｂ	星山	星山1区	星山1区区民館	
126	104-Ⅰ-2787	急傾斜地	H23.3.29	星山中村	星山	星山1区	星山1区区民館	
127	104-Ⅰ-2788	急傾斜地	H23.3.29	星山谷ノ前Ａ	星山	星山1区	星山1区区民館	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
128	104-Ⅱ-0863	急傾斜地	H23.3.29	星山谷ノ前Ｂ	星山	星山1区	星山1区区民館	
129	104-Ⅲ-0234	急傾斜地	H23.3.29	星山谷ノ前Ｃ	星山	星山1区	星山1区区民館	
130	104-Ⅱ-0862	急傾斜地	H23.3.29	星山西ノ久保	星山	星山1区	星山1区区民館	
131	104-Ⅰ-2790	急傾斜地	H23.3.29	万野原新田机島Ａ	万野原新田	万野4区	万野4区区民館	
132	104-Ⅰ-3540	急傾斜地	H23.3.29	万野原新田机島Ｃ	万野原新田	万野4区	万野4区区民館	あすなろ園（万野原新田3018-6）
133	104-Ⅰ-2793	急傾斜地	H23.3.29	黒田下谷戸Ｂ	黒田	黒田区	黒田区民館	
134	104-Ⅱ-0837	急傾斜地	H23.3.29	小泉古宮	小泉	杉田6区	杉田6区区民館	
135	104-Ⅰ-0920	急傾斜地	H23.3.29	沼久保向原	沼久保	沼久保区	沼久保区区民館	
136	104-Ⅰ-2786	急傾斜地	H23.3.29	沼久保水沼	沼久保	沼久保区	沼久保区区民館	
137	104-Ⅱ-0849	急傾斜地	H23.3.29	青木平Ａ	青木平	青木平区	富丘交流センター	
138	104-Ⅱ-0851	急傾斜地	H23.3.29	青木平Ｂ	青木平	青木平区	富丘交流センター	
139	104-Ⅱ-0854	急傾斜地	H23.3.29	青木西ノ山	青木	青木平区	富丘交流センター	
140	104-Ⅱ-0866	急傾斜地	H23.3.29	貫戸谷戸	貫戸	貫戸区		
141	207-Ⅰ-014	土石流	H23.3.29	沼久保西ノ山沢	沼久保	沼久保区		
142	207-Ⅰ-015	土石流	H23.3.29	鶴根沢	沼久保	沼久保区		
143	207-Ⅱ-005	土石流	H23.3.29	星山沢	星山	星山1区		
144	104-Ⅰ-0956	急傾斜地	H24.3.30	内房麦谷沢Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
145	104-Ⅰ-0957	急傾斜地	H24.3.30	内房鳶巣Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
146	104-Ⅰ-0958	急傾斜地	H24.3.30	内房丸山	内房	内房第1区	内房小学校	
147	104-Ⅰ-2828	急傾斜地	H24.3.30	内房鳶巣Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
148	104-Ⅱ-0987	急傾斜地	H24.3.30	内房堂ヶ島	内房	内房第1区	内房小学校	
149	104-Ⅱ-0988	急傾斜地	H24.3.30	内房山口Ｆ	内房	内房第1区	内房小学校	
150	104-Ⅱ-0989	急傾斜地	H24.3.30	内房行道Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
151	104-Ⅱ-0990	急傾斜地	H24.3.30	内房行道Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
152	104-Ⅱ-0991	急傾斜地	H24.3.30	内房行道Ｃ	内房	内房第1区	内房小学校	
153	104-Ⅱ-0992	急傾斜地	H24.3.30	内房竹ノ下	内房	内房第1区	内房小学校	
154	104-Ⅱ-0993	急傾斜地	H24.3.30	内房堂雲	内房	内房第1区	内房小学校	
155	104-Ⅱ-0994	急傾斜地	H24.3.30	内房小田Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
156	104-Ⅲ-0267	急傾斜地	H24.3.30	内房麦谷沢Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
157	104-Ⅲ-0268	急傾斜地	H24.3.30	内房鳶巣Ｃ	内房	内房第1区	内房小学校	
158	104-Ⅲ-0277	急傾斜地	H24.3.30	内房里沢	内房	内房第1区	内房小学校	
159	104-Ⅲ-0278	急傾斜地	H24.3.30	内房小田Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
160	104-Ⅰ-0895	急傾斜地	H24.3.30	佐折背戸	佐折	半野区	白糸小学校	
161	104-Ⅰ-0898	急傾斜地	H24.3.30	半野熊久保Ａ	半野	半野区	半野区４町内熊久保集会所	
162	104-Ⅰ-0906	急傾斜地	H24.3.30	田中町	田中町	田中区	田中区民館	
163	104-Ⅰ-2791	急傾斜地	H24.3.30	万野原新田机島Ｂ	万野原新田	万野3区	万野３区区民館	
164	104-Ⅰ-3543	急傾斜地	H24.3.30	狩宿芝川附	狩宿	狩宿区	狩宿区民館	
165	104-Ⅱ-0824	急傾斜地	H24.3.30	万野原新田机島Ｄ	万野原新田	万野3区	万野３区区民館	
166	104-Ⅱ-0838	急傾斜地	H24.3.30	猪之頭内野	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
167	104-Ⅱ-0839	急傾斜地	H24.3.30	猪之頭菅ノ澤	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
168	104-Ⅱ-0841	急傾斜地	H24.3.30	半野形背山	半野	半野区	半野区４町内熊久保集会所	
169	104-Ⅱ-0842	急傾斜地	H24.3.30	半野熊久保Ｂ	半野	半野区	半野区４町内熊久保集会所	
170	104-Ⅱ-5842	急傾斜地	H24.3.30	猪之頭土玉Ａ	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
171	104-Ⅲ-0231	急傾斜地	H24.3.30	猪之頭土玉Ｂ	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
172	104-Ⅲ-0232	急傾斜地	H24.3.30	猪之頭船久保	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
173	104-Ⅲ-0233	急傾斜地	H24.3.30	猪之頭土玉Ｃ	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
174	361-Ⅰ-009	土石流	H24.3.30	寺ノ沢	内房	内房第1区	内房小学校	
175	361-Ⅰ-010	土石流	H24.3.30	麦谷川	内房	内房第1区	内房小学校	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
176	361-Ⅰ-012	土石流	H24.3.30	竹ノ下沢Ａ	内房	内房第1区	内房小学校	
177	361-Ⅱ-019	土石流	H24.3.30	竹ノ下沢Ｂ	内房	内房第1区	内房小学校	
178	361-Ⅱ-020	土石流	H24.3.30	山口沢	内房	内房第1区	内房小学校	
179	207-Ⅰ-004	土石流	H24.3.30	カトリ沢	猪之頭	猪之頭区		
180	207-Ⅱ-002	土石流	H24.3.30	田貫湖北沢	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
181	104-Ⅰ-2813	急傾斜地	H25.1.11	鳥並上村	鳥並	鳥並区	柚鳥富士	
182	104-Ⅱ-0956	急傾斜地	H25.1.11	鳥並垣外Ａ	鳥並	鳥並区	柚鳥富士	
183	104-Ⅲ-0254	急傾斜地	H25.1.11	鳥並垣外Ｂ	鳥並	鳥並区	柚鳥富士	
184	104-Ⅰ-2812	急傾斜地	H25.1.11	鳥並馬木沢Ａ	鳥並	鳥並区	柚鳥富士	
185	104-Ⅲ-0255	急傾斜地	H25.1.11	鳥並馬木沢Ｂ	鳥並	鳥並区	柚鳥富士	
186	104-Ⅰ-2810	急傾斜地	H25.1.11	下柚野瀬戸山Ａ	下柚野	下柚野区	下柚野集会所	
187	104-Ⅰ-2811	急傾斜地	H25.1.11	下柚野瀬戸山Ｂ	下柚野	下柚野区	下柚野集会所	
188	104-Ⅱ-0955	急傾斜地	H25.1.11	下柚野上谷戸	下柚野	下柚野区	下柚野集会所	
189	104-Ⅰ-2809	急傾斜地	H25.1.11	上柚野明代	上柚野	上柚野区	柚野保育園	
190	104-Ⅱ-0935	急傾斜地	H25.1.11	上柚野西村	上柚野	上柚野区	柚野保育園	
191	104-Ⅱ-0936	急傾斜地	H25.1.11	上柚野大倉平	上柚野	上柚野区	柚野保育園	
192	104-Ⅰ-0953	急傾斜地	H25.1.11	内房大嵐	内房	内房第2区	内房小学校	
193	104-Ⅰ-0951	急傾斜地	H25.1.11	内房大和沢	内房	内房第2区	内房小学校	
194	104-Ⅰ-2823	急傾斜地	H25.1.11	内房場田ヶ島	内房	内房第2区	内房小学校	
195	104-Ⅰ-0952	急傾斜地	H25.1.11	廻沢	内房	内房第2区	内房小学校	
196	104-Ⅱ-1002	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ａ	内房	内房第2区	内房小学校	
197	104-Ⅱ-1003	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ｂ	内房	内房第2区	内房小学校	
198	104-Ⅱ-1004	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ｃ	内房	内房第2区	内房小学校	
199	104-Ⅱ-1005	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ｄ	内房	内房第2区	内房小学校	
200	104-Ⅱ-1007	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ｅ	内房	内房第2区	内房小学校	
201	104-Ⅲ-0261	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ｆ	内房	内房第2区	内房小学校	
202	104-Ⅲ-0262	急傾斜地	H25.1.11	内房谷津Ｇ	内房	内房第2区	内房小学校	
203	104-Ⅲ-0264	急傾斜地	H25.1.11	内房廻り沢	内房	内房第2区	内房小学校	
204	104-Ⅱ-0986	急傾斜地	H25.1.11	内房立谷	内房	内房第2区	内房小学校	
205	104-Ⅱ-1006	急傾斜地	H25.1.11	内房中ノ向	内房	内房第2区	内房小学校	
206	104-Ⅱ-0995	急傾斜地	H25.1.11	内房神田Ａ	内房	内房第2区	内房小学校	
207	104-Ⅲ-0265	急傾斜地	H25.1.11	内房神田Ｂ	内房	内房第2区	内房小学校	
208	104-Ⅲ-0242	急傾斜地	H25.1.11	内房中ノ上	内房	内房第2区	内房小学校	
209	104-Ⅲ-0241	急傾斜地	H25.1.11	内房和平	内房	内房第2区	内房小学校	
210	104-Ⅰ-0954	急傾斜地	H25.1.11	内房中ノ前	内房	内房第2区	内房小学校	
211	104-Ⅰ-0955	急傾斜地	H25.1.11	内房大晦日Ａ	内房	内房第2区	内房小学校	
212	104-Ⅱ-1008	急傾斜地	H25.1.11	内房大晦日Ｂ	内房	内房第2区	内房小学校	
213	207-Ⅰ-006	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	西沢川	精進川	精進川下区	大倉公会堂 柚野保育園	
214	361-Ⅰ-018	土石流	H25.3.22	柚野布沢川	上柚野	上柚野区	上条公会堂	
215	361-Ⅰ-019	土石流	H25.3.22	馬込沢	上柚野	上柚野区	柚野保育園	
216	361-Ⅰ-020	土石流	H25.3.22	涸沢	上柚野	上柚野区	柚野保育園	
217	361-Ⅰ-021	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	エンノ沢	上柚野	上柚野区	柚野保育園	
218	361-Ⅰ-022	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	大沢	上柚野	上柚野区	下柚野集会所 柚野保育園	柚野小学校 (上柚野88) 柚野中学校 (下柚野371)
219	361-Ⅰ-023	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	妙泉寺沢	下柚野	下柚野区	下柚野集会所 柚野保育園	柚野中学校 (下柚野371)
220	361-Ⅰ-024	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	興徳寺沢左支川	下柚野	下柚野区	下柚野集会所 柚野保育園	柚野中学校 (下柚野371)

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
221	361-Ⅰ-025	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	興徳寺沢右支川	下柚野	下柚野区	下柚野集会所 柚野保育園	柚野中学校 (下柚野371)
222	361-Ⅱ-024	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	奥ノ沢	下柚野	下柚野区	下柚野集会所	
223	361-Ⅱ-025	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	下柚野沢	鳥並	鳥並区	下柚野集会所	
224	361-Ⅱ-026	土石流	H25.3.22	上出村沢	鳥並	鳥並区	柚鳥富士	
225	361-Ⅰ-013	土石流	H25.3.22	ろくろ沢	内房	内房第2区	内房小学校	
226	361-Ⅱ-021	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	小晦日沢	内房	内房第2区	内房小学校	
227	361-Ⅱ-022	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	仲ノ前沢	内房	内房第2区	内房小学校	
228	361-Ⅲ-004	土石流 (警戒区域のみ)	H25.3.22	湯沢川	内房	内房第2区	内房小学校	
229	361-Ⅰ-014	土石流	H25.3.22	大和沢	内房	内房第2区	内房小学校	
230	361-Ⅱ-023	土石流	H25.3.22	廻沢川右支川	内房	内房第2区	内房小学校	
231	104-Ⅰ-2785	急傾斜地	H25.3.26	馬見塚棚口	馬見塚	馬見塚区	馬見塚区民館	
232	361-Ⅰ-015	土石流 (警戒区域のみ)	H26.3.28	竹の内川	内房	内房第3区	内房小学校	
233	361-Ⅰ-016	土石流	H26.3.28	落合前沢Ａ	内房	内房第3区	内房小学校	
234	361-Ⅰ-017	土石流 (警戒区域のみ)	H26.3.28	落合前沢Ｂ	内房	内房第3区	内房小学校	
235	361-Ⅲ-005	土石流	H26.3.28	相沼西沢	内房	内房第3区	相沼集会所	
236	361-Ⅱ-027	土石流	H26.3.28	西山久保上沢	西山	西山区	片熊八幡宮	
237	361-Ⅲ-006	土石流	H26.3.28	杉ノ木沢	西山	西山区	片熊八幡宮	
238	104-Ⅰ-2792	急傾斜地	H26.3.28	小泉金井沢	小泉	杉田5区	杉田５区区民館	
239	104-Ⅱ-0826	急傾斜地	H26.3.28	杉田中村Ａ	杉田	杉田4区	杉田４区１町内集会所	
240	104-Ⅱ-0827	急傾斜地	H26.3.28	杉田中村Ｂ	杉田	杉田4区	杉田４区１町内集会所	
241	104-Ⅱ-0829	急傾斜地	H26.3.28	杉田久保	杉田	杉田3区	笠屋敷集会所	
242	104-Ⅱ-0825	急傾斜地	H26.3.28	大岩出水	大岩	大岩1区	大岩１区区民館	
243	104-Ⅱ-0809	急傾斜地	H26.3.28	北山下組	北山	北山2区	北山天満宮	
244	104-Ⅱ-0810	急傾斜地	H26.3.28	北山上組Ａ	北山	北山2区	北山天満宮	
245	104-Ⅱ-0811	急傾斜地	H26.3.28	北山上組Ｂ	北山	北山2区	北山天満宮	
246	104-Ⅱ-0812	急傾斜地	H26.3.28	北山上組Ｃ	北山	北山2区	北山天満宮	
247	104-Ⅱ-0813	急傾斜地	H26.3.28	北山上組Ｄ	北山	北山2区	北山天満宮	
248	104-Ⅱ-0814	急傾斜地	H26.3.28	北山上組Ｅ	北山	北山2区	北山天満宮	
249	104-Ⅱ-0815	急傾斜地	H26.3.28	北山上組Ｆ	北山	北山2区	北山天満宮	
250	104-Ⅱ-0803	急傾斜地	H26.3.28	北山高田Ａ	北山	北山1区	高田集会所	
251	104-Ⅱ-0804	急傾斜地	H26.3.28	北山高田Ｂ	北山	北山1区	北山１区公会堂	
252	104-Ⅱ-0805	急傾斜地	H26.3.28	北山御園	北山	北山1区	御園集会所	
253	104-Ⅱ-0806	急傾斜地	H26.3.28	北山浅敷Ａ	北山	北山1区	中井出会館集会所	
254	104-Ⅱ-0807	急傾斜地	H26.3.28	北山浅敷Ｂ	北山	北山1区	中井出会館集会所	
255	104-Ⅱ-0853	急傾斜地	H26.3.28	北山貫間	北山	北山2区	貫間公会堂	
256	104-Ⅱ-0817	急傾斜地	H26.3.28	外神上ノ山	外神	外神区	外神区第一町内会集会所	
257	104-Ⅰ-0950	急傾斜地	H26.3.28	内房落合Ａ	内房	内房第3区	内房小学校	
258	104-Ⅱ-0982	急傾斜地	H26.3.28	内房落合Ｂ	内房	内房第3区	内房小学校	内房小学校 (内房3909)
259	104-Ⅱ-0983	急傾斜地	H26.3.28	内房落合Ｃ	内房	内房第3区	内房小学校	
260	104-Ⅰ-3560	急傾斜地	H26.3.28	内房竹ノ内	内房	内房第3区	内房小学校	
261	104-Ⅲ-0272	急傾斜地	H26.3.28	内房天王	内房	内房第3区	相沼集会所	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
262	104-Ⅱ-0981	急傾斜地	H26.3.28	内房塩出Ａ	内房	内房第3区	相沼集会所	
263	104-Ⅲ-0259	急傾斜地	H26.3.28	内房塩出Ｂ	内房	内房第3区	相沼集会所	
264	104-Ⅲ-0260	急傾斜地	H26.3.28	内房塩出Ｃ	内房	内房第3区	相沼集会所	
265	104-Ⅲ-0274	急傾斜地	H26.3.28	内房塩出Ｄ	内房	内房第3区	相沼集会所	
266	104-Ⅲ-0276	急傾斜地	H26.3.28	内房塩出Ｅ	内房	内房第3区	相沼集会所	
267	104-Ⅰ-2822	急傾斜地	H26.3.28	塩出	内房	内房第3区	相沼集会所	
268	104-Ⅱ-0984	急傾斜地	H26.3.28	内房相沼Ａ	内房	内房第3区	相沼集会所	
269	104-Ⅲ-0273	急傾斜地	H26.3.28	内房相沼Ｂ	内房	内房第3区	相沼集会所	
270	104-Ⅰ-0949	急傾斜地	H26.3.28	相沼	内房	内房第3区	相沼集会所	
271	104-Ⅰ-0948	急傾斜地	H26.3.28	内房尾崎	内房	内房第4区	尾崎集会所	
272	104-Ⅰ-2820	急傾斜地	H26.3.28	内房尾崎Ａ	内房	内房第4区	尾崎集会所	
273	104-Ⅱ-0985	急傾斜地	H26.3.28	内房尾崎Ｂ	内房	内房第4区	尾崎集会所	
274	104-Ⅰ-2821	急傾斜地	H26.3.28	内房峰	内房	内房第4区	峯集会所	
275	104-Ⅲ-0270	急傾斜地	H26.3.28	内房橋上	内房	内房第4区	橋上集会所	
276	104-Ⅲ-0271	急傾斜地	H26.3.28	内房蚊谷戸	内房	内房第4区	橋上集会所	
277	104-Ⅰ-1001	急傾斜地	H26.3.28	内房南沢	内房	内房第1区	橋上集会所	
278	104-Ⅲ-0257	急傾斜地	H26.3.28	西山北森	西山	西山区	西山公民館	
279	104-Ⅱ-0962	急傾斜地	H26.3.28	西山上ノ垣戸Ａ	西山	西山区	西山公民館	
280	104-Ⅱ-0963	急傾斜地	H26.3.28	西山上ノ垣戸Ｂ	西山	西山区	西山公民館	
281	104-Ⅲ-0256	急傾斜地	H26.3.28	西山上ノ垣戸Ｃ	西山	西山区	西山公民館	
282	104-Ⅰ-0943	急傾斜地	H26.3.28	西山反保	西山	西山区	西山公民館	
283	104-Ⅰ-3542	急傾斜地	H26.3.28	猪之頭西遠原	猪之頭	猪之頭区	井之頭区民館	
284	104-Ⅱ-0840	急傾斜地	H26.3.28	内野一本木	内野	内野区	内野区民館	
285	361-Ⅰ-026	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	堤沢	大久保	大久保区	大久保区民館	
286	361-Ⅱ-028	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	北ノ沢	大久保	大久保区	大久保区民館	
287	361-Ⅱ-013	土石流	H27.3.31	西の沢	長貫	長貫区	芝川中学校	
288	361-Ⅰ-008	土石流	H27.3.31	長見寺沢川	長貫	長貫区	芝川中学校	
289	361-Ⅱ-014	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	長貫沢	長貫	長貫区	芝川中学校	
290	361-Ⅱ-029	土石流	H27.3.31	羽行上沢	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
291	361-Ⅰ-027	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	根岸沢	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
292	361-Ⅰ-028	土石流	H27.3.31	羽行沢川	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
293	361-Ⅰ-029	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	沖の沢	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
294	361-Ⅰ-030	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	坂本沢	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
295	361-Ⅰ-031	土石流 (警戒区域のみ)	H27.3.31	御庵沢	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
296	361-Ⅰ-032	土石流	H27.3.31	海老沢	羽鮒	下羽鮒区	芝川中学校	
297	104-Ⅰ-2814	急傾斜地	H27.3.31	芝川大久保	大久保	大久保区	大久保区民館	桜田医院 (大久保14-1)
298	104-Ⅰ-2815	急傾斜地	H27.3.31	大久保岩下	大久保	大久保区	大久保区民館	
299	104-Ⅰ-0944	急傾斜地	H27.3.31	上谷戸	大久保	大久保区	大久保区民館	
300	104-Ⅱ-0973	急傾斜地	H27.3.31	長貫谷戸	長貫	長貫区	芝川中学校	
301	104-Ⅱ-0974	急傾斜地	H27.3.31	長貫堰入	長貫	長貫区	芝川中学校	
302	104-Ⅰ-0945	急傾斜地	H27.3.31	上長貫	長貫	長貫区	芝川中学校	
303	104-Ⅱ-0975	急傾斜地	H27.3.31	長貫川出屋敷	長貫	長貫区	芝川中学校	
304	104-Ⅱ-0976	急傾斜地	H27.3.31	長貫楠金Ａ	長貫	長貫区	芝川中学校	
305	104-Ⅱ-0978	急傾斜地	H27.3.31	長貫楠金Ｂ	長貫	長貫区	芝川中学校	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
306	104-Ⅲ-0258	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H27.3.31	長貫楠金Ｃ	長貫	長貫区	芝川中学校	
307	104-Ⅰ-2819	急傾斜地	H27.3.31	長貫楠金Ｄ	長貫	長貫区	芝川中学校	
308	104-Ⅱ-0977	急傾斜地	H27.3.31	長貫楠金Ｅ	長貫	長貫区	芝川中学校	
309	104-Ⅱ-0979	急傾斜地	H27.3.31	長貫楠金Ｆ	長貫	長貫区	芝川中学校	
310	104-Ⅱ-0980	急傾斜地	H27.3.31	長貫橋場	長貫	長貫区	芝川中学校	
311	104-Ⅰ-0947	急傾斜地	H27.3.31	長貫川合Ａ	長貫	長貫区	芝川中学校	
312	104-Ⅰ-3559	急傾斜地	H27.3.31	長貫川合Ｂ	長貫	長貫区	芝川中学校	地域活動支援センターバンブー (長貫1131-6)
313	104-Ⅰ-2816	急傾斜地	H27.3.31	長貫金沢Ａ	長貫	長貫区	芝川中学校	
314	104-Ⅰ-2817	急傾斜地	H27.3.31	長貫金沢Ｂ	長貫	長貫区	芝川中学校	
315	104-Ⅰ-3558	急傾斜地	H27.3.31	長貫奥ノ久保	長貫	長貫区	芝川中学校	芝富小学校 (長貫1323)
316	104-Ⅱ-0958	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒羽行	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
317	104-Ⅰ-3556	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒根岸	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
318	104-Ⅰ-0946	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒松林	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
319	104-Ⅰ-3557	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒平野	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	
320	104-Ⅱ-0959	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒横林	羽鮒	下羽鮒区	芝川中学校	
321	104-Ⅰ-2818	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒月台	羽鮒	下羽鮒区	芝川中学校	
322	104-Ⅱ-0960	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒古田	羽鮒	下羽鮒区	芝川中学校	
323	104-Ⅱ-0961	急傾斜地	H27.3.31	羽鮒松山	羽鮒	下羽鮒区	芝川中学校	
324	104-Ⅱ-0823	急傾斜地	H28.9.30	山宮湯澤	粟倉	粟倉１区	二又区民館	
325	104-Ⅲ-0230	急傾斜地	H28.9.30	粟倉籠場Ａ	山宮	山宮２区	山宮２区区民館	
326	104-Ⅱ-0820	急傾斜地	H28.9.30	村山上谷戸	村山	村山１区	社領公会堂	
327	104-Ⅱ-0832	急傾斜地	H28.9.30	村山中村	村山	村山１区	木伐山区民館	
328	104-Ⅱ-0322	急傾斜地	H28.9.30	村山尾崎	村山	村山１区	社領公会堂	
329	104-Ⅱ-0321	急傾斜地	H28.9.30	村山平面	村山	村山１区	社領公会堂	
330	104-Ⅱ-0834	急傾斜地	H28.9.30	村山鷺沢Ａ	村山	村山１区	木伐山区民館	
331	104-Ⅱ-0835	急傾斜地	H28.9.30	村山鷺沢Ｂ	村山	村山１区	木伐山区民館	
332	104-Ⅱ-0818	急傾斜地	H28.9.30	村山西谷戸	村山	村山２区	村山浅間神社社務所	
333	104-Ⅱ-0819	急傾斜地	H28.9.30	村山上ノ山	村山	村山３区	村山３区区民館	
334	104-Ⅱ-0836	急傾斜地	H28.9.30	村山大久保	村山	村山３区	村山３区区民館	
335	104-Ⅱ-0833	急傾斜地	H28.9.30	村山日沢	村山	村山３区	村山３区区民館	
336	105-Ⅱ-1850	急傾斜地	H28.9.30	由比入山向久南	清水区由比・内房	―	保全人家なし	
337	104-Ⅲ-0229	急傾斜地	H29.7.7	上井出長塚	上井出	上井出区		
338	207C-Ⅰ-016	土石流	H29.7.7	滝沢第一支渓	大岩	大岩３区	大岩３区区民館	
339	207C-Ⅰ-007	土石流	H29.7.7	足取川	北山	北山４区		
340	207C-Ⅰ-002	土石流	H30.3.30	猪の窪川第１支渓	人穴	人穴区	人穴小学校	
341	207C-Ⅰ-003	土石流	H30.3.30	深沢	人穴	人穴区	人穴小学校	
342	207C-Ⅰ-010	土石流	H30.3.30	足取川第２支渓	北山	北山４区		
343	207C-Ⅰ-012	土石流	H30.3.30	鞍骨沢	北山	北山４区	北山４区区民館	
344	207C-Ⅲ-043	土石流	H30.3.30	春沢第３支渓	北山	北山４区		
345	207C-Ⅲ-044	土石流	H30.3.30	春沢第２支渓	北山	北山４区		
346	207C-Ⅰ-039	土石流	H30.3.30	春沢第１支渓	北山	北山４区		
347	207C-Ⅰ-014	土石流	H30.3.30	市兵衛沢	粟倉	山宮２区 粟倉３区	山宮２区区民館	
348	207C-Ⅰ-015	土石流	H30.3.30	滝沢	粟倉	村山１区 粟倉２区	粟倉２区公会堂	
349	207C-Ⅰ-017	土石流	H30.3.30	中沢（立掘沢）	粟倉	粟倉４区	粟倉４区集会場	
350	207C-Ⅰ-018	土石流	H30.3.30	久遠寺川	粟倉	村山３区 粟倉４区 大岩１区	村山３区区民館 粟倉４区集会場	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
351	104-S-0017	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H30.3.30	大岩峰谷戸Ｃ	大岩	大岩３区	大岩３区区民館	
352	104-S-0020	急傾斜地	H30.3.30	大岩峰谷戸Ｂ	大岩	大岩３区	大岩３区区民館	
353	104-S-0015	急傾斜地	H30.3.30	大岩南谷戸Ｂ	大岩	大岩３区	富士見小学校	
354	104-S-0001	急傾斜地	H30.3.30	大岩峰谷戸Ａ	大岩	大岩３区	大岩３区区民館	
355	104-S-0014	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H30.3.30	大岩南谷戸Ａ	大岩	大岩３区	富士見小学校	
356	104-S-0012	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H30.3.30	阿幸地時田道	富士見ヶ丘	富士見ヶ丘区	富士見ヶ丘集会場	
357	104-S-0013	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H30.3.30	阿幸地村上	富士見ヶ丘	富士見ヶ丘区	富士見ヶ丘集会場	
358	104-S-0018	急傾斜地	H30.3.30	万野原新田賽ノ河原Ａ	万野原新田	万野３区	万野３区区民館	
359	104-S-0019	急傾斜地	H30.3.30	万野原新田賽ノ河原Ｂ	万野原新田	万野１区	万野１区区民館	
360	104-S-0004-2	急傾斜地	H30.3.30	下柚野辻垣	下柚野	下柚野区	下柚野集会場	
361	104-S-0004-1	急傾斜地	H30.3.30	大鹿窪窪	大鹿窪	大鹿窪区	富士山縄文の里大鹿館	
362	104-S-0026	急傾斜地	H30.3.30	大鹿窪三沢	大鹿窪	大鹿窪区	富士山縄文の里大鹿館	
363	104-S-0005	急傾斜地	H30.3.30	羽鮒南田	羽鮒	上羽鮒区	羽行坂本集会所	認定こども園 芝川リズム (羽鮒689)
364	104-S-0003-2	急傾斜地	H30.3.30	羽鮒朏島	羽鮒	下羽鮒区	芝川中学校	
365	104-S-0025	急傾斜地	H30.3.30	西山久保河原	西山	西山区	B&G海洋センター	
366	104-S-0003-1	急傾斜地 (警戒区域のみ)	H30.3.30	長貫川合Ｃ	長貫	長貫区	芝川中学校	
367	104-S-0024	急傾斜地	H30.3.30	長貫橋場Ｂ	長貫	長貫区	芝川中学校	
368	104-S-0002	急傾斜地	H30.3.30	内房立谷Ｂ	内房	内房２区		デイサービス センター稲瀬 (内房4394-1)
369	104-Ⅰ-0060	急傾斜地	H31.3.29	矢立町	矢立町	日の出区	日の出区公会堂	
370	104-Ⅰ0897-1	急傾斜地	H31.3.29	上井出滝元Ａ	上井出	上井出区	上井出第三町内集会所	
371	104-Ⅱ-0801	急傾斜地	H31.3.29	原白糸	原	原区		
372	104-Ⅱ-0850	急傾斜地	H31.3.29	青木平Ｃ	青木平	青木平区	富丘小学校	
373	104-Ⅰ-0913	急傾斜地	H31.3.29	星山坊地Ｂ	星山	星山２区	黒田小学校	
374	104-Ⅱ-0831	急傾斜地	H31.3.29	山本石ノ宮	山本	山本区	山本第三公民館	
375	104-Ⅱ-0857	急傾斜地	H31.3.29	安居山上別所Ｂ	安居山	安居山１区	西小学校	
376	104-Ⅱ-0865	急傾斜地	H31.3.29	貫戸下谷戸	貫戸	貫戸区	貫戸区民館	
377	104-Ⅱ-0939	急傾斜地	H31.3.29	上稲子入山道Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
378	104-Ⅱ-0940	急傾斜地	H31.3.29	上稲子門野Ｃ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
379	104-Ⅱ-0952	急傾斜地	H31.3.29	上稲子西ヶ谷戸Ａ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
380	104-Ⅲ-0243	急傾斜地	H31.3.29	上稲子入山道Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
381	104-Ⅲ-0248	急傾斜地	H31.3.29	上稲子北ヶ谷戸Ｂ	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
382	207-Ⅱ-001	土石流	H31.3.29	身捨沢	麓	麓区		
383	104-S-0007	急傾斜地	H31.3.29	安居山上別所Ｂ	安居山	安居山１区	西小学校	
384	104-S-0008	急傾斜地	H31.3.29	安居山上別所Ｃ	安居山	安居山１区	西小学校	
385	104-S-0023	急傾斜地	H31.3.29	粟倉茱萸ノ木平	粟倉	粟倉３区	粟倉分校	
386	104-S-0009	急傾斜地	H31.3.29	大中里西ノ山Ｄ	大中里	大中里区	大中里区民館	
387	104-S-0006	急傾斜地	H31.3.29	星山月ノ輪Ｄ	黒田	黒田区	黒田区民館	
388	104-S-0016-1	急傾斜地	H31.3.29	源道寺	源道寺	源道寺区	源道寺区民館	
389	104-S-0016-2	急傾斜地	H31.3.29	西小泉町	小泉	小泉６区	小泉６区区民館	
390	104-S-0022	急傾斜地	H31.3.29	精進川札之辻	精進川	精進川上区	大倉公会堂	
391	104-S-0021	急傾斜地	H31.3.29	杉田西原	杉田	杉田５区	杉田５区区民館	
392	104-S-0011	急傾斜地	H31.3.29	淀師布田	淀師	淀師区	富丘小学校	

２　災害の危険度

番号	危険箇所番号	現象名	指定日	区域名	所在地	自治会	避難場所	警戒区域内の要配慮者利用施設
393	104-S-0027	急傾斜地	H31.3.29	上柚野上條	上柚野	上柚野区	上条公会堂	
394	104-Ⅰ-0897-2	急傾斜地	H31.3.29	上井出滝元Ｂ	上井出	上井出区	上井出第三町内集会所	
395	25	地すべり	H31.3.29	内房	内房	内房３区	内房小学校	
396	361-001	地すべり	R2.3.6	上稲子	上稲子	上稲子区	稲子小学校	
397	207C-Ⅰ-018	土石流	R2.3.13	一ノ竹沢	上井出	上井出区		
398	207C-I-041	土石流	R2.3.13	一ノ竹沢第１支渓	上井出	上井出区		
399	207C-I-042	土石流	R2.3.13	一ノ竹沢第２支渓	上井出	上井出区		
400	207C-I-008	土石流	R2.3.13	角木沢	北山	北山４区	北山４区区民館	
401	207C-I-009	土石流	R2.3.13	足取沢第１支渓	北山	北山４区	北山４区区民館	
402	207C-I-011	土石流	R2.3.13	鞍骨沢第１支渓	北山	北山４区	北山４区区民館	
403	207C-I-013	土石流	R2.3.13	風祭川	山宮	山宮1区 山宮2区	山宮2区区民館	
404	207C-I-045	土石流	R2.3.13	市兵衛沢第１支渓	粟倉	粟倉1区 粟倉3区 山宮2区		富士根北小学校 粟倉分校 （粟倉1828）
405	207C-I-005	土石流	R2.3.13	滑川	人穴	人穴区	人穴小学校	
406	207C-Ⅱ-003	土石流	R2.3.13	人穴深沢	人穴	人穴区	人穴小学校	
407	207C-I-004	土石流	R2.3.13	猪の窪川	人穴	人穴区	人穴小学校	
408	207C-Ⅲ-046	土石流	R2.3.13	大沢川第１支渓	粟倉	村山1区 村山2区	村山浅間神社社務所	

※避難経路については、別に定めるハザードマップに基づくものとする。

※救助に関する事項については、富士宮市地域防災計画共通対策編第３章第７節　避難救出計画に基づくものとする。

※要配慮者利用施設への情報伝達については、高齢者等避難の発表や電話等により行うものとする。

■２－２－７　土砂災害危険箇所又は土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

（令和８年４月現在）

危険箇所番号	施設名	所在地	種別
104 - Ⅰ - 3558	芝富小学校	長貫 1323	土砂災害 警戒区域
361 - Ⅰ - 022	柚野小学校	上柚野 88	土砂災害 警戒区域
104 - Ⅰ - 0939	稲子小学校	上稲子 830-1	土砂災害 警戒区域
207 C - Ⅰ - 015	富士根北小学校	村山 1499	危険箇所
104 - Ⅱ - 0982	内房小学校	内房 3909	土砂災害 警戒区域
361 - Ⅰ - 022	柚野中学校	下柚野 371	土砂災害 警戒区域
361 - Ⅰ - 023			
361 - Ⅰ - 024			
361 - Ⅰ - 025			
104－Ⅰ－3540	富士宮市立あすなろ園	万野原新田 3018-6	土砂災害 警戒区域
207C－Ⅰ－039	富士清心園	山宮 3666-232	危険箇所
207C－Ⅰ－039	富士厚生園	山宮 3666-232	危険箇所
207C－Ⅰ－039	富士明成園	山宮 3666-232	危険箇所
104－Ⅰ－3559	富士宮市社会福祉協議会 地域活動支援センター バンブー	長貫 1131-6	土砂災害 警戒区域
207C－Ⅰ－017	EPO　FARM	粟倉 2736-3	危険箇所
207－Ⅰ－009	デイサービスセンター幸の郷	安居山 797-2	土砂災害 警戒区域
207C－Ⅰ－017	Leaf	粟倉 2736-3	危険箇所
207－Ⅰ－010	特別養護老人ホーム　楓の丘	羽鮒 2505-1	危険箇所
104－Ⅰ－2814	桜田医院	大久保 14-1	土砂災害 警戒区域
104－S－0005	認定こども園　芝川リズム	羽鮒 689	土砂災害 警戒区域
104－S－0002	デイサービスセンター　稲瀬	内房 4394-1	土砂災害 警戒区域
207C－I－045	富士根北小学校粟倉分校	粟倉 1828	土砂災害 警戒区域

■２－２－８　富士川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

（令和８年４月現在）

区分	施設名	所在地	備考
社会福祉施設	社会福祉協議会 地域活動支援センター　バンブー	長貫１１３１－６	（想定最大規模）
学校	内房小学校	内房３９０９	（想定最大規模）

※避難経路については、別に定めるハザードマップに基づくものとする。

※要配慮者利用施設への情報伝達については、高齢者等避難の発表や電話等により行うものとする。

■２－２－９　富士山の避難促進施設一覧

１　融雪型火山泥流除く

エリア	施設種類	施設名	所在地
第１次	宿泊施設	雲海荘	無番地（六合目）
第１次	宿泊施設	宝永山荘	無番地（六合目）
第１次	宿泊施設	御来光山荘	無番地（新七合目）
第１次	宿泊施設	山口山荘	無番地（元祖七合目）
第１次	宿泊施設	池田館	無番地（八合目）
第１次	医療施設	富士山衛生センター	無番地（八合目）
第１次	宿泊施設	万年雪山荘	無番地（九合目）
第１次	宿泊施設	胸突山荘	無番地（九合五勺）
第１次	宿泊施設	頂上富士館	無番地（頂上）
第２次	社会福祉施設	グループホームいこいの家北山	北山 4777-1
第２次	社会福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設ひより	山宮 2051-1
第３次	医療施設	南富士病院	宮原 348-1
第３次	医療施設	片桐整形外科	西町 26-9
第３次	社会福祉施設	グループホームゆずの家１号館	大岩 493-13
第３次	社会福祉施設	グループホーム百葉二の宮	北町 14-5
第３次	社会福祉施設	グループホームいこいの家	万野原新田 3163－1
第３次	社会福祉施設	グループホーム心音	北町 15-7
第３次	社会福祉施設	特別養護老人ホーム　外神陽光園	外神 1638－1
第３次	社会福祉施設	特別養護老人ホームかりんの家	大岩 493-1
第２次	社会福祉施設	特別養護老人ホーム　富士宮荘	上井出 2029-1
第２次	社会福祉施設	介護老人保健施設　旭ヶ丘	山宮 1027-2
第２次	社会福祉施設	有料老人ホーム　フローレンス富士の郷	万野原新田 4068-9
第３次	社会福祉施設	特別養護老人ホーム　しらいと	上井出 1285-1
第３次	社会福祉施設	みゆきの苑	宮原 337-4
第３次	社会福祉施設	ケアハウスかたくりの里	粟倉 420-1
第３次	社会福祉施設	クローバーガーデン富士宮	弓沢町 932

２　災害の危険度

エリア	施設種類	施設名	所在地
第３次	社会福祉施設	はーとらいふ富士宮	三園平 1382-2
第３次	社会福祉施設	はーとらいふ若の宮	若の宮町 412
第３次	社会福祉施設	メディホス富士宮	三園平 1406-3
第３次	社会福祉施設	シンシア富士宮	万野原新田 3314-11
第３次	社会福祉施設	万野原ショートステイ	万野原新田 3314-13
第２次	社会福祉施設	グループハウス富士宮	外神 1813-1
第２次	社会福祉施設	富士清心園	山宮 3666-232
第２次	社会福祉施設	富士明成園	山宮 3666-232
第２次	社会福祉施設	富士厚生園	山宮 3666-232
第２次	社会福祉施設	障害者支援施設三和荘	北山 7418-10
第３次	社会福祉施設	コーポあかつき	北山 4783-1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立あすなろ園	万野原新田 3018-6
第２次	学校・児童関連施設	山宮児童クラブ	山宮 1560－1
第２次	学校・児童関連施設	大富士児童クラブ	宮原 532－1
第３次	学校・児童関連施設	富丘第３児童クラブ	青木 320－4
第３次	学校・児童関連施設	ぷらどーむ第１児童クラブ	万野原新田 3280－16
第３次	学校・児童関連施設	ぷらどーむ第２児童クラブ	万野原新田 3816－1
第３次	学校・児童関連施設	吉美第１児童クラブ	富士見ヶ丘 1794
第３次	学校・児童関連施設	吉美第２児童クラブ	富士見ヶ丘 1794
第３次	学校・児童関連施設	あおぞら児童クラブ	元城町 2－1
第３次	学校・児童関連施設	北山児童クラブ	北山 1588－1
第３次	学校・児童関連施設	ひがし第１児童クラブ	矢立町 227
第３次	学校・児童関連施設	ひがし第２児童クラブ	矢立町 227
第３次	学校・児童関連施設	貴船児童クラブ第１	西町 17－14
第３次	学校・児童関連施設	貴船児童クラブ第２	西町 17－14
第３次	学校・児童関連施設	上井出児童クラブ	上井出 1400
第３次	学校・児童関連施設	とがみえん児童クラブ	外神 1654－1
第３次	学校・児童関連施設	とがみえん北児童クラブ	外神 1751
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立児童館	若の宮町 47－1
第４次	学校・児童関連施設	富丘第１児童クラブ	青木 307－2
第４次	学校・児童関連施設	富丘第２児童クラブ	青木 307－2
第４次	学校・児童関連施設	野中東子ども BASE 児童クラブ	野中東町 320
第４次	学校・児童関連施設	ジュニアハウス児童クラブ	小泉 1893－3
第４次	学校・児童関連施設	ジュニアハウス第２児童クラブ	小泉 1662－8
第４次	学校・児童関連施設	21 世紀児童クラブ	大岩 1670－4
第４次	学校・児童関連施設	根北児童クラブ	村山 1499
第４次	学校・児童関連施設	富士山子ども BASE 児童クラブ	黒田 355－32
第２次	学校・児童関連施設	富士宮市立山宮保育園	山宮 1720-3

２　災害の危険度

エリア	施設種類	施設名	所在地
第２次	学校・児童関連施設	認定こども園ふじキンダー学園	万野原新田 4079-5
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立上井出保育園	上井出 1310-15
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立北山保育園	北山 1377-1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立大富士保育園	万野原新田 3313
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立大宮保育園	元城町 1-1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立粟倉保育園	粟倉 899-7
第３次	学校・児童関連施設	外神あけぼの保育園	外神 281-1
第３次	学校・児童関連施設	富丘こども園	青木 325-5
第３次	学校・児童関連施設	認定こども園リーチェル幼稚園	淀師 1742-1
第３次	学校・児童関連施設	認定こども園宮原学園	宮原 480-2
第３次	学校・児童関連施設	東こども園	東町 18-18
第３次	学校・児童関連施設	たんぽぽ園	東阿幸地 169
第３次	学校・児童関連施設	だんでらいおん	東阿幸地 168-1
第３次	学校・児童関連施設	パロット	若の宮町 851
第３次	学校・児童関連施設	ぷくぷく保育室	豊町 7-20
第３次	学校・児童関連施設	愛育託児所	淀川町 3-9
第３次	学校・児童関連施設	私立宮原学園　さくら組	宮原 480-2
第３次	学校・児童関連施設	富士宮東幼稚園	矢立町 787
第３次	学校・児童関連施設	富士宮北幼稚園	光町 14-4
第３次	学校・児童関連施設	にしふじのみや幼稚園	淀川町 3-2
第３次	学校・児童関連施設	西ケ丘幼稚園	西町 27-6
第３次	学校・児童関連施設	万野幼稚園	万野原新田 2992-4
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士根保育園	小泉 2095-5
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立大岩明倫保育園	大岩 1551-7
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立西保育園	中里東町 290
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立明星保育園	黒田 4
第４次	学校・児童関連施設	小泉こども園	西小泉町 51-1
第４次	学校・児童関連施設	野中こども園	野中東町 294
第４次	学校・児童関連施設	にこにこえん	小泉 2166-7
第４次	学校・児童関連施設	プティット富士宮保育園	西小泉町 21-24
第４次	学校・児童関連施設	富士宮聖母幼稚園	錦町 12-34
第４次	学校・児童関連施設	黒田幼稚園	源道寺町 632
第４次	学校・児童関連施設	杉田幼稚園	杉田 517-1
第２次	学校・児童関連施設	富士宮市立北山中学校	北山 1092
第２次	学校・児童関連施設	富士宮市立山宮小学校	山宮 1560－1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立西富士中学校	上井出 918-1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立上井出小学校	上井出 1400
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立北山小学校	北山 1582

２　災害の危険度

エリア	施設種類	施設名	所在地
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立大富士小学校	万野原新田 3992
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立大富士中学校	万野原新田 4115－1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立富丘小学校	淀師 489－4
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士宮第四中学校	穂波町 13－1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立貴船小学校	貴船町 3－3
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士宮第二中学校	豊町 17－1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立大宮小学校	元城町 2－1
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立東小学校	矢立町 227
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士見小学校	富士見ヶ丘 1794
第３次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士宮第一中学校	矢立町 814
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立井之頭中学校	猪之頭 999
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立人穴小学校	人穴 362
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士根北小学校	村山 1499
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士根北中学校	村山 935-1
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士根南小学校	小泉 1675
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立富士根南中学校	小泉 1996
第４次	学校・児童関連施設	富士宮市立第三中学校	野中 658
第２次	学校・児童関連施設	富士宮市民体育館	外神東町 115
第２次	学校・児童関連施設	外神スポーツ広場	外神東町 114
第２次	学校・児童関連施設	富士宮市民テニスコート	外神東町 115
第２次	学校・児童関連施設	富士宮市民プール	外神東町 122-2
第２次	学校・児童関連施設	山宮ふじざくら球技場	山宮 2024
第２次	学校・児童関連施設	静岡県ソフトボール場	山宮 2031
第３次	学校・児童関連施設	静岡県立富士宮北高等学校	北町 230
第３次	学校・児童関連施設	静岡県立富士宮富岳館高等学校	弓沢町 732
第３次	学校・児童関連施設	静岡県立富士宮東高等学校	小泉 1234
第３次	学校・児童関連施設	静岡県立富士宮西高等学校	淀師 1550
第３次	学校・児童関連施設	静岡県立富士特別支援学校富士宮分校	北町 233
第３次	学校・児童関連施設	富士宮高等専修学校	中央町 14-7
第３次	大規模集客施設	カインズホーム富士宮店	万野原新田 4136-7

２　融雪型火山泥流のみ

エリア	施設種類	施設名	所在地
第３次	大規模集客施設	エスポット富士宮店	矢立町 927

2　災害の危険度

■２－３－１　大規模危険物施設一覧表

令和８年４月１日現在

事業所名	所在地	製造所等の区分	貯蔵等危険物種類	最大貯蔵等数量	備　　考
ジヤトコ㈱ 富士宮地区	山宮 3507-16	一般取扱所	第２石油類　20（ﾘｯﾄﾙ） 第３石油類 17,118 第４石油類 19,742	36.8（ｷﾛﾘｯﾄﾙ）	第１工場棟
		一般取扱所	第２石油類 16,081 第３石油類 32,410 第４石油類 20,500	69	第２工場棟
		一般取扱所	ｱﾙｺｰﾙ類　750 第３石油類 19,900 第４石油類　1,730	22.4	熱処理工場
㈱アマダ	北山 7020	一般取扱所	第２類硫黄 13,978（ｷﾛｸﾞﾗﾑ） 第３類金属ﾅﾄﾘｳﾑ 6,989	21.0（ﾄﾝ）	NAS 電池
高尾製紙㈱ （R5.5.12 休止届）	山本 200-1	一般取扱所	第３石油類 38,900	38.9	抄紙棟
CHEMIPAZ㈱ 静岡工場	内房 4386-1	一般取扱所	第１石油類　1,842 ｱﾙｺｰﾙ類　103 第２石油類　19,876 第３石油類　1,725 第５類第２種　55（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）	23.5 55（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）	
㈱ヤマザキ クリーンサービス	外神東 122-1	一般取扱所	ｱﾙｺｰﾙ類　7,800	7.8	
㈱アリエ	外神東町 62	一般取扱所	ｱﾙｺｰﾙ類　20,000	20.0	
㈱富士化工研究所	山宮 3507-18	一般取扱所	第３石油類　66,300	66.3	
		製造所	第２石油類　950 第３石油類　76,000	77.0	

2　災害の危険度

事業所名	所在地	製造所等の区分	貯蔵等危険物種類	最大貯蔵等数量	備　　考
富士フイルム㈱ 材料生産本部富士宮事業場	大中里 200	製造所	第１石油類　35,500 ｱﾙｺｰﾙ類　24,000 第２石油類　6,500 第３石油類　11,300 第４石油類　4,000	81 .3 キロリットル	GC-Ⅱ.Ⅲ棟
		一般取扱所	第２石油類　4,298 ｱﾙｺｰﾙ類　17,658	21.96	Ｌ－３棟
		製造所	第１石油類　5,000 ｱﾙｺｰﾙ類　8,600 第２石油類　1,200 第３石油類　1,200 第４石油類　1,200	17.2	ＫＹ棟
		一般取扱所	第１石油類　800 第２石油類　1,200 ｱﾙｺｰﾙ類　14,000	16	ＡＪ棟
		一般取扱所	第１石油類　2,600 ｱﾙｺｰﾙ類　1,800 第３石油類　201,550 第４石油類　123,100	329.1	ＭＳ-Ｊ棟
		一般取扱所	第１石油類	10	ﾛｰﾘｰﾔｰﾄﾞ
		一般取扱所	第３石油類　442,250 第４石油類　15,650	457.9	２号ﾎﾞｲﾗ ３号ﾎﾞｲﾗ
		一般取扱所	第４石油類　13,000	1.3	４号ﾎﾞｲﾗ ５号ﾎﾞｲﾗ
		屋外タンク貯蔵所	第３石油類　480,000	480	HU№5 重油ﾀﾝｸ (２基)
		屋外タンク貯蔵所	第３石油類　480,000	480	HU ﾀﾝｸﾔｰﾄﾞ (２基)
サンカイ化成㈱	外神東町１	製造所	第１石油類　4,350 第２石油類　1,460	5.8	
パナック㈱ 富士宮工場	北山 5961-1	一般取扱所	第１石油類　5,354 第２石油類　100 第３石油類　20 第４石油類　120 ｱﾙｺｰﾙ類　200	5.8	工　場　棟
日本プラスト㈱ 富士工場１地区	北山 5716-10	一般取扱所	第１石油類　1,850 第２石油類　200 第３石油類　11,210 第４石油類　28,208	41.5	工　場　棟

※予防規程制定義務有り事業所

２　災害の危険度

■２－３－２　大規模ガス施設一覧表

令和８年４月１日現在

事　　業　　所　　名	貯 蔵 区 分	所在地	貯 蔵 容 量	ガス種別
㈱　岡　重	屋外タンク	ひばりが丘698	20t　1基 10t1基	ＬＰＧ
富士宮プロパンガス 協同組合	〃	青木327-22	20t　1基 10t1基	
富士宮ガス 供給センター協業組合	〃	三園平689	15t1基	
㈱ＴＯＫＡＩ富士宮支店	地 下 タ ン ク	万野原新田3551－1	15t　2基	
ジャトコプランテック㈱ 富士宮営業所	屋外タンク	山宮3507-16	15t　2基	
パナック㈱ 富士宮工場	〃	北山5961－1	15t　1基	

２　災害の危険度

■２－３－３　危険物給油取扱所一覧表

令和８年４月１日現在

事業所名	所在地	貯蔵内容					最大貯蔵等数量
		貯蔵方法	第１石油類	第２石油類	第３石油類	第４石油類	
			キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
㈲赤池石油店	猪之頭858-10	地下ﾀﾝｸ	20	20		0.8	40.8
㈱池田油店 朝日町ＳＳ	淀平町1055	〃	38.4	19.2	2.3	2.1	62
植松商店	山宮3756-51	〃	14.2	14.2	0.4		28.8
大中里ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ	大中里783-3	〃	29	20	1		50.0
岡　重 ㈱EneJet セルフ小泉給油所	小泉155-3	〃	50	20	1.8		71.8
岡重㈱EneJet 富士宮給油所	ひばりが丘700	〃	55	40			95
岡重㈱EneJet 宮原給油所	宮原 387-1	〃	67	36	3.8		106.8
ガソリンショップ 富士宮ＳＳ	東阿幸地464-1	〃	40	50			90
河野商店 上井出給油所	上井出676-2	〃	14.8	14.7	1.8		31.3
木ノ内石油 小泉給油所	小泉 1820-4	〃	13.2	15.3	1.8		30.3
㈱コヌタ商産 西富士給油所	上井出31	〃	20	19	0.4		39.4
サカキ石油㈱ 朝霧高原給油所	人穴 142-7	〃	24	15	1		40.0
さのじろう商店	下条 466	〃	13.2	15.8	0.3		29.3
佐野石油㈱ ベルデコイズミSS	小泉 1931-6	〃	30	20	2	1	53.0
Ｓ－ｎｅｔ静岡㈱	東町 23-17	〃	39.2	19.6	2.1	2	62.9
ムラカタ㈱ セルフ富士宮	宮北町7	〃	50	25		3.8	78.8
杉田屋給油所	杉田601-3	〃	19	19	1.8		39.8
㈱鈴木油店 富士宮給油所	前田町102	〃	50	40	9.5		99.5
駿河石油㈱ 富士宮中央給油所	万野原新田 3749－1	〃	30	20			50
駿河石油㈱ ｾﾙﾌ富士宮給油所	小泉2073-1	〃	50	20	2	1	73.0

２　災害の危険度

事業所名	所在地	貯蔵内容					最大貯蔵等数量
		貯蔵方法	第１石油類	第２石油類	第３石油類	第４石油類	
滝石油店	北山 885	〃	19.6	15.6	0.6		35.8
㈲土井石油	山本 769-1	〃	19.6	19.2	0.6		39.4
星谷石油㈲	北山 5283-2	〃	19.0	19.0	2.5		40.5
㈲前田燃料	田中町588	〃	20	15.3	0.8		36.1
㈲松富士石油	上井出839-5	〃	30.0	20	2		52.0
㈲真野石油店	黒田287-7	〃	12.4	16.3	1.2		29.9
ワンズエネルギー富士宮大中里SS	大中里 1485	〃	25.2	23.6	2.6		51.4
吉川商店	根原796-1	〃	20	20		1	41.0
渡辺石油店	北山 5193-1	〃	19	19.5	1.8		40.3
㈲和出石油	下条338	〃	19	19	1		39.0
西東石油㈱セルフみそのだいら給油所	三園平 1441	〃	38.4	19.2	2.4	1.8	61.8
新日本石油芝川給油所	西山1483-1	〃	13.2	6.3	0.5		20
㈲若尾石油店	内房3168-18	〃	28.8	9.6	2	1	41.4
アトム石油	長貫1084-1	〃	25.4	23.4		1.8	50.6

3　防災体制

■３－１－１　富士宮市防災会議委員の編成

市　長

機　関　名	委　員　職　名
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	事　務　所　長
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所富士国道維持出張所	出　張　所　長
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	所　長
林野庁関東森林管理局静岡森林管理署上井出森林事務所	森　林　官
富士宮警察署	署　長
静岡県東部地域局	東部危機管理監
静岡県富士土木事務所	所　長
静岡県富士健康福祉センター	所　長
日本郵便㈱富士宮郵便局	局　長
ＮＴＴ西日本㈱静岡支店	支　店　長
東海旅客鉄道㈱富士宮駅	駅　長
東京電力パワーグリッド㈱富士支社	支　社　長
中部電力パワーグリッド㈱清水営業所	所　長
静岡ガス㈱東部導管ネットワーク本部	副センター長
(一社)静岡県ＬＰガス協会富士宮地区会	地　区　長
（一社）富士宮市医師会	副　会　長
(公社) 静岡県看護協会富士地区支部	地区支部長
富士宮市消防団	団　長
富士宮商工会議所女性会	会　長
富士宮市ＰＴＡ連絡協議会	理　事
富士コミュニティエフエム放送㈱	営業部長
富士宮市	副　市　長
〃	副　市　長
〃	教　育　長
〃	市立病院長
〃	危機管理監
〃	総務部長
〃	企画部長
〃	財政部長
〃	市民部長
〃	産業振興部長
〃	環境部長
〃	保健福祉部長
〃	こども家庭統括監
〃	都市整備部長
〃	水道部長
〃	会計管理者
〃	市立病院事務部長
〃	教育部長
〃	市議会事務局長
〃	監査委員事務局長
〃	消　防　長
〃	消防次長

■３－１－２　富士宮市防災会議条例

昭 和 ３７年 １０月 ５日
富 士 宮 市 条 例 第２０号
改正　平成24年9月25日条例第27号

（目的）

第１条　この条例は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、富士宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平12条例16・一部改正）

（所掌事務）

第２条　防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　富士宮市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は次に掲げる者をもつて充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

⑵　静岡県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

⑶　静岡県の警察官のうちから市長が委嘱する者

⑷　市長がその部内の職員のうちから任命する者

⑸　教育長

⑹　消防長及び消防団長

⑺　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

⑻　その他市長が特に必要と認め、委嘱する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号及び第８号の委員の定数はそれぞれ若干人とする。

７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

附　則（平成１２年２月２９日条例第１６号）

この条例は平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年９月２５日条例第２７号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の第３条第５項各号の規定により、任命又は指名された者であって、施行日の前日において現に委員であるものは、改正後の第３条第５項各号の規定による委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

３　前項の規定により委員として委嘱されたものとみなされた改正後の第３条第５項第７号の委員の任期は、改正後の第３条第７項の規定にかかわらず、平成２５年６月３０日までとする。改正後の第３条第５項第８号の委員の任期についても、また同様とする。

3　防災体制

■３－２－１　富士宮市災害対策本部組織構成

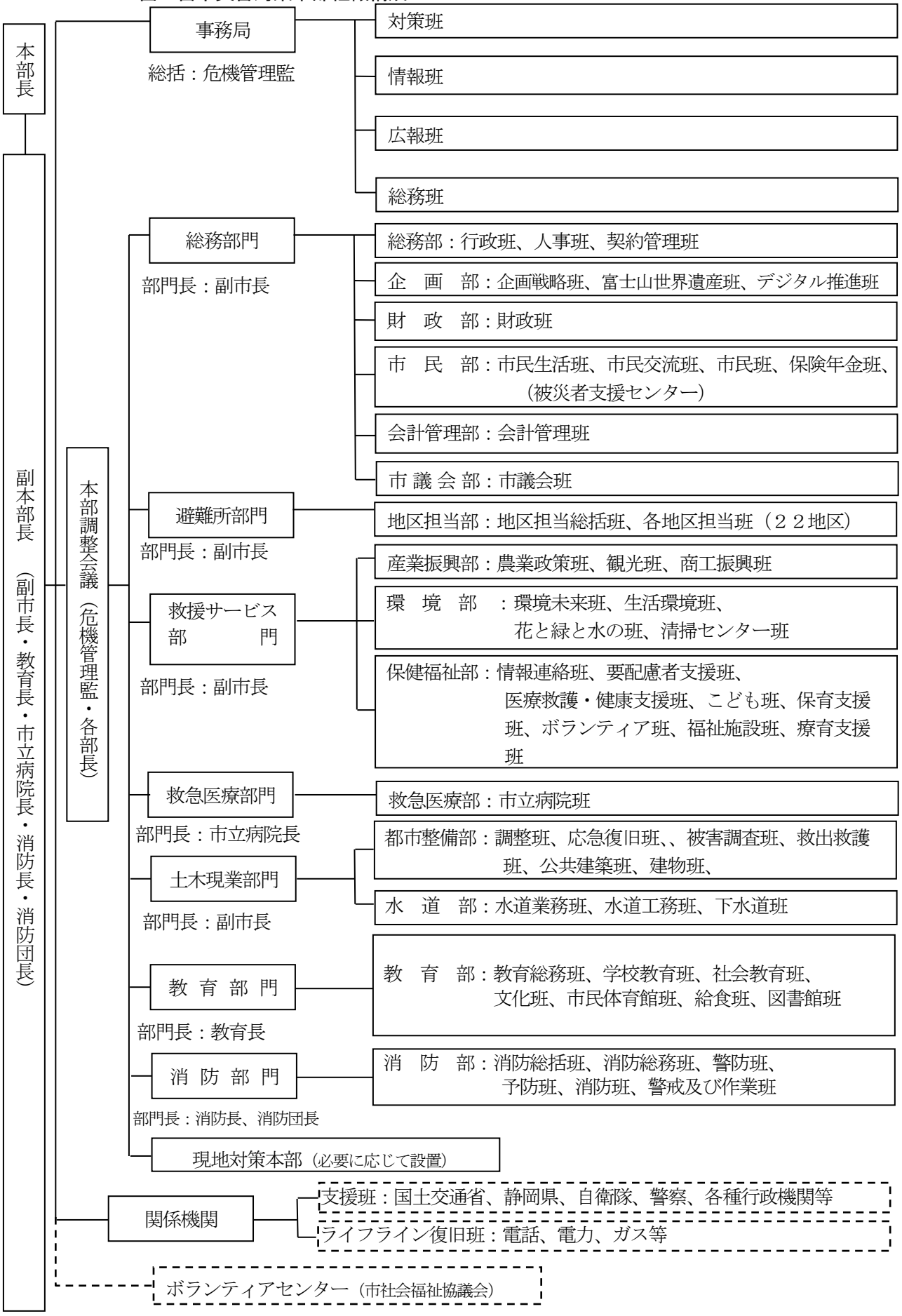

■３－２－２　富士宮市災害対策本部条例

昭和37年10月５日
富士宮市条例第21号

改正　　平成24年9月25日条例第28号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、富士宮市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平18条例22・一部改正）

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年６月３０日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２５日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

■３－２－３　富士宮市災害対策本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富士宮市災害対策本部条例（昭和３７年富士宮市条例第２１号）に基づき、富士宮市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　本部に富士宮市災害対策本部組織構成に掲げる部門、局、部及び班を置き、富士宮市災害対策本部事務分掌に掲げる事務を行う。

（副本部長）

第３条　副本部長は、副市長、消防長、消防団長、教育長及び市立病院長をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、副市長、教育長、消防長の順序によりその職務を代理するものとする。

（災害対策本部員）

第４条　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、富士宮市災害対策本部事務分掌に掲げる部長相当職にある者をもって充てる。

２　本部職員の任命は、前項に定めるもののほか、別に定める富士宮市災害対策本部動員表によるものとする。

（職務）

第５条　本部員は、上司の命を受け部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

２　班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について所属班員を指揮監督し、その処理に当たる。

３　班付及び副班長は、班長を補佐する。

４　班員は、上司の命を受けて事務に従事する。

（本部の開設及び閉鎖）

第６条　本部長は、本部の設置を認めるときは、富士宮市地域防災計画の定めるところにより本部を設置し、本部室は市庁舎地下１階に置き、「富士宮市災害対策本部」の標示をする。

２　本部には、本部長があらかじめ指名する本部員を配置する。

３　本部長は、予想される災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

４　本部長は、本部を開設又は閉鎖したとき、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

（本部会議）

第７条　本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じて本部会議を招集する。

２　本部会議は、副本部長、本部員及び本部長の指名する班長をもって構成する。

３　本部員は、それぞれの分掌事務に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

４　本部員が不在のときは、あらかじめ本部員の指名する代理者が出席するものとする。

（配備体制）

第８条　配備体制は、別に定める職員災害時行動マニュアルの配備体制のとおりとし、配備の種別等は、その都度本部長が決定する。また、災害の発生するおそれがあるときは、本部開設前であっても事前配備体制を敷き必要な措置を講ずる。

２　職員参集の連絡については、別に定める職員災害時行動マニュアルの職員の参集のとおりとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、その都度本部長が定めるものとする。

附　則

この要領は、昭和３７年１０月５日から施行する。

附　則

この要領は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和５９年３月２２日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６０年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成６年１２月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年３月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年６月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年３月９日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

■３－２－４　富士宮市災害対策本部標識

1　本部の標示板

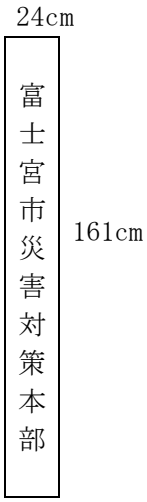

2　腕　　章（本部員用）

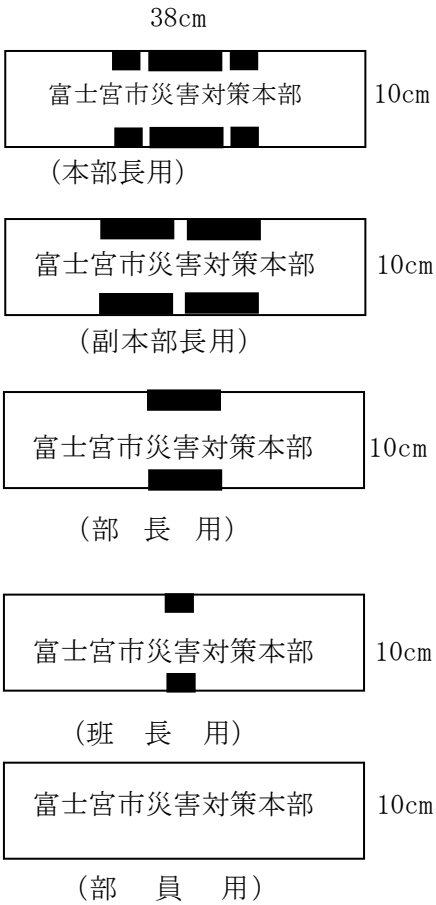

3　標　　旗（車両用）

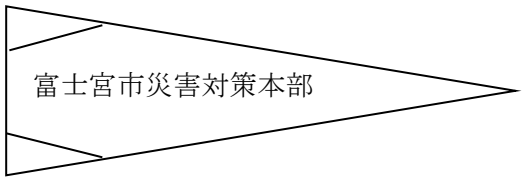

4　標　章（車両用）

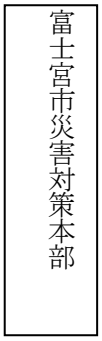

5　ヘルメット

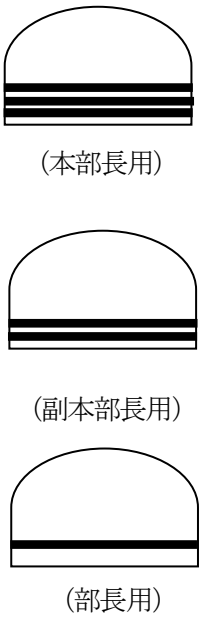

色　彩　区　分

1　腕章は地の色彩を黄色、文字は黒色、中の線は赤色とする。

2　標旗は地の色彩を黄色、文字は黒色とする。

■３－２－５　富士宮市災害対策本部各部班事務分掌

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
本部調整会議 （危機管理監・各部長）		1　本部長、副本部長への助言、提言 2　応急復旧方法、担当班等の調整 3　各班長への指示、伝達
事　務　局 （危機管理監）	対　策　班 （危機管理局長）	1　事務局及び各班に共通する事務の統括 2　応急復旧方法、担当班等の検討 3　国、県本部への連絡（FUJISANシステム入力） 4　防災関係機関との連絡調整 5　他自治体との相互応援に関する連絡調整 6　自衛隊災害派遣部隊受入れ及び総合調整
	情　報　班 （工事検査課長）	1　被害情報等の受付 2　災害時情報連絡票の作成 3　防災行政無線及び同報無線の運用 4　気象情報、生活関連施設情報等の収集及び伝達 5　情報提供のとりまとめ
	広　報　班 （広報課長）	1　市民への情報発信 2　災害時広報活動計画の立案及び総合調査 3　報道機関に対する情報提供及び対応 4　災害に関する記録
	総　務　班 （秘書課長）	1　本部長、副本部長の秘書 2　災害見舞及び来庁者の応対 3　本部会議、本部調整会議等の庶務

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
総務部門		
総　務　部 （総務部長）	行　政　班 （行政課長）	1　物資集配拠点（市役所）の開設・管理 2　部内の連絡調整
	人　事　班 （人事課長）	1　職員動員の調整 2　職員及び他都市応援職員の食事の確保 3　職員の安否確認、保健衛生 4　職員の公務災害補償、厚生その他ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ業務全般
	契約管理班 （契約管理課長）	1　庁舎・設備の保守その他応急機能確保 2　集中管理車両の確保、配車計画及び避難所への緊急輸送の実施 3　車両及び市有施設用燃料その他応急対策用資材及び物資等の調達
企　画　部 （企画部長）	企画戦略班 （企画戦略課長）	1　物資集配拠点（市役所）の開設・管理に関する協力 2　部内の連絡調整
	富士山世界遺産班 （富士山世界遺産課長）	1　構成資産の被害調査及び復旧 2　職員及び応援職員の宿泊先の確保
	デジタル推進班 （デジタル推進課長）	1　コンピュータの災害応急対策 2　防災関係業務のコンピュータ処理 3　り災台帳作成に関する協力 4　災害り災者調査原票作成に係る協力
財　政　部 （財政部長）	財　政　班 （財政課長）	1　所管する施設等の被害調査及び復旧 2　災害対策に伴う予算措置 3　災害対策に伴う財政計画の編成及び財政に関する国・県等の機関との連絡調整 4　建物被害認定調査 5　罹災証明書等の受付、発行 6　部内の連絡調整 7　仮設住宅用地等の確保
市民部 （市民部長）	市民生活班 （市民生活課長）	1　公共交通機関との連絡調整 2　被災者支援センターの開設・運営 3　女性とＬＧＢＴの救援救護対策の協力 4　外国人の救援救護対策の協力 5　部内の連絡調整
	市民交流班 （市民交流課長）	1　所管する施設等の被害調査及び復旧 2　被災者支援センターの開設・運営協力 3　女性とＬＧＢＴの救援救護対策 4　外国人の救援救護対策
	市　民　班 （市民課長）	1　死亡届の受理及び埋葬、火葬許可 2　罹災証明書の発行に関する協力 3　被災者支援センター運営協力 4　遺体の収容、埋葬、火葬に関する協力
	保険年金班 （保険年金課長）	1　資格確認書等の交付 2　減免申請等受付 3　被災者支援センター運営の協力
会計管理部 （会計管理者）	会計管理班 （会計管理局審査係長）	1　災害対策に伴う経費の収支事務 2　義援金の募集・受付・保管
市議会部 （市議会事務局長）	市議会班 （市議会事務局事務次長）	1　市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整 2　市議会の災害調査活動の補佐

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
避難所部門		
地区担当部 （監査委員 事務局長）	地区担当総括班 （監査委員事務局 監査係長）	1　各地区担当班との連絡調整
	地区担当班 （２２地区） ●大宮東地区 ●大宮中地区 ●大宮西地区 ●大宮南地区 ●大宮北地区 ●大富士・富士見 地区 ●黒田地区 ●小泉西地区 ●富士根南地区 ●富士根北地区 ●富丘南地区 ●富丘北地区 ●北山地区 ●上野地区 ●白糸地区 ●上井出地区 ●猪之頭地区 ●柚野地区 ●大久保・長貫・ 羽鮒地区 ●稲子地区 ●内房地区 ●西山地区	1　地区担当班本部の開設・運営及び本部事務局、地区担当本部との連絡調整 2　地区内における発災直後の災害情報・防災情報の収集及び報告 3　被災者向け広報活動の実施 4　避難者の誘導、避難所の開設・運営の支援 5　避難所における仮設トイレの設置・管理 6　地区内における避難状況の把握及び総合調整 7　緊急物資、食品、飲料水の供給配分の協力 8　担当地区内の自主防災会との連絡調整 9　避難所施設管理者との連絡調整 10　防災倉庫及び資機材の管理 11　地区担当班本部の施設管理等 （1）　施設の被害調査 （2）　施設利用者の避難誘導及び安全確保 ＜該当班及び施設名＞ ・大宮東地区　（富士宮第一中学校） ・大宮中地区　（富士宮第二中学校） ・大宮西地区　（市民文化会館） ・大宮南地区　（西公民館） ・大宮北地区　（富士宮北高等学校） ・大富士・富士見地区　（大富士交流センター） ・黒田地区　（南部公民館） ・小泉西地区　（富士宮東高等学校） ・富士根南地区　（富士根交流センター） ・富士根北地区　（富士根北公民館） ・富丘北地区　（富丘交流センター） ・富丘南地区　（富士宮第四中学校） ・北山地区　（北山会館） ・上野地区　（上野会館） ・白糸地区　（白糸会館） ・上井出地区　（上井出区民館） ・猪之頭地区　（井之頭小学校） ・柚野地区　（柚野小学校） ・大久保・長貫・羽鮒地区　（芝川会館） ・稲子地区　（稲子小学校） ・内房地区　（内房小学校） ・西山地区　（芝川Ｂ＆Ｇ海洋センター）

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
救援サービス部門		
産業振興部 （産業振興部長）	農業政策班 （農業政策課長）	1　所管する施設等の被害調査及び復旧 2　農業協同組合等関係団体との連絡調整 3　農畜産物被害の調査 4　家畜伝染病予防及び防疫対策 5　家畜の飲水・飼料・施設の応急対策の支援 6　農家に対する災害融資 7　市有林の被害調査及び報告 8　市有林道の被害調査及び交通規制 9　部内の連絡調整
	観　光　班 （観光課長）	1　観光施設等の被害調査 2　道の駅「朝霧高原」（一時避難地）の開設 3　富士山噴火時の登山者の救援救護対策
	商工振興班 （商工振興課長）	1　食品、生活必需品等救援物資の確保・供給（協定業者） 2　流通在庫物資の集配 3　工業諸団体との連絡調整 4　商工会議所との連絡調整
環境部 （環境部長）	環境未来班 （環境未来課長）	1　遺体の捜索、収容、埋葬、火葬 2　所管する施設等の被害調査及び復旧 3　部内の連絡調整
	生活環境班 （生活環境課長）	1　ごみ、し尿の緊急処理 2　ガレキ、廃材等の処理 3　事業所等における危険物の調査及び対策 4　所管する施設等の被害調査及び復旧 5　ペットスペース（スターターキット）の調整 6　遺体の収容、埋葬、火葬に関する協力
	花と緑と水の班 （花と緑と水の課長）	1　所管する施設等の被害調査及び復旧 2　湧水に関する情報収集及び報告 3　遺体検視・検案所の開設に関すること （白糸自然公園　白糸ふれあいホール）
	清掃センター班 （清掃ｾﾝﾀｰ所長）	1　所管する施設等の被害調査及び復旧 2　ごみの緊急処理 3　遺体の収容、埋葬、火葬に関する協力

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
救援サービス部門		
保健福祉部 （保健福祉部長） （こども家庭統括監）	情報連絡班 （福祉企画課長）	1　保健福祉部班長会議の運営 2　部内情報の収集・伝達・管理 3　医療救護計画に基づく医療救護体制の確立・維持 4　医療材料の調達、受入れ及び救護所等へ供給手配 5　部内の連絡調整
	要配慮者支援班 （福祉総合相談課長）	1　要配慮者の避難状況の確認（安否確認） 2　要配慮者の避難行動支援・避難生活支援
	福祉施設班 （高齢介護支援課長）	1　福祉施設等の被害状況調査 2　福祉避難所の開設及び運営支援 3　介護・障害サービス提供体制の維持・支援
	こども班 （こども未来課長）	1　放課後児童クラブ及び児童館の被害調査及び復旧 2　要保護児童の確認・保護要請
	保育支援班 （保育支援課長）	1　公私立保育所等施設の被害調査及び復旧、復旧支援 2　災害時保育所の開設及び運営
	療育支援班 （障がい療育支援課長）	1　療育支援センター施設の被害調査及び復旧 2　あすなろ園施設の被害調査及び復旧
	医療救護 ・健康支援班 （健康増進課長）	1　救護所の設置・運営・管理 2　被災者の健康支援 3　公衆衛生活動スタッフの派遣要請
	ボランティア班 （高齢介護支援課認定審査係長）	1　災害対策本部と災害ボランティアセンター（富士宮市社会福祉協議会）との連絡調整 2　災害ボランティアセンターの設置（ボランティアの募集と受入れを含む）の協力 3　災害ボランティアセンターの資機材等調達支援
救急医療部門		
救急医療部 （市立病院事務部長）	市立病院班 （病院管理課長）	1　災害拠点病院としての市立病院の運営 2　保健福祉部医療救護・健康支援班への協力

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
土木現業部門		
都市整備部 （都市整備部長）	調整班 （管理課長）	1　警察との協議による通行規制路線の確認 2　部内の連絡調整
	応急復旧班 （道路課長）	1　事務局との連携による、道路などの応急復旧 2　緊急輸送路の確保
	被害調査班 （河川課長）	1　災害対策本部から指示された調査地区全ての被害調査 （道路、河川、橋梁、建物、開発行為現場、土砂崩れ等）
	救出救護班 （都市計画課長）	1　消防職員、消防団、地域住民等と協力した救出救護 2　被災宅地危険度判定の実施
	公共建築班 （公共建築課長）	1　市有建物被害状況調査の取りまとめ 2　仮設住宅の建設 3　公共建物の復旧
	建物班 （建築住宅課長）	1　応急危険度判定の実施 2　住宅応急修理の受付及び支援 3　応急仮設住宅入居者の管理
水　道　部 （水道部長）	水道業務班 （水道業務課長）	1　水道施設の災害応急対策実施状況の統括 2　病院等防災活動拠点及び市民への応急給水 3　他水道事業者及び水道関係業者団体・指定工事店との連絡調整 4　災害応急対策用資機材の確保 5　ライフライン施設関係機関連絡協議会への参画 6　部内の連絡調整
	水道工務班 （水道工務課長）	1　水道施設等の被害調査 2　水道施設、設備等の復旧 3　応急給水用飲料水の確保 4　水道工事中断等の指示及び確認
	下水道班 （下水道課長）	1　所管する施設等の被害調査及び復旧 2　工事業者等に対する協力要請 3　し尿処理に関する協力 4　災害応急用資機材の確保 5　ライフライン施設関係機関連絡協議会への参画 6　上長貫農業集落排水処理施設の被害調査及び復旧

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
教育部門		
教　育　部 （教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	1　所管施設の被害調査及び復旧 2　所管施設への運営支援 3　県教職員との協力に関する総合調整 4　部内の連絡調整
	学校教育班 （学校教育課長）	1　児童・生徒の避難誘導安全確保 2　公立・私立高等学校の被害調査及び児童・生徒の避難誘導及び安全確保 3　被災児童・生徒の学用品の調達
	社会教育班 （社会教育課長）	1　所管施設の被害調査及び復旧 2　所管施設への運営支援
	文化班 （文化課長）	1　所管施設の被害調査及び復旧 2　文化財に関する応急措置及び復旧 3　所管施設への運営支援
	市民体育館班 （スポーツ振興課長）	1　所管施設の被害調査及び復旧 2　市民体育館（ふじざくら球技場）における自衛隊受入れに関する協力 3　市民体育館における他都市職員等広域応援隊の受入れに関する協力 4　物資集配拠点（市民体育館）の開設・管理
	給食班 （学校給食ｾﾝﾀｰ所長）	1　施設の被害調査及び復旧 2　給食業者への給食体制確保の要請
	図書館班 （中央図書館長）	1　各図書館の被害調査及び復旧 2　施設利用者の避難誘導及び安全確保

3　防災体制

部　　名 部長相当職	班　　長 （班長相当職）	事　　務　　分　　掌
消防部門		
消　防　部 （消防長） （消防団長）	消防総括班 （消防次長） 消防総務班 （消防総務課長） 警　防　班 （警防救急課長） 予　防　班 （予防課長） 消　防　班 （消防署長） 警戒及び作業班 （消防副団長）	1　指揮本部の設置 2　消火及び救出救助全般 3　救急活動 4　水防活動 5　水防災用資機材等の点検及び確保 6　広域消防応援の受入れ及び調整 7　危険物等の災害対策に関する総合調整 8　避難の安全確保 9　災害による行方不明者等の捜索及び収容 10　り災証明書（火災）の発行 11　気象情報の収集・伝達 12　避難の勧告・指示の伝達及び警戒区域の設定 13　火災防止広報 14　その他、消防計画により必要な措置

各班に共通する事務	1　傷病者の救出救護 2　地区担当班本部及び被災者支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立 3　所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の収集 4　所管施設の災害予防（避難を含む）、応急対策及び災害復旧対策 5　所管施設での災害時市民対応（受入れ、避難先までの支援） 6　り災証明発行に係る調査職員指名 7　部内外の他班への応援

３　防災体制

■３－３－１　富士宮市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月21日
富士宮市条例第24号

（目的）

第１条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第１８条第４項の規定に基づき、富士宮市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

３　副本部長は、副市長、富士宮市立病院長、消防長、教育長及び消防団長をもつて充てる。

４　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　本部員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　静岡県警察の警察官

⑵　市の職員

６　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

７　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

８　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは警戒本部に部を置くことができる。

２　前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

３　第１項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年１１月２日条例第３３号）

この条例は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月１日条例第３７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成１８年法律第５３号）附則第３条第１項の規定により収入役が在職する場合、当該者の在職の間においては、改正前の富士宮市特別職報酬等審議会条例、改正前の富士宮市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例、改正前の富士宮市職員等の旅費に関する条例、改正前の富士宮市地震災害警戒本部条例及び改正前の富士宮市職員の共済制度に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の富士宮市特別職報酬等審議会条例第２条中「助役」とあるのは「副市長」と、改正前の富士宮市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例第１条及び第４条第２項第２号中「助役」とあるのは「副市長」と、改正前の富士宮市職員等の旅費に関する条例別表第１の２級の項中「助役」とあるのは「副市長」と、改正前の富士宮市地震警戒本部条例第２条第３項中「助役」とあるのは「副市長」と、「消防長及び消防団長」とあるのは「消防団長及び富士宮市芝川町消防組合消防長」と、改正前の富士宮市職員の共済制度に関する条例第２条第１号中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附　則（平成１９年３月７日条例第７号）抄

（施行期日）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月５日条例第２８号）

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

■３－３－２　富士宮市地震災害警戒本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富士宮市地震災害警戒本部条例（昭和５４年富士宮市条例第２４号、以下「警戒本部条例」という。）に基づき、富士宮市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第２条　警戒本部に富士宮市災害対策本部組織構成に掲げる部門、局、部及び班を置き、富士宮市災害対策本部事務分掌に掲げる事務を行う。

（副本部長）

第３条　副本部長は、副市長、消防長、消防団長、教育長及び市立病院長をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、前項の順序によりその職務を代理するものとする。

（本部職員等）

第４条　警戒本部条例第２条第５項に基づく本部員の任命は、別に定める富士宮市災害対策本部事務分掌に掲げる部長相当職にある者をもって充てる。

２　警戒本部条例第２条第７項に基づく本部職員の任命は、別に定める富士宮市災害対策本部動員表に掲げる者をもって充てる。

（職務）

第５条　本部員は、上司の命を受け部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

２　班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について所属班員を指揮監督し、その処理に当たる。

３　班付及び副班長は、班長を補佐する。

４　班員は、上司の命を受けて事務に従事する。

（本部の開設及び閉鎖）

第６条　本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号以下「法」という。）第９条第１項の警戒宣言が発せられたときは、富士宮市地域防災計画地震対策編の定めるところにより警戒本部を設置する。

２　本部室は、市庁舎地下１階に置く。

３　本部室に、「富士宮市地震災害警戒本部」の標示をする。

４　本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配置する。

５　本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、「富士宮市災害対策本部」が設置されたとき又は法第９条第３項の警戒解除宣言があったときは、警戒本部を閉鎖する。

６　本部長は、警戒本部を開設又は閉鎖したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

（本部会議）

第７条　本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するために、必要に応じて本部会議を招

集する。

２　本部会議は、副本部長、本部員及び本部長の指名する班長をもって構成する。

３　本部員は、それぞれの分掌事務に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

４　本部員が不在のときは、予め本部員の指名する代理者が出席するものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附　則

この要領は、昭和５６年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和５９年３月２２日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６０年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年３月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年６月７日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

■３－３－３　富士宮市地震災害警戒本部各部班事務分掌

３－２－５　富士宮市災害対策本部各部班事務分掌に準ずる。

3　防災体制

■3－4－1　消防機関

1　富士宮市消防本部（富士宮市弓沢町１５０）
消防総務課（２２－１１９８）
予防課（２２－１１９９）
警防救急課（２２－１２００）　富士市・富士宮市消防指令センター（０５４５－５５－２８５７）

中央消防署		富士宮市源道寺町５－１	（２６－５１１９）
	芝川分署	富士宮市長貫７５６－１	（６５－１２１９）
	東分署	富士宮市粟倉３３４－１	（２２－８８８０）
西消防署		富士宮市宮原１－２２	（２７－００１９）
	北分署	富士宮市上井出２２５６	（５４－１７７１）
	上野分署	富士宮市下条１４０－３	（５９－１１１９）

2　富士宮市消防団

- 消防団本部
  - 団長、副団長
  - 警防部、指導部、庶務部、救急部、方面隊長

- 第１方面隊
  - 第 １分団（咲花・大和・常磐・田中）
  - 第 ２分団（木の花・城山・ひばりが丘・神田・浅間）
  - 第 ３分団（高嶺・宮本・ニの宮・福地・琴平・三園平・神賀・神立）
  - 第 ４分団（貴船・松山・羽衣・神田川）
  - 第 ５分団（阿幸地・富士見ケ丘・日の出・瑞穂・源道寺）
  - 第 ８分団（万野１～４・万野希望）
- 第２方面隊
  - 第 ６分団（淀師・淀橋・青木・外神・宮原・宮原１・青木平・外神東）
  - 第 ７分団（大中里）
  - 第 ９分団（野中１～４）
  - 第 10 分団（安居山１～２・沼久保）
  - 第 11 分団（黒田・星山１～２・貫戸）
- 第３方面隊
  - 第 12 分団（山本・高原・高原１～２・小泉１～４）
  - 第 13 分団（杉田１～６）
  - 第 14 分団（小泉５～６・上小泉・大岩１～３）
  - 第 15 分団（村山１～３・粟倉１～４・粟倉南・舟久保）
- 第４方面隊
  - 第 16 分団（山宮１～４）
  - 第 17 分団（北山１～４）
  - 第 18 分団（上条上・上条下・馬見塚）
  - 第 19 分団（下条上・下条下・精進川上・精進川下）
- 第５方面隊
  - 第 20 分団（上井出・芝山・人穴）
  - 第 21 分団（猪之頭・麓・根原・富士丘）
  - 第 22 分団（内野・原・半野・狩宿）

3　防災体制

第６方面隊
- 第 23 分団（大鹿窪・猫沢・明光台・上柚野・下柚野・鳥並）
- 第 24 分団（上稲子・下稲子）
- 第 25 分団（内房第３～４）
- 第 26 分団（内房第１～２）
- 第 27 分団（長貫・上羽鮒・下羽鮒・稗久保・香葉台）
- 第 28 分団（西山・大久保）

3　富士宮市消防団詰所一覧表　　令和８年４月現在

分　団	住　　所
第１分団	中央町 9-10
第２分団	元城町 3-4
第３分団	宮町 1-1
第４分団	西町 10-6
第５分団	弓沢町 137
第６分団（淀師）	淀平町 50
第６分団（青木）	青木 1182-4
第６分団（外神、宮原）	外神 8-9
第７分団	大中里 438-14
第８分団	万野原新田 3287-11
第９分団	野中 608
第 10 分団（安居山）	安居山 607-2
第 10 分団（沼久保）	沼久保 25-5
第 11 分団（黒田）	黒田 270-6
第 11 分団（星山）	星山 126-1
第 11 分団（貫戸）	貫戸 259-1
第 12 分団（小泉）	小泉 539-1
第 12 分団（山本）	山本 540-4
第 13 分団	杉田 1230-6
第 14 分団（小泉）	小泉 1847-3
第 14 分団（大岩）	大岩 1477-4
第 15 分団（神成）	村山 102-13
第 15 分団（二又）	粟倉 918-6
第 15 分団（村山）	村山 1242-3
第 16 分団	山宮 1591-3
第 17 分団	北山 1529-4
第 18 分団	上条 232-1
第 19 分団（妙蓮寺）	下条 719
第 19 分団（下条）	下条 139-1
第 20 分団（上井出）	上井出 603-1
第 20 分団（人穴）	人穴 383-2
第 21 分団（猪之頭）	猪之頭 217-7
第 21 分団（麓）	麓 61
第 22 分団	原 1114-6
第 23 分団	下柚野 336-1
第 24 分団	上稲子 3850-8
第 25 分団	内房 3142-2
第 26 分団	内房 4058-4
第 27 分団	長貫 1217-2
第 28 分団	西山 1388-4

■３－４－２　医療救護拠点

救 護 所
- 富士宮市救急医療センター
- 富士宮市立上野中学校
- 富士宮市立黒田小学校
- 富士宮市立富士根北小学校
- 富士宮市立北山中学校
- 富士宮市立大富士中学校
- 富士宮市立富士根南中学校
- 富士宮駅南口
- 富士宮市立芝川中学校

救護病院
- 医療法人社団鵬友会フジヤマ病院
- 一般財団法人富士脳障害研究所附属病院
- 共立蒲原総合病院

災害拠点病院
- 富士宮市立病院

■３－４－３　広域応援受入拠点

区　　分	拠 点 開 設 予 定 施 設
消 防 広 域 応 援 部 隊	上井出グランド・西消防署北分署・大石寺東山駐車場A~D、大石寺塔之原駐車場、大石寺塔之原グラウンド
自 衛 隊 派 遣 部 隊	市民体育館・外神スポーツ広場一帯、山宮ふじざくら球技場 学校法人富嶽学園 日本建築藝術大學校（予備）
国・県・他自治体派遣職員	市役所
一 般 ボ ラ ン テ ィ ア	総合福祉会館
広 域 的 救 援 物 資 集 積	市役所、市民体育館
防 災 拠 点 施 設	道の駅「朝霧高原」・朝霧防災備蓄基地・ 富士教育訓練センター一帯・西消防署北分署
国・県・他自治体派遣保健師	保健センター

■３－４－４　地区防災活動拠点

地区担当班名	地区本部	施設等	避難所	給水ﾀﾝｸ	防災倉庫
大宮東地区担当班	第一中学校	東小学校	○	○	○
		第一中学校	○	○	○
大宮中地区担当班	第二中学校	第二中学校	○	○	○
		城山公園			○
		大宮小学校	○	○	○
大宮西地区担当班	市民文化会館	市民文化会館	○		○
		貴船小学校	○	○	○
大宮南地区担当班	西公民館	第三中学校	○	○	○
		西小学校	○	○	○
大宮北地区担当班	富士宮北高等学校	北高等学校	○	○	○
大富士・富士見地区担当班	大富士交流センター	大富士小学校	○	○	○
		大富士中学校	○	○	○
		富士見小学校	○	○	○
黒田地区担当班	南部公民館	黒田小学校	○	○	○
		星陵高等学校	○	○	○
小泉西地区担当班	富士宮東高等学校	富岳館高等学校	○	○	○
		東高等学校	○		○
富士根南地区担当班	富士根交流センター	富士根南小学校	○	○	○
		富士根南中学校	○	○	○
		大岩明倫保育園		○	
富士根北地区担当班	富士根北公民館	粟倉分校	○	○	○
		富士根北小学校	○	○	○
		富士根北中学校	○	○	○
		富士根北公民館		○	
富丘南地区担当班	第四中学校	第四中学校	○	○	○
富丘北地区担当班	富丘交流センター	富丘小学校	○	○	○
		西高等学校	○	○	○

3　防災体制

地区担当班名	地区本部	施設等	避難所	給水ﾀﾝｸ	防災倉庫
北山地区担当班	北　山　会　館	北山小学校	○	○	○
		北山中学校	○	○	○
		山宮小学校	○	○	○
		富士旭出学園		○	
上野地区担当班	上　野　会　館	上野小学校	○	○	○
		上野中学校	○	○	○
		長生園		○	
白糸地区担当班	白　糸　会　館	白糸小学校	○	○	○
		白糸保育園		○	
上井出地区担当班	上井出区民館	人穴小学校	○	○	○
		西富士中学校	○	○	○
		上井出小学校	○	○	○
		天竜厚生会しらいと		○	
猪之頭地区担当班	井之頭小学校	根原分校	○	○	○
		井之頭小学校	○	○	○
		井之頭中学校	○	○	○
柚野地区担当班	柚　野　小　学　校	柚野小学校	○	○	○
		柚野中学校	○	○	
大久保・長貫・羽鮒地区担当班	芝　川　会　館	芝富小学校	○	○	○
		芝川中学校	○	○	○
稲子地区担当班	稲　子　小　学　校	稲子小学校	○	○	○
		下稲子公民館	○		○
内房地区担当班	内　房　小　学　校	内房小学校	○	○	○
西山地区担当班	芝川B&G海洋センター	芝川B&G海洋センター	○		○

3　防災体制

■３－５－１　富士宮市自主防災組織一覧表

番号	自主防災組織名	結成年月日
1	日の出区 自主防災会	S 56. 3.15
2	瑞 穂 区　〃	S 56. 3.15
3	大 和 区　〃	S 55. 1. 1
4	咲 花 区　〃	S 56. 2.13
5	阿幸地区　〃	S 56. 9. 1
6	富士見ケ丘区　〃	S 55.11.19
7	黒 田 区　〃	S 56.11. 1
8	星山１区　〃	S 56.12. 1
9	貫 戸 区　〃	S 57. 6. 1
10	山 本 区　〃	S 54. 5.13
11	高 原 区　〃	S 54. 5.13
12	高原１区　〃	S 54. 5.13
13	高原２区　〃	S 54. 5.13
14	田 中 区　〃	S 56. 9.12
15	源道寺区　〃	S 56.12. 1
16	常 磐 区　〃	S 56. 1.21
17	浅 間 区　〃	S 56. 3.22
18	神 田 区　〃	S 55. 1.
19	木の花区　〃	S 54. 3.10
20	城 山 区　〃	S 55. 3.24
21	高 嶺 区　〃	S 57. 1. 1
22	宮 本 区　〃	S 54.11.24
23	琴 平 区　〃	S 55. 2.26
24	三園平区　〃	S 55. 4.27
25	二の宮区　〃	S 54.11. 1
26	ひばりが丘区　〃	S 55.11. 7
27	万野１区　〃	S 56. 2. 5
28	万野２区　〃	S 56. 2. 5

番号	自主防災組織名	結成年月日
29	万野３区 自主防災会	S 56. 2. 5
30	万野４区　〃	S 56. 2. 5
31	宮原１区　〃	H 14. 4. 1
32	神 立 区　〃	S 55. 7.22
33	松 山 区　〃	S 55.12. 4
34	羽 衣 区　〃	S 54. 3.24
35	神田川区　〃	S 54. 4. 1
36	貴 船 区　〃	S 55. 5.15
37	神 賀 区　〃	S 54. 5.12
38	福 地 区　〃	S 54. 8.28
39	野中１区　〃	S 56.12. 1
40	野中２区　〃	S 56.12. 1
41	野中３区　〃	S 56.12. 1
42	野中４区　〃	S 56.12. 1
43	星山２区　〃	S 56.12. 1
44	安居山1区　〃	S 57. 8. 1
45	安居山2区　〃	S 57. 8. 1
46	沼久保区　〃	S 57 .7. 1
47	宮 原 区　〃	S 55. 6. 7
48	淀 師 区　〃	S 56.12.12
49	淀 橋 区　〃	S 57. 8. 2
50	大中里区　〃	S 56.10. 1
51	青 木 区　〃	S 57. 7. 1
52	外 神 区　〃	S 55. 7.12
53	外神東区　〃	H 19. 4. 1
54	青木平区　〃	S 57.11.14
55	小泉１区　〃	S 56.11. 1
56	小泉２区　〃	S 55.12.20

3　防災体制

番号	自主防災組織名	結成年月日
57	小泉３区 自主防災会	S 57. 9. 1
58	小泉４区 〃	S 57. 5. 1
59	小泉５区 〃	S 54. 3.25
60	小泉６区 〃	S 57.11. 1
61	上小泉区 〃	S 57. 7. 1
62	大岩１区 〃	S 58. 4. 4
63	大岩２区 〃	S 57. 9. 1
64	大岩３区 〃	S 55. 4. 1
65	杉田１区 〃	S 57. 5. 1
66	杉田２区 〃	S 57. 8.11
67	杉田３区 〃	S 57. 5. 1
68	杉田４区 〃	S 56.12.16
69	杉田５区 〃	S 57. 5. 1
70	杉田６区 〃	S 57. 5. 1
71	粟倉１区 〃	S 57. 9. 1
72	粟倉２区 〃	S 57.10. 1
73	粟倉３区 〃	S 57. 5. 1
74	粟倉４区 〃	S 57. 8. 1
75	舟久保区 〃	S 56. 1.18
76	村山１区 〃	S 58. 6. 1
77	村山２区 〃	S 58. 7. 1
78	村山３区 〃	S 58. 1.20
79	粟倉南区 〃	S 63. 8. 6
80	上条上区 〃	S 57.10. 1
81	上条下区 〃	S 57.10. 1
82	下条上区 〃	S 57 10 1
83	下条下区 〃	S 57.10. 1
84	精進川上区 〃	S 57.10. 1
85	精進川下区 〃	S 57.10. 1

番号	自主防災組織名	結成年月日
86	馬見塚区 自主防災会	S 57.10. 1
87	北山１区 〃	S 56. 7.24
88	北山２区 〃	S 56.11.10
89	北山３区 〃	S 56. 7.18
90	北山４区 〃	S 56. 8.10
91	山宮１区 〃	S 56.11. 1
92	山宮２区 〃	S 56.12. 1
93	山宮３区 〃	S 57.12. 1
94	山宮４区 〃	S 56.12. 1
95	上井出区 〃	S 56. 9.25
96	芝 山 区 〃	S 56. 8. 1
97	猪之頭区 〃	S 57. 8.10
98	人 穴 区 〃	S 58. 7. 1
99	麓 区 〃	S 58. 7.20
100	根 原 区 〃	S 57. 5. 1
101	富士丘区 〃	S 58. 9.12
102	内 野 区 〃	S 58. 1.19
103	狩 宿 区 〃	S 56. 7.25
104	半 野 区 〃	S 58. 1.10
105	原 区 〃	S 57. 2. 1
106	西 山 区 〃	H 22. 3.23
107	大久保区 〃	H 22. 3.23
108	長 貫 区 〃	H 22. 3.23
109	上羽鮒区 〃	H 22. 3.23
110	下羽鮒区 〃	H 22. 3.23
111	稗久保区 〃	H 22. 3.23
112	香葉台区 〃	H 22. 3.23
113	大鹿窪区 〃	H 22. 3.23
114	猫 沢 区 〃	H 22. 3.23

３　防災体制

番号	自主防災組織名	結成年月日
115	光台区 自主防災会	H 22. 3.23
116	上柚野区　〃	H 22. 3.23
117	下柚野区　〃	H 22. 3.23
118	鳥 並 区　〃	H 22. 3.23
119	上稲子区　〃	H 22. 3.23
120	下稲子区　〃	H 22. 3.23
121	内房第１区　〃	H 22. 3.23
122	内房第２区　〃	H 22. 3.23
123	内房第３区　〃	H 22. 3.23
124	内房第４区　〃	H 22. 3.23
125	万野希望区　〃	H 26. 7. 1
126	舞々木区　〃	R 7. 4. 1

■３－５－２　富士宮市自主防災組織育成指導要領

（富　士　宮　市
昭和53年10月11日）

１　育成の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223 号）第５条第２項に基づき、震災、火災等において、防災関係機関が対応しきれない地域の災害に対し応急に対処するため、市民の自主防災組織（以下「組織」という。）を育成、指導し、第２次災害等の発生の防止と拡大の阻止をはかることを目的とする。

２　育成指導担当機関

組織の育成、指導は、富士宮市及び消防機関が共同して当たり、総括的事務は富士宮市危機管理局において行う。

３　組織についての基本的な考え方

⑴　組織の母体

現存する区・町内会［消防法（昭和23年法律第186 号）第８条第１項に該当するものを除く］を育成の母体として、組織結成する。ただし、区・町内会で小規模な場合、あるいはその他地域の特殊事情がある場合は、合同して一つの組織を結成するものとする。

⑵　組織の役割

組織が担う役割は、大別すると次のとおり平常時における予防活動と災害時における応急活動とする。

ア　予防活動

①　防災知識の普及、意識高揚
②　防災計画
③　危険地域の把握及び水利の点検
④　出火防止の徹底
⑤　消火、救出救護及び避難等訓練の実施
⑥　器材、物資等の備蓄、保守管理

イ　応急活動

①　情報収集、伝達、広報活動
②　出火防止、初期消火活動
③　避難活動
④　救出救護活動
⑤　給食・給水活動
⑥　秩序維持に対する協力
⑦　救助物資の配分

3　防災体制

⑶　組織の編成と任務分担

組織の編成と任務分担は、各地域の独自性によって決められるべきであるが、参考までに標準的なものを例示すると下図のとおりである。

＜標準組織図＞

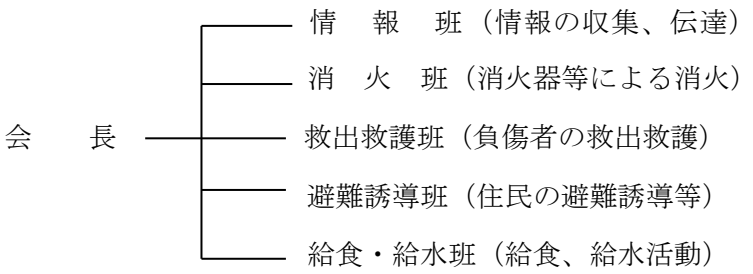

各地域の実態に応じて編成する。

⑷　組織の名称

組織の名称は、原則的には各組織が任意に定めることとするが、組織相互の連絡調整の都合上統一的な名称を使用することとし、○○区自主防災会とする。

⑸　組織と行政体との関係

組織の活動・運営は、あくまでもその自主・自立に委ねるべきであるが、災害発生時に有効に機能するために、自主防災組織を「富士宮市地域防災計画」に、明確にその位置づけ、役割等を定めることとする。

⑹　災害補償

災害発生時に消防機関等の要請に基づき行う応急活動に対しては、富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士宮市条例第17号）の規定するところにより補償する。

4　組織育成の指導・物品の貸付

⑴　組織の結成

組織結成のための説明会・打合せ会等は、市・消防機関と各区・町内会が協力して実施するものとする。

⑵　組織結成後の指導

組織結成後に行う防災訓練その他事業の実施については、市・消防機関その他関係行政機関が指導助言を行うものとする。

⑶　消火器具等の貸付

ア　この要領に基づき、組織を結成した区・町内会のうち、住宅過密化地域で、相当の消防水利が確保されている地域には、必要に応じ消火器具等を貸し付けることができる。

イ　貸付の方法及び維持管理

①　貸付の方法は、富士宮市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例（昭和39年富士宮市条例第13号）第７条の規定により無償貸付とする。

②　貸付けされた物品の維持管理は、その組織で行う。

③　１０年間貸与後無償譲渡する。

5　その他

⑴　組織の規約

３　防災体制

組織の統一結集のため、目的や機構を明確にした規約を定めるものとする。規約の内容は、目的・事業・会員・役員・会議・防災計画などについて定めるものとする。

⑵　地域団体との関係

既存の地域団体と有機的な関連をもたせ、機能的に一体化を図るよう努める。

附　則

この要領は、昭和５３年１０月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年６月７日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

３　防災体制

防災会規約の参考例

○○区自主防災会規約

（名称）

第１条　この会は、○○区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、○○に置く。

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　防災に関する知識の普及に関すること。

⑵　地震等に対する災害予防に関すること。

⑶　地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

⑷　防災訓練の実施に関すること。

⑸　防災資機材等の備蓄に関すること。

⑹　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本会は、○○区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴　会　長　　１人

⑵　副会長　　○人

⑶　班　長　　○人

⑷　会　計　　○人

⑸　監査役　　○人

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

３　班長は、会長の命を受け、班の連絡調整にあたる。

４　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本会に、総会及び役員会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

⑴　規約の改正に関すること。

⑵　防災計画の作成及び改正に関すること。

⑶　事業計画に関すること。

⑷　予算及び決算に関すること。

⑸　その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第10条　役員会は、会長、副会長、班長によって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

⑴　総会に提出すべきこと。

⑵　総会により委任されたこと。

⑶　その他、役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

⑴　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

⑵　防災知識の普及に関すること。

⑶　防災訓練の実施に関すること。

⑷　地震等の発生時における情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

⑸　その他、必要な事項

（会費）

第12条　本会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

（経費）

第13条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第14条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（会計監査）

第15条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附　則

この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。

3　防災体制

防災計画の参考例

○○区自主防災計画

第１　目的

この計画は、○○区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

１　防災組織の編成及び任務分担に関すること。

２　防災知識の普及に関すること。

３　防災訓練の実施に関すること。

４　情報の収集、伝達に関すること。

５　出火防止、初期消火に関すること。

６　救出救護に関すること。

７　避難誘導に関すること。

８　給食・給水に関すること。

９　その他必要な事項に関すること。

第３　防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

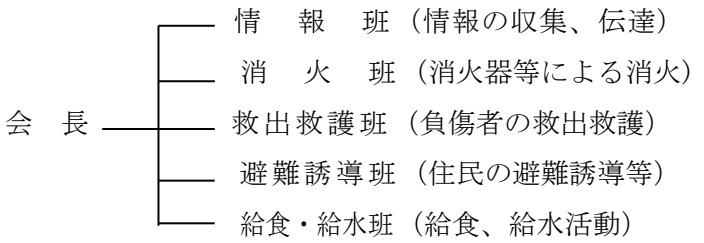

第４　防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

１　普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

⑴　防災組織及び防災計画に関すること。

⑵　地震、火災、水害等についての知識に関すること。

⑶　地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。

⑷　各家庭における防災上の留意事項に関すること。

⑸　その他防災に関すること。

２　普及方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

⑴　広報紙、パンフレット、ポスター等の配布。

⑵　座談会、講演会、映画会等の開催。

⑶　パネル等の展示。

３　実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

第５　防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。

１　訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

２　個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

⑴　情報の収集伝達訓練

⑵　消火訓練

⑶　避難訓練

⑷　救出救護訓練

３　総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

４　訓練実施計画

⑴　訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

⑵　この訓練実施計画を作成したときは、その写しを２部危機管理局に提出する。

５　訓練の時期及び回数

⑴　訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

⑵　訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

第６　情報の収集、伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

１　情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

２　情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、有線電話、無線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、伝令等による。

第７　出火防止及び初期消火

１　出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

⑴　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

⑵　可燃性危険物品等の保管状況

⑶　消火器等消火資機材の整備状況

⑷　その他建物等の危険個所の状況

２　初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火資機材を配備する。

⑴　小型動力ポンプ（可搬式）の防火水槽付近への配備

⑵　消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

⑶　地震等が発生した際、会員相互に協力して、出火防止のよびかけ、初期消火の応急措置に努める。

第８　救出救護

１　救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。

２　医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要する者であると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設備する応急救護所に搬送する。

⑴　○○病院

⑵　○○診療所

⑶　○○保健所

３　防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

第９　避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

１　避難誘導の指示

市長及び現場警察官等の避難命令等が出たとき、会長はただちに避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

２　避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。なお、避難誘導にあたっては、秩序正しく行い、警察官等関係防災機関員の配置されている場所においてはその指示に従う。

３　避難道路及び避難場所

⑴　避難道路○○通り。ただし、○○通りが通行不能等の場合は、○○街道とする。

⑵　一時避難場所　○○○

⑶　広域避難場所　○○○（既に指定されている広域避難場所）

４　老人・病人等の緊急避難

老人や病人は、平常時からよく把握しておき、災害時には、いちはやく安全な場所に避難

させる。

第10　給食・給水

避難場所等における給食及び給水等は、次により行う。

１　給食の実施

給食・給水班員は、市から配分された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分及び炊き出し等により給食活動を行う。

２　給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

３　その他

その他物資の配布があった場合は、円滑、迅速に処理する。

４　資器材の備蓄、管理

必要資器材の購入、管理を行う。

○○区自主防災会事業計画例

月	事　業　計　画　の　内　容
１	防災事業計画（情報班）
２	避難訓練（避難誘導班）
３	消火訓練（消火班）
４	
５	地震の知識説明会（情報班）
６	〃　（情報班）
７	救出救護訓練（救出救護班）
８	震災総合訓練（各班）
９	
１０	
１１	消火訓練（消火班）
１２	活動予算（給食・給水班）
備　考	３月・１１月火災予防週間 消火訓練外の個別訓練を別途計画

■３－５－３　富士宮市自主防災組織運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　富士宮市は、自主防災組織の活性化を推進するため防災活動を行う自主防災組織に対し、その経費に充てるため予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第２号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象）

第２条　補助の対象となる自主防災組織は、地域の住民により地震等の災害に対処するために自主的に結成された組織であって、市長の認めたものとする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、自主防災組織を構成する世帯数に 200円を乗じて得た額に50,000円を加えた額とする。

２　前項の自主防災組織を構成する世帯数は、毎年度４月１日の世帯数を基準とする。

（交付の申請）

第４条　補助金を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、自主防災組織運営費補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

⑴　収支予算書

⑵　活動計画書

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の申請があった時は、その内容を審査し交付することが適当であると認めたものについては、交付の決定をし自主防災組織運営費補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第６条　前条の補助金の通知を受けた申請者は、翌年３月末日までに自主防災組織運営費補助金実績報告書（第３号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　収支決算書

⑵　活動実績書

（補助金の額の確定）

第７条　市長は前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織運営費補助金交付確定通知書（第４号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（防災訓練）

第８条　補助金の交付を受ける申請者は、自ら防災訓練を実施するとともに、市等が主催する防災訓練に参加するよう努めなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年６月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

4　情報連絡体制

■4－1－1　地域防災無線設置状況一覧表

令和８年４月１日現在

基　地　局（周波数：統制 262.2375MHz）

呼出符号	設　置　場　所	出力	開局年月日
１００	富士宮市弓沢町１５０番地 （市役所地下１階　災害対策本部）	10W	H 23.3.16

中　継　局

呼出符号	設　置　場　所	出力	開局年月日
ぼうさいせいそうせんた	富士宮市山宮３６７８－４	10W	H 23.3.16
	周波数：271.6525MHz 271.9625MHz		
ぼうさいおおづもり	富士宮市内房５７４１	10W	H 23.3.16
	周波数：272.3625MHz 272.7625MHz		

固　定　局

呼出符号	設　置　場　所	出力	開局年月日
でじたるぼうさいふじのみやし（せいそうせんた向け）	富士宮市弓沢町１５０番地	0.2W	H 23.3.9
	周波数：17.825GHz		
でじたるぼうさいふじのみやし（おおづもり向け）	富士宮市弓沢町１５０番地	0.2W	H 23.3.9
	周波数：17.825GHz		
でじたるぼうさいせいそうせんた（ふじのみやし向け）	富士宮市山宮３６７８－４	0.2W	H 23.3.9
	周波数：18.575GHz		
でじたるぼうさいおおづもり（ふじのみやし向け）	富士宮市内房５７４１	0.2W	H 23.3.9
	周波数：18.575GHz		

4　情報連絡体制

遠隔制御機

呼出符号	配　置　先
１２０	災害対策本部
１２１	〃
１２２	危機管理局
１２３	福祉企画課

呼出符号	配　置　先
１２４	生活環境課
１２５	道　路　課　・　河　川　課
１２６	教育総務課

陸上移動局（携帯型・２W）

呼出符号	配　　置　　先	電　　話
１３０	危機管理局　　（保守用携帯１）	22－1319
１３１	危機管理局　　（保守用携帯２）	〃
８００	河川課	22－1219
８０１	道路課	22－1159
８０２	社会教育課	22－1186
８０３	教育総務課	22－1182
８０４～８０８	危機管理局本部用　１～５	22－1319
８０９	富士宮交通	27－1234
８１０	岳南自動車	0545－61－0017
８１１	ホンダタクシー	26－3224
８１２	第一交通	26－4111
８１３	ミヤマタクシー	65－1251
８１４	須走タクシー	24－5666
８６３	大富士中学校	22－0025
８６４	学校教育課	22－1185
８５０～８６２	危機管理局調査用　１～１３	22－1319
９００	芝川出張所	65－1111
９０１	富丘交流センター	21－3305
９０２	南部公民館	23－2818
９０３	富士根北公民館	23－3896
９０４	富士根交流センター	29－6121
９０５	西公民館	22－3355
９０６	上野出張所	58－0002
９０７	北山出張所	58－1002
９０８	上井出出張所	54－0003
９０９	白糸出張所	54－0004
９１０	第二中学校	27－7369

4　情報連絡体制

呼出符号	配　　置　　先	電　　話
９１１	市民文化会館	23－1237
９１２	第一中学校	26－4011
９１３	第四中学校	26－2944
９１４	井之頭小学校	52－0004
９１５	富士宮東高校	26－4177
９１６	富士宮北高校	27－2533
９１７	福祉企画課	22－1457
９１８	内房小学校	65－0104
９１９	稲子小学校	66－0103
９２０	Ｂ＆Ｇ海洋センター	65－2277
９２１	柚野小学校	66－0101

陸上移動局（半固定型・可搬型５Ｗ）

呼出符号	配　　置　　先	電　　話
１１０	富士宮警察署	23－0110
２００	災害対策本部１（ＦＡＸは２００＃１）	22－1319
２０１	災害対策本部２（ＦＡＸは２０１＃１）	〃
２０２	福祉企画課（ＦＡＸは２０２＃１）	22－1457
２０３	上野出張所（ＦＡＸは２０３＃１）	58－0002
２０４	北山出張所（ＦＡＸは２０４＃１）	58－1002
２０５	上井出出張所（ＦＡＸは２０５＃１）	54－0003
２０６	白糸出張所（ＦＡＸは２０６＃１）	54－0004
２０７	芝川出張所（ＦＡＸは２０７＃１）	65－1111
２０８	富丘交流センター（ＦＡＸは２０８＃１）	21－3305
２０９	南部公民館（ＦＡＸは２０９＃１）	23－2818
２１０	富士根北公民館（ＦＡＸは２１０＃１）	23－3896
２１１	富士根交流センター（ＦＡＸは２１１＃１）	29－6121
２１２	西公民館（ＦＡＸは２１２＃１）	22－3355
２１３	市民文化会館（ＦＡＸは２１３＃１）	23－1237
２２４	B&G海洋センター（ＦＡＸは２２４＃１）	65－2277
２２５	学校教育課（ＦＡＸは２２５＃１）	22－1184
２５０	富士教育訓練センター	52－0968
２５１	国土交通省富士砂防事務所	27－5221
２５２	富士土木事務所富士宮分庁舎	27－1111
２５３	高齢介護支援課	22－1141
２５４	療育支援センター	22－6868
２５５	下稲子公民館	67－0241
２５６	ＪＲ東海富士宮駅	26－3671
２５７	富士宮建設業協同組合	27－5526
２５８	富士宮市管工事協同組合	23－7070
２５９	駅前交流センター きらら	22－8111
３３１	救急医療センター	24－9999
３３２	富士宮市医師会	23－3366
３３３	フジヤマ病院（ＦＡＸは３３３＃１）	54－1211
３３４	大富士交流センター	28－0024

４　情報連絡体制

呼出符号	配　　置　　先	電　　話
３３５	富士脳障害研究所附属病院（ＦＡＸは３３５＃１）	23－5155
３３６	富士宮市立病院（ＦＡＸは３３６＃１）	27－3151
３３７	保健センター（健康増進課：ＦＡＸは３３７＃１）	22－2727
３３８	くれいどる芝楽（芝川公民館）	65－0402
３３９	総合福祉会館・社会福祉協議会（ＦＡＸは３３９＃１）	22－0294
３４０	保育支援課	22－1147
３４１	長生園	58－0173
３４２	富士旭出学園	58－2681
３４３	富士厚生会富士宮荘	54－1351
３４４	天竜厚生会しらいと	54－0168
３４５	高原荘	23－0486
３４６	星の郷	23－3302
３４７	みゆきの苑	28－3900
３４８	あかつき園	58－6155
３４９	富士ケアセンター	22－3111
３５０	百恵の郷	67－0655
３５１	外神陽光園	58－8060
３５２	にしき	28－2945
３５３	楓の丘	65－3800
３５４	らぽ～と	26－0090
３５５	旭ヶ丘	58－1634
３５６	かりんの家	66－8201
３５７	障がい者福祉センター小泉	21－3400
５００	富士山五合目	22－2230
５０１	田貫湖管理事務所（田貫湖畔荘）	52－0015
５０２	生活排水処理センター	23－0744
５０３	清掃センター	58－2667
５０４	衛生プラント	26－4662
５０５	富士宮聖苑	58－3311
５０６	新稲子川温泉ユートリオ	66－0175
６０１	麓の森の大きなお家　まほろば（㈱ふもとっぱら）	52－1000（52－2112）
６０２	市民体育館（ＦＡＸは６０２＃１）	58－6111
６０３	中央図書館	26－5062
６０４	西富士図書館	54－2020
６０５	学校給食センター	59－2131
６０６	静岡県立野外活動センター	52－0322

4　情報連絡体制

陸上移動局（半固定型５W）小・中学校、高等学校

呼出符号	配　置　先	電　話
２１４	井之頭小学校	52－0004
２１５	内房小学校	65－0104
２１６	稲子小学校	66－0103
２１７	柚野小学校	66－0101
２１８	第一中学校	26－4011
２１９	第二中学校	27－7369
２２０	第四中学校	26－2944
２２１	大富士中学校	22－0025
２２２	富士宮東高校	26－4177
２２３	富士宮北高校	27－2533
３００	東小学校	27－2573
３０１	黒田小学校	26－2670
３０２	大宮小学校	26－3078
３０３	貴船小学校	26－2224
３０４	富丘小学校	26－3459
３０５	西小学校	26－2029
３０６	大富士小学校	23－2816
３０７	富士根南小学校	26－2522
３０８	富士根北小学校	26－3088
３０９	富士根北小学校粟倉分校	27－5588
３１０	山宮小学校	58－1009
３１１	北山小学校	58－1027
３１２	上井出小学校	54－0046
３１３	人穴小学校	52－0040
３１４	白糸小学校	52－0044
３１５	上野小学校	58－0020
３１６	富士見小学校	23－3600
３１７	井之頭小学校根原分校	52－0634
３１８	芝富小学校	65－0034
３１９	第三中学校	26－2802
３２０	富士根南中学校	26－2942
３２１	富士根北中学校	26－4342
３２２	北山中学校	58－1026
３２３	西富士中学校	54－0031
３２４	井之頭中学校	52－0111
３２５	上野中学校	58－0029
３２６	芝川中学校	65－0400
３２７	柚野中学校	66－0102

4　情報連絡体制

呼出符号	配　　置　　先	電　　話
３２８	富 士 宮 西 高 校	23－1124
３２９	富　岳　館　高　校	27－3205
３３０	星陵中学校・高等学校	24－4811

陸上移動局（半固定型５W）保育園

呼出符号	配　　置　　先	電　　話
４００	柚　野　保　育　園	66－0021
４０１	富 士 根 保 育 園	26－2448
４０２	大 岩 明 倫 保 育 園	26－3980
４０３	大 富 士 保 育 園	26－4382
４０４	北　山　保　育　園	58－1143
４０５	上 井 出 保 育 園	54－0108
４０６	白　糸　保　育　園	54－0115
４０７	山　宮　保　育　園	58－1144
４０８	大　宮　保　育　園	26－5379
４０９	井 之 頭 保 育 園	52－0039
４１０	西　　保　　育　　園	26－5103
４１１	粟　倉　保　育　園	23－2385
４１２	明　星　保　育　園	23－2354
４１３	あ　す　な　ろ　園	26－8640

陸上移動局（車載型５W）

呼出符号	管　　理　　課	車　両　番　号
７００	危機管理局	富士山　303　せ　２５７１
７０１	市民生活課	富士山　403　さ　３０５８
７０３	契約管理課	富士山　581　ほ　６８２８
７０４	〃	富士山　581　ほ　６８２７
７０５	道　路　課	富士山　103　さ　３４７７
７０６	〃	富士山　803　さ　２０９１
７０７	河　川　課	富士山　803　さ　１４６１
７０８	芝川出張所	富士山　481　あ　　２６３
７０９	契約管理課	富士山　303　さ　３２０５
７１０	〃	富士山　303　さ　３２０９

4　情報連絡体制

■４－１－２　同報無線設備状況

１．設備の現況

令和８年４月現在

固　定　局　名	送信出力	設備場所	所　　在　　地
こうほうふじのみや	５　Ｗ	富士宮市庁舎	富士宮市弓沢町　１５０

中　継　局　名	送信出力	設備場所	所　　在　　地
こうほうふじのみや おおづもり	１０　Ｗ	富士宮市内房	富士宮市内房５７４１ 内房５７４２

周波数：69.165 MHz（富士宮市役所から発信）

68.295 MHz（大晦日中継局から発信）

２．同報無線屋外受信所及び受信設備

令和８年４月１日現在

屋外受信所	２５６　局
戸別受信機	５，２８４　局
防災ラジオ	１４，７５４　局

4　情報連絡体制

■４－２－１　気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

1　気象業務法に基づく、気象等の予報（主な注意報のみ)、警報、特別警報の種類及び発表基準等は次のとおりである。

（静岡地方気象台）

警報・注意報の発表基準　　令和６年５月 23 日現在

富士宮市	府県予報区		静岡県	
	一時細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		富士山南西	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	２０
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	１６２
	洪水		流域雨量指数基準	潤井川流域＝28、芝川流域＝36.4、 弓沢川流域＝18.7
			複合基準	―
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）［南部］
	暴風		平　均　風　速	２０m/ｓ
	暴風雪		平　均　風　速	２０m/ｓ　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　１２時間降雪の深さ１０cm
				山地　１２時間降雪の深さ２０cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	１２
			土壌雨量指数基準	１０６
	洪水		流域雨量指数基準	潤井川流域＝22.4、芝川流域＝29.1、 弓沢川流域＝14.9
			複合基準　　*1	潤井川流域＝（６、22.4） 富士川流域＝（10、76.8）
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）［南部］
	強風		平均風速	１２m/ｓ
	風雪		平均風速	１２m/ｓ　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　１２時間降雪の深さ　５cm
				山地　１２時間降雪の深さ１０cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	１００m
	乾燥		最小湿度３０％で、実効湿度５０％	
	なだれ		１　降雪の深さが３０cm以上あった場合 ２　積雪が４０cm以上あって最高気温が１５℃以上の場合	
	低温		冬期：最低気温－４℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温４℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	１１０mm

*1　（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

4　情報連絡体制

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、「若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になる」と予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

2　気象等の注意報、警報及び特別警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域

⑴　気象等の注意報・警報・特別警報及び気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

⑵　気象等の注意報・警報・特別警報の切り替え・解除

ア　注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報及び特別警報が発表されたときに切り替えられる。

イ　注意報、警報及び特別警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報、警報及び特別警報を解除する。

3　水防活動用の気象等の注意報・警報・特別警報

水防活動の利用に適合する注意報、警報及び特別警報は、大雨・洪水の注意報、警報及び大雨の特別警報をもってこれに代える。

4　特定河川に対する洪水注意報・警報等

水防法第１０条、気象業務法第１４条の２により、天竜川下流及び安倍川については、中部地方整備局浜松河川国道事務所及び静岡河川事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、また、富士川及び笛吹川については、関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台共同で河川名を付し、洪水注意報・洪水警報・洪水情報を発表する。

5　水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア　水防情報は、県防災対策（水防）本部長（河川砂防局）

イ　水防法第１０条の４により国土交通大臣が指定した河川の水防警報は、国土交通大臣（沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川事務所・浜松河川国道事務所長）が行う。

ウ　知事が指定した河川の水防警報は県災害対策（水防）本部長（河川砂防局）、又はその指定に基づいて土木事務所長が行う。

6　火災気象情報

消防法第２２条により、静岡地方気象台長は、火災の危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町長に通報する。

4　情報連絡体制

■４－３－１　富士宮市地震防災に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市が南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を確知した場合及び、大規模地震発生時において、地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、臨時情報の発表又は地震発生後の情報処理及び広報活動等について必要な事項を定める。

（情報処理及び職員の動員等）

第２条　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「臨時情報（注意）」という。）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「臨時情報（警戒）」という。）の発表に係る情報を確知した場合、また、市内において震度５弱以上の地震を観測した場合の情報処理及び職員の動員等は、別に定める動員表等により行うものとする。

（応急対策に必要な情報の収集及び伝達）

第３条　臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生に伴い、市域内における流言飛語、民心の動揺及び治安の乱れ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ効果的に実施できるよう情報の種類及び収集・伝達の方法等を次のとおり定める。

⑴　伝達すべき情報

情 報 の 種 類	情報伝達ルート	手　　段	伝達の時期
臨時情報（注意） 臨時情報（警戒）	事務局 消防部　→　市民等	同報無線 広報車、消防車等 メール ホームページ 市公式 SNS	状況に応じて行う
家庭の防災対策	事務局 消防部　→　市民等	同報無線 広報車、消防車等 メール ホームページ 市公式 SNS	臨時情報発表時又は地震発生後、速やかに行う
自主防災活動の要請	事務局 地区担当班　→　自主防災組織	同報無線 防災行政無線 メール ホームページ 市公式 SNS	臨時情報発表時又は地震発生後、速やかに行う
応急対策の実施について	事務局 消防部　→　事業所等	同報無線 防災行政無線 メール ホームページ 市公式 SNS	ア臨時情報発表時又は地震発生後、速やかに行う イ状況に応じて行う
交通機関の運行状況 道路交通状況	事務局　→　市民等	同報無線 メール	状況に応じて行う

交通規制の実施状況 生活関連施設の運営状況 （電気，ガス，水道） その他の必要な事項		ホームページ 市公式 SNS	
各種の被害状況及び対応状況	事務局　→　県方面本部	静岡県防災情報共有システム （旧：FUJISAN）	必要に応じて行う

⑵　収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　段	収集の時期
避難の状況	各部班　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 消防無線 電話	ア 避難の開始及び完了時に行う イ 本部長の指示があったとき行う ウ 不測の事態が発生したとき行う
交通機関の運行状況 道路交通状況	管理者 関係者　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 電話	状況把握を継続的に行う
交通規制の状況	道路管理者 警察署　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 電話	ア 実施するとき行う イ 実施されたとき行う
物資の買い占め、その他の治安に関すること	地区担当班 市民等　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 電話	事態が発生したとき行う
流言飛語の状況等	地区担当班 市民等　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 電話	事態が発生したとき行う
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関 事業所等　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 電話	実施の状況に応じて行う
応急対策の実施に必要な事項等	県方面本部　→　市災対本部（警戒）	県ﾌｧｸｼﾐﾘ 防災行政無線	必要に応じて行う
各種の被害状況及び対応状況	市民等 各部班　→　市災対本部（警戒）	防災行政無線 電話 口頭	事態が発生したとき行う

4　情報連絡体制

（収集すべき情報の調整）

第４条　大規模地震発生時には、電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、あらかじめ各部で連絡調整を図り、緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。

２　地震発生後の情報収集は、主に防災行政無線で行う。このため本部で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。

３　各種情報の収集及び伝達は、次の区分のうちＡ情報より行うものとする。

⑴　一般情報

Ａ　市民等の生命に係るもので、直ちに収集・伝達の必要のあるもの。

Ｂ　Ａ以外の情報で可及的速やかに収集・伝達の必要のあるもの。

⑵　要請情報

Ａ　市民等の生命に係るもので、直ちに要請する必要のあるもの。

Ｂ　Ａ以外の情報で可及的速やかに要請する必要のあるもの。

（広報媒体）

第５条　市民等が応急対策を実施するために必要な情報の提供は、原則として同報無線によるものとするが、状況に応じ、次の広報媒体により情報の提供をするものとする。

⑴　防災行政無線

⑵　広報車、消防車等

⑶　テレビ・ラジオ

⑷　メール

⑸　ホームページ

⑹　市公式 SNS

（県警戒本部又は県災対本部への報告）

第６条　市警戒本部又は市災対本部は、避難の状況等必要な事態が生じたときは、静岡県防災情報共有システム（旧：FUJISAN）により県方面本部を経由し、県警戒本部又は県災対本部へその都度報告する。また報告に必要な事項は、県の定めた様式によるものとする。

（指令・指示）

第７条　本部長は、第３条各号に規定する事項を円滑に実施するため、各本部員に必要な事項を指令するものとする。

２　各本部員は前項による指令を受けたとき、担当班長に必要な事項を指示するものとする。

３　各本部員は第３条各号に規定する以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各本部員の判断により担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

（上司への報告）

第８条　班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他、地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

（その他）

第９条　本要領に定めるもののほか、特に必要と認めるものは、本部長が定めるものとする。

附　　則

この要領は、公表の日から施行する。

附　　則

４　情報連絡体制

この要領は、昭和 60 年６月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成 10 年３月２日から施行する。

附　　則

この要領は、平成 18 年６月７日から施行する。

附　　則

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

4　情報連絡体制

第５条例示

伝達すべき情報等

情報等の種類	広　報　文　案
避難情報	・○○地区の○○では、地震による土砂災害のおそれがあります。 　すみやかに市の指定緊急避難場所、又は最寄りの安全な場所へ避難して下さい。 ・避難するときは、ガスの元栓を締めるなど火の元の確認をしてください。 ・避難のときは、自動車は絶対に使わないでください。
家庭の防災対策	・各家庭では、火の元の確認をして、家具の固定や、食料、飲料水など非常持出品の準備をしてください。 ・火の元の確認はすみましたか。隣近所で声をかけあって今一度確認してください。 ・火の元は安全ですか。ガスの元栓は閉めてありますか。安全が確認されるまで火は使わないでください。
自主防災組織の防災活動の要請	・自主防災会は、直ちに防災活動を開始して防災機材の点検を行ってください。また各家庭に対し、火災を起こさないよう徹底してください。 ・自主防災会は、直ちに応急活動を開始してください。総力をあげて、ケガ人の手当、火災やガス事故の防止、また消火活動などにあたってください。
応急対策の実施要請	・各事業所は、直ちに防災応急対策を実施してください。 　特に石油類などの危険物や、ガスを取扱う事業所は二次災害に備えて、安全な対策をしてください。 ・各事業所は、直ちに災害応急活動を実施してください。 　ケガ人の手当、危険物やガスによる二次災害の防止、また、消火活動などに全力をあげてください。
交通機関の　運行状況	・ただいま、電車及びバスは運行を中止しています。 　旅行者は、それぞれの交通機関の指示に従ってください。
道路交通の状況	・ただいま、県道○○線○○町地先の交差点は、車が渋滞しています。○○方面に向う車は○○道路へう回してください。
交通規制の実施状況	・ただいま、緊急輸送路を確保するため、市内各所で交通規制が行われています。通行中の車両は、警察官の指示に従って通行してください。

4　情報連絡体制

情報等の種類	広　報　文　案
電話規制の実施状況	・電話が大変混雑していますので、一般家庭からの電話がつながりにくくなっています。 　緊急な用件でおかけになる場合は、緑色、オレンジとグレーの公衆電話が使えます。 　なお、ご家族などの安否確認には災害用伝言ダイヤル１７１が利用できます。
生活関連施設の運営状況 （電気・ガス・水道）	・都市ガスは、地震が起こるまで供給を続けます。 　都市ガスやプロパンガスを使う場合は火のそばから離れないでください。 ・地震が起こると水道は断水します。必要な水は、ポリタンクや風呂桶などへ汲みおきしてください。 ・地震が起こるまで、停電することはありません。 　使用している電気器具は、十分注意してください。 　避難するときは、安全器を必ず切ってください。 ・送電線などの断線により、市内全域にわたり停電となっています。復旧には○○日位かかる見込みです。 ・ガス管の破損により、都市ガスの供給ができません。また、復旧には相当日数がかかる見込みです。 ・市内各所の水道は断水しています。復旧工事を急いでいますが、○○日位かかる見込みです。
医療救護施設等の活動状況	・○○地区、○○地区では多くのケガ人が発生しています。この地区の各救護所及び救護病院は大変混雑しています。市役所・公民館等へお問合せください。また、救急車も一般の方の要請に応じられない状況となっています。
警戒区域の 設定状況	・○○地区の○○町付近一帯は、がけ崩れ（火災延焼）のため警戒区域となり、一般の人達の立ち入りが禁止されています。安全が確認されるまで立ち入らないでください。

4　情報連絡体制

■４－４－１　被害程度の認定基準

（県危機対策課）

１　人的被害

⑴　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

⑵　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

⑶　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

⑷　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

２　住家被害

⑴　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

⑵　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。

⑶　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。

⑷　「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

⑸　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

⑹　「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

３　非住家被害

⑴　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

⑵　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

⑶　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

⑷　非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

４　その他

4　情報連絡体制

⑴　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

⑵　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

⑴　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

⑵　「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

⑶　「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

⑹　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

⑺　「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

⑻　「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。

⑼　「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

⑽　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

⑾　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

⑿　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

⒀　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

⒁　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

⒂　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

⒃　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

⒄　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

⒅　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

⒆　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

６　被害金額

県庁内各室は次の施設等について被害金額を報告する。

⑴　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

⑵　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

⑶　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

⑷　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設、及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

⑸　公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。

⑹　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

⑺　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

⑻　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

⑼　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

⑽　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

７　その他

消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正））

4　情報連絡体制

■４－４－２　被害速報（随時）

1 人的被害
2 住家被害　｛非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
3 その他の被害｛漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・　｝の被害
　　通信・船舶・その他（　　）　（該当項目に○）

供覧								
情報源	住　民　消防団　自主防 その他（　　）			確認	確認済（どこで）　警　察 未確認　その他			
市町名	第　号	調査者	課	発信者		発信時間	月　日 時　分	
方面本部	第　号	受信者		発信者		発信時間	月　日 時　分	
本部	第　号	受信者		受信時間	月　日 月　日			
件名		(第　報)　月　日　時　分現在						
発生	日時							
	場所							
	原因							
状況 （人的被害） ・被害者の住所氏名 ・年令等 （住家被害） ・居住者名 ・避難状況等 （その他の被害） ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等								

死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
人		重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人

この情報は	警第　号 その他 （　）	で記者発表　済	未発表

■４－４－３　災害定時及び確定報告書

災害定時及び確定報告書

供　覧					
被害報告受信簿 （　　市町村　第　　報）　　月　　日　　時　　分現在				整理 検印 報告	
発信者	市町村 方面本部 機　関	受信者		受信時刻	月　日 時　分

災害発生の日時	月　日　時　分		
災害発生の場所	市　町　村		
災害対策本部設置状況	開設　月　日　時　分	廃止　月　日　時　分	

区分			件数	備考	区分		件数	備考
人的被害	死者		人		崖くずれ		箇所	
	行方不明		人		鉄道不通		箇所	
	負傷者		人		被害船舶		隻	
	負傷者		人		水道		戸	
住家被害	全壊		棟		電話		回線	
			世帯		電気		戸	
			人		ガス		戸	
	半壊		棟		ブロック塀		箇所	
			世帯		り災世帯数		世帯	
			人		り災者数		人	
	一部損壊		棟		火災発生	建物	件	
			世帯			危険物	件	
			人			その他	件	
	床上浸水		棟		公立文教施設		千円	
			世帯		農林水産業施設		千円	
			人		公共土木施設		千円	
	床下浸水		棟		その他の公共施設		千円	
			世帯		小計		千円	
			人		公共施設被害市町村数		件	
非住家	公共建物		棟		その他	農産被害	千円	
	その他		棟			林産被害	千円	
その他	田	流出・埋没	ha			畜産被害	千円	
		冠水	ha			水産被害	千円	
	畑	流出・埋没	ha			商工被害	千円	
		冠水	ha			その他	千円	
	文教施設		箇所		被害総額		千円	
	病院		箇所		避難勧告指示の状況	地区数	箇所	
	道路		箇所			避難場所	箇所	
	橋りょう		箇所			避難人数	人	
	河川		箇所		消防職員出動延人数		人	
	港湾		箇所		消防団員出動延人数		人	
	砂防		箇所		災害対策本部設置時間			
	清掃施設		箇所		災害対策本部廃止時間			

5　応援等受入体制

■5－1－1　自衛隊等支援要請様式

<table>
<tr><td colspan="7">情報伝達ルート　　市町村　→　県方面本部総括班　→　県本部対策班</td></tr>
<tr><td>様式番号</td><td colspan="6">情　報　名</td></tr>
<tr><td>１０１</td><td colspan="6">救出・救助・捜索活動支援要請</td></tr>
<tr><td>情報発信機関</td><td></td><td colspan="2">経由機関
（　　）</td><td colspan="2">経由機関
（　　）</td><td>経由機関
（　　）</td><td>情報伝達先機関</td></tr>
<tr><td>受信月日・時刻</td><td></td><td colspan="2">日　時　分</td><td colspan="2">日　時　分</td><td>日　時　分</td><td>日　時　分</td></tr>
<tr><td>受信者氏名</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>発信日時・時刻</td><td>日　時　分</td><td colspan="2">日　時　分</td><td colspan="2">日　時　分</td><td>日　時　分</td><td></td></tr>
<tr><td>発信者氏名</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>整理番号</td><td>第　　号</td><td colspan="2">第　　号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>第　　号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="7">要請内容</td></tr>
<tr><td>要請番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>要請機関名</td><td colspan="6">□自衛隊　　□海上保安庁　　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>活動地域</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>要請理由</td><td colspan="6">□重量物破壊・撤去　　□二次災害等の危険　　□海上漂流
□人員不足　　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>要救助者数</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td>対応期間</td><td>開始日時</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td colspan="2">撤収の間まで</td></tr>
<tr><td>活動内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>利用可能 HP</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>利用可能集結地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">現地調整先</td><td>組織名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>担当者</td><td></td><td>電話・無線等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>要請備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町村へ回答する。
※　方面本部において対応不可の場合は、県本部へ要請する。

５　応援等受入体制

■５－１－２　自衛隊支援部隊受入施設

施設の概要

本部事務室	富士宮市民体育館（鉄筋コンクリート造　7,356㎡） 富士宮市外神東町１１５番地	
宿　　舎	山宮ふじざくら球技場（静岡県ソフトボール場）	
材料置場 及び炊事場	同　　上	
駐車場	同　　上	
ヘリポート	同　　上	機種：大型 広さ：75×157

（予備施設の概要）

施設名	学校法人富嶽学園　日本建築専門学校
所在地	富士宮市上井出２７３０番地の５
使用範囲	学校法人富嶽学園　日本建築専門学校敷地

■５－２－１　静岡県消防相互応援協定

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第２項の規定に基づき、静岡県内の市町及び消防に関する事務を処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力（ヘリコプターを使用するものを除く。）を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防の相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定に基づく応援を行う区域は、市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、法第１条に規定する災害であって、消防の応援等を必要とする規模のものをいう。

（報告及び連絡調整）

第４条　災害発生時に、当該災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、静岡県知事に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第２章　相互応援

（応援要請）

第５条　発災市町等の長は、次のいずれかに該当する場合に、本協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）の長に対して、応援要請を行うものとする。

⑴　発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

⑵　発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

⑶　発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

２　前条の規定による報告及び前項の応援要請は、次の事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

⑴　災害の種類

⑵　災害発生の場所及び被害の状況

⑶　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

⑷　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第６条　応援市町等の長は、発災市町等の長から前条の応援要請を受けたときは、当該発災市町等における災害対応を応援する隊（以下「応援隊」という。）を組織し、派遣するものとする。

２　応援市町等の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に連絡するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、応援市町等の長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、前条の応援要請を待ついとまがないと認めるときは、同条の応援要請を待たないで応援隊を派遣することができる。

４　前項の規定による応援隊の派遣については、前条の応援要請を受けて行われたものとみなす。

（消防用資機材等の調達手配）

第７条　応援市町等の長は、発災市町等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町等の長に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、発災市町等の消防本部の長が行うものとする。

（報　告）

第９条　応援隊の長は、応援活動終了後速やかに活動概要等を発災市町等の長に報告するものとする。

（災害概要の報告）

第１０条　発災市町等の長は、応援活動終了後速やかに災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

第３章　連絡会議

（連絡会議）

第１１条　各市町等の長は、消防の相互応援の円滑な推進を図るため、必要に応じ、連絡会議を開くものとする。

（協議事項）

第１２条　連絡会議は次の各号について協議するものとする。

⑴　消防相互応援に関すること

⑵　市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換等に関すること

⑶　市町村等間の消防演習に関すること

⑷　警防技術に関すること

⑸　消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること

⑹　その他必要な事項

第４章　経費負担

（経費負担）

第１３条　この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

⑴　この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援市町等の負担とし、その他の経費は発災市町等の負担とする。

⑵　第７条の調達及び輸送に要する経費は、発災市町等の負担とする。ただし、応援市町等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町等の負担とする。

第５章　雑　　則

（他の協定との関係）

第１４条　この協定は、市町等の長が別に法第39条第２項の規定により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（細目）

第１５条　この協定の実施についての細目は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（疑義の解決）

第１６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度市町村等の長が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、昭和62年４月１日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各１通を保管する。

附　則

この協定は、平成６年10月１日から効力を生ずる。

この協定を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各自その１通を保管する。

附　則

この協定は、平成９年４月１日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各自その１通を保管する。

附　則

この協定は、平成29年４月１日から、その効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書41通を作成し、各市町等の長の記名押印の上、各自１通を保有する。

平成９年３月２５日　協定締結

■５－２－２　災害時の相互応援に関する協定書（近江八幡市）

（趣　　旨）

第１条　夫婦都市である富士宮市と近江八幡市は、いずれかの市域において地震等による災害（災害対策基本法第２条第１項に規定する災害をいう。）が発生し、被災市独自では、被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策等を速やかに遂行するため、相互の応援体制について必要な事項を定めるものとする。

（連絡責任者）

第２条　両市は、災害時における相互応援が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

⑴　富士宮市　　市民部防災交通課長

⑵　近江八幡市　　総務部総務課長

（応援の区分）

第３条　応援の区分は、次に掲げるものとする。

⑴　被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供

⑵　応急復旧に必要な資機材、生活必需物資の提供

⑶　救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

⑷　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続き）

第４条　応援を要請する市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日文書を速やかに提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

⑶　前条第３号に掲げるものの職種、職種別人員及び派遣期間

⑷　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第５条　応援を要請された市は、実情を把握し、出来る限り要請に応えるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし経費の額が著しく大きい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（指　　揮）

第７条　応援を要請された市の職員は、現地に到着後、応援を要請した市長の指揮下にて行動するものとする。

（資料の交換）

第８条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、両市が記名押印のうえ、

各自その１通を保有する。

平成８年４月２３日　協定締結

■５－２－３　災害時の相互応援に関する協定書（南足柄市）

（趣旨）

第１条　富士宮市と南足柄市（以下「両市」という。）は、いずれかの市の地域において、地震、風水害等の災害が発生し、当該市が独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条に規定する趣旨及び友愛精神に基づき、被災市の住民生活を復旧するため、この協定を結ぶ。

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは直ちに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷　被災者を一時収容するための施設の提供

⑸　救援、救助及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣

⑹　ボランティアへの情報提供

⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第４条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第２条に定める連絡担当部課を通じて、ファクシミリ、電話等により要請を行い、後日、遅滞なく文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　必要とする物資等の種類及び数量

⑶　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（実施）

第５条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、この要請に応じ、応援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として要請市が負担する。ただし、経費の額が著しく大きい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第７条　派遣職員等がその業務により、負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担とする。

２　派遣職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）
第８条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう資料及び情報の交換等を実施するものとする。
（その他）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１７年６月２１日　協定締結

■５－２－４　環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定書

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町(以下「構成市町村」という。)は、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）
第２条　応援の内容は次のとおりとする。
⑴　被災が予想される圏域外への避難誘導活動
⑵　被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
⑶　被災者等受入施設の提供
⑷　被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
⑸　被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
⑹　応急復旧活動
⑺　長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への(仮設)住宅の提供
⑻　長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
⑼　災害ボランティアのあっせん
⑽　前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
⑾　その他要請のあった事項

（相互応援）
第３条　応援を要請された市町村(以下「応援市町村」という。)は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）
第４条　構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）
第５条　被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲

げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　応援の種類
⑷　応援の具体的な内容及び必要量
⑸　応援を要請する期間
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項

（派遣された職員の指揮）

第６条　応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援の自主出動）

第７条　構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

２　自主出動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

３　第１項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

２　被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

４　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。

５　前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

（平常時における火山防災相互協力）

第９条　構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

（市町村合併による取扱い）

第１０条　構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

（実施の細目）

第１１条　この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第１２条　この協定は、平成２８年５月２３日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書１６通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年５月２３日　協定締結

■５－２－５　災害時の相互応援に関する協定書（秦野市）

富士宮市と秦野市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条に基づき、友愛精神をもって、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

⑷　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員（一般職、専門職（保健師、保育士、応急危険度判定士等）、技能職等）の派遣

⑸　被災者を一時収容するための施設及び応急復旧活動に必要な施設の提供

⑴　ボランティアのあっせん

⑵　災害時における協定を結ぶ企業、団体等に対する応援協力要請

⑻　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部課を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市（以下「応援市」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）するものとする。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらずその要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

⑴　職員の派遣に要する経費は、応援市が負担する。

⑵　前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災市が負担する。

２　被災市が前項第２号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、その経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員等がその業務により負傷し、疾病し、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担により行うものとする。

２　派遣職員等がその業務により第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２０年５月２７日　協定締結

■５－２－６　災害時の相互応援に関する協定書（日野市）

富士宮市と日野市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合両市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

⑴　市民の生命と財産を守るための救出活動、医療救護、防疫等の応急活動
⑵　食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資の供給活動
⑶　廃棄物の収集、運搬、処理活動
⑷　上水道、下水道等の応急復旧活動
⑸　ボランティアのあっせん
⑹　被災児童生徒の受入れ
⑺　被災者に対する住宅のあっせん
⑻　その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請）

第２条　応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況
⑵　物資等の品名及び応援場所への経路
⑶　応援の期間
⑷　前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援の必要を認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は両市が協議のうえ定めるものとする。

（連絡担当部局）

第５条　第２条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、連絡担当部局を次のとおりとする。

⑴　富士宮市総務部防災生活課
⑵　日野市総務部防災安全課

２　両市は、この協定を実効性の高いものにするため、定期的に研究、協議するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲又は乙から更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、両市記名押印のうえ各市１通を保有する。

平成２１年１２月１８日　協定締結

■５－２－７　災害時の相互応援に関する協定書（富士市）

平成２２年４月１日　協定締結

富士市及び富士宮市（以下「両市」という。）は、その区域内において大規模な災害（以下「災害」という。）の発生により被災し、当該市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、当該被災市の要請にこたえ、近隣友愛精神に基づき、相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援事項）
第１条　応援事項は、次に掲げるとおりとする。
災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
災害の応急復旧に必要な職員の派遣
前２号に掲げるもののほか、要請のあった事項
（応援要請の手続）
第２条　災害が発生した場合において、応援を受けようとする場合は、文書により次に掲げる事項を明らかにして、必要な応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、当該要請に係る文書の提出を事後に行うことができる。
⑴　災害の状況
⑵　必要とする資機材、物資等の品目及び数量
⑶　必要とする職員の職種別人員
⑷　応援場所及び当該場所への経路
⑸　応援期間
⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第３条　応援を要請された場合は、できる限り要請にこたえるものとする。
（費用負担）
第４条　応援に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、応援を受けた市と応援を実施した市が協議して定めるものとする。
（連絡）
第５条　両市は、あらかじめ、相互応援に関する担当課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、応援の要否その他必要な情報を相互に交換するものとする。
（平常時の活動）
第６条　両市は、円滑な応援の実施に資するため、平常時において、次に掲げる活動を共同して行うものとする。
⑴　両市における広域的な防災対策を実施するための調査及び情報交換
⑵　前号に掲げるもののほか、必要な事項
（協議）
第７条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、その都度両市が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市署名押印のうえ、各自１通を保有する。

■５－２－８　災害時の相互応援に関する協定書（箕面市）

富士宮市と箕面市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

⑷　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

⑸　被災者を一時収容するための施設及び応急復旧活動に必要な施設の提供

⑹　ボランティアのあっせん

⑺　災害時における協定を結ぶ企業、団体等に対する応援協力要請

⑻　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部課を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市（以下「応援市」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）するものとする。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらずその要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

⑴　職員の短期派遣に要する経費は、応援市が負担する。

⑵　前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災市が負担する。

２　被災市が前項第２号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、その経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員等がその業務により負傷し、疾病し、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担により行うものとする。

２　派遣職員等がその業務により第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年８月２４日　協定締結

■５－２－９　災害時の相互応援に関する協定書（小山市、西宮市、南砺市、あわら市）

中国紹興市と友好交流都市である兵庫県西宮市、静岡県富士宮市、富山県南砺市、福井県あわら市及び栃木県小山市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条の２及び第８条第２項第１２号の規定に基づき、災害時の相互応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　　旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域において、地震等の大規模な災害が発生し、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、協定市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食料、飲料水、生活必需品その他供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣

⑷　被災者を一時収容するための施設の提供

⑸　被災児童、生徒等の一時受入れ

⑹　ボランティアのあっせん

⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市は、被害を受けていない協定市（以下「非被災市」という。）に対し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、緊急を要するときは、これらの事項のうち確認できるものについてのみ明らかにするものとする。

⑴　被害の状況

⑵　必要とする物資等の種類及び数量又は容量

⑶　必要とする職員の職種及び人員

⑷　応援の期間

⑸　応援場所及び応援場所への経路

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定による要請は、電話、ファックスのほか、当該要請の時点における最も適切な方法により行うものとする。

（応援の実施）

第４条　前条の規定により応援の要請を受けた非被災市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

（自主的活動）

第５条　地震等の大規模災害発生時において、被災市から第３条の規定に基づき応援要請がないときは、非被災市は、速やかに被災市の被害状況等について情報収集を行うものとする。

２　非被災市は、前項の情報収集により、被災市の被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められるときは、第３条の要請を待たずに、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援の調整）

第６条　この協定に基づいて、応援を行う協定市（以下「応援市」という。）が複数あるときは、応援を有効に行うために応援市間で協議し、応援の調整を行う応援市を定めることができる。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第５条の規定により応援活動を実施する応援市が提供した物資等に要する経費は、応援市が負担するものとする。

２　前項の規定により難い場合には、別途協議するものとする。

（情報等の交換）

第８条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策に関する必要な資料、情報等を常時交換するものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定市がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年１０月２６日　協定締結

■５－２－１０　　災害時の相互応援に関する協定書（諏訪市）

富士宮市と諏訪市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

⑷　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

⑸　被災者を一時収容するための施設及び応急復旧活動に必要な施設の提供

⑹　ボランティアのあっせん

⑺　災害時における協定を結ぶ企業、団体等に対する応援協力要請

⑻　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市（以下「応援市」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）するものとする。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらずその要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

⑴　職員の短期派遣に要する経費は、応援市が負担する。

⑵　前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災市が負担する。

２　被災市が前項第２号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、その経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員等がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担により行うものとする。

２　派遣職員等がその業務により第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年４月１０日　協定締結

■５－２－１１　　災害時の相互応援に関する協定書（大槌町）

静岡県富士宮市と岩手県大槌町（以下「両市町」という。）は、いずれか一方の市町域において、地震、火山噴火、津波、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって相互に応援することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

⑷　被災者を一時的に収容するために必要な施設の提供

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市町（以下「被災市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市町（以下「応援市町」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市町は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）を実施することができる。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とする。

３　自主的応援を開始した後に前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、原則として応援市町の負担とする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員が業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市町の負担により行うものとする。ただし、書類作成等の事務手続きに関しては被災市町が行うものとする。

２　派遣職員が業務において当該職員の責めに帰する理由により第三者に損害を与えた場合においては、応援市町が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年８月８日　協定締結

■５－２－１２　　災害時の相互応援に関する協定書（山田町）

静岡県富士宮市と岩手県山田町（以下「両市町」という。）は、いずれか一方の市町域において、地震、火山噴火、津波、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって相互に応援することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

⑷　被災者を一時的に収容するために必要な施設の提供

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市町（以下「被災市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市町（以下「応援市町」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市町は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）を実施することができる。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とする。

３　自主的応援を開始した後に前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、原則として応援市町の負担とする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員が業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市町の負担により行うものとする。ただし、書類作成等の事務手続きに関しては被災市町が行うものとする。

２　派遣職員が業務において当該職員の責めに帰する理由により第三者に損害を与えた場合においては、応援市町が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年８月８日　協定締結

■５－２－１３　　災害時の相互応援に関する協定書（南部町）

静岡県富士宮市と山梨県南巨摩郡南部町（以下「両市町」という。）は、いずれか一方の市町域において、地震、火山噴火、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、近隣友愛精神をもって相互に応援することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

⑷　被災者を一時的に収容するために必要な施設の提供

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市町（以下「被災市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市町（以下「応援市町」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市町は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）を実施することができる。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市町が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する応援に要する経費は、職員派遣に要する費用を応援市町が負担し、その他の費用は被災市町が負担する。

２　前条第１項及び第２項に規定する自主的応援に要する経費は、応援市町が負担する。

３　前２項の規定によりがたい場合は、両市町が協議するものとする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償については、応援市町の負担により行うものとする。

２　派遣職員がその業務により第三者に損害を与えた場合は、被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町が署名の上、各１通を保有する。

令和５年７月１３日　協定締結

■５－２－１４　　災害時の相互応援に関する協定書（富士河口湖町）

静岡県富士宮市と山梨県南都留郡富士河口湖町（以下「両市町」という。）は、いずれか一方の市町域において、地震、火山噴火、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、近隣友愛精神をもって相互に応援することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧に必要な職員の派遣及び活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両の提供

⑷　被災者を一時的に収容するために必要な施設及び車両の提供

⑸　被災児童生徒等の受入

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市町（以下「被災市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市町（以下「応援市町」という。）に要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援場所及び応援場所への経路

⑶　必要とする物資等の種類及び数量

⑷　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

⑸　必要とする施設の種類及び目的

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市町は、相手方に災害が発生し、又は発生するおそれのあることを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）を実施することができる。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市町が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する要請に基づく応援に要する経費は、職員派遣に要する費用を応援市町が負担し、その他の費用は被災市町が負担する。

２　前条第１項及び第２項に規定する自主的応援に要する経費は、応援市町が負担する。

３　前２項の規定によりがたい場合は、両市町が協議するものとする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償については、応援市町の負担により行うものとする。

２　派遣職員がその業務により第三者に損害を与えた場合は、被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町が賠償の責めを負うものとする。

（事前活動）

第７条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町が署名の上、各１通を保有する。

令和６年１１月１８日

■５－３－１　　物資の調達に関する協定書（１５団体）

富士宮市長（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第１　甲は、富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第２　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

⑴　別表に掲げる物資

⑵　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３　第１の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

２　前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意志を確認（担当商工振興課長）のうえ、第４の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４　第１の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第３の２に掲げる者に連絡するものとする。

（価格）

第５　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引きについては、取引時の適正な価格）を基準として甲乙協議して定める。

（引渡し）

第６　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

（代金の支払い）

第７　甲が引取った物資の代金は、引取後、所定の手続きにより、すみやかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第８　乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の物資の保有数量を別紙「物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

第９　この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

（有効期間）

第１０　この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を維持する。

ただし、乙が別表に掲げる物資を取扱わなくなったとき、この協定は効力を失う。この場合において、乙は、すみやかにその旨を文書により甲に連絡するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日（次ページ参照）

別　表（供給要請物資一覧表）

主　　食	米、乾パン、粉ミルク、小麦粉、インスタント麺、容器入飲料水
副　　食	漬物、梅干、佃煮、缶詰
調 味 料	味噌、醤油、塩、上白糖、食用油
衣 類 等	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシ
日用品等	雨具、紙おむつ、生理用品、石けん、洗剤、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、なべ、ハンゴー、やかん、バケツ、紙皿、紙コップ、わりばし、ゴミ袋、ローソク大、ラップ、ホース、ノート、ビニールシート、ビニールロープ、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴
燃 料 等	ＬＰガス、ＬＰガスコンロ（卓上型含む）カセットコンロ、カセットボンベ、灯油、固形燃料

物資の調達に関する協定済業者

（令和８年４月現在）

No.	名称	協定年月日
１	富士伊豆農業協同組合　富士宮地区本部	昭和５６年１１月１０日
２	株式会社小野田本店	昭和５６年１１月２５日
３	株式会社丸繁	昭和５６年１１月２０日
４	有限会社丸和食品	昭和５６年１１月２５日
５	株式会社トンボヤ	昭和５６年１２月１日
６	中川衣料株式会社	昭和５６年１１月２０日
７	シンコーラミ工業株式会社	昭和５６年１１月２０日
８	太洋紙業株式会社	昭和５６年１１月１０日
９	コアレックス信栄株式会社	昭和５６年１１月２５日
１０	株式会社タケウチ	昭和５６年１１月２０日
１１	株式会社西川	昭和５６年１１月２７日
１２	静岡県電機商業組合富士宮支部	昭和５６年１１月２０日
１３	株式会社マキヤ	昭和５６年１１月２０日
１４	生活協同組合ユーコープ富士センター	平成　９年　４月２２日
１５	株式会社エンチョージャンボエンチョー富士宮店	平成　９年１１月１５日

■５－３－２　　老人福祉施設等の使用に関する協定書（７施設）

富士宮市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、災害時において要介護高齢者の避難施設として老人福祉施設等を使用することに関して次のとおり協定を締結する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第１条　甲は、被災した在宅の高齢者及び１次的避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）に避難した高齢者のうち、介護を要すると判断された者が次条に規定する施設を使用することについて、乙に要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（収容施設）

第２条　避難する施設は、○○○とする。

（手続等）

第３条　甲は、乙に施設の使用について協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

⑴　当該高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第４条　甲は、当該高齢者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が当該高齢者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙に対し、当該高齢者の収容期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（収容可能人員等の協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（他市町村からの受入れ）

第７条　甲及び乙は、他の市町村から要介護高齢者の受け入れの要請がなされた場合、直ちに、緊急性及び施設の状況等について協議し、可能な限り受諾するように努めるものとする。

（疑義の解決）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成　　年　　月　　日（次ページ参照）

災害時に老人福祉施設等の使用に関する協定済施設

（令和８年４月現在）

No.	施設名称	所在地	運営主体	施設内容
1	しらいと	富士宮市	社会福祉法人天竜厚生会	老人福祉施設
2	富士宮荘	富士宮市	社会福祉法人富士厚生会	老人福祉施設
3	高原荘	富士宮市	社会福祉法人岳南厚生会	老人福祉施設
4	リバブルケア	富士宮市	医療法人社団富士恵仁会	老人福祉施設等
5	富士ケアセンター	富士宮市	一般財団法人富士心身リハビリテーション研究所	老人福祉施設等
6	星の郷	富士宮市	社会福祉法人富士宮福祉会	老人福祉施設
7	みゆきの苑	富士宮市	医療法人社団仁信会	老人福祉施設等

■５－３－３　災害時等における燃料の供給協力に関する協定書（静岡県石油業協同組合富士宮支部）

（趣旨）

第１条　この協定は、富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県石油商業組合富士宮支部（以下「乙」という。）との間に、南海トラフ地震臨時情報発表中及び富士宮市内に発生した地震、風水害その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急処置業務（以下「業務」という。）に従事する緊急車両及び甲の管理する乙と常時取引のある施設に対し、燃料の供給が円滑かつ適正に行われることを目的として、締結するものである。

（協力要請）

第２条　甲は災害時等に、甲の行う業務に従事する緊急車両及び甲の管理する乙と常時取引のある施設に燃料を供給する必要があると認めるときには、乙に対し燃料の供給が円滑かつ適正に行われるよう要請することができる。

（要請手続）

第３条　協力要請の手続は富士宮市総務部契約管理課長が担当する。

２　要請に当たっては、協力を要する期間その他必要事項を乙に連絡するものとする。

３　前項により連絡した協力を要する期間は、災害時等の状況により甲が必要と認めたとき、乙と協議の上、延長する事ができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（連絡）

第５条　乙は毎年５月末までに、この協定に基づく協力を実施できる富士宮市内の給油取扱所の名称、所在地、電話番号等の必要な資料を甲に通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づく協力のために要した経費は、甲の負担とし、価格は甲乙協議して決める。

（前協定の廃止）

第７条　平成23年９月30日付けで、甲乙が締結した「災害時等における燃料の供給協力に関する協定書」は廃止する。

（雑則）

第８条　この協定の実施に関し、必要な細目事項は、甲乙協議して定める。

（適用日）

第９条　この協定は協定締結日から令和８年３月３１日とする。ただし、この協定の有効期間終了の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

この協定成立を証するため、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年３月24日

■５－３－４　　災害支援協力に関する覚書（日本郵便株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（別表富士宮市内郵便局のとおり。以下「乙」という。）とは、令和３年３月１９日付けで締結した富士宮市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定第２条第１項第２号に掲げる事項の具体的な実施方法等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第１条　本覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、富士宮市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

⑴　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

⑵　甲又は乙が収集した避難所開設状況、被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

⑶　郵便局ネットワークを活用した広報活動

⑷　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

⑸　乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

⑹　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物(避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届を含む。)の取集、交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項

⑺　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

⑻　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　この覚書により、乙が業務に要した経費は甲が負担するものとする。

２　前項の経費については、適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上これを決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　本覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲：富士宮市役所　　危機管理監

乙：日本郵便株式会社　富士宮郵便局　総務部長

（有効期間）

第８条　本覚書の有効期間は、令和４年３月３１日までとする。ただし、本覚書の有効期間が満了する１月前までに、甲又は乙が、書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本覚書が更新され、その後も同様とする。

（協議）

第９条　本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に疑義等が生じた場合には甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有するものとする。

（別表　富士宮市内郵便局）

富士宮郵便局	柚野郵便局
富士宮上井出郵便局	内房郵便局
芝川郵便局	富士宮富士根郵便局
富士宮宮町郵便局	上野郵便局
北山郵便局	富士宮青木郵便局
猪之頭郵便局	富士宮東町郵便局
富士宮貴船郵便局	富士宮城北郵便局

平成９年　７月３０日　日本郵便株式会社富士宮郵便局と締結

令和３年　３月１９日　日本郵便株式会社と締結

■５－３－５　災害時の緊急協力に関する協定書（富士宮建設業協同組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第２条　甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めた場合は、次の各号に掲げるものについて、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　災害予防活動
⑵　人命救助活動
⑶　緊急災害復旧活動
⑷　その他必要な活動

２　甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容、その他必要と認める事項を文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができる。

（要請に基づく措置）

第３条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、甲の指示に従い、速やかに組合員及び建設機械・資機材等を活用し、協力活動をするものとする。

２　乙は、活動現場においては、他の防災関係機関と連絡を密にとり、協力連携し、活動するものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が緊急協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の額は、年度毎の単価契約又は災害直前の適正価格を基準とする。

３　乙は、緊急協力の業務終了後、甲の認定を受けて緊急協力に要した経費を甲に請求するものとする。

（組合員名簿の報告）

第６条　乙は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿及び建設機械保有数等の情報を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１２年８月３１日　協定締結

■５－３－６　　水道災害時の緊急協力に関する協定書（富士宮市管工事協同組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、富士宮市域内における地震災害及び風水害等（以下「災害」という。）による水道災害時の緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、富士宮市域内に災害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合における緊急協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めたときは、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　配水施設、給水装置等の応急復旧

⑵　飲料水の確保のための応急運搬給水

２　甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容、その他必要と認める事項を文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができる。

（要請に基づく協力）

第３条　乙は、甲の協力要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに組合員及び資機材等を活用し、協力活動をするものとする。

（資材の備蓄）

第４条　乙は、災害に備え、可能な範囲で水道資材の備蓄を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が緊急協力に要した経費は、甲の負担とする。

（組合員名簿の提出）

第６条　乙は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿及び資機材保有数等の情報を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所
持する。

平成１３年２月１日　協定締結

■５－３－７　　災害時における緊急協力に関する協定書（株式会社第一）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社　第一（以下「乙」という。）は、災害時における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めた場合は、次に掲げるものについて、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　甲の指定避難所等に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬に関すること

⑵　汚水管路のつまり、破損調査及び応急修理に関すること

⑶　その他上記に類する作業及び資材の提供

（要請方法等）

第３条　甲は、協力を要請するに当たっては、連絡担当者を通じ、電話等で被災状況及び協力日時、人員、資機材等を具体的に連絡要請し、後日文章を提出するものとする。

２　甲又は乙は、前項の連絡担当者を選任し、相互に通知するものとする。また、通知内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を通知するものとする。

３　前項の通知は、次のとおりとする。

⑴　連絡担当者氏名

⑵　電話番号及びＦＡＸ番号

（要請に基づく措置）

第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

２　協力活動の要請を受けた乙の派遣職員には、被災状況に応じ、甲の指示に従い、必要な生命保
持要具等を携行させるものとする。

（経費負担）

第５条　乙が応援活動に要した経費は、原則乙の負担とする。

（災害補償等）

第６条　第１条に定める応援活動に従事した派遣職員が、その活動により死亡、負傷、若しくは疾病となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、甲、乙協議の上決定するものとする。

２　派遣職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議の上その賠償を負うものとする。

（情報交換）

第７条　甲及び乙は、応援活動を円滑に推進するため、必要に応じた情報の交換、研修を行うものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から１か年とする。ただし、期間満了日の１カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に１年間その効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項または協定の履行に当たり疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成１６年6月３０日　協定締結

■５－３－７　災害時における緊急協力に関する協定書（合資会社一光）

富士宮市（以下「甲」という。）と合資会社　一光（以下「乙」という。）は、災害時における
緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めた場合は、次に掲げるものについて、乙に対して協力を要請することができる。
⑴　甲の指定避難所等に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬に関すること
⑵　汚水管路のつまり、破損調査及び応急修理に関すること
⑶　その他上記に類する作業及び資材の提供

（要請方法等）
第３条　甲は、協力を要請するに当たっては、連絡担当者を通じ、電話等で被災状況及び協力日時、人員、資機材等を具体的に連絡要請し、後日文章を提出するものとする。
２　甲又は乙は、前項の連絡担当者を選任し、相互に通知するものとする。また、通知内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を通知するものとする。
３　前項の通知は、次のとおりとする。
⑴　連絡担当者氏名
⑵　電話番号及びＦＡＸ番号

（要請に基づく措置）
第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。
２　協力活動の要請を受けた乙の派遣職員には、被災状況に応じ、甲の指示に従い、必要な生命保
持要具等を携行させるものとする。

（経費負担）
第５条　乙が応援活動に要した経費は、原則乙の負担とする。

（災害補償等）
第６条　第１条に定める応援活動に従事した派遣職員が、その活動により死亡、負傷、若しくは疾病となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、甲、乙協議の上決定するものとする。
２　派遣職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議の上その賠償を負うものとする。

（情報交換）
第７条　甲及び乙は、応援活動を円滑に推進するため、必要に応じた情報の交換、研修を行うものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から１か年とする。ただし、期間満了日の１カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に１年間その効力を有するものとし、その後においても同様とする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項または協定の履行に当たり疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成１６年6月３０日　協定締結

■５－３－８　災害時等に必要な食料の調達に関する協定書（大徳食品株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と関東大徳（株）（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な食料（以下「食料」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条　甲は、富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、食料を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する食料の供給を要請するものとする。
（要請の方法）
第２条　第１条の規定による要請は、第１号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（引き渡し）
第３条　食料の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、食料を確認の上、引き取りするものとする。
２　甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、食料を引き取りするものとする。
（費用）
第４条　費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な
価格）を基準として、甲、乙協議して定める。
（費用の支払）
第５条　甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の費用を支払うものとする。
（有効期間）
第６条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲・乙
協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年6月３０日　協定締結

■５－３－９　災害時等に必要な飲料水の調達に関する協定書（アサヒ飲料株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料（株）（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な飲料水（以下「飲料水」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条　甲は、富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、飲料水を調達する必要がある
と認めるときは、乙に対しその保有する飲料水の供給を要請するものとし、乙は可能な範囲においてこれに協力する。
（要請の方法）
第２条　第１条の規定による要請は、第１号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書で要請
するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
２　甲は、前項の要請を行うに当たっては、事前に乙と協議の上、乙に要請する飲料水の数量、容器、中身種類、引渡し方法等の要請内容を決定するものとする。
（引き渡し）
第３条　飲料水の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認の上、引き取りをするものとする。
２　甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、飲料水を引き取りするものとする。
（費用）
第４条　費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な
価格）を基準として、甲、乙協議して定める。
（費用の支払）
第５条　甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の費用を支払うものとする。
（有効期間）
第６条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲、乙
協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年6月３０日　協定締結

■５－３－１０　災害時等に必要な食材の調達に関する協定書（株式会社東食品）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社東食品（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な食材（以下「食材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。
（協力要請）
第１条　甲は、富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、食材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する食材の供給を要請するものとする。
（要請の方法）
第２条　第１条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって
要請できないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（引き渡し）
第３条　食材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、食
材を確認の上、引き取りするものとする。
２　甲は、乙が指定する書式に必要事項を記入の上、食材を引き取りするものとする。
（費用）
第４条　費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生時前の取引については、取
引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。
（費用の支払）
第５条　甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の費用を支払うものとする。
（有効期間）
第６条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって
協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年９月１５日　協定締結

■５－３－１１　　災害時における緊急解体業務に関する協定書（一般社団法人静岡県解体工事業協会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、市内において生じた大規模地震等（風水害、その他の災害を含む。）で被災した建築物等が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生のおそれがある場合に災害応急対策の緊急解体業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例、静岡県地域防災計画及び富士宮市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲と乙との協力のもとに、大規模地震等における被災建築物等の迅速かつ的確な緊急解体を実施し、もって、住民の生命の安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第２条　この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した建築物等のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、甲が必要と認めた緊急解体工事とする。

⑴　避難地、避難路に面しているもので、住民の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるもの

⑵　緊急輸送路等に面しているもので、救助・救援等の緊急輸送に支障をきたすおそれがあるもの

⑶　前２号に定めるもののほか甲が必要と認めるもの

（協力業者）

第３条　乙は、会員の中から本協定に協力できる緊急解体協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿（第１号様式）にまとめ、協定締結後、速やかに甲に提出する。

２　乙は、協力業者毎に災害時に協力できる、建設資機材等の数量をとりまとめ資機材保有状況報告書（第２号様式）を前項の名簿とともに甲に提出する。

（出動の要請）

第４条　甲は、災害の状況により乙に対し出動要請書（第３号様式）により出動を要請し乙は応諾する。

２　前項の要請で、緊急を要する場合は、電話等により要請することができることとするが、この場合も速やかに出動要請書を交わすものとする。出動要請書は２通作成し甲と乙の各々が１通を保管する。

３　乙及び協力業者は、東海地震注意情報が発表された時及び市内で震度５強以上の地震が発生した場合は、甲からの要請に備え、出動態勢を整えると共に、解体用重機等の確保に努めるものとする。

（解体工事の実施）

第５条　乙は、前条第１項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者を決定する。

２　担当施工業者は、甲から解体箇所・範囲の指示を受け、適切な工法により被災建築物等の緊急解体工事に着手する。

３　担当施工業者は、緊急解体工事の施工にあたって、第三者に損害を与えないように施工計画を定め、特段の注意を払うものとする。

４　担当施工業者は、緊急解体工事にあたっては、静岡県が定めた「被災建築物の緊急解体マニュアル」に基づき、業務を実施する。

５　担当施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるように手続きを取るものとする。

６　担当施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、緊急解体工事の進捗状況及び完成を甲と乙に報告する。

（請負契約の締結）

第６条　甲は、前条第６項の資料をもとに速やかに担当施工業者と随意契約を締結する。

２　乙は、前項の契約について甲及び担当施工業者それぞれに協力する。

（報告）

第７条　乙は、第３条の規定による協力業者の名簿及び資機材保有状況報告書を毎年９月１日に甲に提出し、その内容に変更が生じたとき又は、甲が特に報告を求めたときは速やかに報告する。

（疑義の解決）

第８条　　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１７年６月２３日　協定締結

■５－３－１２　非常事態に係る緊急放送に関する協定書（富士コミュニティエフエム放送株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士コミュニティエフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、非常事態に係る緊急放送（以下「緊急放送」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、富士宮市域に非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、緊急放送を通じて、住民に迅速かつ正確な情報を提供することにより、市民生活の安全・安心の確保及び秩序の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の意義は次のとおりとする。

⑴　非常事態　地震、台風、洪水、津波、火山噴火等の自然災害、大規模な火災及び市民生活を脅かす大規模な事態等が発生し、又は発生する恐れがある状態をいう。

⑵　緊急放送　前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要と認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（非常事態の番組編成）

第３条　乙は、非常事態の発生又は発生する恐れがある場合は、甲の要請及び乙が人命に関わる重要な情報と認めた内容について、次の各号の放送番組を編成するものとする。

⑴　平常番組編成を尊重し、非常事態に即応した放送

⑵　平常番組をすべて中止し、非常事態に即応した放送

⑶　演奏所が無人となる時間の非常事態に即応した放送

（運用）

第４条　乙は、緊急放送を実施する場合、災害の警報、住民の避難誘導など、人命に関する緊急情報を他の放送に優先し、次により放送するものとする。

⑴　前条第１号の場合は、甲の要請及び乙が必要と認めた情報等において、乙は甲に確認の上、平常番組を優先した中で適時繰り返し放送を行うものとする。

⑵　前条第２号の場合は、地震等の非常事態により市内に甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、甲の要請により、乙は平常番組をすべて中止し、緊急放送に切り替えるものとする。その際、乙は甲及び防災関係機関等と密接な連携を図った放送を行うものとする。

⑶　前条第３号の場合は、乙の生放送時間以外の時間、又は特別な事情により演奏所が無人となる時間に、甲は、緊急放送が必要と認めるときは、原則として、乙に放送内容の了解を得た上で、緊急放送を行うことができる。

なお、甲は、緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　緊急放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

⑴　第３条第１号及び第３号に要する費用は、乙は甲に請求しないものとする。

⑵　第３条第２号に要する費用は、甲が要請した放送に対しては甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

⑶　緊急放送の実施により、同時刻に予定していた番組、又はコマーシャル等が放送できなかったときは、乙と当該広告主等との協議により、その解決を図るものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、締結の日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１月前までに、甲乙双方から異議申し立てがないときは、引き続き１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とするものとする。

（協定の改定）

第７条　この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１７年１０月２５日　協定締結

■５－３－１３　災害時等における駐車場の一時使用に関する協定書（イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部）

富士宮市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、富士宮市（以下「甲」という。）とイオン株式会社富士宮店（以下「乙」という。）の間に、災害時等における駐車場の一時使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において乙の所有する次に掲げる土地の一部を市の一時避難地（以下「当該避難地」という。）として使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

名称　イオン株式会社　富士宮店　平面駐車場

位置　富士宮市浅間町１－８

（協力要請）

第２条　甲は、当該避難地を使用する必要が生じた場合、乙に対し当該避難地の使用について文書をもって要請するものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、乙の自衛消防活動及び事業運営に支障を及ぼさない範囲内で当該避難地として使用させるものとする。

（使用期間）

第３条　甲が当該避難地を使用する期間は、前条第１項による協力要請を行ったときから、おおむね１週間とし、それ以降については、甲乙協議して決定するものとする。

（運営）

第４条　乙は、当該避難地を使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の職員を当該避難地へ派遣するよう甲に要請することができる。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づき要した乙の費用は、乙の負担とする。

２　当該避難地の使用に関し発生した損害については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害額を甲が負担するものとし、乙はその損害に係る復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）

第６条　乙は、当該避難地の位置を変更し、又は閉店時等避難地としての機能を果たさないときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定により当該避難地の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難地の使用

が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

（協議）

第７条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、

この期間満了までに甲、乙いずれからも、それぞれ相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に１年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（雑則）

第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年９月６日　協定締結

■５－３－１４　災害時等に必要な応急生活物資の調達に関する協定書（イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部）

富士宮市（以下「甲」という。）とイオン株式会社富士宮店（以下「乙」という。）の間に、災害時等に必要な応急生活物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

⑴　別紙第１号様式に掲げる物資

⑵　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　第１条に定める物資供給の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、甲から前項に基づく要請を受けたときは、その要請に係る物資を提供するとともに、提供した物資の種類及び数量等を速やかに甲に連絡するものとする。

（費用）

第４条　物資の費用は、災害発生直前時における、適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生

前の取引きについては、取引時の適正な価格）を基準として甲乙協議して定める。

（引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認

の上、引取るものとする。

（費用の支払い）

第６条　甲は、乙の請求に基づき速やかに第４条の費用を支払うものとする。

（保有数量の報告）

第７条　乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の物資の保有数量を別紙第１号様式の「応

急生活物資供給可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年９月６日　協定締結

■５－３－１５　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（株式会社ミダック）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社ミダックふじの宮（以下「乙」という。）とは、地震等大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、市内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等についての協力を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により発生した一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物で、緊急に処理を必要とする廃棄物をいう。
（協力要請）
第３条　甲は、次の各号に掲げる事業について、乙に協力要請する。
⑴　災害廃棄物の処分
⑵　その他必要な事業
（協力要請の手続き）
第４条　甲は、前条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、事後において速やかに文書で通知するものとする。
⑴　協力要請をする場所
⑵　協力要請の内容
⑶　その他必要な事項
（情報の提供）
第５条　甲は、大規模災害が発生し、乙の協力を得ることが必要な場合には、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。
（災害廃棄物の処理等の実施）
第６条　乙は、甲から第３条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。
２　乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
⑵　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
（実施報告）
第７条　乙は、第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。
⑴　協力要請を受けた場所
⑵　実施内容
⑶　その他必要な事項
（費用の負担）
第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用及び当該処理により生じた損害の補償等については、甲と乙で協議し決定するものとする。
（災害補償等）
第９条　第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した職員が、その活動により死亡、負傷、又は疾病となった場合における本人又はその家族に対する損害補償及び業務遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償は、甲と乙で協議し決定するものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又は協定の履行に当たり疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を
保有するものとする。

平成１９年１２月５日　協定締結

■５－３－１６　災害時の緊急協力に関する協定書（静岡県鳶工業連合会富士宮地区）

富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県鳶工業連合会富士宮地区（以下「乙」とう。）とは、災害時における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第２条　甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めた場合は、次に掲げるものについて、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　災害予防活動
⑵　人命救助活動
⑶　緊急災害復旧活動
⑷　その他必要な活動

２　甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容その他必要と認める事項を文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができる。

（要請に基づく措置）

第３条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、甲の指示に従い、速やかに組合員及び建設機械
・資機材等を活用し、協力活動をするものとする。

２　乙は、活動現場においては、他の防災関係機関と連絡を密にとり、協力連携し、活動するものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が緊急協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の額は、年度毎の単価契約又は災害直前の適正価格を基準とする。

３　乙は、緊急協力の業務終了後、甲の認定を受けて緊急協力に要した経費を甲に請求するものとする。

（組合員名簿の報告）

第６条　乙は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿及び建設機械保有数等の情報を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年２月６日　協定締結

■５－３－１７　災害時における施設使用に関する協定書（学校法人富嶽学園）

学校法人富嶽学園（以下「甲」という。）と富士宮市（以下「乙」という。）との間で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合に、日本建築専門学校（以下「施設」という。）を自衛隊の集結地として使用することについて次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲は、その所管する施設のうち、自衛隊の集結地としてグラウンド、学生駐車場施設を乙に使用させるものとする。

（申請）

第２条　乙は、施設を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に依頼するものとする。この場合は、遅滞なく施設使用許可申請書（別紙第１号様式）を甲に提出するものとする。

２　乙は、施設を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の施設使用許可申請書を甲に提出するものとする。

（許可）

第３条　前条第１項により電話等で申請を受けたときは、甲は、施設の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可するものとし、乙に電話等で通知するものとする。

２　甲は、乙から施設使用許可申請書が提出された場合は、施設の用途又は目的を妨げない限度において乙に、施設使用許可書（別紙第２号様式）を交付してその使用を許可するものとする。

（期間）

第４条　施設の使用期間は、７日以内とする。ただし、必要に応じ甲乙協議して延長ができるものとする。また、使用終了の際は事前に乙は甲に対し、文書により通知するものとする。

（原状変更の制限）

第５条　乙は、施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ当該施設の原状を変更することができないものとする。

（原状回復義務）

第６条　乙は、使用期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、当該施設を原状に復するものとする。

（費用の負担）

第７条　当該施設の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、施設の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（規則等の遵守）

第８条　乙は、施設の使用に当たっては、前各条のほか、施設管理規則等及び許可条件を遵守しなければならない。

（許可の取消）

第９条　甲は、この協定書に違反する行為があるときは、乙に対して使用許可を取り消すことができる。

２　甲は、乙に対し前項の規定による取り消しに生じた損失は補償しないものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１月前までに、甲乙双方から異議がないときは、引き続き１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とするものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年３月２８日　協定締結

■５－３－１８　災害時における施設使用に関する協定書（宗教法人大石寺）

富士宮市（以下「甲」という。）と宗教法人大石寺（以下「乙」という。）との間に、災害時における施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　富士宮市内で災害が発生した場合において、乙は所有する次に掲げる駐車場施設（以下「施設」という。）をボランティア等による被災者支援活動のため甲に無償で使用させるものとする。

名称　大石寺第１駐車場

位置　富士宮市馬見塚２番１地先

（協力要請）

第２条　甲は、施設を使用する必要が生じた場合、乙に対し、施設の使用について文書をもって要請するものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、施設の用途又は目的に支障を及ぼさない範囲で使用を承諾するものとする。

（使用期間）

第３条　甲が施設を使用する期間は、承諾を受けたときから、３０日間とする。ただし、使用期間は、必要に応じて、甲乙協議して変更できるものとする。

（原状変更の制限）

第４条　甲は、施設を使用するに当たって、原状を変更しないものとする。ただし、現状変更をしなければならない場合は、乙の承諾を得るものとする。

（原状回復義務）

第５条　甲は、使用期間が満了したときは、当該施設を原状に復するものとする。

（費用の負担）

第６条　この協定に基づき要した甲の費用は、甲の負担とする。

２　施設の使用に関し発生した損害については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害額を甲が負担するものとし、乙はその損害に係る復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１月前までに、甲乙異議の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月４日　協定締結

■５－３－１９　災害時等に必要な食材の調達に関する協定書（株式会社松屋フーズ）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社松屋フーズ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な食材（以下「食材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、食材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する食材の供給を要請するものとする。

（要請の方法）

第２条　第１条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（引き渡し）

第３条　食材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、食材を確認の上、引き取りするものとする。

２　甲は、乙が指定する書式に必要事項を記入の上、食材を引き取りするものとする。

（費用）

第４条　費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生時前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（費用の支払）

第５条　甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の費用を支払うものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年６月８日　協定締結

■５－３－２０　身体障害者福祉施設等の使用に関する協定書（７施設）

富士宮市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、災害時において障害者の避難場所として障害者福祉施設等を使用することに関して次のとおり協定を締結する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第１条　甲は、被災した在宅の障害者及び１次的避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）に避難した障害者のうち、介護を要すると判断された者が次条に規定する施設を使用することについて、乙に要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（収容施設）

第２条　避難する施設は、乙の所有する別表１の施設とする。

（手続等）

第３条　甲は、乙の施設の使用について協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

⑴　当該障害者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第４条　甲は、当該障害者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が当該障害者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙に対し、当該障害者の収容期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（収容可能人員等の協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（他市町村からの受入れ）

第７条　甲及び乙は、他の市町村から介護を要する障害者の受入れの要請がなされた場合、直ちに、緊急性及び施設の状況等について協議し、可能な限り受諾するように努めるものとする。

（疑義の解決）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

身体障害者福祉施設等の使用に関する協定済施設

（平成３１年３月現在）

No.	施設名称	所在地	運営主体	施設内容
1	三和荘	富士宮市	社会福祉法人 富士厚生会	障害者支援施設
2	富士厚生園	富士宮市	社会福祉法人 富士旭出学園	知的障害者福祉施設
3	富士清心園	富士宮市	社会福祉法人 富士旭出学園	知的障害者福祉施設
4	富士明成園	富士宮市	社会福祉法人 富士旭出学園	知的障害者福祉施設
5	サンライズあかつき あかつき園	富士宮市	社会福祉法人 山寿会	精神障害者福祉施設
6	障がい者福祉センター小泉	富士宮市	社会福祉法人 富士厚生会	障害者支援施設
7	生活介護事業所らぽーと	富士宮市	社会福祉法人 インクル富士	重症心身障害者 支援施設

■５－３－２１　災害時等の協力に関する協定書（株式会社時之栖）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社時之栖（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、平常時の防災対策等の啓発及び市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　防災対策等の啓発活動

⑵　ボランティア等による被災者支援活動のための駐車場の無償使用

⑶　被災者及び救援活動の従事者に対する入浴支援

２　甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

３　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で使用を承諾するものとする。

（使用施設）

第３条　ボランティア等による被災者支援活動のために使用を要請する施設は、次の施設とする。

名称　　富嶽温泉花の湯

所在地　富士宮市ひばりが丘８０５番地

（使用期間）

第４条　甲が施設を使用する期間は、承諾を受けたときから、３０日間とする。ただし、使用期間は、必要に応じて、甲乙協議して変更できるものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項第３号の入浴支援における施設利用料金は、あらかじめ甲乙協議の上定めるものとする。

２　当該施設の使用に関し発生した損害については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害額を甲が負担するものとし、乙はその損害に係る復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第７条　この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年７月７日　協定締結

■５－３－２２　災害時等の協力に関する協定書（富士宮市仏教会）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮市仏教会（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、平常時の防災対策等の啓発及び市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　防災対策等の啓発活動

⑵　ボランティア等による被災者支援活動のための駐車場施設（以下「施設」という。）の無償使用

２　甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

３　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、施設の用途又は目的に支障を及ぼさない範囲で使用を承諾するものとする。

（使用期間）

第３条　甲が施設を使用する期間は、承諾を受けたときから、３０日間とする。ただし、使用期間は、必要に応じて、甲乙協議して変更できるものとする。

（現状変更の制限）

第４条　甲は、施設を使用するに当たって、現状を変更しないものとする。ただし、現状変更をしなければならない場合は、乙の承諾を得るものとする。

（費用の負担）

第５条　　この協定に基づき要した甲の費用は甲が負担する。

２　当該施設の使用に関し発生した損害については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害額を甲が負担するものとし、乙はその損害に係る復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第７条　この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年９月８日　協定締結

■５－３－２３　災害時等の協力に関する協定書（ゲストハウスフォレストヒルズ）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社フォレスト・ヒルズ（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、平常時の防災対策等の啓発及び市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

⑴　防災対策等の啓発活動

⑵　ボランティア等による被災者支援活動のための駐車場施設及び建物施設（以下「施設」という。）の無償使用

２　甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

３　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、施設の用途又は目的に支障を及ぼさない範囲で使用を承諾するものとする。

（使用施設）

第３条　ボランティア等による被災者支援活動のために使用を要請する施設は、株式会社フォレスト・ヒルズの駐車場施設及び建物施設の一部（富士宮市黒田２０７番６地先）とする。

（使用期間）

第４条　甲が施設を使用する期間は、乙の承諾を受けたときから、３０日間とする。ただし、使用期間は、必要に応じて、甲乙協議して変更できるものとする。

（現状変更の制限）

第５条　甲は、施設を使用するに当たって、現状を変更しないものとする。ただし、現状変更をしなければならない場合は、乙の承諾を得るものとする。

（費用の負担）

第６条　この協定に基づき要した甲の費用は甲が負担する。

２　当該施設の使用に関し発生した損害については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害額を甲が負担するものとし、乙はその損害に係る復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年１１月１７日　協定締結

■５－３－２４　災害時等の協力に関する協定書（静岡県理容生活衛生同業組合富士宮支部）

富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県理容生活衛生同業組合富士宮支部（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、平常時の防災対策等の啓発及び市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）
第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。
⑴　防災対策等の啓発活動
⑵　避難所等での散髪及び洗髪等の無料サービス
⑶　その他災害時等における必要な活動
２　甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容その他の必要事項を文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（要請に基づく措置）
第３条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）
第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、甲の指示に従い、速やかに協力活動をするものとする。
２　乙は、活動現場においては、他の防災関係機関と連絡を密にとり、協力連携し、活動するものとする。

（組合員名簿の報告）
第５条　乙は、災害時等における協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その１通を保有する。
平成２０年９月８日　協定締結

■５－３－２５　災害時等の協力に関する協定書（富士宮旅館料理組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮旅館料理組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、乙の会員が所有する宿泊施設を災害復旧に当たる者に優先的に提供するよう、乙に対して要請することができる。
２　甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（要請に基づく措置）
第３条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）
第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動をするものとする。

（組合員名簿の報告）
第５条　乙は、災害時等における協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年　１月２９日　協定締結

■５－３－２６　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（静岡県土地家屋調査士会）

富士市・富士宮市・芝川町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第１条　甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第２条　乙及び乙の会員が実施する認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

⑴　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

⑵　甲が発行した、り災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第３条　甲は、第１条第２項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

２　甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第４条　甲は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を４通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２１年３月３０日　協定締結

■５－３－２７　災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書（百恵の郷）

（目的）

第１条　この協定は、大規模な地震などにより要介護者等が避難を余儀なくされた場合に、芝川町（以下「甲」という。）が社会福祉法人湖成会特別養護老人ホーム百恵の郷（以下「乙」という。）に対し、社会福祉施設等の使用について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第２条　甲は、被災した在宅の要介護高齢者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）に避難した要介護者等のために次条に掲げる施設を使用するについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は次の施設とする。

社会福祉法人湖成会特別養護老人ホーム　百恵の郷（芝川町大鹿窪１４３－１）

（手続等）

第４条　甲は、前条により乙に使用について協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

⑴　当該要介護等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（物資の調達、介護支援者の確保）

第５条　乙は、当該要介護者等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が当該要介護者等を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

３　甲及び乙は、他の市町村から要介護者等の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等ついて協議し、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、乙に対し、当該要介護者が使用期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（収容可能人員等）

第７条　甲及び乙は、本協定締結後、使用可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（疑義の解決）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を所持する。

平成１２年１２月２７日　協定締結

■５－３－２８　災害時における遺体安置等の協力に関する協定書（３団体）

富士宮市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、富士宮市内に地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがあるとして市災害対策本部が設置された時（以下「災害時」という。）における遺体の収容、安置及び搬送に必要な資機材、消耗品、施設・設備及び役務の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第２条　要請する業務の種類は、次のとおりとする。

⑴　遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品等の可能な範囲での提供

⑵　遺体の安置に必要な施設及び役務の提供

⑶　遺体の搬送に関する手配

⑷　前３号に掲げるもののほか、特に必要がある事項

（要請）

第３条　要請は、災害時における協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第４条　乙は、甲の指示に従い、第２条の業務に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき第２条の業務に従事したときは、災害時における要請業務実施報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の業務に使用した資機材及び消耗品等の購入費、賃貸料等並びに施設の使用料等の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の額の決定）

第７条　甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙は、災害時における円滑な遺体の収容、安置及び搬送の協力体制が図れるよう、広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては市災害対策本部生活環境班長（生活環境課長）とし、乙にあっては○○○（代表○○○）とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定は、平成２３年１月２８日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１月２８日　協定締結

災害時における遺体安置等の協力に関する協定済業者

（平成２７年４月現在）

No.	名称	所在地
1	富士宮農業協同組合	富士宮市
2	アルファクラブ静岡株式会社	富士宮市
3	株式会社藤原	富士宮市

■５－３－２９　災害対策相互協力基本協定書（富士宮市介護保険事業者連絡協議会、富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会）

富士宮市（以下「甲」という。）、富士宮市介護保険事業者連絡協議会（以下「乙」という。）及び富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会（以下「丙」という。）は、自然災害その他の災害対策について、次のとおり協定する。

第１　この協定は、自然災害時等における要援護者に対する支援体制の構築のため、相互の協力を図ることを目的とする。

第２　甲、乙及び丙は、次の事項について相互に協力する。
１　平常時
(1) 乙及び丙に所属する事業所（以下「事業所」という。）の災害対策計画及び事業継続計画に関すること。
(2) 事業所職員の防災教育に関すること。
(3) 地域との協力関係構築に関すること。
(4) 災害時要援護者の把握に関すること。
２　発災時
(1) 事業所の被害状況把握に関すること。
(2) 要援護者の安否確認に関すること。
(3) 要援護者の受入及び搬送等に関すること。
(4) 被災した事業所に対する支援に関すること。
(5) 福祉避難所の運営及び支援に関すること。
３　復旧及び復興
介護保険サービス及び障害福祉サービスの提供環境の維持及び復旧
４　その他
甲、乙及び丙の協議により必要と認めること

第３　甲、乙及び丙は、定期的に協議を行い、第１に掲げる事項についての具体的な行動マニュアルを策定するものとする。

第４　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ１通を保管する。

平成２４年１月３１日　協定締結

■５－３－３０　災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）

富士宮市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。
（協力要請）
第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。
（調達物資の範囲）
第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。
(1) 日用品等の生活必需品
(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの
（要請手続き）
第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。
２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。
（協力実施）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。
（生活物資の運搬）
第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。
（費用負担）
第７条　甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
（費用の支払い）
第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年５月８日　協定締結

■５－３－３１　大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書（静岡県行政書士会）

富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、富士宮市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、混乱する被災地での被災者の救援により大きく貢献するよう甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲が、大規模な災害時に災害対策本部を設置し、かつ、富士宮市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第３条　甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３の規定に定める業務並びに同業務を実施するために必要となる別紙「防災協定に関する提言書」のほか、次に掲げる業務とする。

⑴　乙による被災者支援相談窓口の設置

⑵　甲への乙の会員の派遣

⑶　その他甲が必要と認める業務

（要請手続き等）

第４条　第２条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口答により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第５条　乙は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認める場合、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

２　乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　第３条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第７条　甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。
（資料の交換及び協議）
第８条　甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次の資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。
⑴　地域防災計画
⑵　被災地想定資料
⑶　その他必要な資料
（損害の補償）
第９条　甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１１条　この協定の有効期限は、協定の成立した日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２５年６月３日　協定締結

■５－３－３２　大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書（静岡県司法書士会）

富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）は、富士宮市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、必要な司法書士業務（以下「司法書士業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、混乱する被災地において被災者を支援するため、甲の要請に基づき乙が実施する司法書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、大規模な災害時に富士宮市災害対策本部等を設置し、かつ、富士宮市内に災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合で、司法書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。
２　乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し甲に報告する。
３　乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。
（司法書士業務の範囲）
第３条　前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。
⑴　相続に関する相談
⑵　不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
⑶　不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
⑷　成年後見制度に関する相談
⑸　その他司法書士法に定める業務に関する相談
（要請手続等）
第４条　第２条に規定する甲の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「大規模災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。
２　乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。
（災害時の体制整備等）
第５条　乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。
２　乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協

議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　第３条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第７条　甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（資料の交換及び協議）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次に掲げる資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。

⑴　地域防災計画

⑵　被災地想定資料

⑶　その他必要な資料

（損害の補償）

第９条　甲の要請に基づく司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（連携）

第 10 条　乙は、甲の要請に基づく司法書士業務を行う際、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合、甲、他機関等と調整を行った上で、業務を行うものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２６年１２月１日　協定締結

■５－３－３３　災害時における施設利用に関する協定書（職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センター）

富士宮市（以下「甲」という。）と職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センター（以下「乙」という。）とは、静岡県富士宮市根原地内の富士教育訓練センター施設（以下「施設」という。）を、豪雨、地震等の周辺地域の大規模災害（以下「災害」という。）発生時における道路利用者（以下「利用者」という。）の安全確保並びに地域の減災及び災害の早期復旧に寄与する防災拠点施設（以下「防災拠点施設」という。）として利用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害対策基本法に基づく静岡県及び富士宮市の地域防災計画に基づき、利用者に対し防災拠点施設としての適切な機能を提供することを目的とする。

（使用施設等）

第２条　災害の発生により、甲が防災拠点施設として機能させる必要があると判断した場合は、乙の了解のうえ、この施設の所有者である財団法人建設業振興基金の許可を得て、甲が使用施設一覧表及び別添図面に掲げる施設を、利用者に使用させることができるものとする。ただし、当該施設の空き状況により、使用施設一覧表及び別添図面に掲げる利用人数または施設を制限する。

（防災利用する内容）

第３条　乙は、災害が発生し、甲から要請を受けたときは、防災拠点施設において、次に掲げる応急対策等の業務を行うよう努めるものとする。

⑴　道路利用者（観光客を含む。）の一時避難施設の提供

⑵　その他、必要と認める業務

（使用期間）

第４条　防災拠点施設としての使用期間は、甲から要請を受けて施設を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（費用の負担）

第５条　利用者の使用に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　費用負担が適当でないと認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　　本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から締結が破棄される日までとする。

（協議）

第７条　本覚書について疑義を生じたとき、又は本覚書に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上を合意した証として、本書面を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各々１通を所持する。

平成２２年７月２６日　協定締結

使用施設一覧表（富士教育訓練センター敷地内）

図面NO.	施　設　名	使用内容	使用人数等
①	職員駐車場	道路利用者（観光客を含む）の一次避難	１２台
	外来者駐車場		５５台
②	体　　育　　館		２４０名
	宿　　泊　　棟		２００名

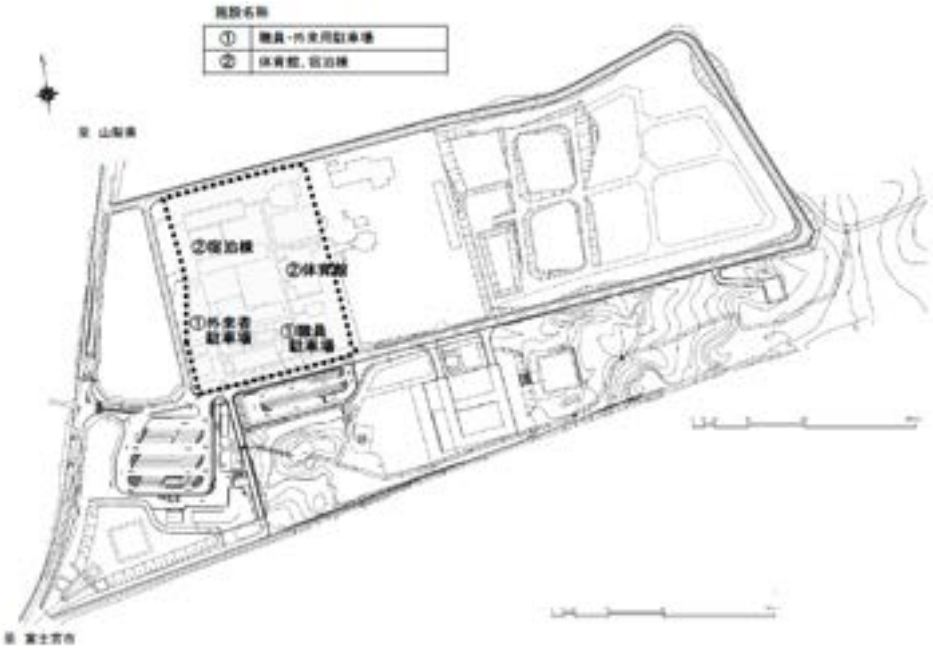

■５－３－３４　災害時における防災拠点施設使用に関する覚書（株式会社富士山）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社富士山（以下「乙」という。）とは、国土交通省、富士宮市及び財団法人建設業振興基金が所有する静岡県富士宮市根原地内の防災拠点施設（以下「防災拠点施設」という。）を、豪雨、地震等の周辺地域の大規模災害（以下「災害」という。）発生時における道路利用者（以下「利用者」という。）の安全確保並びに地域の減災及び災害の早期復旧に寄与する施設として使用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害対策基本法に基づく静岡県及び富士宮市の地域防災計画に基づき、利用者に対し防災拠点施設としての適切な機能を提供することを目的とする。

（使用施設等）

第２条　災害の発生により、甲が防災拠点施設として機能させる必要があると判断した場合は、国土交通省の了解のうえ、乙は甲に代わって以下に掲げる施設を、利用者に使用させることができるものとする。

⑴　「道の駅」朝霧高原の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）の「道の駅」朝霧高原管理区分内訳表及び図面に記載されている施設

⑵　一般国道１３９号「道の駅」朝霧高原に隣接する施設の管理に関する覚書（以下「管理覚書」という。）の管理区分内訳表及び図面に記載されている施設

⑶　災害時における道の駅等施設使用に関する覚書(以下「災害覚書」という。)　の管理区分内訳表及び図面に記載されている施設

（防災利用する内容）

第３条　乙は、災害が発生し、甲から要請を受けたときは、防災拠点施設において、次に掲げる応急対策等の業務を行うよう努めるものとする。

⑴　道路利用者（観光客を含む。）の一時避難施設の提供

⑵　災害協定締結車両の集結地の提供

⑶　ヘリポートの提供

⑷　道路復旧資機材置場の提供

⑸　応急給水活動施設の提供

⑹　その他、必要と認める業務

（使用期間）

第４条　防災拠点施設としての使用期間は、甲から要請を受けて施設を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（費用の負担）

第５条　利用者の行動により要する費用は、第２条各号の協定書、管理覚書及び災害覚書の管理区分内訳表に従い、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用負担が適当でないと認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から締結が破棄される日までとする。
（協議）
第７条　本覚書について疑義を生じたとき、又は本覚書に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上を合意した証として、本書面を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各々１通を所持する。

平成２２年７月２６日　協定締結

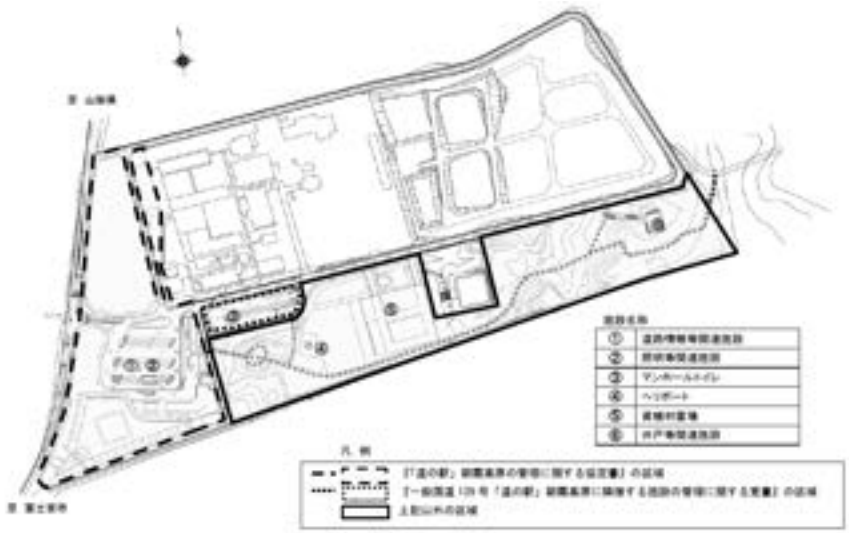

管理区分図（災害時における道の駅等施設使用に関する覚書）

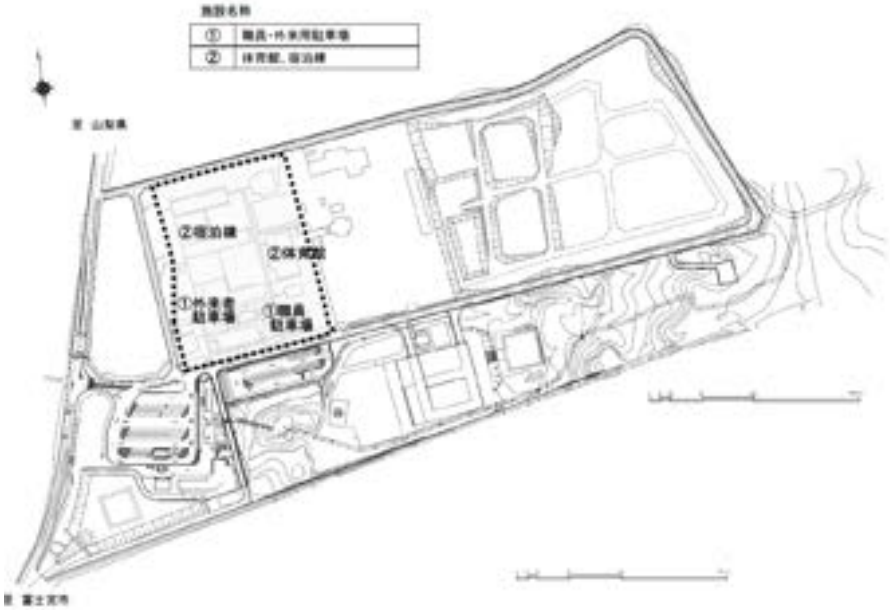

■５－３－３５　災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ東海株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生
する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるとき
は、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対
応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

⑴　別表に掲げる物資

⑵　その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を取るとともに、
その措置の状況を物資供給実施状況報告書（第２号様式）にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担する
ものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。
ただし期日内における支払いが困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、別表に掲げる者とする。

（協定の期間と効力）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。

２　有効期間満了の日の前１か月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときはこの協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に１年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

３　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって１か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都
度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年８月１日　協定締結

■５－３－３６　災害時における外国人被災者支援等の協力に関する協定書（Ａ.Ｃ.Ｃ.国際交流学園）

富士宮市（以下「甲」という。）とA.C.C.国際交流学園（以下「乙」という。）とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、富士宮市内に地震、風水害その他の災害発生時における外国人被災者に対する支援体制の構築のため、相互の協力を図ることを目的とする。
（協力内容）
第２条　甲及び乙は、次の事項について相互に協力する。
(1)　平常時
ア　防災教育に関すること。
イ　地域との協力関係の構築に関すること。
ウ　災害時における外国人要援護者の把握に関すること。
(2)　災害発生時
ア　外国人被災者の支援に必要な情報（富士宮市内における災害状況及び避難所の設置場所等）を翻訳すること。
イ　前号の規定により翻訳した情報を外国人被災者に提供すること。
ウ　通訳ボランティアを避難所及び行政機関の窓口等へ派遣すること。
(3)　その他
甲及び乙の協議により必要と認めること。
（要請）
第３条　甲は、災害時において、乙に対し、協力を要請することができる。
（行動マニュアル）
第４条　甲及び乙は、協議を行い、第２条に掲げる事項についての具体的な行動マニュアルを作成するものとする。
（疑義の解決）
第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２５年８月３０日　協定締結

■５－３－３７　災害時等の協力に関する協定書（休暇村富士）

富士宮市（以下「甲」という。）と　休暇村富士（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、乙が所有する宿泊施設を災害復旧に当たる者に優先的に提供するよう、乙に対して要請することができる。
２　甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
（要請に基づく措置）
第３条　乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。
（協力活動）
第４条　乙は、協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動をするものとする。
（協議）
第５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年６月２日　協定締結

■ ５－３－３８　災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人富士宮市医師会）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人富士宮市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、富士宮市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第２条　甲は、風水雪害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報の発表若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を甲の指定する医療救護施設等に派遣する。ただし、甲と連絡が取れないなどの緊急やむを得ない場合は、乙の判断により派遣するものとする。

第３条　乙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

（医療従事者の職務）

第４条　医療従事者の職務は、次のとおりとする。

⑴　トリアージ
⑵　傷病者に対する応急処置及び医療
⑶　傷病者の救護病院等への搬送手配
⑷　医療救護活動の記録
⑸　死亡の確認
⑹　その他必要な事項

（医療救護活動のための連絡調整）

第５条　甲は、甲の指定する職員に対し、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行なわせるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護施設等で使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第７条　甲は災害救助法第７条（従事命令）若しくは第８条（協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第 12 条（扶助金の支給）及び同法施行令第７条（扶助金の種目）から第 15 条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて甲が支給する。

（実費弁償）

第８条　甲は、災害救助法第７条（従事命令）若しくは第８条（協力命令）の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第 18 条（費用の支弁区分）及び同法施行令第５条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて甲が支給する。

（医療事故等）

第９条　医療救護活動による医療事故等については、医療従事者の故意又は重大な過失がない限り、被救護者との間において損害賠償等の紛争が生じた場合には、甲が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１箇月までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その１通を保管する。

平成２７年３月２７日　協定締結

■　５－３－３８　災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人富士宮市歯科医師会）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人富士宮市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、富士宮市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第２条　甲は、風水雪害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報の発表若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を甲の指定する医療救護施設等及び避難所・遺体収容施設等に派遣する。ただし、甲と連絡が取れないなどの緊急やむを得ない場合は、乙の判断により派遣するものとする。

第３条　乙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

（歯科医師の職務）

第４条　歯科医師の職務は、次のとおりとする。

⑴　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置及び治療
⑵　歯科医療を要する傷病者の救護病院等への収容調整
⑶　身元不明遺体の検案
⑷　避難所等における歯科保健活動
⑸　その他状況に応じて必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第５条　甲は、甲の指定する職員に対し、乙が派遣する歯科医師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行なわせるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　救護施設等で使用する医薬品等については、派遣される歯科医師が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第７条　甲は災害救助法第７条（従事命令）若しくは第８条（協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事したる者、又は歯科技工士及び歯科衛生士等の協力者（以下「協力者」という。）が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第 12 条（扶助金の支給）及び同法施行令第７条（扶助金の種目）から第 15 条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて甲が支給する。

（実費弁償）

第８条　甲は、災害救助法第７条（従事命令）若しくは第８条（協力命令）の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力者に係るものに要する費用は、災害救助法第 18 条（費用の支弁区分）及び同法施行令第５条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて甲が支給する。

（医療事故等）

第９条　医療救護活動による医療事故等については、歯科医師又は協力者の故意又は重大な過失がない限り、被救護者との間において損害賠償等の紛争が生じた場合には、甲が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１箇月までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その１通を保管する。

平成２７年３月２７日　協定締結

■　５－３－３８　災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人富士宮市薬剤師会）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人富士宮市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、富士宮市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第２条　甲は、風水雪害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報の発表若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師を甲の指定する医療救護施設等に派遣する。ただし、甲と連絡が取れないなどの緊急やむを得ない場合は、乙の判断により派遣するものとする。

第３条　乙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

（薬剤師の職務）

第４条　薬剤師の職務は、次のとおりとする。

⑴　医薬品等の服薬指導

⑵　医薬品等の管理業務

⑶　医薬品等の調達及び供給への協力

⑷　その他必要な事項

（医療救護活動のための連絡調整）

第５条　甲は、甲の指定する職員に対し、乙が派遣する薬剤師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行なわせるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護施設等で使用する医薬品等については、当該薬剤師が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第７条　甲は災害救助法第７条（従事命令）若しくは第８条（協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第 12 条（扶助金の支給）及び同法施行令第７条（扶助金の種目）から第 15 条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて甲が支給する。

（実費弁償）

第８条　甲は、災害救助法第７条（従事命令）若しくは第８条（協力命令）の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第 18 条（費用の支弁区分）及び同法施行令第５条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて甲が支給する。

（医療事故等）

第９条　医療救護活動による医療事故等については、医療従事者の故意又は重大な過失がない限り、被救護者との間において損害賠償等の紛争が生じた場合には、甲が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１箇月までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その１通を保管する。

平成２７年３月２７日　協定締結

■５－３－３９　避難所等の情報提供に関する協定書（三井住友海上火災保険株式会社、ファーストメディア株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）、三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）及びファーストメディア株式会社（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難者支援のため、富士宮市内の避難所等の情報提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲、乙及び丙が協力し、甲が災害時における避難者支援対策として実施する避難所等の情報提供の手段を充実させることを目的として定めるものとする。
（業務内容）
第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は以下のとおりとする。
⑴　甲は、富士宮市内の避難所等の情報を丙に提供する。
⑵　乙は、丙の管理情報を利用した自社サービスの周知・提供を通じて、富士宮市民の防災意識の向上に貢献する。
⑶　丙は、甲から提供された情報を管理する。
（費用負担）
第３条　甲、乙及び丙が前条の規定に基づき実施する業務内容に必要となる費用については、それぞれが負担するものとする。
（利用者負担）
第４条　本協定に基づき実施する情報提供の利用料は無料とし、利用者は負担を負わない。ただし、通信料はこの限りではない。
（有効期間）
第５条　本協定の有効期間は、協定の成立した日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲、乙及び丙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。
（協議）
第６条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２７年１月８日　協定締結

■５－３－４０　災害時等の給水活動に関する協定書（株式会社富士ミルク）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社富士ミルクは、災害時等の給水活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、配水池から避難所等への給水活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、大地震等の災害が発生し、避難所等への給水活動の必要を生じたときは、乙に対して業務用タンクローリー（以下「車両」という。）の供給を要請する。
（車両の提供）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲に車両を提供し、甲の指示に従い給水活動等に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（協定期間及び更新）
第６条　　この協定期間は、初年度においては協定締結の日から５年後の当該年度末の３月３１日
までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙いずれからも、協定解除または変更の申し出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に質疑を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月２日　協定締結

■５－３－４０　災害時等の給水活動に関する協定書（有限会社富士豊茂牛乳運送クーラーステーション）

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、配水池から避難所等への給水活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、大地震等の災害が発生し、避難所等への給水活動の必要を生じたときは、乙に対して業務用タンクローリー（以下「車両」という。）の供給を要請する。
（車両の提供）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲に車両を提供し、甲の指示に従い給水活動等に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（協定期間及び更新）
第６条　この協定期間は、初年度においては協定締結の日から５年後の当該年度末の３月３１日
までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙いずれからも、協定解除または変更の申し出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に質疑を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月２日　協定締結

■５－３－４０　災害時等の給水活動に関する協定書（富士高砂酒造株式会社）

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、配水池から避難所等への給水活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、大地震等の災害が発生し、避難所等への給水活動の必要を生じたときは、乙に対して業務用タンクローリー（以下「車両」という。）の供給を要請する。
（車両の提供）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲に車両を提供し、甲の指示に従い給水活動等に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（協定期間及び更新）
第６条　この協定期間は、初年度においては協定締結の日から５年後の当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙いずれからも、協定解除または変更の申し出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に質疑を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月２日　協定締結

■５－３－４０　災害時等の給水活動に関する協定書（富士正酒造合資会社）

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、配水池から避難所等への給水活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、大地震等の災害が発生し、避難所等への給水活動の必要を生じたときは、乙に対して業務用タンクローリー（以下「車両」という。）の供給を要請する。
（車両の提供）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲に車両を提供し、甲の指示に従い給水活動等に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（協定期間及び更新）
第６条　この協定期間は、初年度においては協定締結の日から５年後の当該年度末の３月３１日
までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙いずれからも、協定解除または変更の申し出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に質疑を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月２日　協定締結

■５－３－４０　災害時等の給水活動に関する協定書（富士錦酒造株式会社）

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、配水池から避難所等への給水活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、大地震等の災害が発生し、避難所等への給水活動の必要を生じたときは、乙に対して業務用タンクローリー（以下「車両」という。）の供給を要請する。
（車両の提供）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲に車両を提供し、甲の指示に従い給水活動等に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（協定期間及び更新）
第６条　この協定期間は、初年度においては協定締結の日から５年後の当該年度末の３月３１日
までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙いずれからも、協定解除または変更の申し出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に質疑を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保
有する。

平成２６年４月２日　協定締結

■５－３－４０　災害時等の給水活動に関する協定書（牧野酒造合資会社）

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、配水池から避難所等への給水活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、大地震等の災害が発生し、避難所等への給水活動の必要を生じたときは、乙に対して業務用タンクローリー（以下「車両」という。）の供給を要請する。
（車両の提供）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲に車両を提供し、甲の指示に従い給水活動等に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（協定期間及び更新）
第６条　この協定期間は、初年度においては協定締結の日から５年後の当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙いずれからも、協定解除または変更の申し出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に質疑を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保
有する。

平成２６年４月２日　協定締結

■５－３－４１　災害がれき仮置場の維持管理に関する協定書（富士教育訓練センター）

富士宮市（以下「甲」という。）と職業訓練法人　全国建設産業教育訓練協会　富士教育訓練センター（以下「乙」という。）は、富士宮市根原４９２番１７地先の災害がれき仮置場（以下「仮置場」という。）の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（維持管理計画の実施）
第１条　甲は、仮置場の維持管理計画を策定する。
２　乙は、甲と協議を行った後、維持管理計画を教育訓練実習の可能な範囲において無償で実施するものとする。

（仮置場の管理等）
第２条　甲は、仮置場の出入口の鍵を乙に貸与するものとする。
２　乙は、現地確認及び教育訓練実習実施のため、その他必要に応じて仮置場の出入りができるものとする。

（災害発生時の体制）
第３条　乙は、甲が災害発生時に仮置場を使用する際に必要な重機、道具等、災害復興について、可能な範囲で協力するものとする。

（その他）
第４条　この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自その１通を所持する。

平成２６年３月１１日　協定締結

■５－３－４２　災害時に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

富士宮市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、富士宮市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、富士宮市が富士宮市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ富士宮市の行政機能の低下を軽減させるため、富士宮市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、富士宮市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものから実施するものとする。
   (1) ヤフーが、富士宮市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、富士宮市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 富士宮市が、富士宮市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 富士宮市が、富士宮市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 富士宮市が、災害発生時の富士宮市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 富士宮市が、富士宮市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスおいて富士宮市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   (7) 富士宮市が、富士宮市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 富士宮市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、富士宮市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく富士宮市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、富士宮市から提供を受ける情報について、富士宮市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、富士宮市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、富士宮市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、富士宮市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

2013 年　4 月　1 日　協定締結

■５－３－４３　災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書（一般社団法人静岡県測量設計業協会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、噴火及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川及び急傾斜地崩壊防止などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく富士宮市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、噴火、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第３条　本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

２　乙は、協力者をとりまとめた名簿を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

３　前項の名簿の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿を修正した上で甲に提出するものとする。

４　第８条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第２項の名簿を毎年６月１日までに甲に提出するものとする。

５　前３項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第４条　甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受注者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を受注者に要請することができる。

２　前項の業務実施要請書は２通作成し、甲と受注者が各自その１通を保管するものとする。

３　第１項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第５条　受注者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

２　前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

３　受注者が当該業務を行うに当たっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

４　受注者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

５　受注者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を甲宛文章にて適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第６条　甲は、受注者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第７条　この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、別に定める。

（協定の効力）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２７年７月１６日　協定締結

「災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書」実施細目

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）との間で平成27年7月16日に締結した「災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（業務実施要請）

第１条　協定書第４条第３項により、甲が電話等により受注者に業務実施を要請する場合は、業務実施要請書に準じた内容を連絡するとともに相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、業務実施要請書を送信するものとする。

（業務の実施）

第２条　協定書第５条により受注者が測量設計等業務を実施する場合は、富士宮市業務委託共通仕様書等によるものとする。ただし、受注者が甲に提出すべき書類及び時期については、甲の指示によるものとする。

（様式）

第３条　協定書に示された様式は次のとおりとする。

⑴　災害応急業務協力者名簿（協定書第３条第２項関係）　（第１号様式）

⑵　業務実施要請書（協定書第４条第１項関係）　（第２号様式）

⑶　業務実施（進捗・完了）報告書（協定書第５条第５項関係）　（第３号様式）

（疑義の解決）

第４条　この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成２７年７月１６日

■５－３－４４　災害時における施設使用に関する協定書（株式会社アマダホールディングス）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社アマダホールディングス（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設を災害時の公的支援機関の待機場所及び物資の一時保管場所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、大震災又は火山噴火等の自然災害（以下、単に「災害」という。）の発生又はそのおそれがある場合において、甲が乙の所有する施設の一部を、公的支援機関の待機場所及び物資の一時保管場所（以下「待機場所及び保管場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用範囲）

第２条　乙は、待機場所及び保管場所として使用できる自己の所有する施設（以下「対象施設」という。）の範囲を記載した待機場所及び保管場所指定承諾書（第１号様式）を、本協定締結後遅滞なく甲に提出する。

（開設）

第３条　甲は、災害が発生し、待機場所及び保管場所を開設する必要が生じた場合は、対象施設の被害状況に応じて、乙が承諾した場所を待機場所及び保管場所として開設することができる。

（施設の安全確認）

第４条　甲は、前条の規定に基づき待機場所及び保管場所を開設する場合は、二次災害を防止するため、応急危険度判定員を対象施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、応急危険度判定員が到着しない場合は、建築関係者等の協力により施設・設備等の安全確認を行う。

３　甲は、第１項又は第２項の安全性の調査及び確認については、乙が指定する者の立会の下で行うものとする。ただし、緊急によりやむを得ない場合又は立会を不要とする旨の乙の同意があった場合は、この限りでない。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条の規定に基づき待機場所及び保管場所を開設する場合は、事前に乙に対し、その旨を待機場所及び保管場所開設通知書（第２号様式）又は口頭で通知するものとする。ただし、口頭で通知した場合は、甲は、遅滞なく乙に対して、待機場所及び保管場所開設通知書を提出するものとする。

２　甲は、待機場所及び保管場所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙に通知することなく、対象施設に待機場所及び保管場所を開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し、開設した旨を速やかに待機場所及び保管場所開設通知書により通知するものとする。

（利用対象者等）

第６条　待機場所及び保管場所を使用できる対象者は公的支援機関とし、一時保管できる物は食糧・資機材等災害復興に必要な物とする。

（管理運営）
第７条　災害時の待機場所及び保管場所の管理運営は、甲が善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。甲は、対象施設（待機場所及び保管場所を含む。）内においては、甲が別に定める対象施設の管理規則を遵守するものとする。
２　災害時の待機場所及び保管場所の管理運営について、乙は、甲に自己の裁量により合理的な範囲で協力するものとする。
（乙の責任の制限）
第８条　乙は、甲に使用を許可する対象施設（待機場所及び保管場所を含む。）の機能、状態及び安全性等について甲に対して何らの保証もしないものとし、災害に起因するか否かを問わず、また乙による注意喚起及び乙の予見可能性の有無に係らず、待機場所及び保管場所の利用に関して甲又は公的支援機関に生じた損害について何らの責任も負わない。
（開設期間）
第９条　待機場所及び保管場所の開設期間は、第５条に基づき甲が乙に提出する待機場所及び保管場所開設通知書に定める。ただし、待機場所及び保管場所の開設期間は、災害発生から３０日以内とする。
２　甲は、災害の状況により、待機場所及び保管場所の開設期間を延長する必要がある場合は、待機場所及び保管場所使用許諾期限延長申請書（第３号様式）により、乙に対して期間の延長を申請することができる。
（使用料）
第１０条　本協定に基づく乙の甲に対する待機場所及び保管場所の使用は、無償とする。
（解消への努力）
第１１条　甲は、乙が早期に事業活動を再開できるよう又は稼働中の乙の業務に支障が生じないように配慮するとともに、待機場所及び保管場所の早期解消に努めるものとする。
（使用の終了）
第１２条　甲は、乙が管理する施設について待機場所及び保管場所としての使用を終了する場合は、乙に待機場所及び保管場所使用終了届（第４号様式）を提出するとともに、その施設を甲の費用により原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（費用の負担）
第１３条　待機場所及び保管場所の管理運営に係る費用（光熱費等を含む。）は、甲が負担するものとする。
（損害賠償）
第１４条　甲又は公的支援機関による待機場所及び保管場所の使用に伴う対象施設並びにその他乙の施設及び備品等の損壊又は毀損等については、甲乙協議の上、甲から乙に対する弁済の要否及び金額について決定するものとする。
（協定の有効期間）
第１５条　この協定の有効期間は、末尾記載の本協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３月前までに甲乙いずれからも解約の申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。
（支援事業者）
第１６条　乙は、本協定に基づく通知及び各種書類の提出及び受領を自己の子会社である株式会社アマダエンジニアリング（以下「支援事業者」という。）に委託する。支援事業者が甲に対して行った本協定に関する通知及び各種書類の提出は、乙により行われたものとみなす。また、本協定に基づく甲作成通知書類の支援事業者による受領は、乙により行われたものとみなす。
（連絡先）
第１７条　本協定に基づく連絡先及び本協定に基づく各種書類の提出先は以下のとおりとする。
甲
所在地：静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
電話番号：0544-22-1295　FAX 番号：0544-22-1385
担当部署：富士宮市産業振興部商工振興課
乙
所在地：静岡県富士宮市北山 7020 番地
電話番号：0544-54-2111　FAX 番号：0544-54-1900
担当部署：株式会社アマダエンジニアリング　総務グループ
（協議）
第１８条　この協定書に定めのない事項及び本協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

以上協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその１通を保有する。

平成２８年９月７日　協定締結

■５－３－４５　災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書（一般社団法人静岡県トラック協会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、静岡県内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う災害時等の物資の緊急・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第２条　甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）

⑵　資機材の提供

⑶　緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第３条　乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第４条　甲は、第２条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式１）を乙に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後速やかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

３　甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

４　乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送実施報告書（様式２）により甲に提出するものとする。

５　甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式３）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及びその附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

（災害補償）

第７条　甲は、甲の指示により、第２条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したことに起因し、当該乙の会員の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年富士宮市条例第１７号）に基づきその損害を補償する。ただし、甲は、当該乙の会員が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３０日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限り、期間満了の翌日から起算して１年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降についても同様とする。

（疑義等の決定）

第９条　この協定に定めのない事項については、乙の会員である運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附　則

甲と乙との間で平成２７年８月１８日付けで締結した緊急物資輸送業務に関する協定書は、本協定の発効と同時にその効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２７年８月１８日　一般社団法人静岡県トラック協会富士支部と協定締結

令和３年１月１４日　一般社団法人静岡県トラック協会と協定締結

■５－３－４６　　緊急輸送業務に関する協定書（清観光株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と清観光株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるバス等による緊急輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、甲が乙に対し、緊急輸送業務を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

⑴　噴火、地震、風水雪害時等における避難者（観光客等を含む。）の緊急輸送業務

⑵　災害応急対策に必要な要員、資機材等の緊急輸送業務

⑶　ボランティアの緊急輸送業務

⑷　前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急輸送業務

（要請）

第３条　甲は、輸送業務に関し必要があると認めるときは、緊急輸送業務に関する要請書（第１号様式）により、乙に対し、前条の業務内容を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な限り速やかに緊急輸送業務を行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務に関する報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用）

第５条　乙が行った第２条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、業務終了後、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の２の規定により会員が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。

３　甲は、第１項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙の提供したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該バスを交換してその運行を継続しなければならない。

２　乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

３　乙は、バスの運行に際し、乙の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（有効期間）

第７条　本協定は、協定の成立した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限りその効力を持続する。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名（記名）押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２７年１１月２日　協定締結

■５－３－４７　緊急輸送業務に関する協定書（山梨交通株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と山梨交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるバス等による緊急輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、災害時において、甲が乙に対し、緊急輸送業務を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。
（業務内容）
第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は、以下のとおりとする。
⑴　噴火、地震、風水雪害時等における避難者（観光客等を含む。）の緊急輸送業務
⑵　災害応急対策に必要な要員、資機材等の緊急輸送業務
⑶　ボランティアの緊急輸送業務
⑷　前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急輸送業務
（要請）
第３条　甲は、輸送業務に関し必要があると認めるときは、緊急輸送業務に関する要請書（第１号様式）により、乙に対し、前条の業務内容を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な限り速やかに緊急輸送業務を行うものとする。
（報告）
第４条　乙は、第２条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務に関する報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。
（費用）
第５条　乙が行った第２条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、業務終了後、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の規定により会員が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。
３　甲は、第１項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。
（事故等）
第６条　乙の提供したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該バスを交換してその運行を継続しなければならない。
２　乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。
３　乙は、バスの運行に際し、乙の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
（有効期間）
第７条　本協定は、協定の成立した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限りその効力を持続する。
（協議）
第８条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名（記名）押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２７年１１月２日　協定締結
平成３１年１月２５日（社名変更）

■５－３－４７　緊急輸送業務に関する協定書（富士急静岡バス株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士急静岡バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるバス等による緊急輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、甲が乙に対し、緊急輸送業務を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

⑴　噴火、地震、風水雪害時等における避難者（観光客等を含む。）の緊急輸送業務

⑵　災害応急対策に必要な要員、資機材等の緊急輸送業務

⑶　ボランティアの緊急輸送業務

⑷　前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急輸送業務

（要請）

第３条　甲は、輸送業務に関し必要があると認めるときは、緊急輸送業務に関する要請書（第１号様式）により、乙に対し、前条の業務内容を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な限り速やかに緊急輸送業務を行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務に関する報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用）

第５条　乙が行った第２条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、業務終了後、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の規定により会員が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。

３　甲は、第１項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙の提供したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該バスを交換してその運行を継続しなければならない。

２　乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

３　乙は、バスの運行に際し、乙の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（有効期間）

第７条　本協定は、協定の成立した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限りその効力を持続する。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名（記名）押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２７年１１月２日　協定締結

■５－３－４８　災害時の情報通信に関する協定書（商業組合静岡県タクシー協会富士・富士宮支部）

富士宮市（以下「甲」という。）と商業組合 静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における情報通信に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、甲の情報収集態勢を支援するため、乙に所属する会員の無線局（タクシー無線）での非常通信等によって把握した被害状況等の情報提供を、甲が乙に貸与する地域防災無線機（移動局　携帯型）等を使用して、乙が甲へ情報通信する場合に必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

⑴　乙は、噴火、地震、風水雪害時等の災害時において、収集した情報を甲へ通信する。

⑵　前号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

（要請）

第３条　甲は、情報通信に関し必要があると認めるときは、災害時の情報通信に関する要請書（第１号様式）により、乙に対し、前条の業務内容を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で情報収集を行い、収集した情報を速やかに甲へ通信するものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、災害時の情報通信に関する報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用）

第５条　甲が乙に貸与する地域防災無線機（移動局　携帯型）の導入、保守及び電波利用に要する費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第６条　甲が乙に貸与する地域防災無線機（移動局　携帯型）の紛失及び過失等による故障に要する費用は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定は、協定の成立した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限りその効力を持続する。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名（記名）押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２７年１１月１３日　協定締結

■５－３－４９　　重症心身障害者福祉施設等の使用に関する協定書（社会福祉法人インクル富士）

富士宮市（以下「甲」という。）と社会福祉法人インクルふじ（以下「乙」という。）は、災害時において重症心身障害者の避難施設として重症心身障害者福祉施設等を使用することに関して次のとおり協定を締結する。

（施設の使用の要請及び受諾）
第１条　甲は、被災した在宅の重症心身障害者及び指定避難所（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の７第１項第１号の施設をいう。）に避難した重症心身障害者のうち、介護を要すると判断された者が次条に規定する施設を使用することについて、乙に要請することができる。
２　乙は、前項の規定による要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。
（収容施設）
第２条　避難する施設は、生活介護事業所らぽ～ととする。
（手続等）
第３条　　甲は、乙に施設の使用について協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
⑴　当該障害者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
⑵　身元引受人の氏名、連絡先等
⑶　使用する期間
（物資の調達及び介護支援者の確保）
第４条　　甲は、当該障害者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、乙が当該障害者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。
（費用の負担）
第５条　甲は、乙に対し、当該障害者の収容期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。
（収容可能人員等の協議）
第６条　甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
（他の市町村からの受け入れ）
第７条　甲及び乙は、他の市町村から介護を要する重症心身障害者の受け入れの要請がなされた場合、直ちに、緊急性及び施設の状況等について協議し、可能な限り受諾するように努めるものとする。
（疑義の解決）
第８条　　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２８年３月２２日　協定締結

■５－３－５０　災害時等における水道の応急対策活動に関する協定書（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害、大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、相互に協力して応急対策を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害等に伴い水道施設が被災し、又は被災するおそれがある場合に、甲及び乙が協力して、応急対策を実施することに関する事項を定め、災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害等の発生時において、乙の応急対策活動が必要であると認めたときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書で協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を送付する。
（１）災害等の状況及び水道施設等の被害状況
（２）必要とする人員及び期間
（３）必要とする機器類及び物資の種類、数量
（４）応急対策の場所及び内容
（５）その他、甲が必要と認める事項

（協力の実施）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない限りこれを受諾し、直ちに指定の場所に出動する。また、甲職員の指示のもと要請内容に積極的に協力するものとする。
２　甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう図面等の供与、現地での誘導及び諸調達について必要な援助を行う。ただし、諸調達について十分な援助を行えない場合は、前条の規定に基づき、要請時に連絡する。

（連絡責任者）
第４条　甲及び乙は、災害時情報の伝達、応急対策の円滑な実施を図るため、連絡責任者及び緊急連絡体制をあらかじめ定め、相互に報告する。
２　乙連絡責任者は、甲からの要請後、応急対策出動中又は活動中において、乙職員の安全を確保できないと判断した場合は、甲連絡責任者に報告後、応急対策活動を取りやめることができる。

（応急対策等）
第５条　甲が乙に要請する応急対策は、概ね次のとおりとする。
（１）広報活動
（２）電話及び窓口対応
（３）応急給水活動
（４）その他特に要請があった活動

（報告）
第６条　乙は、第３条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告する。
（１）応急対策に従事した人員数及び期間
（２）応急対策に使用した機器類の種類、数量及び使用時間
（３）その他甲が必要と認める事項

（経費の負担）
第７条　この協定に基づく応急対策活動のために乙が要した費用は、甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（経費の請求及び支払）
第８条　乙は、前条に規定する経費を請求するときは、甲が定めるところにより行うものとし、甲は、前項に規定する経費の請求があったときは、その経費を速やかに支払う。

（災害補償）
第９条　応急対策活動において、乙の従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償する。
２　乙がこの協定に基づく応急対策活動従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙が協議して決定する。

（有効期限）
第１０条　この協定の有効期間は協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも改廃について申し出がないときは、更に１年間この協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び実施、内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年５月１８日　協定締結

■５－３－５１　災害時被災者支援活動に関する富士宮市と静岡県弁護士会との協定書（静岡県弁護士会）

富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法第２条第１号の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第２３条の２の規定に基づき富士宮市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う被災者支援活動を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第２条　乙は、甲から被災者支援活動実施の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第３条　被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動担当者の業務）

第４条　被災者支援活動担当者は、乙が定める災害マニュアル第３８条に基づく被災者法律相談その他の被災者支援活動を実施する。

２　乙は、甲に対し、被災者の被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、甲の求めに応じ、前項の被災者支援活動の実施状況を適宜報告する。

（被災者法律相談開催の連絡及び広報）

第５条　乙が被災者法律相談の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡するとともに、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

（事前協議）

第６条　甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動を円滑かつ効果的に行えるよう、平時において、必要に応じて、継続的に協議を行う。

（災害時Ｑ＆Ａ集の活用等）

第７条　甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、乙が作成する災害時Ｑ＆Ａ集（静岡県弁護士会ニュース）の活用並びに市民及び甲職員等への周知について、相互に協力する。

（有効期間）

第８条　本協定は、締結日から効力を有する。

２　本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲または乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第９条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通ずつを所持する。

平成２８年５月２４日　協定締結

■５－３－５２　　災害時における畳の提供等に関する協定書（５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会）

富士宮市（以下「甲」という。）と５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）とは、災害時における畳の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、富士宮市内で地震、風水雪害、富士山噴火、その他大規　模災害が発生した又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が、避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　乙は、次条の要請を受けたときは、可能な範囲において畳の提供に努めるものとする。
２　次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。
⑴　畳の調達
⑵　避難所等までの畳の輸送
（要請）
第３条　甲は、災害時において畳を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、緊急の場合、要請がなくても協力できるものとする。
（費用の負担）
第４条　乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用については、甲乙協議して定めるものとする。
（情報交換）
第５条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、平素より情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（防災訓練）
第６条　乙は、甲が主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名（記名）押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２８年５月２７日　協定締結

■５－３－５３　災害時等における富士宮市指定金融機関の事務取扱いに関する協定書（富士宮信用金庫）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮市指定金融機関である富士宮信用金庫（以下「乙」という。）は、地震等の災害及び社会に混乱を来す緊急事態が富士宮市内に発生した際の甲に属する公金出納及び預金に関する事務（以下「公金事務」という。）を円滑に実施するため、甲と乙との間で締結した富士宮市指定金融機関の事務取扱いに関する契約書（平成２１年４月１日締結。以下「契約書」という。）第２０条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（２）緊急事態　次に掲げる事態をいう。

ア　大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第９条第１項の規定による警戒宣言の発令

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第４４条第１項の規定による警報の発令

ウ　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第３２条第１項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発出

エ　その他社会に生じた混乱

（取扱事務）

第２条　乙は、契約書第１条に定めるもののほか、この協定及び甲の指示するところに従い、公金事務を取り扱うものとする。

（災害等発生時における報告）

第３条　乙は、災害等が発生したときは、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するよう努めるものとする。

（１）　公金の現在高及び取扱状況

（２）　公金並びに公金の取りまとめに係る帳簿及び証拠書類の保管状況

（３）　甲の緊急の支払いに現金として対応できる金額

（４）　公金総括店及び所属の公金事務取扱い店の被災状況、休業及び営業再開の見込み

（５）　自金庫内及び他金融機関と連携するオンラインシステムの稼働状況

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（現金の確保）

第４条　乙は、甲の緊急の支払に必要な現金の確保に努めるものとする。

（職員の派遣）

第５条　乙は、甲の緊急の支払に対応するため、必要な職員を甲の指定する場所に派遣するよう努めるものとする。

２　乙は、前項の規定により職員を派遣したときは、現金の安全保管に必要な措置を講じるよう努めるものとし、甲は乙に協力するものとする。

（義援金受付口座振込手数料の免除に必要な措置）

第６条　乙は、甲から災害に係る義援金受付口座の取扱い依頼があったときは、義援金受付口座への振込手数料免除に必要な措置について、甲に協力するものとする。

（連絡体制の整備）

第７条　甲及び乙は、災害等発生時における非常連絡網を作成し、相互の連絡体制を整備するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により作成した非常連絡網に変更が生じたときは、速やかにその旨を相手方に連絡するものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に定められた事項を円滑に実施するため、平常時において必要な情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲乙いずれからも解除等の申し出がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１２月１４日　協定締結

■５－３－５４　災害時における物資の調達に関する協定書（アイパックスイケタニ株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とアイパックスイケタニ株式会社　（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、富士宮市内で地震、風水雪害、噴火その他大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じて乙が物資を調達することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において次の物資の調達及び輸送に努めるものとする。

⑴　ダンボール紙
⑵　簡易トイレ
⑶　防災関係物品
⑷　その他紙製品

（要請）

第３条　甲は、物資を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資引渡し）

第４条　物資は、甲が指定する場所に乙が輸送するものとし、甲は、職員を派遣して要請物資を確認の上、これを引取るものとする。

（費用負担）

第５条　物資の調達及び輸送に係る費用は甲の負担とし、その額は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２９年１月２０日　協定締結

■５－３－５５　災害時における物資の調達に関する協定書（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、富士宮市内における地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置されるとき（以下「災害時」という。）に、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続等について定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

⑴　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
⑵　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
⑶　遺体搬送用寝台車、霊柩車等による遺体搬送
⑷　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時支援協力要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時支援協力要請書を乙に送付するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
⑵　要請の理由
⑶　要請の内容
⑷　要請の場所
⑸　要請する期間
⑹　その他要請に必要な事項

（報告）

第４条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時支援協力要請業務報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

⑴　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
⑵　遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
⑶　その他甲が乙に指示した事項

（価格の決定）

第５条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材、消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、被災状況を考慮した上甲乙協議して決定するものとする。

（経費の負担）
第６条　甲は、第４条の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について前条の規定により負担するものとする。
（経費の請求）
第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。
（経費の支払）
第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。
（支援体制の整備）
第９条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１０条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者を置き、甲にあっては環境未来課長の職に当たる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会南関東ブロック長の職に当たる者を当該責任者とする。
（情報提供）
第１１条　乙は、協力業務の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。
（守秘義務）
第１２条　乙は、支援を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。
（通知）
第１３条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年３月までに甲に通知するものとする。
（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１５条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年５月２９日　協定締結

■５－３－５６　無人航空機による災害時支援協力に関する協定書（企業組合フジヤマドローン）

富士宮市（以下「甲」という。）と企業組合フジヤマドローン（以下「乙」という。）とは、富士宮市内で地震、火山噴火、風水雪害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時に、甲の要請に応じて乙が無人航空機による災害情報収集等の支援活動を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。
（支援活動の内容）
第２条　支援活動の内容は、次に掲げる事項とする。
⑴　空撮した映像・画像の提供
⑵　災害地図等作成の協力
⑶　応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬
⑷　前各号に定めるもののほか、甲が特に要請した事項
（支援要請の手続）
第３条　甲は、災害時において、乙の支援活動が必要であると認めたときは、乙に対し、支援要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、後日速やかに支援要請書を提出するものとする。
（支援活動の報告）
第４条　乙は、要請に基づく支援活動を実施したときは、当該支援活動の完了後、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。
（映像等の所有権等）
第５条　支援活動において乙が空撮した映像・画像の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。
（支援に要する経費の負担）
第６条　乙が実施した支援活動に要した費用については、当該災害の直前における静岡県建設資材等価格表公共工事設計労務単価中「特殊作業員」の単価を基準として甲乙協議の上決定し、甲が支払うものとする。
（補償）
第７条　乙の支援活動により、乙又は第三者に損害が生じたときは、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、原則として乙の負担において補償するものとする。
（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めておき、災害時には、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。
（平常時における協力体制）
第９条　甲及び乙は、支援活動が円滑に行われるよう、連絡会の開催、各種訓練への参加、必要資料の交換等を行うものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、

その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を所持する。

平成２９年１２月１８日　協定締結

■５－３－５７　災害時の緊急協力に関する協定書（富士森林組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士森林組合（以下「乙」という。）とは、市内において地震、火山噴火、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における協力支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請に応じて乙が協力支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力支援要請）

第２条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

⑴　復旧活動に支障となる倒木、流木その他支障物の撤去

⑵　撤去した木材等の処分

⑶　林業作業員の派遣

⑷　乙が所有する資機材の提供

（支援協力の要請手続）

第３条　甲は、乙に対し、前条に規定する支援協力を受けようとする場合は、支援の協力の具体的な内容及び場所並びに支援協力を希望する期間を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援要請を受けた時は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができないときは、その旨を電話等により連絡するものとする。

（支援協力の結果報告）

第５条　乙は、甲の要請による支援協力が完了したときは、速やかに、甲に対し文書により報告し、甲の確認を受けるものとする。

（緊急連絡先の通知）

第６条　乙は、甲に対してあらかじめ緊急連絡先を文書により報告し、内容変更等があった場合は、その旨を速やかに報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　甲の要請により要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙双方協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年８月２９日　協定締結

■５－３－５８　災害時の緊急協力に関する協定書（富士宮木材協同組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮木材協同組合（以下「乙」という。）とは、市内において地震、火山噴火、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における協力支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請に応じて乙が協力支援することについて、必要な事項を定めるものとする。
（協力支援要請）
第２条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。
⑴　復旧活動に支障となる倒木、流木その他支障物の撤去
⑵　撤去した木材等の処分
⑶　林業作業員の派遣
⑷　乙が所有する資機材の提供
（支援協力の要請手続）
第３条　甲は、乙に対し、前条に規定する支援協力を受けようとする場合は、支援の協力の具体的な内容及び場所並びに支援協力を希望する期間を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
（支援協力の実施）
第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援要請を受けた時は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができないときは、その旨を電話等により連絡するものとする。
（支援協力の結果報告）
第５条　乙は、甲の要請による支援協力が完了したときは、速やかに、甲に対し文書により報告し、甲の確認を受けるものとする。
（緊急連絡先の通知）
第６条　乙は、甲に対してあらかじめ緊急連絡先を文書により報告し、内容変更等があった場合は、その旨を速やかに報告するものとする。
（経費の負担）
第７条　甲の要請により要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続するものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙双方協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年８月２９日　協定締結

■５－３－５９　災害時における物資の調達に関する協定書（有限会社渡辺冷蔵）

富士宮市（以下「甲」という。）と有限会社渡辺冷蔵　（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、富士宮市内で地震、風水雪害、噴火その他大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じて乙が物資を調達することについて、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において遺体安置等に使用するドライアイスの調達及び輸送に努めるものとする。
（要請）
第３条　甲は、物資を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
（物資引渡し）
第４条　物資は、甲が指定する場所に乙が輸送するものとし、甲は、職員を派遣して要請物資を確認の上、これを引き取るものとする。
（費用負担）
第５条　物資の調達及び輸送に係る費用は、乙が無償で甲に提供する。その他の費用については、甲乙協議して定めるものとする。
（情報交換）
第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年２月６日　協定締結

■５－３－６０　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（株式会社エコネコル）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社エコネコル（以下「乙」という。）とは、地震等大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）
第１条　この協定は、市内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の処理等についての協力を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により発生した一般廃棄物及び産業廃棄物で、緊急に処理を必要とするものをいう。
（協力要請）
第３条　甲は、次に掲げる事業について、乙に協力を要請する。
⑴　災害廃棄物の処理
⑵　その他必要な事業
（協力要請の手続）
第４条　甲は、前条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、事後において速やかに文書で通知するものとする。
⑴　協力要請をする場所
⑵　協力要請の内容
⑶　その他必要な事項
（情報の提供）
第５条　甲は、大規模災害が発生し、乙の協力を得る必要がある場合は、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。
（災害廃棄物の処理等の実施）
第６条　乙は、甲から第３条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。
２　乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
⑵　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
（実施報告）
第７条　乙は、第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。
⑴　協力要請を受けた場所
⑵　実施内容
⑶　その他必要な事項
（費用の負担）
第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費

用、当該処理等により生じた損害の補償等については、甲乙で協議し決定するものとする。

（災害補償等）

第９条　第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した職員が、その活動により死亡、負傷又は疾病となった場合における本人又はその家族に対する損害補償及び業務遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償は、甲乙で協議し決定するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は協定の履行に当たり疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする

上記の協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年3月１５日　協定締結

■５－３－６１　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（株式会社ヤマモト）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマモト（以下「乙」という。）とは、地震等大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、市内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の処理等についての協力を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により発生した一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物で、緊急に処理を必要とするものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる事業について、乙に協力を要請する。

⑴　災害廃棄物の処理

⑵　その他必要な事業

（協力要請の手続）

第４条　甲は、前条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、事後において速やかに文書で通知するものとする。

⑴　協力要請をする場所

⑵　協力要請の内容

⑶　その他必要な事項

（情報の提供）

第５条　甲は、大規模災害が発生し、乙の協力を得る必要がある場合は、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第６条　乙は、甲から第３条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

⑵　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（実施報告）

第７条　乙は、第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

⑴　協力要請を受けた場所

⑵　実施内容

⑶　その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用、当該処理等により生じた損害の補償等については、甲乙で協議し決定するものとする。

（災害補償等）

第９条　第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した職員が、その活動により死亡、負傷又は疾病となった場合における本人又はその家族に対する損害補償及び業務遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償は、甲乙で協議し決定するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は協定の履行に当たり疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年３月１５日　協定締結

■５－３－６２　災害時における学習活動支援に関する協定書（富士地区学校生活協同組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と富士地区学校生活協同組合　（以下「乙」という。）とは、災害時における児童生徒の学習活動支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水雪害、噴火その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災後の公立小中学校の授業再開に向け、甲の要請に応じて、乙が実施する支援について定めるものとする。

（支援内容）

第２条　乙は、甲の要請に応じて、次に掲げる支援を実施する。

⑴　衛生管理用物資（マスク、消毒液等）の調達輸送

⑵　心のケアに係る支援（クレヨン、色鉛筆、色画用紙、折り紙等の調達輸送及び楽器演奏会等

の開催）

（支援要請の手続）

第３条　甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において支援の実施に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資は、甲が指定する場所に乙が輸送するものとし、甲は、職員を派遣して要請物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第６条　支援に係る費用は乙の負担とする。

（情報交換）

第７条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、定期的に情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和元年５月１３日　協定締結

■５－３－６３　災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

⑴　富士宮市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

⑵　富士宮市以外の災害の救助のため、国若しくは関係都道府県から物資の調達を要請され、又は
特に必要と認めるとき。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　供給要請対象物資一覧（別紙１）に掲げる物資

⑵　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第２条の要請は、供給物資依頼書（別紙２）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに供給物資依頼書を提出するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、第６条の措置を採るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　乙は、第２条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況を別に定める供給物資回答書（別紙３）により甲に報告するものとする。

（価格）

第７条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第８条　乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
３　甲は、前項の規定による職員の派遣を、甲の指定する者に代行させることができる。
４　前項の場合において、甲は、物資の確認及び引受人に関する報告書（別紙４。以下「報告書」という。）をもって委任するものとする。ただし、緊急の場合に報告書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに報告書を交付するものとする。

（車両の通行）

第９条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払）

第１０条　乙は、第８条第２項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては富士宮市産業振興部商工振興課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第１２条　甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の事務担当者名簿（別紙５）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第１３条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、日頃から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第１４条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その１通を所持する。

令和２年２月２日　協定締結

別紙１

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

別紙２から５まで　省略

■５－３－６４　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（大栄環境株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、市内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の処理等についての協力を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により発生した一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物で、緊急に処理を必要とするものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる事業について、乙に協力を要請する。

⑴　災害廃棄物の処理

⑵　その他必要な事業

（協力要請の手続）

第４条　甲は、前条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、事後において速やかに文書で通知するものとする。

⑴　協力要請をする場所

⑵　協力要請の内容

⑶　その他必要な事項

（情報の提供）

第５条　甲は、大規模災害が発生し、乙の協力を得る必要がある場合は、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第６条　乙は、甲から第３条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

⑵　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（実施報告）

第７条　乙は、第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

⑴　協力要請を受けた場所

⑵　実施内容

⑶　その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用、当該処理等により生じた損害の補償等については、甲乙で協議し決定するものとする。

（災害補償等）

第９条　第３条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した職員が、その活動により死亡、負傷又は疾病となった場合における本人又はその家族に対する損害補償及び業務遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償は、甲乙で協議し決定するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は協定の履行に当たり疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月１７日　協定締結

■５－３－６５　災害時における支援協力に関する協定書（エリエールプロダクト株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とエリエールプロダクト株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後に出荷要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書（第２号様式）にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙が搬送するものとし、甲は、職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し３０日以内に代金を支払うものとする。ただし、期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、別表に掲げる者とする。

（協定の期間と効力）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から２０２１年３月３１日までとする。ただし、国の臨時的・特例的な措置期間に限る。

２　有効期間満了の日の前１か月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に１年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

３　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって１か月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

２０２０年８月１日　協定締結

別表（第４条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～３日間程度）	その他に必要な物資
紙おつむ（大人用） 尿取りパッド 生理用ナプキン	同左

■５－３－６６　災害時における支援協力に関する協定（富士高砂酒造株式会社・富士錦酒造株式会社・富士正酒造合資会社・牧野酒造合資会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、感染症のまん延等（以下「災害」という。）による物資の不足が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

⑴　別表に掲げる物資

⑵　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後に出荷要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書（第２号様式）にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙が搬送するものとし、甲は、職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し３０日以内に代金を支払うものとする。ただし、期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、別表に掲げる者とする。

（協定の期間と効力）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　有効期間満了の日の前１か月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に１年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

３　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって１か月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

２０２０年１２月１日　協定締結

別表（第４条関係）

必要な物資
高濃度エタノール（手指消毒用、飲料不可）

■５－３－６７　無人航空機による災害時支援協力に関する協定書（静岡女性パイロットによるＩＣＴ活用促進企業組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と静岡女性パイロットによるＩＣＴ活用促進企業組合（以下「乙」という。）とは、富士宮市内で地震、火山噴火、風水雪害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に、甲の要請に応じて乙が無人航空機による災害情報収集等の支援活動を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第２条　支援活動の内容は、次に掲げる事項とする。

⑴　空撮した映像・画像の提供

⑵　災害地図等作成の協力

⑶　応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬

⑷　前各号に定めるもののほか、甲が特に要請した事項

（支援要請の手続）

第３条　甲は、災害時において、乙の支援活動が必要であると認めたときは、乙に対し、支援要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、後日速やかに支援要請書を提出するものとする。

（支援活動の報告）

第４条　乙は、要請に基づく支援活動を実施したときは、当該支援活動の完了後、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（映像等の所有権等）

第５条　支援活動において乙が空撮した映像・画像の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（支援に要する経費の負担）

第６条　乙が実施した支援活動に要した費用については、当該災害の直前における静岡県建設資材等価格表公共工事設計労務単価中「特殊作業員」の単価を基準として甲乙協議の上決定し、甲が支払うものとする。

（補償）

第７条　乙の支援活動により、乙又は第三者に損害が生じたときは、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、原則として乙の負担において補償するものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時には、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（平常時における協力体制）

第９条　甲及び乙は、支援活動が円滑に行われるよう、連絡会の開催、各種訓練への参加、必要資料の提供等を行うものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を所持する。

令和３年１月１２日　協定締結

■５－３－６８　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第⑴号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

⑴　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

⑵　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に

寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること

（定義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

⑴「住宅地図」とは、富士宮市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

⑵「広域図」とは、富士宮市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

⑶「ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ」を意味するものとする。

⑷「ＩＤ等」とは、ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮを利用するための認証ＩＤ及びパスワードを意味するものとする。

⑸「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びＺＮＥＴ　ＴＯＷＮの総称を意味するものとす

る。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

⑴　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

⑵　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第⑵号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

⑴　災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

⑵　災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びＺＮＥＴ　ＴＯＷＮを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮを利用する場合は、本協定添付別紙のＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和３年１月１９日　協定締結

■５－３－６９　災害時における避難所等に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）とは、災害時における情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、甲及び乙が情報共有等を行うことにより、市民に必要な情報を提供する手段を充実させることを目的とする。

（実施内容）

第２条　前条の目的を達成するため、本協定により実施する協力内容は、次のとおりとする。

⑴　甲は、市内の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。

⑵　乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、市民に対し周知すること。

（費用の負担）

第３条　前条に基づき甲乙それぞれが行う作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第４条　乙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の２月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第６条　本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年３月２４日　協定締結

■５－３－７０　災害時等における立体駐車場の一時使用に関する協定書（イオンリテール株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、富士宮市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の運営するイオンモール富士宮の立体駐車場の一部を甲の一時避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所有する次の施設の一部（以下「本件施設」という。）を避難者及びやむを得ない事情により自家用車を利用して避難する避難者（以下「車中泊者」という。）に対する甲の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

名　称　イオンモール富士宮

所在地　富士宮市浅間町１－８

位　置　イオンモール富士宮の立体駐車場のうち、乙の指定した部分（別紙赤枠部分）

（災害の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に掲げる災害のうち、豪雨、洪水及び土石流をいう。

（協力要請）

第３条 甲は、本件施設を一時避難場所として使用する必要が生じた場合は、乙に対し、その使用について文書をもって要請するものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、乙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営を阻害しない範囲内で本件施設を一時避難場所として使用させることを承認するものとする。

３　乙は、第１項の規定による要請に応じることができないと判断した場合は、当該要請に応じないことができる。

（使用期間）

第４条 甲が本件施設を一時避難場所として使用する期間は、前条第１項の規定による要請を行ったときからおおむね３日間とし、それ以降の期間については、甲乙協議して決定するものとする。

（避難場所の運営）

第５条 乙は、本件施設を一時避難場所として使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の職員を本件施設へ派遣するよう甲に要請することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、必要な人員を一時避難場所へ派遣するものとする。

２　本件施設を一時避難場所として使用する場合は、次の各号に掲げる内容により、運営するものとす

る。

⑴　乙は、別紙赤枠部分を、車中泊者の一時避難場所として甲に提供する。

⑵　乙のトイレが使用可能な場合、乙は、避難者に対し、トイレを可能な範囲で提供する。
⑶　乙は、甲が使用できる範囲をあらかじめ図面にて甲に通知する。
⑷　前項の規定による要請により甲の職員が派遣された場合は、甲の責任において車中泊者を管理
し、指導する。
（費用の負担）
第６条　本件施設を一時避難場所として使用したことに要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。
２　甲が本協定に基づき本件施設を一時避難場所として使用したことに起因する物的損害が生じた場合において、その損害が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲がその損害回復に係る費用を負担するものとする。損害回復の方法については、甲は、乙と協議するものとする。
３　乙は、損害回復後、前項に規定する損害回復に係る費用を甲に請求するものとし、甲は、乙から請求があり次第、遅滞なくその費用を乙に支払うものとする。
（避難時の事故等に係る責任）
第７条　乙は、避難者が避難した際に被った損害に対する責任を一切負わないものとする。
（変更及び廃止）
第８条　乙は、本件施設の位置を変更し、又は乙が本件施設の運営を止めたこと等により一時避難場所としての機能を果たさないときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
２　甲は、乙から前項の規定による通知を受けたときは、一時避難場所としての使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。
（協議）
第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の前までに甲、乙いずれからも、相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に１年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。
（雑則）
第１１条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議して　定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年４月１３日　協定締結

■５－３－７１　災害時における停電復旧の連携等に関する協定（東京電力パワーグリッド株式会社富士支社・中部電力パワーグリッド株式会社清水営業所）

富士宮市（以下「甲」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社富士支社（以下「乙」という。）及び中部電力パワーグリッド株式会社清水営業所（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合において、甲、乙及び丙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。
（目的）
第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命及び財産の保護並びに生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲、乙及び丙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。
（連絡体制）
第２条　甲、乙及び丙は、災害時における復旧作業等の連携を図るため、連絡体制を確立する。
（災害時の情報連携）
第３条　甲、乙及び丙は、災害時における電力の早期回復を図るため、それぞれが保有する次に掲げる情報を提供する。
⑴　甲が保有する復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）
のリスト
⑵　甲が保有する住民が避難している地域及び避難所の情報
⑶　乙及び丙が保有する停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する情報
⑷　甲、乙及び丙が知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木等による道路寸断の情報及び道路
復旧の状況
（災害時の相互協力）
第４条　甲、乙及び丙は、災害時における停電の早期復旧のため、次に掲げる事項について相互に協力する。
⑴　停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施及び電力復旧の支障となる障害物等
の除去
⑵　甲、乙及び丙が所有する施設、駐車場等の利用
⑶　住民への停電情報等の周知
（秘密保持）
第５条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。
（協定期間）
第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思

表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１１月３０日　協定締結

■５－３－７２　災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書（一般社団法人静岡県地質調査業協会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、地震、噴火及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川及び急傾斜地崩壊防止などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合におけるボーリング調査、現地調査、地すべり調査、物理探査、ＣＢＲ調査、土質試験等の業務（以下「地質調査等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、異常な天然現象又は予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事、緊急的な事故応急対策等に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づく富士宮市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、噴火、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第３条　乙に所属する会員のうち本協定に賛同できるものを災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

２　乙は、協力者を取りまとめ、災害応急業務協力者名簿（様式第１号）に記載し、本協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

３　第７条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、前項の災害応急業務協力者名簿を毎年６月１日までに甲に提出するものとする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

（業務実施要請）

第４条　甲がこの協定による地質調査等業務の実施を必要とした場合において、甲は、協力者の中から当該業務を受託する者（以下「受託者」という。）を決定し、地質調査等業務実施要請書（様式第２号）により、必要な地質調査等業務の実施を受託者に要請することができる。

２　甲は、前項の地質調査等業務実施要請書を２通作成し、甲及び受託者が各自その１通を保管するものとする。

３　第１項の規定による要請は、電話等の通信手段によることができるものとする。この場合において、甲及び受託者は、遅滞なく地質調査等業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第５条　受託者は、前条の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

２　前項の地質調査等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能の確保又

は回復に係る必要最小限の業務とする。
３　受託者が地質調査等業務を行うに当たっては、二次災害に十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
４　受託者は、地質調査等業務に従事する者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行わなければならない。
５　受託者は、地質調査等業務の内容が判定できるよう、写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況を災害応急業務進捗・完成報告書（様式第３号）により適宜甲に報告するものとする。その業務を完了したときも、同様とする。
（業務委託契約の締結）
第６条　甲は、第４条第１項の規定による要請を行った後、速やかに受託者と随意契約を締結するものとする。
（協定の効力）
第７条　この協定の期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。
（疑義の解決）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１月１４日　協定締結

■５－３－７３　災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ホテイフーズコーポレーション）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社ホテイフーズコーポレーション（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。
（目的）
第１条　この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう物資供給等の要請に関し、その手続等について定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が迅速かつ的確に実施されることを目的とする。
（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。
（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
３　乙は、第１項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
⑴　別表に掲げる物資
⑵　その他甲が指定する物資
（要請に基づく措置）
第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。
２　乙は、自身の被災等で第３条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。
（引渡し等）
第６条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。
（費用の負担）
第７条　乙が提供した物資の費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の

上定めるものとする。
（費用の支払）
第８条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（情報交換）
第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（協定の期間と効力）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の前１か月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、その後においても同様とする。
２　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって１か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。
（協議）
第１１条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年７月２２日　協定締結

■５－３－７４　災害時における物資供給に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）

富士宮市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
２　前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
３　乙は、第１項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
⑴　別表に掲げる物資
⑵　その他甲が指定する物資
（要請に基づく措置）
第５条　乙は、第３条の規定による要請を受け、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）
第６条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）
第７条　第３条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）
第８条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月１２日　協定締結

■５－３－７５　大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定書（公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会）

富士宮市（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、富士宮市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び災害対応従事者（以下「被災者等」という。）に鍼灸・マッサージ施術等を実施するため、相互協力の精神に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する鍼灸・マッサージ施術等に関し、被災者等の支援に大きく寄与できるよう必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に富士宮市災害対策本部を設置した場合で、被災者等の健康管理のため鍼灸・マッサージ施術等が必要であると判断したときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（鍼灸・マッサージ施術等の範囲）

第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が行う鍼灸・マッサージ施術等は、次に掲げる業務とする。

⑴　避難所及び甲が必要とする場所における鍼灸・マッサージ施術

⑵　避難所及び甲が必要とする場所におけるエコノミークラス症候群等の予防指導

⑶　災害対応従事者の疲労回復の支援

⑷　前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第４条　第２条に規定する甲の要請は、大規模災害時支援協力要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することができないときは、電話又は対面による口頭等で行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

２　震度６弱以上の地震が発生した場合において、甲から要請の連絡がないときは、乙は、甲へ電話により連絡し、又は災害対策本部に出向き、要請の要否を確認するものとする。

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、可能な範囲でその要請を実施するための措置を行うとともに、その実施結果を鍼灸・マッサージ施術等実施結果報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（災害時の体制整備等）

第５条　乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

２　乙は、甲からの要請を実施できる体制を確保するため、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び担当責任者について、平時から甲と共有するものとする。

３　乙は、甲からの要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関

係団体への支
援の要請に努めるものとする。
（費用負担）
第６条　第３条に規定する鍼灸・マッサージ施術等で必要となる人件費及び物件費は、原則として乙
が負担するものとする。ただし、乙の実費の負担が非常に大きい場合には、あらかじめ甲と協議の
上、甲に負担を求めるものとする。
２　当該災害が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用となった場合には、同法第４条第１
項第４号に該当する施術に当たっては、同法に基づき支弁する。
（被災者等の負担）
第７条　甲の要請に基づく鍼灸・マッサージ施術等は、無料とする。
（資料の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行うことができるよう、定期的に市内の指定避
難所の位置図その他必要な資料を共有するものとする。
（損害の補償）
第９条　甲の要請に基づく鍼灸・マッサージ施術等を行う際に、乙の会員が死亡し、負傷し、又は疾
病にかかった場合における災害補償については、甲乙で協議し、決定するものとする。
（秘密の保持）
第１０条　甲及び乙は、この協定における業務上知り得た秘密や個人情報等を第三者に漏らしてはならず、この協定の有効期間満了後も同様とする。
（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間
終了の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年
間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して
定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和５年１月１６日　協定締結

■５－３－７６　災害時における物資供給に関する協定書（鈴木産業株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と鈴木産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
２　前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
３　乙は、第１項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
⑴　作業用品全般
⑵　その他甲が指定する物資
（要請に基づく措置）
第５条　乙は、第３条の規定による要請を受け、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）
第６条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）
第７条　第３条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）
第８条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月１７日　協定締結

■５－３－７７　災害時における物資供給に関する協定書（大東建託株式会社 富士支店）

富士宮市（以下「市」という。）と大東建託株式会社 富士支店（以下「大東建託」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、市が大東建託と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　市は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、大東建託に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　市が大東建託に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　供給要請対象物資一覧（別表）に掲げる物資

⑵　その他市が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、物資発注書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　大東建託は、前条の規定により市から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　大東建託は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式２）により市に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）

第６条　大東建託は、物資の運搬及び引渡しについては、市の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として大東建託が行うものとし、市は、市の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、大東建託が運搬できない場合は、市及び大東建託が協議して運搬及び引渡し方法を決定するものとする。

（費用の負担）

第７条　大東建託が供給した物資及び消耗品の代金については大東建託が負担することとし、物資の運搬に要した経費は、運搬を行った者が負担するものとする。

２　大東建託が供給した別表に掲げる物資（トレローム及び返却可能な物資に限る）に

ついては、市から大東建託に返却するものとする。

（連絡責任者）
第８条　市と大東建託は、この協定の運用に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第９条　市及び大東建託は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　大東建託は、市が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。
（協定の破棄）
第１０条　大東建託が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、市はこの協定を破棄することができる。

（秘密の保持）
第１１条　大東建託は、協定の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、協定期間が終了した後についても適用する。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、市又は大東建託が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、期間満了の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第１３条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、市と大東建託が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、相互が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１１月８日　協定締結

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	投光器、ブルーシート、懐中電灯、リヤカー
工具類	コードリール、ロープ、軍手
食料、飲料水	保存食（アルファ米・パン・袋麺）、スーパーバランス、保存水（ペットボトル）、
生活必需品	マスク、救急セット、ランタン、ウェットボディタオル、エアマット、簡易トイレ、毛布、アルミブランケット、カイロ、やかん、大鍋、ティッシュ、携帯充電器、生理用ナプキン、給水タンク、ゴミ袋
水関係	トレローム（生活用水ろ過装置）

■５－３－７８　災害時における物資供給に関する協定書（株式会社オギノ）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社オギノ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう物資供給等の要請に関し、その手続等について定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が迅速かつ的確に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

３　乙は、第１項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

⑴　別表に掲げる物資

⑵　その他甲が指定する物資

（要請に基づく措置）

第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

２　乙は、自身の被災等で第３条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）

第６条　乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

３　甲は、前項の規定による職員の派遣を、甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の負担）

第７条　乙が提供した物資の費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第８条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の期間と効力）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の前１か月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

２　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって１か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年４月１８日

別表　（供給要請物資一覧表）

No.	品　目	詳　細
1	主食	米、ごはんパック、乾パン、粉ミルク、小麦粉、カップ麺、容器入り飲料水
2	副食	漬物、梅干、佃煮、缶詰、レトルト食品
3	調味料	味噌、醤油、塩、上白糖、食用油
4	衣類等	毛布、肌着、靴下、Ｔシャツ、トレーナー、スウェットパンツ、タオル、軍手、運動靴
5	日用品等	雨具、紙おむつ、生理用品、石けん、洗剤、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニル手袋、トイレットペーパー、紙皿、紙コップ、割りばし、ゴミ袋、ラップ、ビニールロープ、マッチ、ライター、乾電池、モバイルバッテリー、消毒液、除菌スプレー、使い捨てカイロ、マスク、ハンドソープ
6	燃料等	カセットコンロ、カセットボンベ

■５－３－７９　災害発生時における救援物資提供に関する協定書（ダイドードリンコ株式会社東海営業部）

富士宮市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社東海営業部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時等における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、災害発生時等において、甲から物資の提供について要請があったときは、次の表のとおり物資を甲に無償提供するものとする。

保管先施設名	保管先数量	保管先商品	備考
富士宮市役所 防災倉庫	１００ケース	飲料水	１ケース ５５０ml×２４本入

２　乙は、前項の規定により納品した物資に関して賞味期限の管理をするとともに、賞味期限前に新たな物資を納品するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に対し要請を行う場合は、物資提供要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、物資の提供を認めた場合は、物資提供承諾書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

３　乙は、前項による報告を行った後は、物資の補充を行うものとする。

（秘密の保持）

第４条　甲及び乙は、業務上知り得た秘密や個人情報等を第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了後も同様とする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和６年７月１２日

■５－３－８０　災害時における支援協力に関する協定書（エリエールペーパー株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）とエリエールプロダクト株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第２条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後に出荷要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書（第２号様式）にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙が搬送するものとし、甲は、職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し３０日以内に代金を支払うものとする。ただし、期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、別表に掲げる者とする。

（協定の期間と効力）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から２０２１年３月３１日までとする。ただし、国の臨時的・特例的な措置期間に限る。

２　有効期間満了の日の前１か月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に１年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

３　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって１か月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年７月２９日　協定締結

別表（第４条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～３日間程度）	その他に必要な物資
・ティシューペーパー ・トイレットペーパー	同左

■５－３－８１　災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定書（王子コンテナー株式会社）

富士宮市（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社（以下「乙」という。）との間において、乙が、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、富士宮市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う段ボール製簡易ベッド等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、富士宮市民の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において「段ボール製簡易ベッド等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴ 段ボール製簡易ベッド

⑵ 卓上用パーテーション

⑶ 段ボール製間仕切り

⑷ 紙製簡易トイレ

⑸ おしぼり

⑹ その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、段ボール製簡易ベッド等の供給及び運搬について要請することができる。

２　前項の要請は、原則として要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りでない。

（引渡し）

第４条　段ボール製簡易ベッド等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等の確認の上、受け取るものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により段ボール製簡易ベッド等を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条第１項の規定により段ボール製簡易ベッド等を供給したときは、その内容を報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

⑴ 段ボール製簡易ベッド等の費用

⑵ 段ボール製簡易ベッド等の乙から甲が指定する場所への運搬に係る燃料費

２　甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第７条　乙は、禅定に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書（田尾３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年富士宮市条例第１７号）によるものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、令和６年１０月８日から１年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定はさらに１年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定は、２通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年１０月８日

■５－３－８２　災害時における支援に関する協定書（静岡県富士生コンクリート協同組合）

富士宮市（以下「甲」という。）と**静岡県富士生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）**は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が行う災害時の活動に関する支援に関し、適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。
（支援の要請）
第２条　甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、支援が必要と認めるときは、乙に対して支援を要請するものとする。
（要請の方法）
第３条　前２条の規定による要請は、災害時支援要請依頼書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
（支援の内容）
第４条　乙が甲に対して支援する内容は、次に掲げるものとする。
（１）　建設機械及びオペレーターの提供
（２）　火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防用水の供給協力
（３）　その他保有する資機材等による支援
（措置）
第５条　乙による支援活動に対し、甲は、現場での誘導など必要な措置を講ずるものとする。
（報告）
第６条　乙は、甲に対して支援を実施したときは、その結果を支援実施結果報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。
（費用の負担）
第７条　第２条により支援を要請したことによる乙の費用負担については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、その都度甲乙協議して定める。
（保有数量の報告）
第８条　乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の建設機械等の保有数量を建設機械・支援物資保有数量報告書（第３号様式）により甲に報告するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定は、締結に日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続する。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定める。
この協定の締結を称するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和６年１１月７日

■５－３－８３　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

富士宮市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、富士宮市内において災害対策基本法第２条第１号で定める災害又は大規模な事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（機材提供の要請）

第２条　甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有するレンタル機材の優先的な提供を要請するものとする。

２　前項の要請は、レンタル機材協力要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって行い、事後にレンタル機材協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

３　第１項の要請を行うため、甲、乙の担当者及び連絡先について書面をもって周知するものとする。

（レンタル機材の優先的な提供）

第３条　乙は、レンタル機材提供の要請を受けたときは、レンタル機材を可能な限り甲に優先的に提供するものとする。

２　乙は、要請によりレンタル機材を提供したときは、その内容を報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（レンタル機材の引渡し）

第４条　レンタル機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、職員を派遣し、レンタル機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

２　甲は、乙がレンタル機材を引渡場所に運搬する際には、運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が提供したレンタル機材に要する費用については、甲が負担するものとする。

２　費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第６条　乙は、レンタル機材の提供に要する費用を、書面により甲に請求するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙から費用の支払請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年５月 30 日

■５－３－８４　災害時における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定書（一般社団法人静岡県建築士事務所協会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故により富士宮市内の公共建築物に被害が発生した場合における公共建築物の応急復旧工事の設計等に関する業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故が発生した場合に、公共建築物の機能確保を図るため、甲が乙の協力を得て必要な対策を迅速に実施し、災害復旧を速やかに行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　対象となる災害は、大規模な地震、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもの又は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき富士宮市災害対策本部が設置されたもので、甲が本協定による乙の協力が必要と認めるものとする。

（対象施設）

第３条　対象となる公共建築物（以下「対象建築物」という。）は、甲が所有する建築物とする。

（対象業務）

第４条　対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、乙が行う次の各号に掲げるもののうち、甲が必要と認めるものとする。

⑴　対象建築物の応急復旧工事に伴う建築、電気設備及び機械設備の設計業務

⑵　対象建築物の被災度区分判定業務

⑶　対象建築物の災害査定事業計画書策定業務（公共建築物の調査、被害状況に対する修繕費用の試算及び災害査定料の作成）

２　対象業務は、対象建築物の機能確保又は回復に係る必要最低限の範囲で行うものとする。

（業務協力者）

第５条　乙の会員であり、この協定に賛同できるものを応急対策業務協力者（以下「業務協力者」という。）とする。

２　乙は、業務協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）及び対象業務における連絡体系図を本協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。第１１条ただし書の規定によりこの協定の期間が延長された場合も同様とする。

３　乙は、名簿等の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の名簿等を甲に提出する。

４　甲は、前２項に定めるもののほか、対象業務に関する書類について、乙に提出を求めることができる。

（対象業務の実施要請）

第６条　甲は、業務実施要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により必要な対象業務の実施を乙に要請することができる。

２　要請書は、電子メール又はファックスにより送付する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により、要請書の内容を伝えることができる。

３　前項の口頭又は電話により要請を行った場合、甲は、事後に要請書を乙に送付する。

４　対象業務を実施する者は、乙又は業務協力者の中から選定された者（以下「選定者」という。）を甲が承認することで決定する。

（契約の締結）

第７条　対象業務の契約については、災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン（平成２９年７月７日付け国地契第１１号、国官技第８４号及び国営計第３９号）に準じて取り計らうこととする。

２　前条に規定する対象業務の実施要請後、甲は、選定者と契約を締結するものとする。

（対象業務の実施）

第８条　前条により契約した業務受託者（以下「業務受託者」という。）は、契約締結後、速やかに対象業務に着手する。

２　対象業務の実施は、静岡県業務委託共通仕様書に準じる。

３　業務受託者は、業務において作成した設計書、図面、写真等を整理し、業務完了届（第２号様式）とともに甲に提出する。

４　業務受託者は、対象業務を行うに当たり二次災害に十分注意するとともに業務受託者以外に対象業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）、施設関係者及び近隣住民の安全確保に特段の注意を払わなければならない。

（費用の負担）

第９条　対象業務の実施により発生した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準とし、甲乙協議の上定める。

（損害補償）

第１０条　対象業務において、業務受託者が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年富士宮市条例第１７５号）に基づき補償する。

２　対象業務において、業務従事者が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により受託者が行う。ただし、同法が適用されないときは、前項の規定による。

（協定の効力）

第１１条　協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも異議の申出がないときには、同一の条件で１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、この協議書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年７月１７日

■５－３－８５　災害時における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定書（一般社団法人富士建築士会）

富士宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人富士建築士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故により富士宮市内の公共建築物に被害が発生した場合における公共建築物の応急復旧工事の設計等に関する業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故が発生した場合に、公共建築物の機能確保を図るため、甲が乙の協力を得て必要な対策を迅速に実施し、災害復旧を速やかに行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　対象となる災害は、大規模な地震、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもの又は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき富士宮市災害対策本部が設置されたもので、甲が本協定による乙の協力が必要と認めるものとする。

（対象施設）

第３条　対象となる公共建築物（以下「対象建築物」という。）は、甲が所有する建築物とする。

（対象業務）

第４条　対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、乙が行う次の各号に掲げるもののうち、甲が必要と認めるものとする。

⑴　対象建築物の応急復旧工事に伴う建築、電気設備及び機械設備の設計業務

⑵　対象建築物の被災度区分判定業務

⑶　対象建築物の災害査定事業計画書策定業務（公共建築物の調査、被害状況に対する修繕費用の試算及び災害査定料の作成）

２　対象業務は、対象建築物の機能確保又は回復に係る必要最低限の範囲で行うものとする。

（業務協力者）

第５条　乙の会員であり、この協定に賛同できるものを応急対策業務協力者（以下「業務協力者」という。）とする。

２　乙は、業務協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）及び対象業務における連絡体系図を本協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。第１１条ただし書の規定によりこの協定の期間が延長された場合も同様とする。

３　乙は、名簿等の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の名簿等を甲に提出する。

４　甲は、前２項に定めるもののほか、対象業務に関する書類について、乙に提出を求めることができる。

（対象業務の実施要請）

第６条　甲は、業務実施要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により必要な対象業務の実施を乙に要請することができる。

２　要請書は、電子メール又はファックスにより送付する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により、要請書の内容を伝えることができる。

３　前項の口頭又は電話により要請を行った場合、甲は、事後に要請書を乙に送付する。

４　対象業務を実施する者は、乙又は業務協力者の中から選定された者（以下「選定者」という。）を甲が承認することで決定する。

（契約の締結）

第７条　対象業務の契約については、災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン（平成２９年７月７日付け国地契第１１号、国官技第８４号及び国営計第３９号）に準じて取り計らうこととする。

２　前条に規定する対象業務の実施要請後、甲は、選定者と契約を締結するものとする。

（対象業務の実施）

第８条　前条により契約した業務受託者（以下「業務受託者」という。）は、契約締結後、速やかに対象業務に着手する。

２　対象業務の実施は、静岡県業務委託共通仕様書に準じる。

３　業務受託者は、業務において作成した設計書、図面、写真等を整理し、業務完了届（第２号様式）とともに甲に提出する。

４　業務受託者は、対象業務を行うに当たり二次災害に十分注意するとともに業務受託者以外に対象業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）、施設関係者及び近隣住民の安全確保に特段の注意を払わなければならない。

（費用の負担）

第９条　対象業務の実施により発生した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準とし、甲乙協議の上定める。

（損害補償）

第１０条　対象業務において、業務受託者が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年富士宮市条例第１７５号）に基づき補償する。

２　対象業務において、業務従事者が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により受託者が行う。ただし、同法が適用されないときは、前項の規定による。

（協定の効力）

第１１条　協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも異議の申出がないときには、同一の条件で１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、この協議書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年７月１７日

■５－３－８６　災害時における動物救護活動に関する協定書（公益社団法人静岡県獣医師会富士支部）

富士宮市（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県獣医師会富士支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災動物の救護活動（以下「活動」という。）を協働して行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生に際し、富士宮市内で甲が行う活動に対する乙との相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　活動の対象となる動物は、富士宮市内で被災した犬、猫及びその他小動物等の愛玩動物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に定める特定外来生物を除く。以下、「被災動物」という。）とする。

（活動場所）

第３条　乙の活動の場所は、乙の会員が保有する診療施設及び指定避難所のペットスペースとする。

（協力要請）

第４条　甲は、乙に協力を要請する場合は、活動の日時、活動の場所及び活動の内容を明らかにして、災害時における動物救護活動協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、電話等により要請を行い、後日、別記様式を提出するものとする。

（活動の履行）

第５条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合には、可能な限り必要な活動を実施するものとする。

２　乙は、災害時において緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請にかかわらず、自主的に必要な活動を実施することができるものとする。

（活動の内容）

第６条　活動の内容は、次のとおりとする。

⑴　被災動物の救護及び応急処置すること。

⑵　被災動物の飼育・衛生管理の指導に関すること。

⑶　被災動物に係る死亡確認すること。

⑷　被災動物に係る情報の収集及び提供すること。

⑸　飼い主不明動物の個体識別補助に関すること。

⑹　その他甲及び乙が協議し、必要と認めること。

（費用の負担）

第７条　乙が実施する活動の費用は、原則として甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第８条　本協定に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡し、又は障害の状態になったときは、甲は、乙と協議の上、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害賠償を富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士宮市条例第17号）に準じて行うものとする。

（活動の停止）

第９条　乙は、活動の必要がなくなったと判断した場合又は活動が極めて困難若しくは不可能と認める場合は、甲と協議して活動を停止することができる。

（協議）

第10条　この協定を実施するために、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、令和７年１２月２５日から令和８年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、協定の有効期間を１年延長するものとし、以降同様とする。

上記の協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年１２月２５日

5　応援等受入体制

■５－４－１　臨時ヘリポート

所　在　地	防災ヘリポート名	電話番号	機種別			備考（広さ）巾×長m
			大型	中型	小型	
小泉 1996	富士根南中学校校庭	0544-24-2942			○	75×170
豊町 17-1	第二中学校グラウンド	0544-26-2801			○	70×145
宮北町 230	県立富士宮北高陸上競技場	0544-27-2533		○		100×150
麓 487-5	朝霧自然公園	0544-22-1111	○			200×330
外神東町 114	外神スポーツ広場	〃	○			130×140
山宮 2031	静岡県ソフトボール場	〃			○	70×70
根原 492-10	朝霧防災備蓄基地	054-250-8906 （静国管理第一課）	○			42×75
長貫 1323	芝富小学校	0544-65-0034			○	30×50
長貫 1267	芝川中学校	0544-65-0400			○	40×55
西山 880-1	芝川スポーツ広場	0544-22-1111	○			50×75
上稲子 830	稲子小学校	0544-22-1111			○	35×58
元城町 1689	城山公園	0544-22-1111		○		60×60
上井出 2256	西消防署北分署	0544-54-1771			○	40×40

■５－４－２　ヘリポートの具備すべき条件

１　離着陸(発着)のため必要最小限度の地積　　（単位：m）

項目	区分	昼間使用	夜間使用
発着場基準	ＯＨ－６Ｊ 小型 （全長　9.30 全巾　8.05）	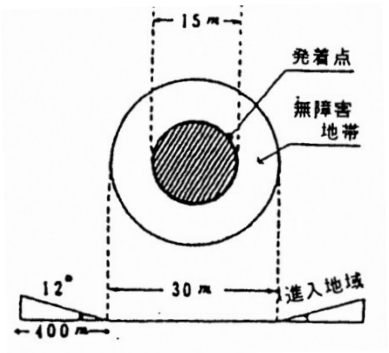	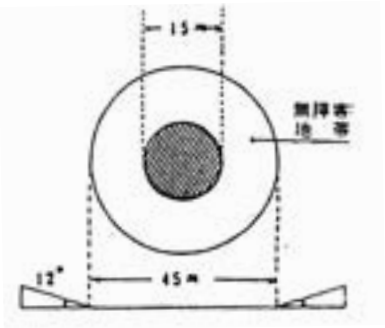
	ＵＨ－１Ｈ 中型 （全長　17.40 全巾　14.64）	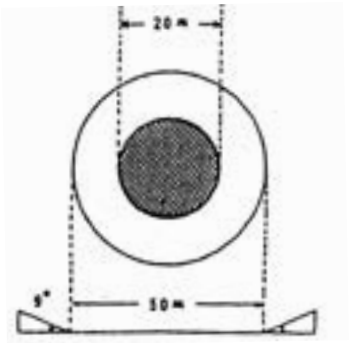	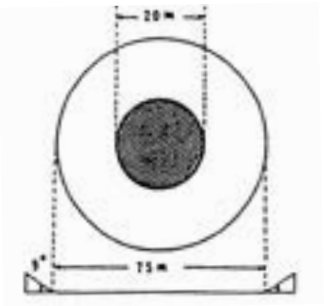
	ＣＨ－47Ｊ 大型 （全長　30.18 全巾　16.26）	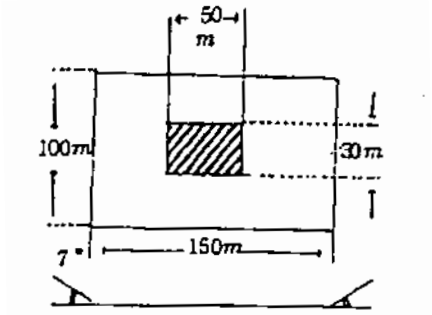	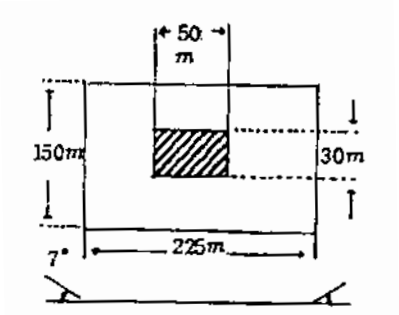

(注) 民間航空機を除く。

- 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。
- 無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域。
- 民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ 500m、進入表面のこう配８分の１（７度）を最低限確保する必要がある。
- 夜間の使用については、静岡県地域防災計画灯火の設営要領のとおり配置する必要がある。
  ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

２　地　表　面

ア　舗装された場所が最も望ましい。

イ　グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ　草地の場合は硬質低草地であること。

３　着　陸　点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にＨと記す。

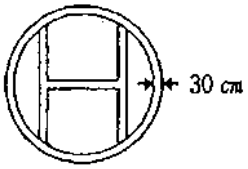

４　着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

(1) 布　　製

(2) 風速25m／秒程度に耐えられる強度

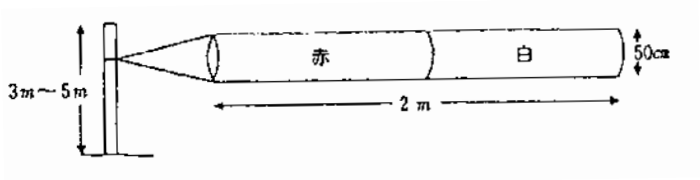

５　救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

６　電話等、通信手段の利用が可能であること。

７　離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかない配慮する必要がある。

5　応援等受入体制

8　灯火の設営要領

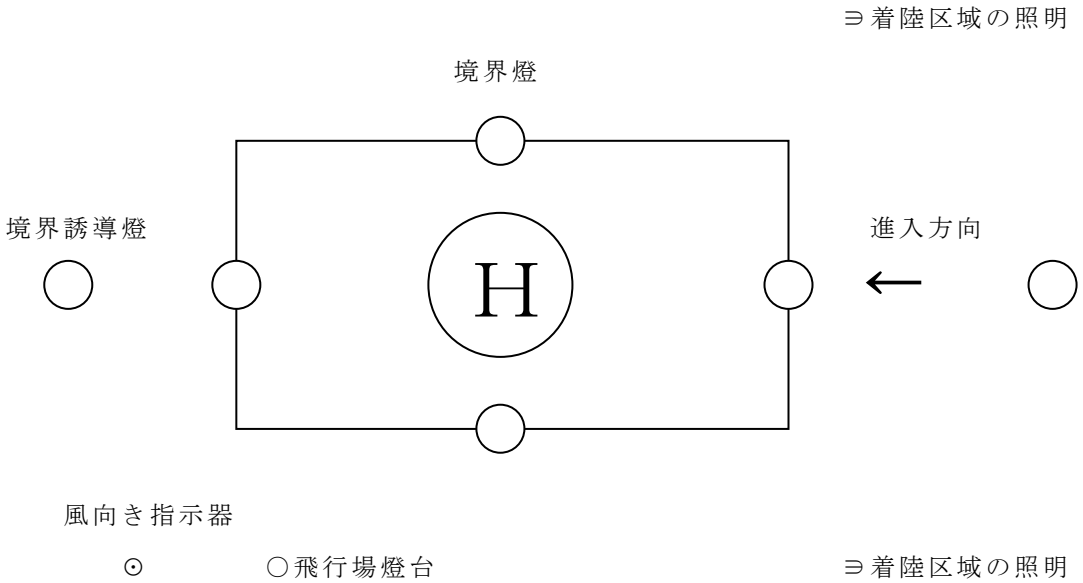

灯　火　の　名　称		航空法施行規則第１１７条に定める基準
1	ヘリポート燈台	①　飛行場の位置を示すもの ②　白と緑の閃光または白の閃光（３０～６０／分） ③　光度・・・白（3,800cd） 緑（　570cd）
2	風向燈	①　風向を示すためのもの ②　300m上空から視認可能なもの
3	境界燈	①　離着陸地帯を示すためのもの ②　15m以下の等間隔に8個以上 （ただし、エプロン照明等で表示される部分は省略可能である） ③　白の不動光（10cd）
4	境界誘導燈	①　進入、離脱方向を示すためのもの ②　緑の不動光（5cd）
5	着陸区域照明燈	①　着陸区域を照明するためのもの ②　白の不動光 ③　10ルクス

■５－４－３　静岡県防災ヘリコプター応援協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、静岡県内の市町（静岡市（静岡市に消防業務を委託する市町を含む。）及び浜松市を除く。）及び消防に関する事務を処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、静岡県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下、「法」という。）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次にいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、静岡県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が、発災市町等の区域外に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

(2)　発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

(3)　その他緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がないと認められる場合

（応援要請の方法）

第５条　応援要請は、静岡県危機管理部消防保安課消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話又はファクシミリ等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状況

(4)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5)　必要な資機材及び数量

(6)　その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第６条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況及び時間を確認の上、飛行が可能な場合には消防防災航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、航空機が点検等により出動できないとき、又は２機以上の消防防災ヘリコプターを必要とする場合には、静岡県内航空消防相互応援協定（平成29年4月1日発行）第５条により静岡市長又は浜松市長あるいは両市長に応援を要請するものとする。

３　知事は、応援要請に応じることができないとき、又は前項の規定により静岡市又は浜松市あるいは両市の消防ヘリコプターが出動する場合には、その旨を速やかに発災市町の長

に通報するものとする。

（消防防災航空隊の活動）

第７条　前条の規定により応援する場合における航空機は、発災市町村等の消防機関と相互に密接な連携の下に行動する。

（消防活動に従事する場合の根拠）

第８条　応援要請に基づく消防防災航空隊員の消防活動は、法第30条第1項の規定に基づくものとする。

（経費負担）

第９条　この協定に基づく応援に要する運行経費は、静岡県が負担するものとする。

（協定の効力）

第10条　この協定は、平成29年4月1日から効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、必要な事項については、知事及び市町等の長が協議して定めるものとする。

（協定の成立）

第12条　本協定を成立させるため、知事及び市町等の長はそれぞれ別記様式による同意書を作成し、知事が保管するものとする。

２　前項の同意書のすべてを知事が確認したときをもって協定成立の日とし、知事は市町等の長に対し、本協定の成立を通知するものとする。

（その他）

第13条　「静岡県防災ヘリコプター応援協定（平成9年3月24日成立)」は平成29年3月31日をもって廃止する。

■５－４－４　ヘリポートの使用に関する協定書

富士宮市（以下「甲」という。）と国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所（以下「乙」という。）とは、甲が所有するヘリポートの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害発生時等に、甲が所有するヘリポートを乙が使用する場合の基本的事項を定め、もって甲及び乙の防災・減災活動に資することを目的とする。

（適用範囲等）
第２条　この協定の適用範囲は、富士宮市西消防署北分署ヘリポートとし、甲は、乙から要請を受けた場合は、業務に支障がない範囲においてこれに応ずるものとする。

（使用手続）
第３条　乙は、この協定に定めるヘリポートの使用が必要と判断した場合は、文書により甲に協力を要請するものとし、甲は、使用の可否について速やかに回答するものとする。
ただし、緊急を要するときは、甲乙は口頭等で要請・回答を行い、乙は、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）
第４条　ヘリポートの使用は無償とする。

（相互協力体制）
第５条　甲及び乙は、甲における防災・減災活動が円滑に実施できるよう、事前に連絡責任者を定め、平素から災害時の連絡体制その他防災に関する情報交換を行うものとする。

（細目協定）
第６条　この協定は、必要に応じて細目を定めることができる。

（有効期間等）
第７条　この協定の有効期間は、締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲乙いずれからも書面による意思表示がない場合は、同一条件で１年間延長したものとみなし、以後も同様とする。

（疑義の解決）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年６月１３日　協定締結

5　応援等受入体制

■５－５－１　緊急通行車両の事前届出手続

（県警察本部）

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

１　事前届出対象車両

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

⑴　指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑵　大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

２　届出の方法

⑴　警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。

⑵　緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する

３　届出済証の交付

⑴　審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。

⑵　届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

４　届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

⑴　当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。

⑵　当該車両が廃車となったとき。

⑶　その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

5　応援等受入体制

緊急通行車両事前届出チャート

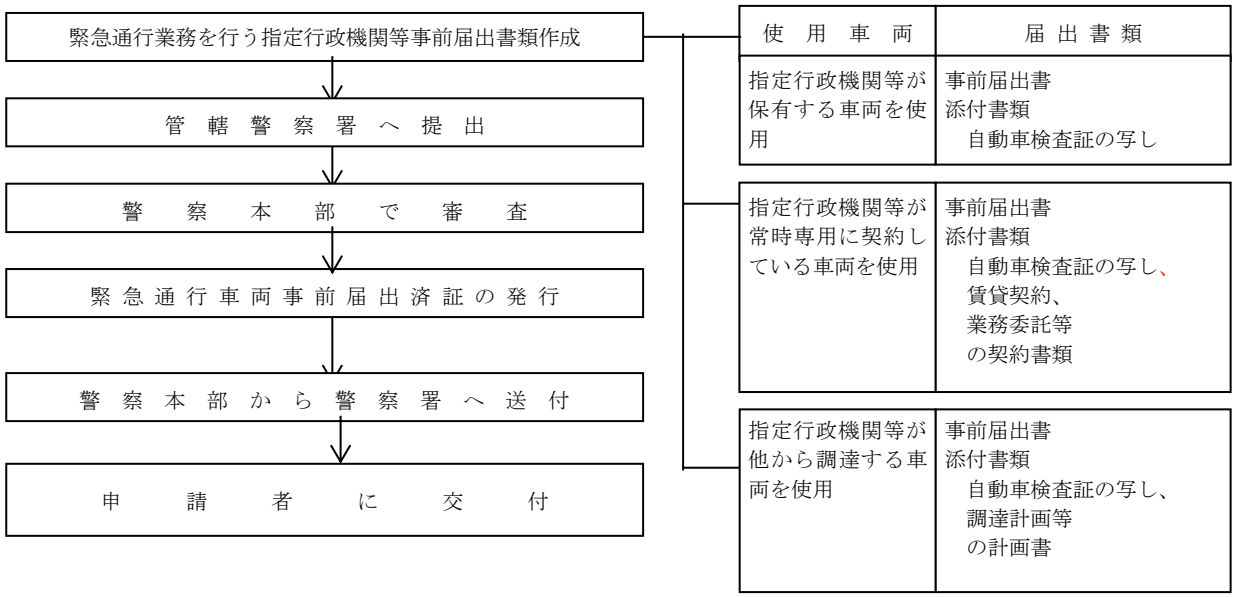

緊急通行車両確認チャート

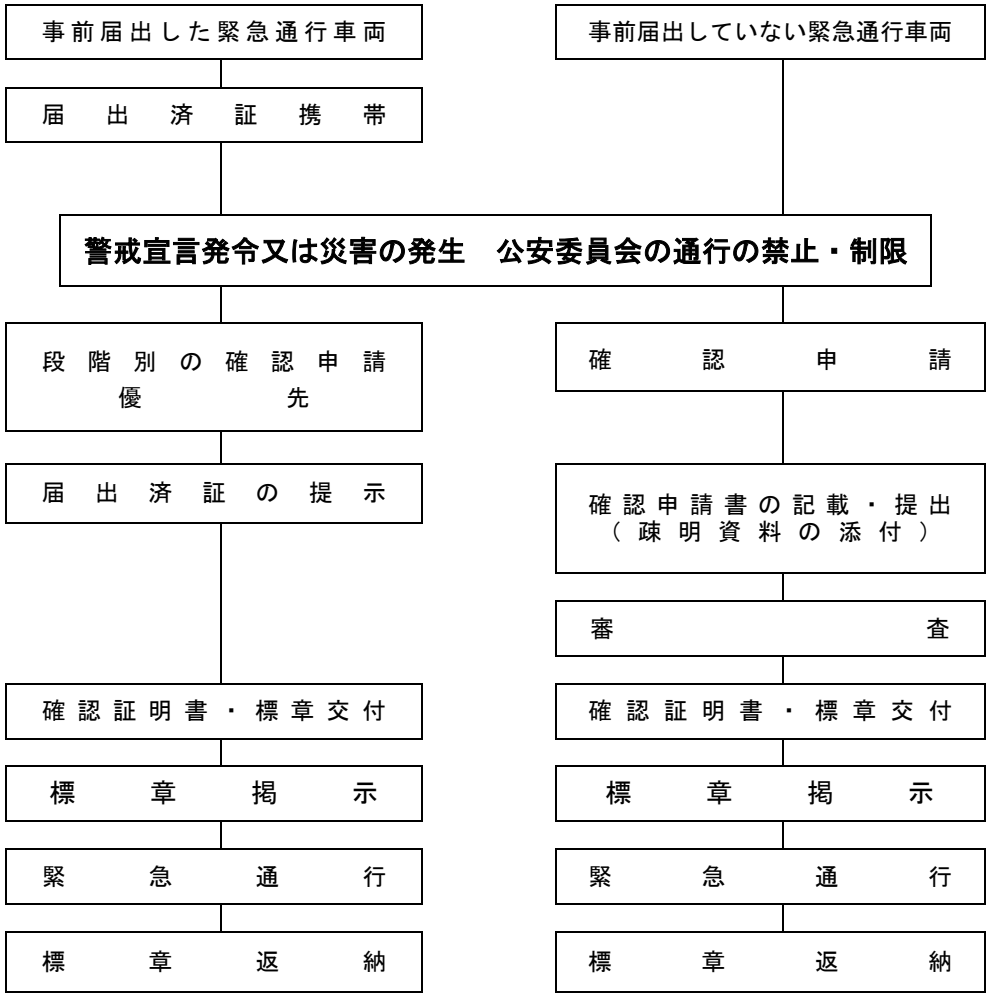

■５－５－２　緊急通行車両の確認申請及び確認手続

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続きは次によるものとする。

１　届出済証を携帯している緊急通行車両の場合

⑴　段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

⑵　確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

ア　警察本部

イ　各警察署

ウ　交通検問所

⑶　確認の方法

ア　届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ　前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章及び確認証明書を車両１台につき１通交付する。

⑷　確認証明書及び緊急標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

⑸　緊急標章の掲示等

緊急標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

⑹　緊急標章の返納

有効期間の終了した緊急標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

２　事前届出をしていない緊急通行車両の場合

⑴　確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの疎明資料を添え、次の場所に提出する。

ア　警察本部

イ　各警察署

⑵　確認の方法

公安委員会は、申請書類及び添付資料に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両であることを確認した場合には、所定の緊急標章及び確認証明書を車両１台につき１通交付する。

⑶　確認証明書及び緊急標章の有効期限

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

⑷　緊急標章の掲示等

緊急標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

⑸　緊急標章の返納

有効期間の終了した緊急標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

■５－５－３　緊急通行車両確認のための標示等

緊急通行車両の緊急標章

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

年　月　日

第　　号

緊急通行車両確認証明書

静岡県公安委員会　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

様式第1号(第2条関係)（用紙　日本工業規格A4横型）

災害
地震防災応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

静岡県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）局　番
	氏名	
出発地		

（注）この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

（注）届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

災害　　第　　号
地震防災応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

静岡県公安委員会　印

（注）
1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)　その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

5　応援等受入体制

災害対策基本法施行規則第５条に基づく標示

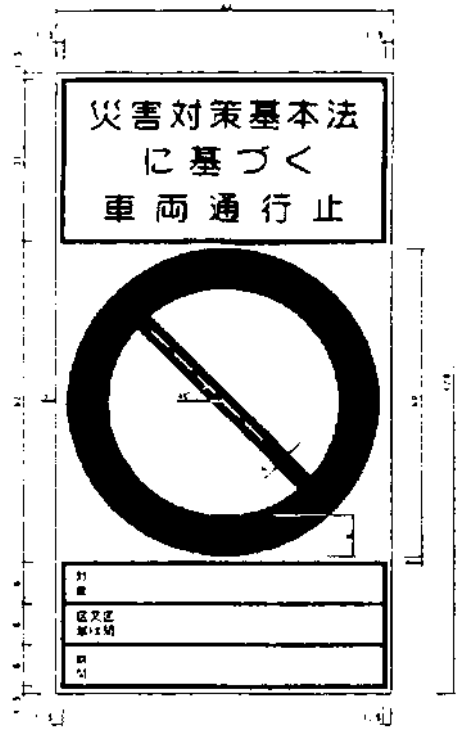

備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要が ある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

大規模地震対策特別措置法施行規則第５条に基づく標示

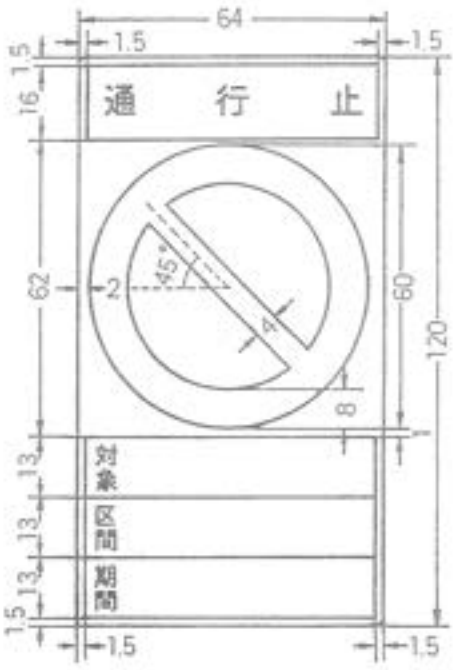

備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6　個別対策項目別関係資料

■６－１－１　富士宮市水防計画書（抜粋）

１　目的

この計画は水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 33 条に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、管下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

２　水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、各々次のように規定されている。

⑴　県の責任（法第3条の6）

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

① 水防計画の樹立（法第7条）

② 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

③ 水防協議会の設置（法第8条）

④ 水防事務の調整及び円滑な実施（法第3条の6）

⑤ 洪水予報の発令（法第11条）

知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、都田川水系都田川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

⑥　洪水予報の通知（法第10条第3項、法第11条）

国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水、津波または高潮の通知を受けた場合、又は知事が指定した河川について洪水予報を発表した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑦　水位の通報及び公表（法第12条）

洪水のおそれがあるとき、又は洪水予報が発表された場合、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるとき、県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

⑧　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報の発表（法第13条第2項）

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑨　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報の通知（法第13条第1、3項）

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

⑩　洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）

⑪　浸水想定区域（法第14条第1項）

洪水予報指定河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報を発表するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

を浸水想定区域として指定する。

⑫　水防信号（法第20条）

⑬　水防警報の発表（法第16条）

知事が指定した潤井川、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川、都田川、井伊谷川について水防警報を発表しなければならない。

⑭　水防警報の通知（法第16条第3項）

国土交通大臣が指定した河川について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発表した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑮　必要と認める区域の住居者に対する立ち退きの指示（法第29条）

⑯　水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第30条）

⑰　水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）

⑱　水防団員の定員の基準（法第35条）

⑲　水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

⑳　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

㉑　水防管理団体の負担する費用補助（法第44条）

㉒　水防に関する必要な報告（法第47条第2項）

⑵　水防管理団体の責任（法第3条）

水防管理団体たる市は、各々その管轄区域の水防が十分行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

①　水防組織の確立（法第3条）

②　水防団、消防団の整備（法第5条）

③　水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

④　水防倉庫、資器材の整備

⑤　通信連絡系統の確立（法第27条）

⑥　平常時における河川、遊水池等の巡視（法第9条）

⑦　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要配慮者を含めた避難警戒体制を市町地域防災計画に定め、これらを記載した印刷物の配布

⑧　避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）

⑨　水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36,39,40条）

⑩　水防従事者に対する災害補償（法第45条）

⑪　消防事務との調整（法第50条）

⑫　水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

ア　水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）

イ　水防団又は消防団の出動体制の確保（法第17条）

ウ　通信網の点検

エ　水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保

オ　雨量、水位観測の的確な実施

カ　堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25,26条）

キ　水防上緊急に必要のある時の公費負担権限の行使（法第28条）
ク　住民の水防活動従事の指示（法第24条）
ケ　警察官の出動要請（法第22条）
コ　避難のための立ち退きの指示（法第29条）
サ　自衛隊の出動依頼（知事を経由する　自衛隊法第83条）
シ　水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
ス　水防解除の指示
セ　水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

⑬ 水防機関の整備（法第5条）
⑭ 水防計画の樹立（法第33条第1項）
県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
⑮ 水防計画の県知事への届け出（法第33条第3項）
水防計画を定め、又変更したときは、県知事に届け出をしなければならない。
⑯ 水防計画を定め、又変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第33条第3項）
⑰ 水防団員数の確保（法第35条）
⑱ 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第32条の2）
⑲ 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第34条）

⑶　気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第10条）

気象等の状況により、洪水又は津波又は高潮の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事（県水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

⑷　国土交通大臣（関東・中部地方整備局長）の責任

①　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
②　洪水予報（法第10条）
狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川及び天竜川の洪水予報指定河川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して静岡県知事（県水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。
③　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
④ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報（法第13条第１項）
前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川　の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、静岡県知事（県水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。
⑤ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
⑦ 水防警報（法第16条）
狩野川及び指定した支川、富士川、安倍川及び藁科川、大井川、菊川及び指定した

支川、天竜川について、洪水又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し静岡県知事（県水防本部長）に通知しなければならない。

⑧ 重要河川における水防管理者等に対する指示（法第31条）

⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）

⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

⑪ 水防管理団体に対する水防に関する勧告および助言（法第48条）

⑸　ダム管理者の責任（河川法第46条）

洪水が発生し又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、関係都道府県知事に通知しなければならない。

⑹　放送局、NTT西日本株式会社、NTT東日本株式会社、その他報道機関の責任（法第27条）

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

⑺　一般住民の義務

①　常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請がある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。(法第24条)

②　水防通信への協力（法第27条）

3　安全配慮

洪水において、非常時勤務者及び消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も非常時勤務者及び消防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、非常時勤務者及び消防団員の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときには、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、非常時勤務者及び消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を非常時勤務者及び消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。4　水防組織及び連絡系統

(1)　組織

気象の予報・注意報・警報等により洪水のおそれがあると水防本部長が認めたときから、洪水の危険が解除されるまで富士宮市役所に水防本部を置き、次の組織及び事務分掌事項により対処する。

ただし、災害警戒本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

6　個別対策項目別関係資料

富 士 宮 市 水 防 本 部 組 織 系 統 図

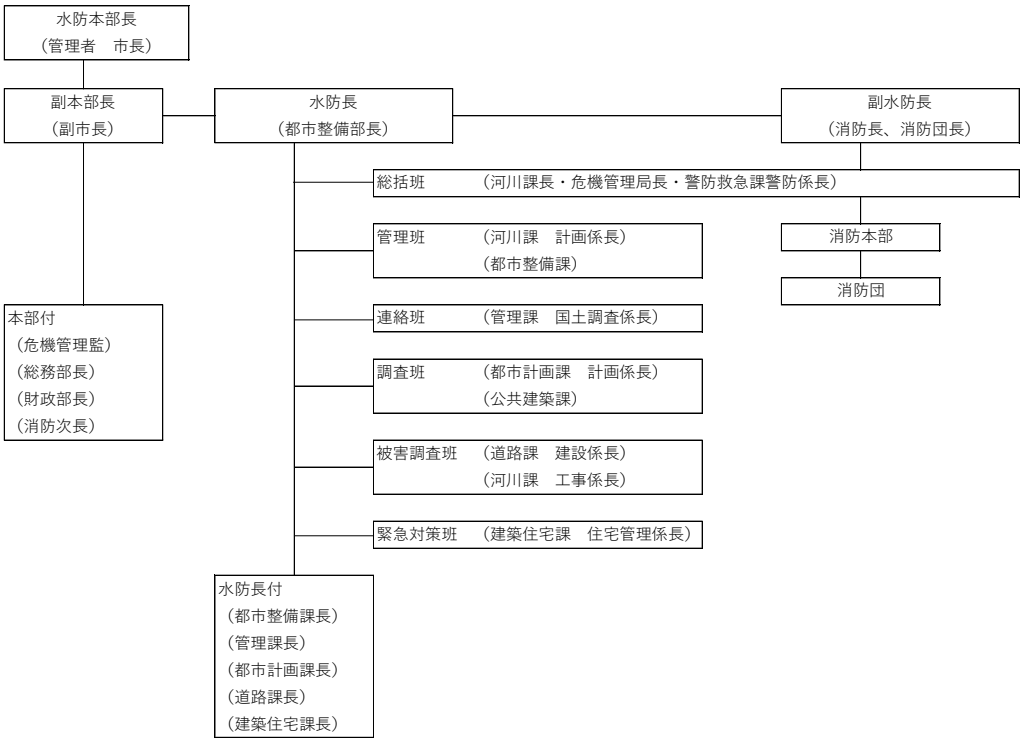

6　個別対策項目別関係資料

各 班 事 務 分 掌

班　　名	分　　掌　　事　　項
総　　括　　班 （河川課長） （危機管理局長） （警防救急課警防係長）	・水防本部設置及び閉鎖に関すること。 ・本部長の命令伝達に関すること。 ・被害報告の総括に関すること。 ・災害時における人員の動員及び調整に関すること。 ・雨量・水位等の測定及び通報に関すること。
管　　理　　班 （河川課計画係長） （都市整備課）	・気象通報の接受及び通報に関すること。 ・水防本部事務に関すること。 ・富士水防区との連絡調整に関すること。 ・甲府河川国道事務所富士川下流出張所との連絡調整に関すること。 ・富士川樋門操作員との連絡調整に関すること。 ・大倉農地防災ダムとの連絡調整に関すること。
連　　絡　　班 （管理課国土調査係長）	・国県管理道との連絡調整に関すること。 ・内部及びその他関係機関との連絡に関すること。
調　　査　　班 （都市計画課計画係長）	・災害状況等の情報収集に関すること。 ・災害状況の記録、報告
被害調査班 道路・河川 （道路課建設係長） （河川課工事係長）	・道路等水害による危険区域の調査及び対策に関すること。 ・水害危険区域の調査及び対策に関すること。 ・河川・農業用水路の水門調整に関すること。
緊急対策班 （建築住宅課住宅管理係長）	・水防用資器材の調達及び輸送に関すること。
消防本部 消　　防　　団	・富士宮市消防計画及び警防規定の定めによる。

6　個別対策項目別関係資料

⑵　連絡系統図

水防本部における指示、指令及び情報等の連絡系統は次のとおりである。

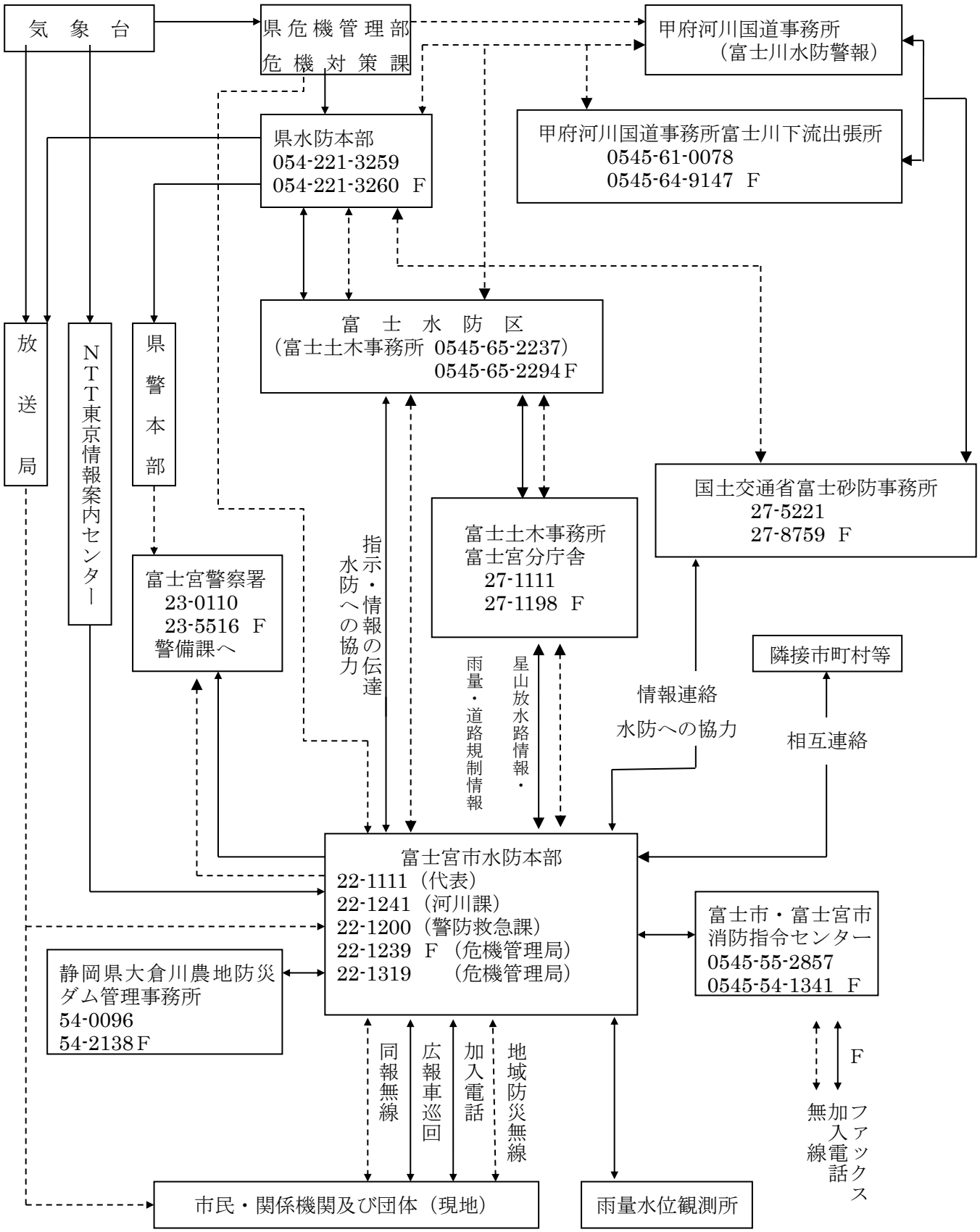

6　個別対策項目別関係資料

災　害　対　策　機　関　一　覧　表

令和８年４月１日現在

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
（　国　の　関　係　）		
国土交通省富士砂防事務所	富士宮市三園平 1100	27－5221
静岡森林管理署 表富士森林事務所	〃　北町 1－5	27－2494
農水省静岡農政事務所 地域第２課	沼津市寿町 1－3	055－921－1741
陸上自衛隊第３４普通科連隊	御殿場市板妻 40－1	0550－89－1310
（　県　の　関　係　）		
危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町 9－6	054－221－2072
静岡県東部地域局	沼津市高島本町 1－3	055－920－2139
富士土木事務所	富士市本市場 441－1	0545－65－2237
富士土木事務所富士宮分庁舎	富士宮市黒田 350－14	27－1111
富士農林事務所	富士市本市場 441－1	0545－65－2190
富士健康福祉センター	〃	0545－65－2603
富士宮警察署	〃　城北町 160	23－0110
（　市　の　関　係　）		
富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	22－1111
富士宮市役所北山出張所	〃　北山 1584－1	58－1002
〃　上野出張所	〃　下条 141	58－0002
〃　上井出出張所	〃　上井出 639	54－0003
〃　白糸出張所	〃　原 1103－1	54－0004
〃　芝川出張所	〃　長貫 1131－6	65－1111

6　個別対策項目別関係資料

名　　称	所　　在　　地	電　話　番　号
富士宮市立病院	富士宮市錦町 3－1	27－3151
富士宮市救急医療センター	〃　宮原 12－1	24－9999
富士宮市保健センター	〃　宮原 12－1	22－2727
富士宮市総合福祉会館	〃　宮原 7－1	22－0294
富士宮市立学校給食センター	〃　北山 5186－1	59－2131
富士宮市消防本部 富士市・富士宮市消防指令センター	〃　弓沢町 150 富士市永田町 1 丁目 100	22－1200（警防救急課） 0545－55－2857
〃 中央消防署	〃　源道寺町 5－1	26－5119
〃 中央消防署芝川分署	〃　長貫 756－1	65－1219
〃 中央消防署東分署	〃　粟倉 334－1	22－8880
〃 西消防署	〃　宮原 1－22	27－0019
〃 西消防署北分署	〃　上井出 2256	54－1771
〃 西消防署上野分署	〃　下条 140－3	59－1119
富士宮市消防団	富士宮市弓沢町 150	22－1200（警防救急課）
（ そ の 他 協 力 要 請 団 体 ）		
日本郵便株式会社　富士宮郵便局	富士宮市若の宮町 475	26－2001
NTT 西日本㈱静岡支店	静岡市葵区城東町 5－1	054－205－9122
ＪＲ東海富士宮駅	富士宮市中央町 16－1	26－3671
静岡ガス㈱東部導管ネットワークセンター	沼津市岡一色 809	055－927－2814
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱富士支社	富士市吉原 1－1－21	0545－51－3567 055-915-5989(夜間休日)
中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱清水営業所	静岡市清水区 二の丸町 6－28	054－367－3051

6　個別対策項目別関係資料

名　　称	所　　在　　地	電　話　番　号
日本通運㈱富士支店 富士宮営業所	富士宮市田中町 348	26－3131
（一社）富士宮市医師会	富士宮市矢立町 693	23－3366
（一社）富士宮市歯科医師会	富士宮市東町 9－17	22－5656
（一社）富士宮市薬剤師会	〃　淀師 1506－2	66－3900
富士宮薬業会	〃　東町 15－3	26－2371
富士宮建設業協同組合	〃　宮原 470－5	27－5526
富士宮市管工事協同組合	〃　宮原 492－13	23－7070
富士宮商工会議所	〃　豊町 18－5	26－3101
富士宮青年会議所	〃　朝日町 12－18	27－9693
ＪＡふじ伊豆　富士宮地区本部	〃　外神東町 117	58－0001
富士開拓農業協同組合	〃　上井出 2233	54－0300
富士市役所	富士市永田町１丁目 100	0545－51－0123
（　報　道　関　係　）		
静岡新聞社富士宮支局	富士宮市 ひばりが丘 1110	28－0452
岳南朝日新聞社	〃　野中東町 46－1	28－0234
富士ニュース社	富士市今泉 1－15－14	0545－52－0551
VIC TOKAI　ｺﾐｭﾆﾃｨﾁｬﾝﾈﾙ	沼津市寿町 8－28	055－922－4700
富士ｺﾐｭﾆﾃｨｴﾌｴﾑ放送㈱	富士市吉原 2－10－20	0545－55－1123

6　個別対策項目別関係資料

消 防 団 へ の 連 絡 系 統 図

令和８年４月１日現在

富士宮市水防本部　℡22－1111（代）
℡22－1219（河川課）

消防本部　℡22－1200
（警防救急課）

団本部
消防団長

第１方面隊 方面隊長

◎第１分団
分 団 長
咲花・大和
常磐・田中

第２分団
分 団 長
木の花・城山
ひばりが丘
神田・浅間

第３分団
分 団 長
高嶺・宮本
二の宮・福地
琴平・三園平
神賀・神立

第４分団
分 団 長
貴船・松山
羽衣・神田川

第５分団
分 団 長
阿幸地
富士見ヶ丘
日の出・瑞穂
源道寺

第８分団
分 団 長
万野全区

第２方面隊 方面隊長

◎第６分団
分 団 長
淀師・淀橋
青木・外神
宮原全区
青木平・外神東

第７分団
分 団 長
大中里

第９分団
分 団 長
野中全区

第１０分団
分 団 長
安居山全区
沼久保

第１１分団
分 団 長
黒田・貫戸
星山全区

第３方面隊 方面隊長

◎第１２分団
分 団 長
小泉１区～4区
山本・清水窪
高原全区

第１３分団
分 団 長
杉田全区

第１４分団
分 団 長
小泉５区～
小泉６区
上小泉
大岩全区

第１５分団
分 団 長
村山全区
粟倉全区
舟久保
粟倉南区

第４方面隊 方面隊長

◎第１６分団
分 団 長
山宮全区

第１７分団
分 団 長
北山全区

第１８分団
分 団 長
上条上
上条下
馬見塚

第１９分団
分 団 長
下条上
下条下
精進川全区

第５方面隊 方面隊長

◎第２０分団
分 団 長
上井出・芝山
人穴

第２１分団
分 団 長
猪之頭・麓
根原・富士丘

第２２分団
分 団 長
内野・原
半野
狩宿

第６方面隊 方面隊長

◎第２３分団
分 団 長
大鹿窪・猫沢
明光台・上柚野
下柚野・鳥並

第２４分団
分 団 長
上稲子
下稲子

第２５分団
分 団 長
内房３区
内房４区

第２６分団
分 団 長
内房１区
内房２区

第２７分団
分 団 長
長貫・上羽鮒
下羽鮒・稗久保
香葉台

第２８分団
分 団 長
西山・大久保

6　個別対策項目別関係資料

富士宮市消防本部無線設置状況一覧表

基　地　局

呼出名称	設置場所	出　力	開局年月日
ふじしれい	富士宮市内房大晦日５７４２	２W	平成２７年９月８日
	富士市中之郷４４８２－１	５W	平成２７年９月８日

移　動　局

呼　出　名　称	出力	配　　置　　先	ナンバープレート	備　　考
み　　や　　５１	５　W	消防本部 消防総務課　指令車	富士山 803 さ１０５３	
〃　　５２	５　W	消防本部 警防救急課　指揮車	富士山 840 せ　５２	
〃　　６１	５　W	消防本部　警防救急課 団指揮広報車	富士山 803 さ２４５６	
〃　　６２	５　W	〃　予防課　広報車	富士山 803 さ１０８１	
〃　　７１	５　W	〃　〃　査察車	富士山 803 さ　４１	
みやけいぼうこてい　１	５　W	消　防　指　揮　本　部		
みやちゅうおう　１１	５　W	中央消防署　中央タンク車	富士山 840 む３７７６	
〃　　３１	５　W	〃　梯子車	富士山 840 せ　８４５	
〃　　４１	５　W	〃　救助工作車	富士山 840 さ　４１	
〃　　４２	５　W	〃　山岳救助車	富士山 803 さ　２７８	
〃　　４３	５　W	〃　資機材搬送車	富士山 803 さ　９７４	
〃　　５１	５　W	〃　指揮車	富士山 840 せ　５１	
みやちゅうおうこてい１	５　W	〃		
みやにし　　２１	５　W	西消防署　化学車	富士山 840 つ　２４	
〃　　５１	５　W	〃　指揮車	富士山 803 さ　２６９	
〃　　７１	５　W	〃　水槽車	富士山 840 て　１１９	
みや　　１	５　W	〃　非常用タンク車	富士山 840 に　１１９	
みやにしこてい　１	５　W	〃		
みやきた　　４１	５　W	北分署　北タンク工作車	富士山 840 さ１１９４	
〃　　１１	５　W	北分署　支援車	富士山 840 ま　２２３	
みやきたこてい　１	５　W	〃		
みやしばかわ　１１	５　W	芝川分署　芝川タンク車	富士山 840 さ１２１９	
みやしばかわこてい　１	５　W	〃		
みやひがし　　１１	５　W	東分署　東タンク車	富士山 840 さ８８８０	
みやひがしこてい　１	５　W	〃		
みやうえの　　１１	５　W	上野分署　上野タンク車	富士山 840 さ１１１９	
みやうえのこてい　１	５　W	〃		
みやきゅうきゅう　ちゅうおう１	５　W	中央消防署　救急車	富士山 840 さ１１９１	
〃　　ちゅうおう２	５　W	中央消防署　非常用救急車	富士山 840 す１２１９	
〃　　にし１	５　W	西　消　防　署	富士山 840 せ１１９２	
〃　　しばかわ１	５　W	芝川分署　救急車	富士山 840 す１１９３	
〃　　きた１	５　W	北分署　救急車	富士山 840 さ２２５６	
〃　　ひがし１	５　W	東分署　救急車	富士山 840 す８８８０	
〃　　うえの１	５　W	上野分署　救急車	富士山 840 さ１４０３	

6　個別対策項目別関係資料

携　帯　局

呼　出　名　称	出　力	配置先	電話番号	備　考
み　　や　　１０１	２Ｗ	消防本部　　消防総務課	２２－１１９８	
〃　　１０２	２Ｗ	〃　　予防課	２２－１１９９	
〃　　１０３	２Ｗ	消防本部　　警防救急課	２２－１２００	
〃　　１０４	２Ｗ	〃　　予備機		
みやちゅうおう　１０１	２Ｗ	中央消防署	２６－５１１９	
〃　　１０２	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０３	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０４	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０５	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０６	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０７	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０８	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０９	２Ｗ	〃	〃	
み　　や　　１０６	２Ｗ	〃	〃	
みやにし　　１０１	２Ｗ	西消防署	２７－００１９	
〃　　１０３	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０４	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０５	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０６	２Ｗ	〃	〃	
み　　や　　１０５	２Ｗ	〃	〃	
みやきた　　１０１	２Ｗ	北分署	５４－１７７１	
〃　　１０２	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０３	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０４	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０５	２Ｗ	〃	〃	
みやしばかわ　１０１	２Ｗ	芝川分署	６５－１２１９	
〃　　１０２	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０３	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０４	２Ｗ	〃	〃	
みやひがし　　１０１	２Ｗ	東分署	２２－８８８０	
〃　　１０２	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０３	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０４	２Ｗ	〃	〃	
みやうえの　　１０１	２Ｗ	上野分署	５９－１１１９	
〃　　１０２	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０３	２Ｗ	〃	〃	
〃　　１０４	２Ｗ	〃	〃	

6　個別対策項目別関係資料

5　水防箇所と警戒体制

水防箇所	面積	警戒箇所		河川名	警戒内容	警戒責任者	担当分団
猪之頭地区	Km²	1	朝　霧	麓川	洪　水	消防本部警防救急課長 消防団第 21 分団長	21 分団
	0.6	2	五斗目木橋	五斗目木川			
上井出地区	0.1	3	滝本橋	芝　川	洪　水	消防本部警防救急課長 消防団第 20 分団長 上井出出張所長	20 分団
		4	権現橋				
白糸地区	0.1	5	横手沢橋	芝　川	洪　水	消防本部警防救急課長 消防団第 22 分団長 白糸出張所長	22 分団
		6	新鬼橋				
上野地区	1.0	7	上川橋	潤井川	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 18 分団長 消防団第 19 分団長 上野出張所長	18 分団
		8	大倉橋	大倉川	洪　水		19 分団
		9	雌橋	芝　川			
		10	千居樋門	大堰川			18 分団
青木 大中里 市街地の一部	1.5	11	青木坂下 大堰川樋門	大堰川	土石流 及び 洪　水	消防本部警防救急課長 消防団 第 2~7 分団長 第 9・11 分団長	6 分団 （青木）
		12	喜楽橋	潤井川			6 分団 （淀師）
		13	青見橋				
		14	西の山沢	西の山沢			7 分団
		15	反り田橋下流	潤井川			9 分団
		16	野中水位観測点				
		17	星山放水路 水門開閉所	星山放水路			11 分団 （黒田）
		26	中村橋下流	清水川	洪　水		7 分団
		27	下川橋下流	下　川			
		28	地蔵橋排水門上流	渋沢堀			2 分団
安居山地区	0.1	18	大洞沢	大洞沢	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 10 分団長	10 分団 （安居山）
沼久保地区	0.4	19	鶴根沢	鶴根沢	土石流 及び 洪　水	消防本部警防救急課長 消防団第 10 分団長	10 分団 （沼久保）
		20	中村沢	中村沢			
		21	蓬来橋	富士川			
山宮地区		22	溜野沢	溜野沢	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 16 分団長	16 分団
村山地区		23	立堀沢	立堀沢	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 15 分団長	15 分団 （村山）
山本地区		24	山本用水取水口	潤井川	洪　水	消防本部警防救急課長 消防団第 12 分団長	12 分団 （山本）
		25	山本橋				

6　個別対策項目別関係資料

水防箇所	面積	警戒箇所		河川名	警戒内容	警戒責任者	担当分団
柚野地区	Km² 0.2	29	西沢川	西沢川	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 23 分団長	23 分団
		30	柚野布沢川	柚野布沢川			
		31	柚野大沢	柚野大沢			
		32	柚野奥ノ沢	柚野奥ノ沢			
		33	下柚野沢	下柚野沢			
芝富地区	0.3	34	羽行上沢 根岸沢	羽行上沢 根岸沢	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 27 分団長	27 分団
		35	羽行沢川 沖の沢 御庵沢	羽行沢川 沖の沢 御庵沢			
		36	長貫沢	長貫沢			
		37	海老沢	海老沢			
稲子地区	0.2	38	入山上沢 オウト沢	入山上沢 オウト沢	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 24 分団長	24 分団
		39	西沢川 入山川	西沢川 入山川			
		40	門野沢	門野沢			
		41	天神沢	天神沢			
		42	ムジナ沢	ムジナ沢			
		43	八幡沢	八幡沢			
内房地区	0.1	44	大和沢	大和沢	土石流	消防本部警防救急課長 消防団第 25・26 分団長	25 分団 26 分団
		45	廻沢川右支川	廻沢川右支川			
		46	山口川右支川	山口川右支川			
		47	山口沢 竹之下沢	山口沢 竹之下沢			
		48	寺ノ沢	寺ノ沢			
		49	麦谷川	麦谷川			

※別添「水防箇所位置図」参照

6　個別対策項目別関係資料

直轄（国管理）区間重要水防箇所

対象番号	河川名	ランドマーク及び地先名		延長	位置	左右岸	重要度	注意を要する理由	水防工法	避難指示者	避難責任者
		市	大字	(m)	(自~至)						(避難誘導者)
H75－1	富士川	沼久保区水辺の楽校		177	H75上93 ~ H75下83.5	左	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	積み土のう	富士宮市長	消防団 第10分団長
		富士宮市	沼久保								
H86－1	富士川	王子特殊紙芝川製造所下流		1箇所	H86	左	－	堤防満杯流量の最も低い箇所	－	富士宮市長	消防団 第27分団長
		富士宮市	羽鮒								
H87－1	富士川	王子特殊紙芝川製造所下流		683	H89上149 ~ H87下103	左	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	積み土のう	富士宮市長	消防団 第27分団長
		富士宮市	羽鮒								
H95－1	富士川	中央消防署芝川分署		310	H96下79 ~ H95下109	左	B	堤体の変状の生じる恐れがある箇所	築きまわし 月の輪	富士宮市長	消防団 第27分団長
		富士宮市	長貫								
H96－1	富士川	中央消防署芝川分署		329	H97 ~ H96下79	左	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	積み土のう 築きまわし 月の輪	富士宮市長	消防団 第27分団長
		富士宮市	長貫								
H97－1	富士川	中央消防署芝川分署		783	H100上82 ~ H97	左	B	堤体の変状の生じる恐れがある箇所	築きまわし 月の輪	富士宮市長	消防団 第27分団長
		富士宮市	長貫								
H108－1	富士川	稲子駅		470	H108上208 ~ H108下261	左	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	積み土のう	富士宮市長	消防団 第24分団長
		富士宮市	下稲子								
H95－1	富士川	新内房橋上流		339	H95上210 ~ H95下129	右	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	積み土のう	富士宮市長	消防団 第25分団長
		富士宮市	内房								
H104－1	富士川	橋上		1069	H108下64 ~ H104下143	右	B	堤体の変状の生じる恐れがある箇所	築きまわし	富士宮市長	消防団 第25分団長
		富士宮市	内房								
H106－1	富士川	橋上		1箇所	H106	右	－	堤防満杯流量の最も低い箇所	－	富士宮市長	消防団 第25分団長
		富士宮市	内房								
H108－1	富士川	橋上		143	H108上79 ~ H108下64	右	B	堤体の変状の生じる恐れがある箇所	築きまわし	富士宮市長	消防団 第25分団長
		富士宮市	内房								

水防上重大な影響のある橋梁一覧（富士水防区）

対象番号	河川名	路線	橋梁（構造）	形状（ＬＷ）m	左右岸	位置（大字）	影響の内容	管理者
Ｈ92－1	富士川	－	日軽金水管橋	53.00	左	長貫（橋場）	余裕高不足	日本軽金属（株）
Ｈ92－1	富士川	－	日軽金水管橋	53.00	右	内房（瀬戸島）	余裕高不足	日本軽金属（株）
Ｈ93－1	富士川	（主）富士川身延線	内房（T桁・ＲＣ橋）	168.00 5.50	右	内房（尾崎）	余裕高不足	静岡県

※別添「重要水防箇所位置図」参照

（１）設備資器材の整備

水防管理者は、資材の確保のため水防区域近在の竹林等の所在又は農業協同組合等の手持数量の概要等を把握し緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は速やかに補充していくようにしなければならない。

なお、水防資器材が不足した時の緊急時納入先及び水防倉庫に備蓄される資器材は次のとおりである。

資器材	業者名	住所	電話番号
杭・土のう袋・ビニール紐 鉄線・救命綱	（株）渡邉 田口建材（株）	富士宮市小泉1853-16 富士宮市村山269-1	24－5123 23－6262
掛矢・ショベル・つるはし 鋸・斧・ペンチ・ジョレン 鎌	（株）鍛冶熊 （株）西川	富士宮市大宮町11-17 富士宮市宮町4-17	26－5281 27－2185
照明具	オブリック（株）	富士宮市田中町543	24－2211
鉄・砂	（株）和泉屋建材店	富士宮市西小泉町10-2	23－2211
鉄棒杭	オブリック（株）	富士宮市田中町543	24－2211

水防倉庫の設置箇所と資器材の備蓄状況

（Ｈ２９．４．１現在）

河川名		潤井川・芝川					潤井川	潤井川	潤井川	芝川	稲子川	境川	稲瀬川	富士川芝川		芝川			合計
水防倉庫	名称	消防署					狩宿	上井出	淀師	柚野	稲子	内房第１	内房第２	長貫・羽鮒	芝川分署	西山・大久保	芝川支所	スポーツ広場	
	面積（㎡）	9.00	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	34.41	16.52	138	33	36	41	38	63	9	33	14	14	
	位置	中央消防署	〃 東分署	西消防署	〃 北分署	〃 上野分署	狩宿	上井出	穂波町	柚野	稲子	内房	〃	長貫	〃	西山	長貫	西山	
資材	木杭（本）	0	0	0	0	0	100	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
	ＳＰパイル（本）	200	200	200	200	200	100	100	500	0	0	0	0	0	200	0	0	0	1,900
	異形鉄筋（本）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	180
	土のう袋（枚）	1,000	400	400	400	400	400	400	3,000	400	400	400	400	400	400	400	400	0	9,600
	ビニール紐（巻）	2	2	2	2	2	2	2	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	21
	縄（巻）	1	1	1	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10
	鉄線（kg）	25	25	25	25	25	25	25	100	20	20	20	20	20	25	20	0	0	420
	ｶﾝｻﾞｼ番線（本）	400	200	400	200	200	200	0	3,000	0	0	0	0	0	200	0	0	0	4,800
	砂（㎡）	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	12
器材	掛矢（本）	5	2	5	2	3	1	1	6	5	5	5	5	5	6	5	10	0	71
	スコップ（本）	10	5	10	10	5	5	5	15	6	5	6	7	10	10	6	10	0	125
	つるはし（本）	2	1	2	1	1	0	0	3	2	2	2	2	2	2	2	10	0	34
	鋸（本）	5	3	5	3	3	1	1	13	5	5	5	5	5	3	5	10	0	77
	斧（本）	2	0	2	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	11
	鎌（本）	5	3	5	3	3	3	3	10	5	5	5	5	5	3	5	0	4	72
	尺鎌（本）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉈（本）	2	1	2	1	2	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13
	シノ（本）	2	1	2	1	2	0	3	10	0	0	0	0	0	2	0	0	0	23
	バール（本）	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	番線カッター（本）	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10
	ペンチ（本）	3	2	3	2	2	0	0	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	22
	ジョレン（本）	2	1	2	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	12
	唐鍬（本）	3	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14
	万能鍬（本）	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	投光器（台）	0	0	1	1	0	0	0	1	3	3	3	3	3	1	3	5	2	29

（2）輸送の確保

非常の際、水防用資器材、作業員等の輸送を確保するため、輸送経路及び他の水防管理団体等、相互間の輸送経路を、あらゆる非常事態を考慮して、定めておくものとする。

（3）水防優先標識

水防法第１８条（優先通行）の規定による水防優先車両標識（昭和３１年９月２８日県告示第９３９号）は、次のとおりである。

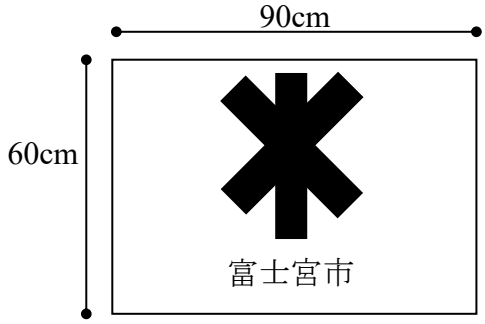

- 地は白色
- マークと文字は赤色
- 車載標識の寸法については、任意とする。

6　個別対策項目別関係資料

6　ダム、水こう門及びその操作

⑴　ダムの操作

富士宮市に影響するダムは、大倉川農地防火ダムである。なお、洪水時の操作規則及び操作規定等は、県水防計画ダム及び水門編のとおりである。

水防管理団体は、大倉川農地防災ダムの規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対応できる対策を確立しておかなければならない。

なお、ダムの管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めなければならない。特に水防時においては、操作規則及び操作規定等に基づき、適正な操作をはかり、水害の軽減防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は洪水警報、水防警報等の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水の恐れがあると認めたときは、それを定められた操作規則及び操作規定に基づいて的確な操作を行う。

特に、放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、富士土木事務所、国土交通省甲府河川国道事務所、下流地域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。なお、ダム緒元は以下のとおりである。

水系名	河川名	ダム名	形式	目的	堤高	総貯水容量	ダムの種類	所在地	ダム管理者	竣工年度
富士川	大倉川	大倉川	ロックフィル	洪水調整	45.0m	205 万 t	Ⅳ	富士宮市精進川字印野	静岡県	昭和55 年

ダムの種類Ⅳ：貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても、災害の発生防止上支障がないダム

①　洪水警報時における措置

最大流入量、その他流入時の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

②　洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように洪水調整可能なダムについては洪水を調整し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する等の措置を講ずるものとする。

なお、大倉川防災ダムについては、警戒配備体制を設置し、富士農林事務所及び富士宮市の職員が配備についている。

市職員の配備体制は下記による。

第１配備	大雨･洪水の注意報・警報	配備職員なし
第２配備	横手沢上流水位６０ｃｍかつ猪之頭の連続雨量７０㎜	配備職員なし
第３配備	洪水の調整が予想される時	６人

③　緊急時の措置

洪水時のダムに破損または決壊の危険が生じた場合、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の非難等が迅速に行えるように措置するものとする。

⑵　水防上注意を要する水門

水防上重要な水こう門は、以下のとおりである。

市は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

特に、水防時においては適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに捜査状況を必要に応じ水防区及び水防管理者に報告するものとする。

6　個別対策項目別関係資料

富士川における富士宮市内排水樋門箇所

樋門の名称	位置		施設管理者及び受託者	
	市	大字	管理者	受託者
橋上第１排水樋門	富士宮市	内房	甲府河川国道事務所長	富士宮市
橋上第２排水樋門	富士宮市	内房	甲府河川国道事務所長	富士宮市
長貫第１排水樋門	富士宮市	長貫	甲府河川国道事務所長	富士宮市
長貫第２排水樋門	富士宮市	長貫	甲府河川国道事務所長	富士宮市
尾崎第１排水樋門	富士宮市	内房	甲府河川国道事務所長	富士宮市
尾崎第２排水樋門	富士宮市	内房	甲府河川国道事務所長	富士宮市

富士水防区（県管理区間）富士宮市内における水防上注意を要する水門一覧

河川名	水門の名称	位置		施設操作管理者		種別
		市	大字	管理者	電話	
稲瀬川	堂ヶ島水門	富士宮市	内房	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
稲瀬川	向島水門	富士宮市	内房	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
猫沢川	猫沢川水門	富士宮市	猫沢	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）自動
猫沢川	新堀水門	富士宮市	猫沢	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
潤井川	谷戸用水取水門	富士宮市	山本	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
潤井川	野中用水取水門	富士宮市	泉町	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）電動
潤井川	阿原口取水門	富士宮市	青木	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	長瀞用水取水門	富士宮市	精進川	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動

6　個別対策項目別関係資料

河川名	水門の名称	位置		施設操作管理者		種別
		市	大字	管理者	電話	
芝　川	代官地用水取水門	富士宮市	精進川	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	新堀用水取水門	富士宮市	精進川	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	中堰用水取水門	富士宮市	上条	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	大堰用水取水門	富士宮市	上条	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）電動
芝　川	狩宿用水取水門	富士宮市	上井出	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	上井出用水取水門	富士宮市	上井出	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	原用水取水門	富士宮市	原	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）電動
芝　川	半野用水取水門	富士宮市	内野	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動
芝　川	横手沢用水取水門	富士宮市	内野	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）電動
芝　川	北山用水取水門	富士宮市	内野	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）電動
芝　川	淀師新堀用水取水門	富士宮市	淀師	富士宮市	河川課 0544-22-1241	鉄筋コンクリート引上扉（鋼製）手動

7　雨量又は水位状況の観測、通報及び警報

総括班は、水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等が発せられた時、又は水防本部長から通報開始の指示を受けた時は、次の要領によって水防本部に速やかに通報するものとする。

⑴　雨量の観測及び通報

①　定時通報

通報開始から終了までの間、標準時による各１時間毎にその時刻の雨量及び変動状況、天候、その他を通報する。

②　随時通報

前項の通報後３０ミリメートル以上の降雨があった時は、その都度その時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

③　降雨量の問い合わせは次により行う。

観測所	流域	位置		観測			備考
	河川	市町村	字	所属	観測員	電話	
大滝（テレ）	大沢川	鳴沢村	（富士山）	国土交通省 富士砂防事務所	職員	27-5221	
御中道（テレ）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
上井出（テレ）	〃	富士宮市	上井出	〃	〃	〃	
大沢川橋(テレ)	〃	〃	上井出	〃	〃	〃	
品荒(テレ)	弓沢川	〃	山宮	〃	〃	〃	
大宮(テレ)	潤井川	〃	三園平	〃	〃	〃	
二合目(テレ)	〃	富士市	（富士山）	〃	〃	〃	
五合目(テレ)	弓沢川	富士宮市	（富士山）	〃	〃	〃	
根原	芝川	〃	麓	東京農業大学 富士畜産農場	〃	52-0005	
猪之頭	〃	〃	猪之頭	静岡県水産試験場 富士養鱒場	〃	52-0311	
白糸	〃	〃	原	静岡地方気象台 注)富士宮警察署 白糸警察官駐在所 (54-1557)が観測	〃	054-286-3411	
富士宮(テレ)	潤井川	〃	黒田	富士土木事務所	〃	0545-65-2237	県水防計画
上井出(テレ)	〃	〃	上井出	〃	〃	〃	県水防計画
広見(テレ)	猪の窪川	〃	広見	〃	〃	〃	県水防計画
山宮(テレ)	風祭川	〃	山宮	〃	〃	〃	県水防計画
村山(テレ)	大沢川	〃	村山	〃	〃	〃	県水防計画
上条(テレ)	潤井川	〃	上条	〃	〃	〃	県水防計画
長貫(テレ)	芝川	〃	長貫	〃	〃	〃	県水防計画
人穴(テレ)	大沢川	〃	人穴	富士農林事務所	〃	0545-65-2201	県水防計画
大倉川ダム(テレ)	大倉川	〃	精進川	〃	〃	〃	県水防計画

6　個別対策項目別関係資料

⑵　水位の観測、通報及び警報

総括班は、水防団待機（通報）水位に達した時、又は水防部長から通報開始の指示を受けた時は、水位の観測所の量水標によって測定し、水防本部に通報しなければならない。

なお、水防本部長は、この通報により水防上必要があると認めるときは、水防に関する警報を発令しなければならない。

①　定時通報

通報開始から終了までの間、標準時による各１時間毎にその時刻の水位及び変動状況、天候、その他を通報する。

②　随時通報

水位が上昇して氾濫注意（警戒）水位に達したときは、前項に関係なくその時刻、水位状況を通報する。

③　水防団待機（通報）水位及び氾濫注意（警戒）水位の基準は概ね次のとおりとする。

観測所	流域河川	位置(大字)	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	内容	担当分団
			cm	cm	水位観測	
大沢川橋	潤井川	上井出	80	120	（テレ・量水標）	20分団
駒止橋	〃	〃	170	220	〃　（量水標）	
上条	〃	上条	200	250	富士土木事務所（テレ　）　県水防計画	18分団
喜楽橋	〃	青木	170	220	水位観測（量水標）	６分団（青木）
淀師	〃	淀師	220	270	富士土木事務所（テレ　）　県水防計画	６分団（淀師）
青見橋	〃	大中里	150	200	水位観測（量水標）	７分団
反り田橋	〃	〃	150	200	〃　（　〃　）	
野中橋	〃	野中町	200	250	〃　（　〃　）	９分団
黒田	〃	黒田	220	270	富士土木事務所（テレ　）　県水防計画	11分団（黒田）
山本橋	〃	山本	110	180	富士土木事務所（テレ　）県水防計画	12分団（山本）
麓橋	芝川	麓	140	190	水位観測（量水標）	21分団
五斗目木橋	〃	猪之頭	120	170	〃　（　〃　）	
内野大橋	〃	内野	180	230	〃　（　〃　）	22分団
横手沢橋	〃	〃	170	220	〃　（　〃　）	
滝元橋	〃	上井出	130	180	〃　（　〃　）	20分団
権現橋	〃	〃	230	280	〃　（　〃　）	
雌橋	〃	精進川	190	240	〃　（　〃　）	19分団
大倉橋	〃	〃	110	160	〃　（　〃　）	
阿幸地橋	弓沢川	小泉	150	200	〃　（　〃　）	14分団

6　個別対策項目別関係資料

観測所	流域河川	位置（大字）	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	内容	担当分団
芝　川　橋	芝川	大久保	170	220	水位観測（量水標）	２８分団
久保大橋	〃	西山	230	280	〃　（　〃　）	
海洋センター入口	双子沢	〃	90	140	〃　（　〃　）	
昭　和　橋	猫沢川	猫沢	40	90	〃　（　〃　）	２３分団
長　田　橋	境川	内房	140	190	〃　（　〃　）	２５分団
落合南橋	稲瀬川	〃	125	175	〃　（　〃　）	
立　矢　橋	〃	〃	180	230	〃　（　〃　）	２６分団
ダイナ橋	〃	〃	110	160	〃　（　〃　）	
下稲子橋	稲子川	下稲子	120	170	〃　（　〃　）	２４分団
日　向　橋	〃	上稲子	120	170	〃　（　〃　）	

6　個別対策項目別関係資料

⑶　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

①　洪水予報を行う河川名及びその区域

河　川　名	区　　域
富　士　川 （釜無川を含む）	左岸　山梨県韮崎市水神一丁目 4621 の 4 地先　武田橋から海まで
	（静岡県該当区間　静岡山梨県境から海まで）
	右岸　山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原　武田橋から海まで
	（静岡県該当区間　静岡山梨県境から海まで）

②　洪水予報の対象となる水位観測所(※静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。)

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難判断 水位 （特別警戒水位）	氾濫 危険水位 （危険水位）
富士川 （釜無川を含む）	船山橋	山梨県韮崎市龍岡町若尾新田	右岸河口から８３．７Ｋｍ	２．００ｍ	２．００ｍ	２．２０ｍ
	清水端	山梨県南巨摩郡富士川町清水端南部	右岸河口から６０．９Ｋｍ	３．４０ｍ	６．５０ｍ	７．２０ｍ
	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	左岸河口から２９．８Ｋｍ	３．８０ｍ	４．２０ｍ	４．９０ｍ

③　洪水予報発表者

河　川　名	担当官署	発表責任者
富士川 （釜無川を含む）	甲府河川国道事務所	甲府河川国道事務所長
	甲府地方気象台	甲府地方気象台長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

④　洪水予報の発表及び解除の基準　洪水予報の種類は、洪水警報及び洪水注意報の２種類とする。

種　　類	発　表　基　準
氾濫発生情報 （洪水警報）	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき （避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき （水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫注意情報 （洪水注意報）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報 （警戒情報解除） （洪水注意報） （警報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合 （氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき （氾濫危険水位に達した場合を除く）
氾濫注意情報解除 （洪水注意報解除）	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

⑤　洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
富士川 （釜無川を含む）	甲府河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

⑥　洪水予報連絡系統図

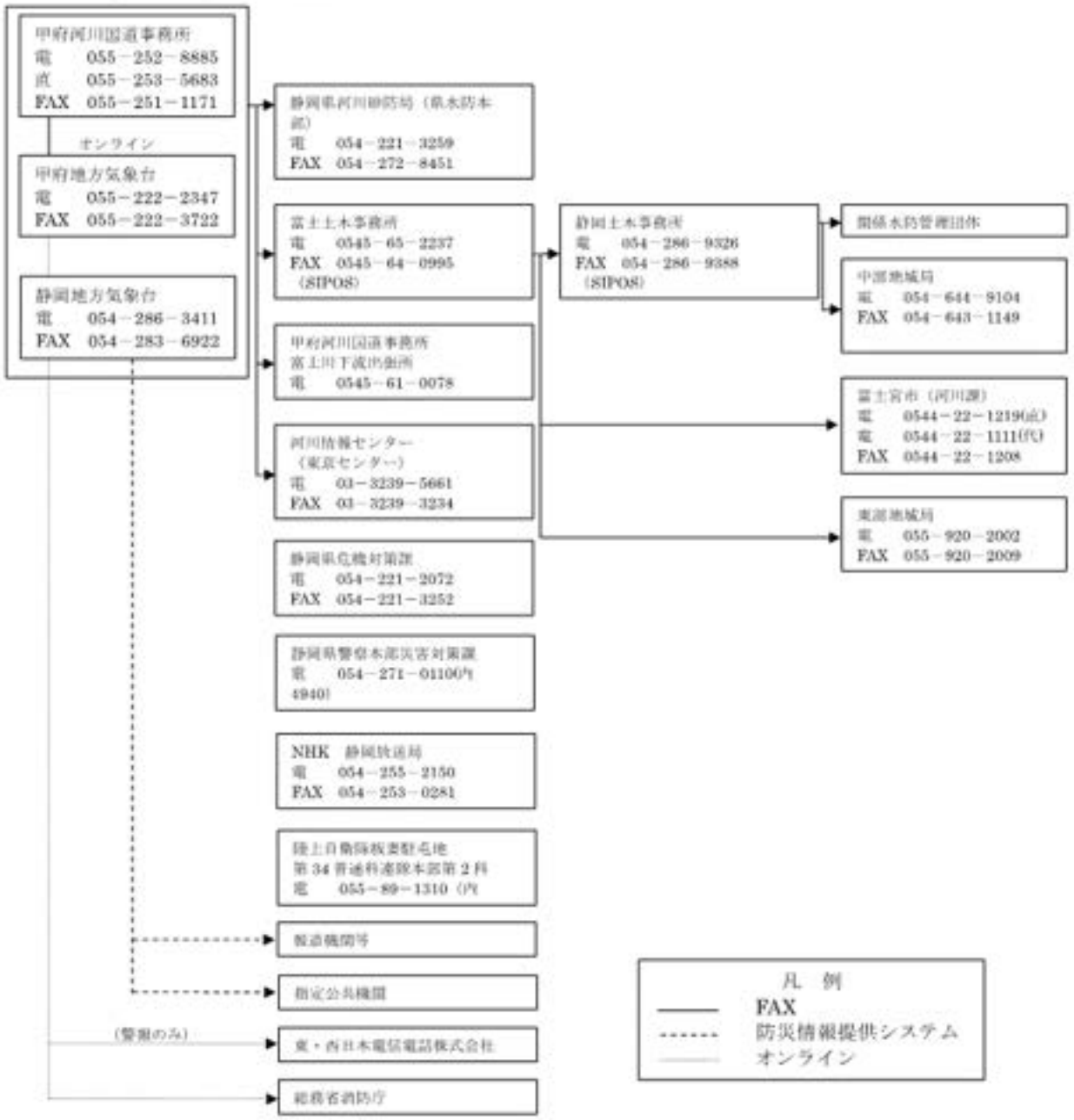

⑦　サイポスレーダ・Ｘバンド MP レーダ雨量情報について

富士宮市では、県が管理する河川・海岸・砂防・道路の土木防災情報や雨量情報をサイポスレーダ（土木総合防災情報インターネット公開サービス）、国土交通省が配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するＸバンド MP レーダ雨量情報等から収集し、降雨の監視をおこなう。

⑦　サイポスレーダー・ＸバンドＭＰレーダ雨量情報について

富士宮市では、県が管理する河川・海岸・砂防・道路の土木防災情報や雨量情報をサイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）、国土交通省が配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するＸバンドＭＰレーダ雨量情報等から収集し、降雨の監視をおこなう。

⑷　国土交通大臣が行う水防警報

①　水防警報を行う河川名、区域及び水位票

河川名	富士川（釜無川を含む）	区域	左岸　富士宮市下稲子 右岸　富士宮市内房	から海まで	区域延長	18km

対象水位票	所在地	位置	水防団待機（指定）水位	はん濫注意（警戒）水位	計画高水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地地盤高
	富士市松岡	左岸河口から H33上 60.5m	2.00m	2.50m	8.08m	5.30m 昭36.6	左10.80m 右9.90m	左4.50m 右8.20m

発報者	受報者	通信連絡方法	関係水防管理者
甲府河川国道事務所 調査第一課長	富士土木事務所長	加入電話 FAX	富士市長・富士宮市長
	静岡土木事務所長		静岡市長
	静岡県水防本部		

富士川水防警報通報伝達系統図

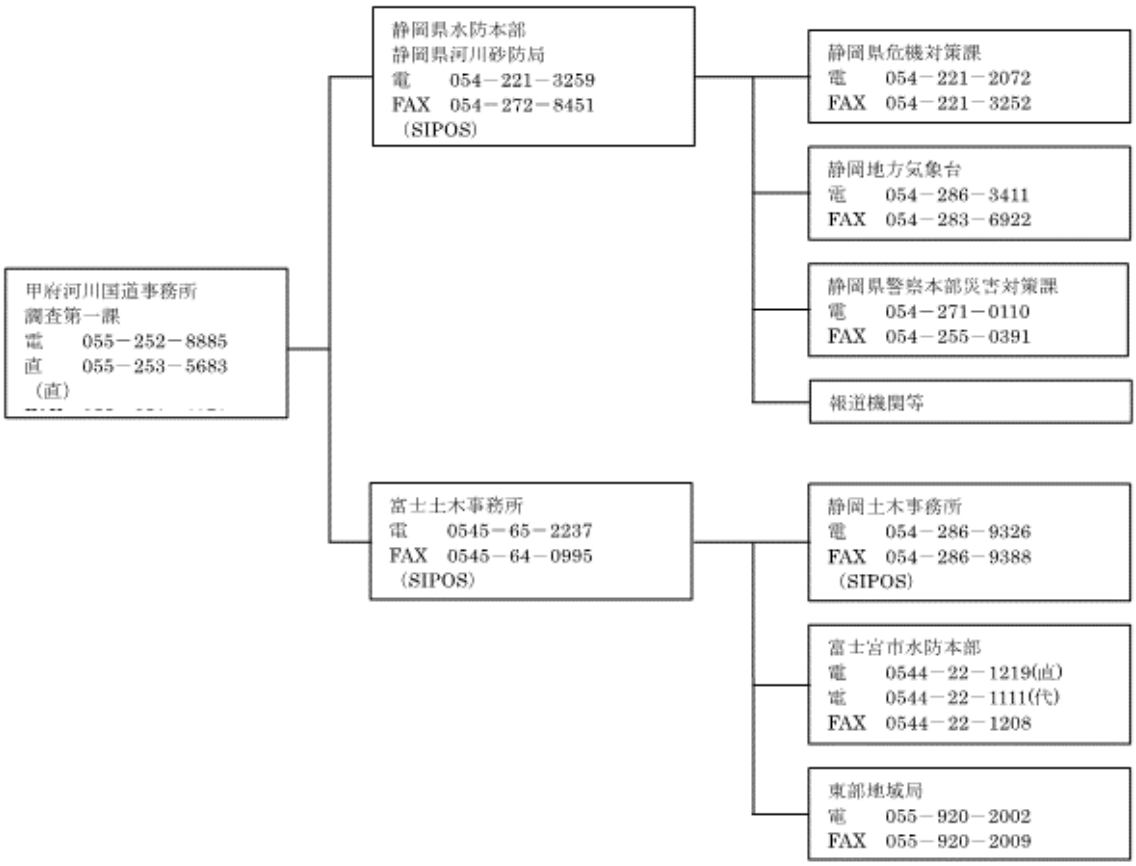

② 水防警報の種類及び発表

ア 水防警報の種類

種 類	内　　容
待 機	1　出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指 示	水位、滞水時間その他、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

イ 水防警報の発表基準

種 類	発　　表　　基　　準
待 機	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	雨量、水位、流量その他河川の状況により、必要と認めるとき。
出 動	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川の状況により、 はん濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあるとき。
指 示	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、 災害のおこる恐れがあるとき。
解 除	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、 又は、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

6　個別対策項目別関係資料

③土砂災害警戒情報のルート

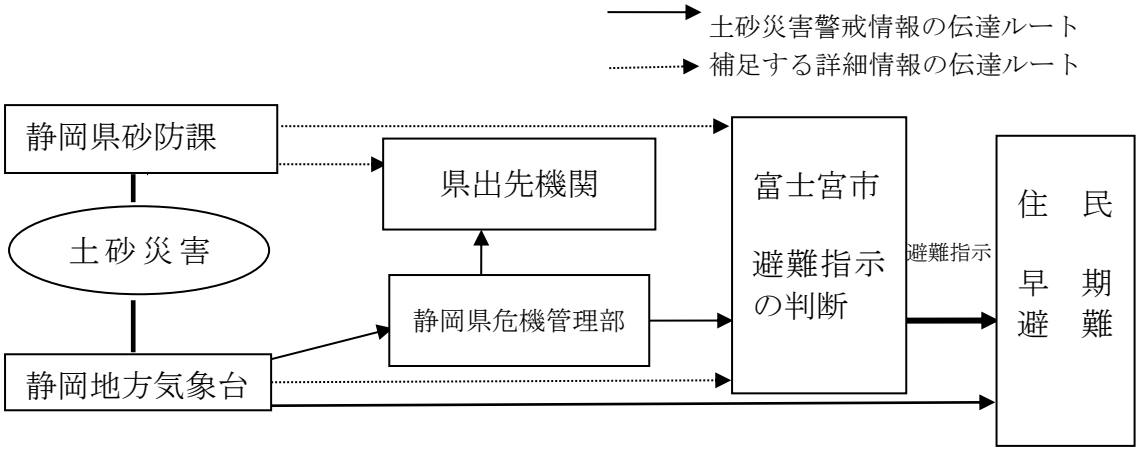

⑸　静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

①　水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	区間延長
富士川	支川（芝川）	左岸　富士宮市大字猪之頭県管理区間起点から富士川合流点まで	22,500m
		右岸　富士宮市大字猪之頭県管理区間起点から富士川合流点まで	

②　水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位
富士川	支川（芝川）	安居山	富士土木	富士宮市猪沢	富士川合流点から8.73km	0.30m	0.90m
		横手沢	富士土木	富士宮市内野	富士川合流点から16.89km	0.90m	1.40m

観測所名	避難判断水位	氾濫危険（洪水特別警戒）水位	既住最高水位	現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者（水防窓口）
安居山	1.80m	2.10m	2.19m	左4.30 右5.44	左7.30 右5.29	富士土木事務所長	富士宮市長（河川課）
横手沢	1.60m	1.80m	2.74m	左3.03 右3.03	左3.03 右3.03	富士土木事務所長	富士宮市長（河川課）

観測所名	位置	通信連絡先およびその方法	
		発報担当者側	受報担当者（水防窓口）
安居山	富士川合流点から8.73km	電　0545－65－2237 FAX　0545－64－0995（SIPOS） FAX　0545－65－2294（直）	電　0544－22－1219 電　0544－22－1111（代） FAX　0544－22－1208
横手沢	富士川合流点から16.89km	電　0545－65－2237 FAX　0545－64－0995（SIPOS） FAX　0545－65－2294（直）	電　0544－22－1219 電　0544－22－1111（代） FAX　0544－22－1208

（各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している）

注 1）避難判断水位は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。
なお、氾濫判断水位が設定されていない河川でも、氾濫危険水位（警戒水位）の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予想等、必要に応じて高齢者避難が発表される。

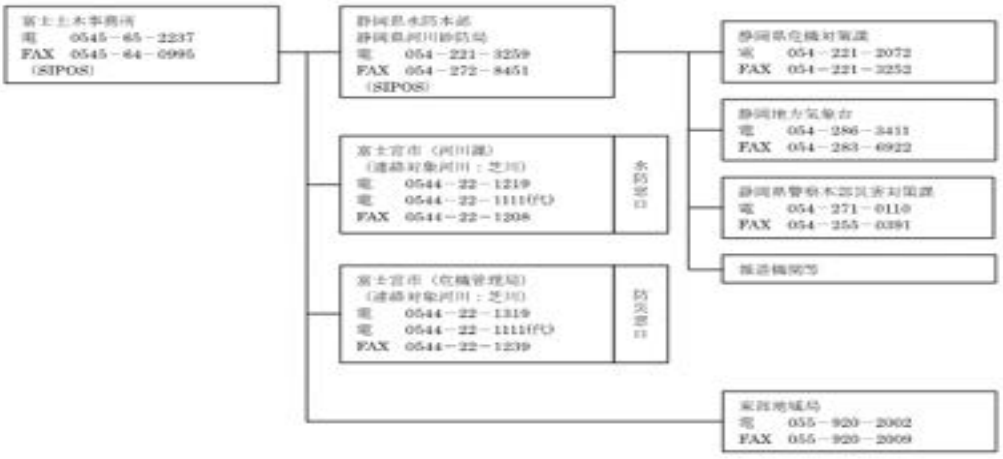

8　水防配備基準

水防本部長（管理者）が水防上必要があると認めるとき、又は県水防本部からの警報の伝達あるいは知事から緊急にその必要があるとして指示のあったときは、直ちに次の要領により非常配備につかなければならない。

また、災害が発生するおそれがある時は事前配備をとり、必要な措置を講ずる。

(1)　事前配備

①　本部員の事前配備

水防当番の配置とする。

②　事前配備につく時期

大雨警報が発令されたとき。

(2) 非常配備

①　本部員の非常配備

常時勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行うとともに、勤務員を適当に交代、又は、休養させ、長期間にわたる非常体制活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

ア　第１配備体制

少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって、直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。

イ　第２備体制

所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

ウ　第３配備体制

所属人員全員を動員する完全な水防体制

②　非常配備につく時期

ア　第１指令（第１配備体制につくべき指令）

今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、かなり時間的余裕があると認められるとき、県水防本部が第１次非常配備体制につく通知等があったとき、又は洪水警報が発令されたときに発令する。

イ　第２指令（第２配備体制につくべき指令）

水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき、又は県水防本部が第２次非常配備体制につく通知等があったときに発令する。

ウ　第３指令（第３配備体制につくべき指令）

事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるとき、又は県水防本部が第３次非常配備体制につく通知等があったときに発令する。

なお、この指令は事態に応じて第１指令から直ちに第３指令を発する場合もあり、又予想される危険性が少なくて、全面出動を必要としないと認められるときには、第２指令及び第３指令を発しないことがある。

③　水防上の注意事項

ア　水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、且つ、水防指令の発令が予測されるときは、出動しなければならない。

イ　第１指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに常に居所を明確にしておくものとする。

ウ　非常時勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。

エ　交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

オ　洪水において、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、非常時勤務者及び消防団員自身の安全は確保しなければならない。

カ　出動の際は、必要に応じ、非常時勤務者及び消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。

キ　水防作業に従事する非常時勤務者及び消防団員は、出動前によく家事を整理し万一

家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

ク　作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命令に従い、団体行動をとらなければならない。

ケ　作業中は、私語を慎み言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言動を用いてはならない。

コ　命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに作業員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるよう心掛けること。

サ　洪水時において、堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の 4 分の 3 位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。

⑶　消防団の非常配備

水防本部長（管理者）が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、ア～エの指令等により配備体制につくものとする。

①水防本部長（管理者）が自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに所轄する水防区長（富士土木事務所長）を経由して県水防本部長に報告しなければならない。

②水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合

③緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

ア　待機

待機の指令は、概ね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに指令する。

イ　準備

準備指令は、概ね河川の水位が氾濫注意（警戒）水位に達して、なお上昇のおそれがあり、且つ、出動の必要が予想されるときに発令する。

総括班長は、準備体制の必要があると認められるときは、警戒及び作業班長に指令する。

指令を受けた各方面隊長は、所属分団長に連絡し団員を所定の詰所又は適当な場所に集合させ、水防上必要な資器材の整備及び団員の配備計画にあたる。

ウ　水防巡視

総括班長は、水門又は堤防等の重要な工作物のある箇所へ派遣巡視のため一部の所属分団員を出動させ情報等の確保に努める。

エ　出動

出動の命令は概ね河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたときに発令する。又は、派遣巡視より報告を受けた総括班長が、出動の必要を認めたときは、全消防団に対して出動の指令を発する。

指令を受けた消防団員は配備計画に基づき警戒配備につくものとする。

⑷　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水地域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

6　個別対策項目別関係資料

⑸　消防団出動区域

団　　体		水　防　区　域
富士宮市消防団		富士宮市全域
第1方面隊 隊　長	富士宮市消防団1分団	咲花・大和・常磐・田中
	〃　2分団	木の花・城山・ひばりが丘・神田 浅間
	〃　3分団	高嶺・宮本・二の宮・福地・琴平 三園平・神賀・神立
	〃　4分団	貴船・松山・羽衣・神田川
	〃　5分団	阿幸地・富士見ヶ丘・日の出・瑞穂 源道寺
	〃　8分団	万野全区
第2方面隊 隊　長	〃　6分団	淀師・淀橋・青木・外神・宮原全区 青木平・外神東
	〃　7分団	大中里
	〃　9分団	野中全域
	〃　10分団	安居山全区・沼久保
	〃　11分団	黒田・貫戸・星山全区
第3方面隊 隊　長	〃　12分団	小泉1区～4区・山本・高原全区
	〃　13分団	杉田全区
	〃　14分団	小泉5区～6区・上小泉・大岩全区
	〃　15分団	村山全区・粟倉全区・舟久保 粟倉南区
第4方面隊 隊　長	〃　16分団	山宮全区
	〃　17分団	北山全区
	〃　18分団	上条上区・上条下区・馬見塚

	〃　　19分団	下条上区・下条下区・精進川全区
第5方面隊 隊　長	富士宮市消防団20分団	上井出・芝山・人穴
	〃　　21分団	猪之頭・麓・根原・富士丘
	〃　　22分団	内野・原・半野・狩宿
第6方面隊 隊　長	〃　　23分団	大鹿窪・猫沢・明光台・上柚野 下柚野・鳥並
	〃　　24分団	上稲子・下稲子
	〃　　25分団	内房第3区・第4区
	〃　　26分団	内房第1区・第2区
	〃　　27分団	長貫・上羽鮒・下羽鮒・稗久保 香葉台
	〃　　28分団	西山・大久保
計		

⑹　水防信号

水防法第 20 条（水防信号）の規定による水防信号（昭和 31 年 9 月 28 日県規則第 75 号）は次表のとおりである。

種　類	説　明		警鐘信号	サイレン信号
第一信号	準備指令	氾濫注意（警戒）水位に達したことを知らせるもの	○　休止	約5秒　約15秒　約5秒 ○―　休止　○― 約15秒　約5秒　約15秒 休止　○―　休止
第二信号	出動指令	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○	約5秒　約6秒　約5秒 ○―　休止　○― 約6秒　約5秒　約6秒 休止　○―　休止
第三信号	出動命令(居住者)	危険区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる	○―○―○―○	約10秒　約秒　約5秒 ○―　休止　○― 約6秒　約5秒　約6秒 休止　○―　休止
第四信号	避難命令	危険区域内居住者の避難のための立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分　約5秒　約1分　約5秒 ○―　休止　○―　休止
注　意	1　信号は、適切の時間継続すること。 2　必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3　危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする。			

⑺　決壊（被害情報）の通報

堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防本部長（管理者）又は消防長は、速やかに地区住民、富士土木事務所長、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

⑻　避難のための立退き

①　堤防等が破堤した又は、破堤の危機に瀕した場合には、水防法第 29 条（立退きの指示）に基づき、水防本部長（管理者）又はその命をうけた水防本部長は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を支持するものとする。

②　水防本部長（管理者）は、立退き又は準備を指示するときは遅滞なく富士宮警察署へ報告するとともに、水防区長（富士土木事務所長）を経由して県水防本部長へその旨を通知するものとする。

③　水防本部長（管理者）は富士宮警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておくものとする。

④　その他の事項は、富士宮市地域防災計画共通対策編第 3 章第 7 節によるものとし、指定避難所及び指定緊急避難場所は次のとおりとする。

6　個別対策項目別関係資料

指定避難所一覧表

地区名	地区本部	施設名	自主防災会
大宮東	第一中学校	東小学校	咲花区・大和区・瑞穂区
		第一中学校	阿幸地区（１～３、５、６町内）・日の出区
大宮中	第二中学校	第二中学校	木の花区・城山区
		大宮小学校	常磐区・神田区・浅間区
大宮西	市民文化会館	市民文化会館	福地区・神賀区・神立区・宮本区・高嶺区
		貴船小学校	貴船区・松山区・羽衣区
大宮南	西公民館	第三中学校	野中１区～４区・神田川区
		西小学校	安居山１区、２区・沼久保区
大宮北	富士宮北高等学校	富士宮北高等学校	三園平区・琴平区・二の宮区・淀師区（１、２、５～８、１０町内）・淀橋区（１～４、６、８町内）
大富士 富士見	大富士交流センター	大富士小学校	万野１区・万野３区・万野４区・万野希望区
		大富士中学校	万野２区・宮原１区・外神東区
		富士見小学校	ひばりが丘区・富士見ケ丘区・大岩３区・舞々木区
黒田	南部公民館	黒田小学校	黒田区・星山２区
		星陵高等学校	貫戸区・星山１区・高原区･高原１区・高原２区・　山本区
小泉西	富士宮東高等学校	富岳館高等学校	源道寺区・田中区
		富士宮東高等学校	上小泉区・小泉６区・大岩２区
富士根南	富士根南公民館	富士根南小学校	小泉１～５区
		富士根南中学校	杉田１～６区・大岩１区
富士根北	富士根北公民館	粟倉分校	粟倉３区
		富士根北小学校	粟倉１、２区・粟倉南区・舟久保区・村山１区（３町内）
		富士根北中学校	村山１区（１、２町内）・村山２区・村山３区・粟倉４区
富丘南	第四中学校	第四中学校	大中里区・淀橋区（５、７町内）・淀師区（３、４、９町内）
富丘北	富丘交流センター	富丘小学校	青木区・青木平区
		富士宮西高等学校	外神区・宮原区

6　個別対策項目別関係資料

地区名	地区本部	施　　設　　名	自 主 防 災 会
北　山	北　山　会　館	北山小学校	北山１区・北山２区
		北山中学校	北山３区・北山４区
		山宮小学校	山宮１区・山宮２区・山宮３区・山宮４区
上　野	上　野　会　館	上野小学校	馬見塚区・下条上区・下条下区
		上野中学校	精進川上区・精進川下区・上条上区・上条下区
白　糸	白　糸　会　館	白糸小学校	内野区・原区・半野区・狩宿区
上井出	上井出区民館	人穴小学校	人穴区
		西富士中学校	芝山区
		上井出小学校	上井出区
猪之頭	井之頭小学校	根原分校	根原区
		井之頭小学校	猪之頭区
		井之頭中学校	麓区・富士丘区
柚　野	柚 野 小 学 校	柚野小学校	大鹿窪区・猫沢区・上柚野区・下柚野区・鳥並区・明光台区
		柚野中学校	
大久保 長　貫 羽　鮒	芝　川　会　館	芝富小学校	大久保区・長貫区（砂原１、２町内、楠金）
		芝川中学校	長貫区（上長貫、橋場、川合）・上羽鮒区・下羽鮒区・香葉台区
稲　子	稲 子 小 学 校	稲子小学校	上稲子区
		下稲子公民館	下稲子区
内　房	内 房 小 学 校	内房小学校	内房区第１区・内房第２区・内房第３区・内房第４区
西　山	芝 川 Ｂ ＆ Ｇ 海洋センター	芝川Ｂ＆Ｇ 海洋センター	西山区・稗久保区

６　個別対策項目別関係資料

指定緊急避難場所一覧表

NO	施　　設　　名	所在地	地震	大規模な火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
1	東小学校	富士宮市矢立町２２７	○				○	○
2	第一中学校	富士宮市矢立町８１４	○					○
3	第二中学校	富士宮市豊町１７－１	○	○			○	○
4	城山公園	富士宮市元城町１６８９	○	○				
5	大宮小学校	富士宮市元城町２－１	○		○		○	○
6	市民文化会館	富士宮市宮町１４－２			○	○	○	○
7	神田川ふれあい広場	富士宮市宮町１－１	○					
8	富知神社境内	富士宮市朝日町１２－４	○					
9	貴船小学校	富士宮市貴船町３－３	○					○
10	第三中学校	富士宮市野中６５８	○	○			○	○
11	白尾山公園	富士宮市野中１１０３	○					
12	神田川北公園	富士宮市神田川町２４	○					
13	神田川南公園	富士宮市神田川町１８	○					
14	西小学校	富士宮市安居山３８０	○		○	○	○	○
15	富士宮北高等学校	富士宮市宮北町２３０	○	○	○		○	○
16	大富士小学校	富士宮市万野原新田３９９２	○					○
17	大富士中学校	富士宮市万野原新田４１１５－１	○					○
18	富士見小学校	富士宮市富士見ヶ丘１７９４	○			○		○
19	市営舞々木墓地	富士宮市舞々木町１０７５	○					
20	黒田小学校	富士宮市星山１０３０－２	○			○	○	○
21	星陵中学校・高等学校	富士宮市星山１０６８	○	○	○		○	○
22	山本地区避難地	富士宮市山本137-5・8、138-10	○					
23	富岳館高等学校	富士宮市弓沢町７３２	○		○	○		○

6　個別対策項目別関係資料

NO	施　　設　　名	所在地	地震	大規模な火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
24	富士宮東高等学校	富士宮市小泉１２３４	○	○				○
25	富士根南小学校	富士宮市小泉１６７５	○				○	○
26	富士根南中学校	富士宮市小泉１９９６	○		○	○	○	○
27	粟倉分校	富士宮市粟倉１８２８	○					○
28	富士根北小学校	富士宮市村山１４９９	○				○	○
29	舟久保団地市有地	富士宮市舟久保町１７－４	○					
30	富士根北中学校	富士宮市村山９３５－１	○				○	○
31	第四中学校	富士宮市穂波町１３－１	○	○				○
32	淀川北公園	富士宮市淀川町２７－１	○					
33	淀川中公園	富士宮市淀川町２３－１	○					
34	西保育園	富士宮市中里東町２９０	○					
35	大中里こども園	富士宮市大中里８３７	○					
36	富丘小学校	富士宮市淀師４８９－４	○		○	○		○
37	富士宮西高等学校	富士宮市淀師１５５０	○					○
38	外神東公園	富士宮市外神東町１１５	○					
39	北山小学校	富士宮市北山１５８２	○					○
40	北山中学校	富士宮市北山１０９２	○					○
41	山宮小学校	富士宮市山宮１５６０－１	○			○		○
42	上野小学校	富士宮市下条４０８	○				○	○
43	上野中学校	富士宮市精進川４１０	○		○	○	○	○
44	白糸小学校	富士宮市原１１１５	○				○	○
45	人穴小学校	富士宮市人穴３６２	○			○		○
46	西富士中学校	富士宮市上井出９１８－1	○					○
47	上井出小学校	富士宮市上井出１４００	○					○
48	根原分校	富士宮市根原１５５	○					○
49	井之頭小学校	富士宮市猪之頭１６８	○				○	○

６　個別対策項目別関係資料

NO	施　　設　　名	所在地	地震	大規模な火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
50	井之頭中学校	富士宮市猪之頭９９９	○		○	○	○	○
51	柚野小学校	富士宮市上柚野８８	○		○	○	○	○
52	柚野中学校	富士宮市下柚野３７１	○				○	○
53	芝富小学校	富士宮市長貫１３２３	○				○	○
54	芝川中学校	富士宮市長貫１２６７	○	○	○	○	○	○
55	稲子小学校	富士宮市上稲子８３０－１	○		○	○	○	○
56	内房小学校	富士宮市内房３９０９	○		○	○	○	○
57	芝川B&G海洋センター	富士宮市西山８５８	○			○		○
58	杉田区民センター	富士宮市杉田９５７－１０	○					
59	下稲子公民館	富士宮市下稲子１０３６－３	○					○
60	中央図書館	富士宮市宮町１３－１	○				○	
61	北山会館	富士宮市北山１５８４－１				○		
62	上野会館	富士宮市下条１４１					○	―
63	芝川公民館	富士宮市長貫１２７０－１					○	
64	宝町公園	富士宮市宝町７６０	○					
65	上井出区民館	富士宮市上井出６３１			○	○		
66	大富士交流センター	富士宮市万野原新田４１３６－６				○		
67	白糸会館	富士宮市原１１０３－１			○	○	○	
68	富士根北公民館	富士宮市粟倉３４７－１				○		
69	富士根交流センター	富士宮市大岩１６６１-１					○	
70	芝川会館	富士宮市長貫１１３１-６					○	
71	白糸自然公園	富士宮市原４３６-１					○	

○指定緊急避難場所
　災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難先。
○指定避難所
　災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設。

⑻　水防解除

水防本部長（管理者）は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令した時は、水防区長（富士土木事務所長）を経由して、県水防本部長に報告するものとする。

① 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長（管理者）が水防解除の指令をしたときとする。

② 水防作業に従事する非常時勤務者及び消防団員は、水防解除の指令があるまでは自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

③ 水防解除後は人員・資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防長へ報告すること。

④ 使用した資器材は手入れをして所定の位置に戻すとともに在庫数量等を調査して水防長へ報告すること。

9　他の水防機関との協力及び応援

⑴　水防本部長（管理者）は、水防上必要があるときは、他の水防管理者、又は市長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（水防法第２３条応援）

⑵　応援を求められた水防管理者等は自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業・行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

⑶　水防本部長（管理者）は、水防上必要があると認めるときは富士宮警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第２２条警察官の援助の要求）

⑷　災害に際しては、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。（自衛隊法第８３条）

また、水防管理者は、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第３４普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨速やかに通知する。（地域防災計画共通対策の巻Ｈ２５．６）

10　公用負担

⑴　公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。（水防法第２８条公用負担）

① 必要な土地の一時使用

② 土石、竹木、その他の資材の使用

③ 土石、竹木、その他の資材の収用

④ 車両、その他の運搬器具、又は器具の使用

⑤ 工作物、その他障害物の処分

⑵　公用負担限度委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあっては、様式一の証明書を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

⑶　公用負担の証票

公用負担の権限を行使する者は、様式二の命令書を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる者に手渡ししてから行使するものとする。

6　個別対策項目別関係資料

様 式 一

公用負担命令権限書

富士宮市　○　○　○
何　　某

上記の者に　　の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

令和　　年　　月　　日

富士宮市長　　氏　　名　　印

様 式 二

公用負担命令書

第　　号
目 的 物　　種類　　員数
負担内容　　使用　　収用　　処分

令和　　年　　月　　日

富士宮市長　　氏　　名　　印

（切取線）

受　領　書

第　　号

公用負担命令書

右受領した

令和　　年　　月　　日
氏　　名　　印

様

11　水防てん末報告

洪水等の際して水防活動を実施し、水防が終結したときは、水防長は次の事項をとりまとめ水防本部長に報告するものとする。なお、各斑所管による水防活動実施報告書は様式三とする。

また、水防本部長は様式三により水防活動実施後１０日以内に富士土木事務所長を経由し、県水防本部長に報告する。（法第４７条第２項）

⑴　水防てん末報告事項

①　天候の状況並びに警戒中の水位観測表
②　水防活動をした河川名及びその箇所
③　警戒出動及び解散命令の時刻
④　非常時勤務者及び消防団員の出動時刻及び人員
⑤　水防作業の状況
⑥　堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑦　使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
⑧　水防法第２８条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
⑨　応援の状況
⑩　居住者出動の状況
⑪　警察関係の援助の状況
⑫　現場指導の官公署氏名
⑬　立退きの状況及びそれを指示した理由
⑭　水防関係者の死傷
⑮　殊勲者及びその功績
⑯　殊勲消防団とその功績
⑰　今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

⑵　水防活動実施報告作成上の注意事項

①　水防管理団体水防活動実施報告書（様式三）

ア　水防を行った箇所ごとに作成すること。
イ　水防区長（富士土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付し、3部提出すること。
ウ　集計表は本様式を利用し、水防箇所実施欄には箇所数のみ記入すること。
エ　氾濫した場合には、箇所図（1/5,０００以上）に、はん濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

②　水防活動実施報告（様式四）

水防を実施した場合のみ様式四により翌月３日までに所管水防区に報告すること。

12　水防訓練

指定水防管理団体である富士宮市は毎年１回以上水防訓練計画に基づいて、水防訓練を行わなければならない。

なお、水防訓練計画は、水防関係機関と協議の上、その都度水防管理者が定める。

6　個別対策項目別関係資料

様式三

水防管理団体水防活動実施報告書

令和　　年　　月　　日

水防管理団体名＿＿＿＿＿＿＿＿　　作成責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>出水の概要</td><td colspan="5">川　　警戒水位　　m
雨量　　mm</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>水防実施箇所</td><td colspan="5">川　　左
右　岸　　地先　　m</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">日時</td><td colspan="5" rowspan="2">自　　月　　日　　時
至　　月　　日　　時</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員
（内女性人数）</td><td>非常時勤務者</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td>合　計</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>人
（0　人）</td><td>人
（0　人）</td><td>人
（0　人）</td><td>人
（0　人）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防作業の概要および工法</td><td colspan="5" rowspan="2">工法　　箇所　　m</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">所要経費</td><td rowspan="6">人件物件費</td><td></td><td>管理団体</td><td>県支給分</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防の結果</td><td></td><td>堤防
m</td><td>田
㎡</td><td>畑
㎡</td><td>家
戸</td><td>鉄道
m</td><td>人口
人</td><td>その他</td><td>手当</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>効果</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>被害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">非常時勤務者消防団員の出動状況</td><td colspan="7" rowspan="2"></td><td>資材費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用機材</td><td>器材費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">県の応援状況</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td>雑費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の出動状況</td><td colspan="7"></td><td colspan="2">公用負担</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">立ち退きの状況及びそれを指示した理由</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">合計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">住居者の出動状況</td><td colspan="7"></td><td rowspan="6">使用機材</td><td>かます、俵</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">水防関係者の死傷</td><td colspan="4"></td><td>万年、土俵</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">雨量水位の状況</td><td colspan="7"></td><td>なわ</td><td>kg</td><td>kg</td><td>kg</td><td>kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要</td><td colspan="4"></td><td>丸太</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">公用負担の内容</td><td colspan="7"></td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">他団体の応援状況</td><td colspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="2">水防活動に関する反省点</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">警察官の応援状況</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="7"></td><td colspan="2">備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）　1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
2 氾濫箇所図（1/5,000 以上）を添付し、氾濫区域図及び実施個所を明示すること。

様式四

水防活動実施報告書

自　　年　　月
（　　都道府県）
至　　年　　月

区　分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備　考
	団体数	活動延人数	主要資材	その他の資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
県（都道府）分 前　回　迄	―	人 ―	円	円	円					
月　分	―	―								
月　分	―	―								
月　分	―	―								
小　計	―	―								
累　計	―	―								
水防管理団体分 前　回　迄										
月　分	（　）									
月　分	（　）									
月　分	（　）									
小　計										
累　計							円	円	円	

（作業要領）

1.「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2.「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3.「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
4.「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
5.「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

■６－１－２　富士宮市水防協議会条例

昭和57年3月24日
富士宮市条例第20号

(設置)
第1条　水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、富士宮市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(平18条例23・改正)
(調査審議事項)
第2条　協議会は、水防計画の樹立その他水防に関し重要な事項を調査審議する。
(組織)
第3条　協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。
(会長の職務)
第4条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2　会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(任期)
第5条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失つた場合は、その職を失う。
3　委員の再任は、妨げない。
(会議)
第6条　協議会は、会長が招集し、会長が、会議の議長となる。
2　協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
3　協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(報酬等)
第7条　委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年富士宮市条例第12号)中、専門委員の規定を準用する。
(庶務)
第8条　協議会の庶務は、都市整備部河川課において所掌する。
(昭57条例36・平4条例5・平12条例17・平17条例7・平成19年条例31・平成25年条例12一部改正)
(委任)
第9条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
附　則(昭和57年6月30日条例第36号)
この条例は、昭和57年7月1日から施行する。
附　則(平成4年3月9日条例第5号)
この条例は、平成4年4月1日から施行する。
附　則(平成12年2月29日条例第17号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則(平成17年3月3日条例第7号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附　則(平成18年6月30日条例第23号)
この条例は、平成18年6月30日から施行する。
附　則(平成19年12月5日条例第31号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附　則（平成25年3月7日条例第12号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■６－２－１　富士宮市消防本部消防計画（抜粋）

第１章　総 則

第１節　目的

この計画は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「組織法」という。）第１条に掲げる基本理念に基づき、富士宮市の消防力を総合的に活用し、消防の目的を達成するため策定するものである。

第２節　市域の特性

（略）

第３節　基本方針

この計画の基本方針は、あらゆる災害を想定し、消防職団員の教育訓練の強化、予防・警防・救急・救助対策の推進、その他消防諸般の要求に対応するものとする。

第２章　組織計画

第１節　主旨

消防本部、消防署及び消防団の効率的な運用を図るため、消防組織の事務機構並びに部隊編成について定める。

第２節　事務機構

平常時及び非常時の事務機構は、次のとおりとする。

１　平常時

平常時における事務機構は、富士宮市消防本部の組織に関する規則（平成２２年富士宮市規則第２号、平成２２年３月１９日施行)、富士宮市消防署の組織に関する規程（平成２２年富士宮市消防本部訓令第１号、平成２２年３月２３日施行）及び富士宮市消防団の組織等に関する規則（平成４年富士宮市規則第１号）によるものとする。

２　非常時

大規模な災害が予測され、又は発生し、警防体制の強化を必要とする場合の消防本部、消防署及び消防団の事務機構は別表１によるものとする。

第３節　部隊編成

通常災害時及び非常災害時の部隊編成は、次のとおり定める。

１　通常災害（消防機関が平常時の体制で対応できる規模）

通常災害時における消防署及び消防団の部隊編成は、別表２、別表３によるものとする。

２　非常災害（消防機関が平常時の体制で対応できない規模）

非常災害時における消防署及び消防団の部隊編成は、別表４、別表５によるものとする。

第４節　本部の設置

災害時における消防活動を、円滑かつ的確に行うため、必要により消防指揮本部、現場指揮本部を設置する。

１　消防指揮本部の設置

⑴　大規模な災害が予測され、又は発生した場合は、消防長の指示により、消防本部に消防指揮本部を設置する。

⑵　消防指揮本部の長は消防長とする。

⑶　消防指揮本部に別表１に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

２　現場指揮本部の設置

⑴　設置場所は災害現場とする。

⑵　現場指揮本部長は出動部隊の運用、指揮、統制及び連絡並びに災害現場における情報の収集を行うとともに、活動方針及び防ぎょ対策を円滑に推進するため、警防規定第９条の当該指揮者が必要と認めたとき設置するものとする。

⑶　現場指揮本部長は署長とし、出動部隊を統括指揮するものとする。ただし、災害の規模等により富士宮市消防本部警防規定（平成２２年消防長決裁。以下「警防規定」という。）第８条（指揮本部長）をもって充てるものとする。

⑷　現場指揮本部に警防規定別図第１に定める「標識」をもって表示するものとする。
⑸　現場指揮本部の消防部隊編成は、別表６によるものとする。
⑹　その他、警防規定第２章第３節（指揮本部）によるほか、必要事項については、指揮本部長が決定する。

第３章　消防力等の整備計画

第１節　主旨

消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、各種の災害に的確に対応できる消防力の充実強化を図り、地域における消防の責任を果たすため、消防力の整備指針（平成１２年消防庁告示第１号）及び消防水利の基準（昭和３９年消防庁告示第７号）に基づき、消防力等の整備について定める。

第２節　消防力等の現況

整備計画を策定する基本要素とするため、現有消防力等を把握する。

１　人員（消防職員、消防団員）

⑴　消防職員の現況

ア　消防職員と消防力の整備指針との比較は、別表７による。

イ　階級別消防職員数（消防年報参照）

ウ　年齢別消防職員数（消防年報参照）

⑵　消防団員の現況

ア　消防団員の定数及び実員数（消防年報参照）

イ　消防団員配置状況（消防年報参照）

２　施設(消防庁舎、消防水利、消防通信施設等)

⑴　消防署(分署)と消防力の整備指針との比較は、別表８による。

⑵　消防本部、消防署(分署)及び消防団の名称、所在地（消防年報参照）

⑶　消防水利現況（消防年報参照）

⑷　消防通信の現況

ア 通信施設の状況（消防年報参照）

イ 無線配置状況（消防年報参照）

３　機械（消防本部、消防署及び消防団が管理している消防車両及び小型動力ポンプ等）

⑴　消防署(分署)・消防団の現有消防車両と消防力の整備指針との比較は、別表９による。

⑵　消防本部・消防署(分署)の消防車両等の配置状況（消防年報参照）

⑶　消防団の消防車両・小型動力ポンプ等の配置状況（消防年報参照）

４　資機材（消防活動に必要な各種機材）

消防署(分署)の主要装備品（消防年報参照）

第３節　現状の評価

本消防本部における現況消防力等を消防力の整備指針等と比較すると、前第２節（消防力等の現況）のとおりである。

社会の発展とともに、市街地の拡大や建築物の密集化・高層化、また、危険物・化学薬品工場等の増加、生活様式の変化に伴う災害要因の多様化、災害の大規模化が予想される現状から、これらの災害に対応するには、必ずしも十分な消防力等とは言えない。

第４節　整備の方針

本消防本部の需要に対応した消防力を確保するため、主要施策の基本方針を確立する。

富士宮市総合計画に基づき、その具体的施策として、５年単位の中期計画を作成し、行財政事情と変動する社会情勢に応じた消防力等の整備推進を図る。

１　消防職員

消防力の基幹をなす人的拡充は、近年における諸情勢下においては、早急には望めない現状である。

今後においては、教育訓練、体力錬成及び資格取得等による職員の資質の向上を促進し、また、災害の防備を優先に考えた消防体制の強化を図り、あらゆる災害に対処できる体制づくりに努める。

２　消防団員

常備化が進展した今日においても、消防団の果たす役割は極めて大である。従って人員の確保とともに、消防団施設、設備の整備充実と団員の資質の向上を図り、消防団活性化の推進を図る。

3　消防水利

消防力の整備指針・消防水利の基準に基づき、耐震性貯水槽及び消火栓の整備を図る。

4　救急・救助

救急体制として医療機関との連携を強化し、メディカルコントロール体制を推進するとともに、救急隊員の技術向上と救急救命士の育成に努め、より高度の知識、技術の向上に努める。また、救助体制としては、救助技術の高度化、特殊災害等の対応に備え、充分な事前計画及び訓練を実施し隊員の育成と救助資機材の整備を図る。

5　消防通信設備

消防の活動情報を迅速に収集分析し、的確な情報提供を行うため、消防緊急通信指令施設の整備を図る。

6　地域ぐるみの防災体制の確立

防災については、消防機関のみならず、地域住民が常に関心を持ち、基礎知識を身につけておくことが大切である。このためには、防火安全協会、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ等の防火協力団体への加入の促進、団体の育成や充実を図り、さらに、災害時の大きな力として期待される事業所自衛消防隊及び地域の自主防災組織に対し訓練指導を行い、防火意識の高揚を図ることを推進する。

第５節　消防力等の更新

消防施設、機械、資機材の更新は、それぞれ耐用年数及び使用頻度等を考慮し、逐年更新するものとする。

第６節　人員・機械の点検

消防の職務遂行に必要な人員・機械・訓練等、消防諸般の状況の点検計画について定める。

1　定期点検

定期点検は、日常点検、通常点検及び特別点検とし、点検要領は次による。

⑴　実施基準

富士宮市消防本部安全管理規程（平成２２年富士宮市消防本部訓令第３号）及び消防車両点検整備実施要領（平成２２年消防長決裁）による。

⑵ 実施事項

消防訓練礼式の基準（昭和４０年消防庁告示第１号）第２１２条（通常点検）及び第２１６条（特別点検）による。

2　現場点検

現場点検は、通常点検と災害後の現場点検とする。

⑴　通常点検

ア　交代時における人員・機械器具等の作動点検及び整備点検

イ　各課・署(分署)の月間業務計画に基づく機械器具の綿密な整備及び備品の数量点検

⑵　災害後の現場点検

消防訓練礼式の基準第２３１条（現場点検の内容）に基づく点検要領による。

3　消防団の点検

点検は次により行う。

⑴　通常点検は、毎月１回以上、分団長等が機械器具の整備について点検を行う。

⑵　現場点検及び特別点検は、消防本部、消防署の点検要領に準じて行う。

4　機械器具等の整備・点検

消防車両、その他消防機械器具等の整備・点検は、年間計画を立てて点検整備を行う。

第４章　調査計画

第１節　主旨

消防機関が災害に対処して、適切な防ぎょ活動を行うことができるよう、定期又は特別に水利施設等（地理調査を含む。）の調査について定める。

第２節　消防地理調査

消防活動をするうえでの地形、地物、道路、河川等の状況の変化について調査する。

１　調査対象は、次のものとする。

⑴　地形、地物

⑵　道路、橋りょう

⑶　河川、用水路等

⑷　建築物、工作物

⑸　その他災害防ぎょ上必要とする箇所

２　調査方法

消防職団員により、受持区域内を調査する。

３　調査項目

⑴　道路、河川、掘さく工事及びその他交通障害の状況

⑵　木造建築物密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス、放射性物質等災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所、あるいは高層建築物、大規模木造建築物等の特殊建物の状況

４　調査結果の処理

⑴　消防活動上、障害のある事項又は人命危険のある場合は、応急措置を講ずるとともに所属長に報告するものとする。

⑵　調査結果は、記録し保存するものとする。

第３節　消防水利調査

消防職員が管内水利に精通し、水利の現況を把握するため、消防署の行う水利調査について次のとおり定める。

１　水利調査は、消防水利の基準に基づき実施する。

２　水利調査は、定期的に消防特別水利調査の計画を立て実施する。

第５章　教育訓練計画

（略）

第６章　災害予防計画

第１節　主旨

予防行政を合理的に展開するため、消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。）及び富士宮市火災予防条例（平成２２年富士宮市条例第１５号。以下「火災予防条例」という。）に基づく火災予防事務の執行及び諸施策を実施し、災害の未然防止又は被害の軽減を図るため定める。

第２節　火災予防指導

火災予防の徹底を期するため、講習会、座談会等あらゆる機会をとらえて、住民等を対象として防災教育を実施し、防災に関する知識及び技術の向上を図る。

１　住民等の防火意識の高揚と協力団体を確立する。

⑴　幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成

地域の火災予防意識の高揚を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブを育成し、火災の予防及び地域ぐるみの自主防火体制の樹立を図る。

⑵　一般家庭における出火防止及び通報要領等の指導

一般家庭における出火防止のための住宅用火災警報器及び消火器等の必要性と使用方法、１１９番への通報要領等の指導の徹底を図る。

２　防火管理者の育成及び防火管理業務の指導

⑴　防火管理講習等

法第８条に定める防火管理制度は、消防行政を補完し、自主管理体制を確立する意味から極めて重要である。そのため、甲種防火管理講習を開催して防火管理者を育成し、防火管理業務の推進と強化を図る。

⑵　消防計画

防火管理者の作成する消防計画については、富士宮市地域防災計画に定める「地震対策編」を含

め、内容の充実した計画になるよう指導するとともに、事情の変化が生じた場合は、速やかに消防計画を変更させ、実情にあった運用がされるよう指導を徹底する。

⑶　消防訓練の指導

消防計画、共同防火管理協議事項及び防火管理業務計画に基づき、防火管理者等の行う消火、通報及び避難訓練については、実態に即した消防訓練が実施されるよう指導する。

⑷　定期点検報告

消防法施行令第４条の２の２（火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物）に定める防火対象物の管理について、防火対象物の定期点検報告制度を推進し、関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置促進と、住民の安全に対する意識を高める。

３　消防設備士等の指導

消防設備士及び消防設備・防火対象物点検資格者に対して、消防用設備等の設置及び維持管理について、その業務を的確に遂行するための指導をするとともに、法定講習の受講を促し、資質の向上を図る。

４　危険物施設等の保安

危険物、高圧ガス等の貯蔵取扱い事業所における火災、爆発、その他災害の発生、又は拡大を防止するための保安管理及び災害時の応急措置等教育訓練の徹底強化を図る。

５　林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護のため、山林及び地理地形等の実態を把握するとともに、関係機関と連携し、山林火災の予防や林道、防火線及び防火林等の整備を推進する。

第３節　火災予防査察

法第４条及び第１６条の５の規程に基づき、消防対象物又は危険物製造所等に立入り、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、不備欠陥事項等の是正及び火災発生の未然防止を図る。

１　実施基準

富士宮市火災予防査察規程施行要領（平成２５年消防長決裁。以下「査察要領」という。）による。

２　実施方針

⑴　火災予防査察は、査察要綱に定める基準に基づき実施し、人命危険・出火危険要因の排除、また、危険物の保安の確保及び消防用設備等の設置、維持並びに防火管理体制の強化徹底を図る。

⑵　火災予防運動に際して、延焼危険区域及び木造建築物密集地域の一般住宅等を対象とし、予防広報を兼ねた防火査察を実施する。

⑶　災害が発生したならば、人命危険、延焼拡大危険の大きな対象物等の工事期間中は、査察又は巡回を随時実施し、工事の状況及び出火防止の厳守等を確認し、災害防止の徹底を期する。

⑷　火災警報発令時等火災発生の危険が大きいときは、必要により随時立入検査を実施する。

３　違反処理の徹底

消防対象物等の関係者自らの責任において、自主的に安全を図るべき認識に立ち、法的義務の遂行、自主管理の徹底等の実効性に着目した指導を行う。また、査察の結果、法等の違反対象物については、毅然たる態度により強力に指導し、速やかに是正が図られるよう努める。

４　査察体制の強化

予防査察は、高度な技術性が要求されるため、関係法令の研鑽と検査技術の向上に努めるとともに、専従職員の養成を行い査察体制の強化を図る。

第４節　風水害等の予防

風水害時において迅速的確な災害活動を行うため、危険地域等の把握と災害の予防活動について定める。

１　事前措置

⑴　災害危険地域等の把握

ア　災害の発生が予想される地域

イ　過去における被害事例

ウ　消防対象物の分布状況及び地形等危険要因の実態

エ　排水施設、水門、土のう、その他防災対策

オ　避難路及び救護対策

カ　その他必要事項

⑵　パトロール等

河川の増水、崖崩れ等災害危険が予想されるときは、消防署及び消防団による特別パトロールにより、情報の収集を行うとともに、広報車等により災害危険地域を重点的に警戒広報するものとする。

２　関係機関等との連絡

災害の未然防止又は被害を軽減するため、関係機関及び団体との連絡を密にし、連携体制の確立を図っておくものとする。

第５節　広報広聴活動

火災予防等人命尊重を重点とした消防の広報、広聴を実施し、防災知識の普及高揚につとめ、消防行政の円滑な運営を図る。

１　広報

印刷物、報道関係及び各種イベント等により、次の事項について広報活動を実施する。

⑴　防火思想及び防火知識の普及

⑵　災害に関する情報の提供

⑶　その他消防施設等の公開

２　広報の要件

災害の予防及び災害時の広報の要件は、次によること。

⑴　現地住民の置かれている状況を正確に知らせる内容の情報であること。

⑵　市民の不安を取り除くための情報、広報提供であること。

⑶　情報提供は、発信元が確実で信頼できる情報であること。

⑷　情報提供は、その内容によりタイミングを外さないこと。

３　広聴

広聴は次の方法により実施する。

⑴　モニター制度

⑵　世論調査

⑶　防火座談会

⑷　各種研修会

⑸　その他

第７章　　警報発令伝達計画

第１節　主旨

異常気象に起因する災害を未然に防止するため、各種警報・注意報の伝達及び周知について定める。

第２節　火災警報

火災に関する警報発令の周知徹底を図り、もって、火災予防及び警防体制の万全を期する。

１　発令及び解除

消防長は、法第２２条第３項に基づき、気象状況が火災警報発令基準（富士宮市）に達したときは、火災警報を発令することができる。

解除については、気象状況が平常に復し、警戒体制の必要が無くなったときも、手続き等は発令時に準ずる。

２　警報の伝達

警防救急課長は、警防規定第２２条（火災警報）に基づき伝達するものとする。

３　住民への周知方法

警防救急課長は、火災警報の発令又は解除の住民への周知について、警防規定第２２条（火災警報）に基づき広報するものとする。

第３節　その他の警報及び注意報

１　気象官署より消防活動上障害のある各種警報及び注意報を受信したとき、 警防救急課長は消防長及び消防署長に即報するとともに、必要により関係機関及び住民に伝達するものとする。

２　前項に掲げるほか、警防規定第２１条（異常気象情報）に基づき処理するものとする。

第４節　各種警報及び注意報発表前の対策

気象官署発表前に富士宮市消防本部の観測機器が、別表１０に定める基準（静岡地方気象台が発表する注意報、警報基準）の数値を観測するとともに、警防規定第２１条（異常気象情報）に基づいた異常気象情報と判断されるとき、警防課長は、速やかに消防長及び消防署長に報告する。

第８章　情報計画

第１節　主旨

災害情報、被害情報及び消防活動に必要な情報を迅速的確に把握し、災害に対する適切な措置を講ずるため定める。

第２節　情報報告等

災害発生状況、被害状況等を迅速に把握し、適切なる措置を講ずるため、次の報告等について定める。

１　消防活動上の報告

⑴　警防規定第５３条（出動報告等）に基づく報告

⑵　富士宮市火災調査規程（平成２２年富士宮市消防本部訓令第５号）に基づく報告

⑶　富士宮市救急業務実施規程（平成２２富士宮市消防本部訓令第６号。以下「救急業務実施規程」という。）に基づく報告

⑷　救助活動に関する基準（昭和６２年消防庁告示第３号）に基づく報告。

⑸　富士宮市消防本部無線局管理運用規程（平成２７年消防長決裁。以下「無線運用規程」という。）に基づく報告。

２　組織法上の報告

組織法第４０条に基づく消防統計及び消防情報で、各報告要領に定められた様式による報告

⑴　消防統計

ア　火災等報告書

イ　業務報告書

ウ　消防年報

⑵　消防情報

ア　火災等即報

イ　救急救助事故即報

ウ　災害即報

３　他の法令上の義務等

⑴　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５１条に基づく情報の収集及び伝達

⑵　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第９条及び第２５条に基づく通報連絡の義務

４　その他、消防長が必要と認める報告等

第３節　災害時の情報収集

災害時における適切な消防活動を行うため、住民及び関係機関等より災害活動に必要なあらゆる情報収集に努める。

１　気象予報・警報に関する情報

２　災害の発生危険に関する情報（火災、自然災害、爆発等）

３　災害の発生場所及び拡大範囲

４　住民、関係機関及び消防隊の活動状況

５　被害に関する情報（死傷者発生の要因）

６　災害の拡大及び二次災害の発生危険

第４節　情報伝達

災害に関する情報を収集したときは、関係機関及び住民に区分し、それぞれの災害への対応が遅れることのないよう、正確、迅速に情報の伝達を行う。

第５節　広報

住民及び報道機関に対する災害及び被害状況等の広報活動について、必要事項を定める。

１　住民への広報

住民への広報は、人心の動揺を避け、時期を失することなく行う。

⑴　災害の予防及び心得等、平常時における防火意識の啓発情報

⑵　災害の予防警報及び注意事項等被害防止の事前対策

⑶　災害危険情報

⑷　災害防ぎょ過程における災害現場情報

⑸　その他、報道対応及び問い合わせ対応等マニュアル（平成２２年消防長決裁。以下「報道対応等マニュアル」という。）によるものとする。

２　情報の広報手段

⑴　同報無線広報

⑵　広報車等

⑶　消防信号

⑷　報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）

⑸　自主防災組織等による口頭伝達等

３　報道機関への広報

⑴　災害の種別、被害状況及び消防隊の活動状況等をとりまとめ、適宜に発表するとともに、住民等へ周知徹底の必要ある事項については協力を依頼する。

⑵　報道機関に対する広報の対応は、報道対応等マニュアルによるものとする。

⑶　情報等の発表に際しては、必要に応じ、日・時・場所を定めて、各報道機関に周知し発表する。

⑷　現場広報の責任者は、現場指揮者とする。

第６節　情報記録

情報記録は、活動及び被害状況の資料として、また今後の災害対策の資料として重要なものであるので、災害状況調査表、各報告書、記録写真等の保存をしておくものとする。

第９章　火災警防計画

第１節　主旨

この計画は、火災発生時における現有消防力の効率的運用を図り、火災防ぎょの効果をあげるため定める。

第２節　警防体制

平常時における警防活動は、警防規定によるが、非常災害発生に転進する恐れがある場合は、次によるものとする。

１　指揮本部の設置

指揮本部の設置は、第２章第４節の２（指揮本部の設置）の規定を準用する。

２　出動体制

火災出動は、次に掲げる区分とし、別に定める火災等の出動計画書（平成３年消防長決裁。以下「出動計画」という。）によるものとする。

⑴　第１出動

⑵　第２出動

⑶　第３出動

⑷　西富士出動

⑸　特命出動

⑹　特別出動

３　非常招集等

消防職団員の非常招集等について定める。

⑴　火災警報発令時

ア　消防職員

勤務時間外、休日等の職員にあっては、その所在を明らかにし、非常招集に応じられる体制を整える。

イ　消防団員
消防団長は、各分団の初動体制の確立に必要な消防団員を招集する。

⑵　大規模火災・特殊火災時
異常気象時における危険区域、危険物施設及び人命危険のある特殊建築物等の火災で、通常の警備体制では防ぎょ困難であり、また、拡大危険が予想される場合において消防職団員を招集する。

⑶　招集計画
ア　非常招集は、消防長が行う。
イ　消防署長・課長は、所属職員の招集が迅速に行われるようあらかじめ招集計画を作成し、消防長に報告する。
ウ　集結場所は、職員にあっては所属署、課又は指定した場所とし、団員にあっては所属分団詰所とする。
エ　その他、非常招集は、警防規定第６条（消防職団員の非常招集）によるものとする。

第３節　警戒

火災の発生及び拡大を防止するため、各事象に適応した警戒体制について定める。

１　火災警報発令時
消防署長は、火災警報が発令されたときには、次の事項を実施する。
⑴　火災警報発令時の広報活動を実施する。
⑵　消防車両及び資機材等の点検増強を行い、初動体制の強化を図る。
⑶　水道の断水・減水工事の中止を要請する。
⑷　火災予防条例に定める火の使用の制限事項の徹底
⑸　その他消防活動上必要な事項

２　強風・乾燥注意報発令時
火災警報発令には至らないが特別警戒の必要を認めたときは、前項を準用する。

３　断水・減水時
上水道配管工事及び地震による緊急遮断弁の作動等による断水、又は減水等が見込まれる場合は、次の事項を実施する。
⑴　断水・減水地域及びその周辺の自然水利、防火水槽等の実態把握をする。
⑵　中継防ぎょ作戦を検討する。
⑶　断水・減水区域内の出火防止広報を実施する。
⑷　緊急通水措置について関係者との協議をするものとする。
⑸　断水工事中における工事進展状況の把握及び消防隊等への周知徹底を図る。

４　飛火警戒
消防署長は、大火災時又は異常気象下の火災時においては、飛火による二次火災の警戒を実施する。
⑴　警戒
ア　消防団員は警戒隊を編成し、巡回による飛火警戒を実施する。
イ　高所見張員を適時配置する。
ウ　飛火警戒隊による住民に対する自衛措置等の指導及び広報を実施する。
⑵　警戒範囲
ア　風速５ｍ以内のときは風下５００ｍ以内
イ　風速１０ｍ以内のときは風下１，２００ｍ以内

５　特別警戒
消防署長は、異常気象時又は消防長から特に命ぜられた場合は、特別警戒を実施する。
⑴　火災警報発令時の警戒
⑵　水災警戒
⑶　地震警戒
⑷　特命特別警戒

第４節　警防計画

防ぎょ困難な消防対象物の火災を想定し、これに対応する効果的な消防戦術及びその資料とするため、警防規定第１０条（計画の樹立）に基づいた火災に関する警防計画を立て、消防活動の万全を期する。

第５節　特殊火災の防ぎょ活動

災害対応が著しく困難な特殊火災の防ぎょ活動は次による。ただし、前節の警防計画に該当する特殊建築物は除く。

１　放射性物質関係施設火災

放射性物質を保有する施設の火災においては、消防隊員及び付近住民の安全を図るとともに、隊員の放射線被爆防止を最重点とした防ぎょ活動を展開する。

⑴　初動措置

ア　先着隊指揮者は、施設の関係責任者等より、防ぎょ活動上必要な情報を収集し、出動隊員に周知伝達する。

イ　被爆防止を図るため、火災警戒区域を設定するとともに付近住民等へ広報する。

⑵　活動の基本

ア　火災現場にあっては、放射線測定器の測定結果が判明し、装備品による隊員の被爆防止が図られ、安全が確保されるまで隊員は進入してはならない。

イ　水利部署及び防ぎょ活動は、風上より行う。

ウ　放射性物質の貯蔵取扱場所に対しては、噴霧注水を原則とし、放射性物質の飛散流出を避ける。

エ　活動終了後は除洗等を徹底し、二次災害防止に努め、除洗後の汚水等の取扱いに充分注意し、安全に処理する。

２　毒劇物火災

この種の火災は、その態様が多種多様であり、災害の拡大又は二次災害に発展する危険性も高く、防ぎょに際しては、次の事項に留意する。

⑴　防ぎょ対策の基本

ア　現場活動は、毒劇物の種類及び被害状況（火災又は漏洩）を確認し、その特性を考慮し、活動手段を選定する。

イ　拡散危険のある場合は、速やかに火災警戒区域を設定する。

ウ　漏洩物の拡散防止又は発火源の排除に努める。

エ　可燃性ガス等は、延焼危険がない限り燃焼させておくことが、より安全である場合が多いことに留意する。

⑵　応急処置等

消防隊の応急処置は、施設関係者と協議し、毒劇物の危険性に適応する措置を講ずるほか、次の事項に留意する。

ア　隊員の安全確保を優先する。

イ　応急処置は風上より行う。

ウ　二次災害の発生防止に努める。

３　林野火災

一般的には、交通事情、消防水利が悪い地域で発生し、発見、通報が遅れることが予見され、指揮命令、報告の迅速を欠くこととなるので、次による火災防ぎょ等の消防活動を行い、万全を期すること。

⑴　推定延焼範囲が狭い場合

出動人員及び風向き、地形を考慮の上、装備品等を活用し、出火地点を包囲するように防ぎょする。

⑵　推定延焼範囲が広い場合

ア　現場指揮者は、常に全局面の大要を把握できる地点に位置する。

イ　各隊長は、無線連絡をとりつつ活動する。

ウ　部隊配備は、延焼方向にある集落等への防ぎょを優先する。

エ　隊員は、急変する延焼火勢に細心の注意を払う。

オ　主風、風速、地形、樹林等状況に適応した防ぎょ活動を行う。

⑶　基本的戦術

ア　延焼方向の側面から進入展開して狭撃し、火勢を抑制する。

イ　焼け跡から進入展開して、火頭を制圧する。

ウ　等高線から進入し、延焼全面に防火線を設定する。

エ　延焼斜面の反対側から進入し、尾根、稜線に防火線を設定する。

オ　谷合い沿いに部隊を集結し、これを拠点として進入展開する。

カ　迎え火により制圧する。

第６節　通信体制

火災発生時における消防業務の効率的運用を図るため定める。

１　通信体制

通信体制は、無線運用規程によるほか、次に定めるところによる。

２　平常時の通信体制

⑴　災害通報の受信等

ア　火災報知専用電話（１１９番）で火災通報を受信した場合は、火災の種別、場所、規模、程度、その他の必要事項を聴取し、復唱確認するとともに自動録音する。

イ　加入電話等により火災等を受信した場合は、火災の種別、場所、規模、程度、その他の必要事項を聴取し復唱確認する。

ウ　駆け込み通報で火災を覚知した受付勤務員等は、火災の種別、場所、規模、程度、その他の必要事項を聴取し、復唱確認するとともに、直ちに富士市・富士宮市消防指令センター（以下、「指令センター」という。）に通報する。

⑵　出動指令

ア　火災を覚知し、出動を指令する場合は、警防規定第２６条（火災出動）及び出動計画による。

イ　出動指令用語は、警防規定第２５条（出動区分）による。

ウ　消防団の出動については、出動計画による。

⑶　火災連絡

夜間、休日等における火災連絡は、消防長、消防次長、消防署長、課長、指令センター長、副センター長及び関係本部職員等に、必要に応じ通報する。

⑷　情報の伝達、収集

ア　情報の収集及び通報は、前第８章「情報計画」の規定を準用する。

イ　火災時における二次災害防止のため、必要に応じ次の機関に情報等を通報する。

(ｱ) 富士宮警察署

(ｲ) 東京電力又は中部電力

(ｳ) エルピーガス協会

(ｴ) 静岡ガス

(ｵ) その他必要とする関係機関

３　非常時の通信体制

火災が拡大し通信統制を必要とする場合は、無線運用規程による。

第７節　再燃火災防止

消火活動における鎮火後の消防対象物の再燃火災発生を防止するため、鎮火後の消防活動は、警防規定第４７条（再出火の防止）によるものとする。

第８節　警防活動報告

今後の警防技術の向上及び火災原因調査の円滑を図るため、第８章第２節情報報告等により、必要に応じ報告するものとする。

第１０章　自然災害等警防計画

第１節　主旨

この計画は、自然災害等による災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図り、円滑な災害活動を実施するため定める。

第２節　運用

自然災害等の統一的運用を図るため、この計画に定めるほか、富士宮市地域防災計画の消防計画（一般対策編）、富士宮市水防計画による。

第３節　非常招集

災害応急対策に必要な消防力の増強を図るため、消防職団員の非常招集について定める。

１　消防長は、自然災害等による被害が予想され又は発生し、必要と認める場合は、消防職員招集計画に基づき招集する。
２　消防団長は、自然災害等による被害が予想され又は発生し、必要と認める場合は、消防団員招集計画に基づき招集する。

第４節　事前措置
災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るため、災害対策基本法第５９条に基づく適切な措置を取るものとする。

第５節　本部の設置
本部の設置については、第２章第４節（本部の設置）の規定を準用する。

第６節　警戒活動
災害の種別によるそれぞれの危険箇所を巡回し、情報の収集及び応急処置を主として実施する。
１　警戒
⑴　消防長は、災害による被害が予想される場合は、職員に区域内を警戒のため巡回させ、情報の収集、その他必要な応急処置を取らせるものとする。
⑵　消防団長は、災害による被害が予想される場合は、必要な分団に対し区域内を警戒のため巡回させ、情報の収集、その他必要な応急処置を取らせるものとする。
２　警戒の基準
警戒出動（自然災害事故）は、災害による被害の発生が予想され、消防長及び消防団長が必要と認めた場合、又は、次の場合とする。
⑴　水害に対する警戒は、洪水警報発令時の時間雨量５０㎜以上を観測した場合
⑵　山崩れ、崖崩れ等の災害に対する警戒は、大雨警報発令時の時間雨量５０㎜以上を観測した場合
３　災害危険箇所
⑴　河川被害予想地域（別表１１参照）
⑵　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表⑴・⑵（別表１２参照）
⑶　土石流危険箇所一覧表（別表１３参照）

第７節　災害活動
消防長及び消防団長は、自然災害等による被害が発生した場合は、所属消防職団員を出動させ、次の事項を実施する。
１　現地調査に関すること
２　警戒に関すること
３　救出、救助に関すること
４　避難誘導に関すること
５　情報収集に関すること
６　応急処置に関すること
７　その他

第８節　通信体制
自然災害等による災害発生時の通信体制は、前第９章第６節（通信体制）の規定を準用する。

第１１章　避難計画

第１節　主旨
この計画は、火災等各種災害から住民等の身体、生命を保護し、かつ、これらの災害から地域住民等を的確に避難誘導を行うために定める。

第２節　避難勧告及び指示
大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の安全を確保するため、特に必要がある場合は、住民等に対して、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

１　市長は、避難の勧告又は指示を行うものとする。

２　消防長は、災害の進展状況により、住民等の避難のため立ち退きが必要であると判明した場合は、市長に必要な情報を通報するものとする。
３　消防長又は消防署長は、災害等の進展が急激で、人命の危険が著しく切迫し、市長が勧告あるいは指示することができない場合は、住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。なお、この場合は、事後直ちに市長に所要の報告を行うものとする。

第３節　勧告又は指示の基準

避難のための立ち退きの勧告又は指示の一般的判断基準は次による。

１　火災が延焼拡大し又はその恐れがあり、人命危険が著しく切迫していると認められている場合
２　ガス等の漏洩による大爆発の危険が予想される場合
３　その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合

第４節　勧告又は指示の伝達

災害危険地域の住民等に対する避難の勧告又は指示の伝達は次による。

１　伝達方法

住民等に対する伝達は、実情に即した方法で、迅速確実に周知徹底を図る。

⑴　同報無線広報による伝達
⑵　サイレン、警鐘等による伝達
⑶　広報車等による伝達
⑷　ラジオ、テレビ放送等による伝達
⑸　消防職団員及び自主防災組織の伝達員等による戸別の伝達

２　伝達内容

避難勧告又は指示を行う場合の伝達内容は次による。

⑴　避難の勧告又は指示者の職氏名
⑵　避難の勧告又は指示の主旨
⑶　避難場所又は施設（名称、所在地）
⑷　避難経路及び誘導方法

第５節　避難誘導

避難地・避難所の指定及び誘導方法は次による。

１　避難地・避難所は、富士宮市地域防災計画に掲げる場所のほか、避難場所として適切な場所とする。

２　避難誘導順位は、緊急に避難を必要とする地域より行う。
３　避難経路の要所又は危険箇所に、消防職団員又は関係機関の誘導員を配置する。
４　災害時要救護者を優先とし、必要により車両による搬送を行う。
５　誘導員は、ロープ、照明器具等、避難活動に必要な資機材を活用し、避難者の安全を確認する。

第６節　避難場所の警戒

避難場所の警戒については、必要に応じ消防職団員を配置する。

第１２章　救急・救助活動計画

第１節　主旨

この計画は、各種災害及び事故等による傷病者を救護又は救助し、医療機関へ安全かつ迅速に搬送を行う救急・救助活動の効率的運用を図るために定める。

第２節　運用

救急・救助活動の統一的運用を図るため、この計画に定めるほか、救急業務実施規程、集団救急事故活動計画、救助活動に関する基準（昭和６２年消防庁告示第３号。以下「救助活動基準」という。）及び山

岳救助隊運用要領による。

第３節　事前措置
　救急・救助活動の実施に際し、医療、警察、その他関係機関等との円滑な協力を得るため、各機関と平常時及び非常時に分けて、事前に協議しておくものとする。

第４節　救急・救助活動
　災害に適応した部隊運用を図るため、平常時と非常時に区分して定める。
　１　平常時
　　⑴　平常時の救急・救助活動は、救急業務実施規程、救助活動基準及び山岳救助隊運用要領により運用する。
　　⑵　火災時における出動は、出動計画により別表２の部隊の編成で出動する。
　２　非常時
　　⑴　消防長は、大規模な救急事故が発生し、又は発生の恐れがある事態が生じ、平常時の体制では対応し難いと認めるときは、別に定める集団救急事故活動計画により運用する。
　　⑵　災害現場にあっては、警察・医療機関・その他関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。

第５節　活動方針
　傷病者等多数発生時における救急・救助活動は、次によるものとする。
　１　救命活動の優先
　２　重症者の優先
　３　火災等災害現場付近の優先
　４　救急・救助効率の重視
　５　大量人命危険対象の優先

第６節　救急・救助資機材の整備
　平素より救急･救助資機材の配置､救急車及び救助工作車等の整備充実の万全を図っておくものとする。

第７節　通信体制
　非常時における通信体制は、第９章第６節第３項（非常時の通信体制）を準用する。

第８節　非常招集
　救急･救助活動が大規模に渡る場合は､事態に対応した消防職団員の非常招集を行い活動の万全を図る。

第１３章　応援・受援計画

第１節　主旨
　この計画は、当該市・町のみで対処できない災害が発生した場合の市・町及び関係機関との協力体制、また、地震等による大規模災害、特殊災害等が発生した場合の応援・受援体制について定める。

第２節　協定の締結
　組織法第３９条に基づく静岡県内外各市町村との消防相互応援協定等の締結を行う。（別表１４参照）
　１　県内の消防相互応援協定
　　⑴　静岡県消防相互応援協定書
　　⑵　富士市・富士宮市消防相互応援協定書
　２　その他の協定
　　⑴　山梨県峡南広域行政組合との消防相互応援協定書
　　⑵　富士宮市・富士五湖広域行政事務組合消防相互応援協定書
　　⑶　ガス爆発事故等防止対策に関する協定書
　　⑷　その他、消防に関係する締結書

第３節　大規模災害等による応援・受援体制

地震等の大規模な災害により被害が発生した場合は、次の各計画書に基づき応援・受援体制の的確な活動を実施する。

１　緊急消防援助隊静岡県隊応援実施計画（以下「県緊援隊応援計画」という。）

２　静岡県緊急消防援助隊受援計画（以下「県緊援隊受援計画」という。）

３　富士宮市消防本部緊急消防援助隊受援計画（平成２２年消防長決裁。以下「緊援隊受援計画」という。）

第４節　応援要請

応援要請は次による。

１　要請の基準

⑴　隣接消防機関への要請

ア　その災害が他の市・町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　災害防ぎょ等が、保有消防力では著しく困難と認める場合

ウ　特殊車両及び特殊資機材を使用することが、災害防ぎょに有効である場合

エ　上記のほか大部隊の投入を必要とする場合

⑵　県内消防機関への要請

ア　災害の拡大等により、前⑴号の消防力をもってしても、なお、消防力が不足する場合

イ　前⑴号の応援側消防機関にも災害等が発生し、応援が得られない場合

ウ　上記のほか応援を必要とする場合

⑶　大規模災害等による要請

ア　県緊援隊応援計画に基づく応援

イ　県緊援隊受援計画に基づく応援

ウ　緊援隊受援計画に基づく応援

⑷　関係機関への要請

大規模かつ特殊事故等が発生し、専門技術又は特殊資材を必要とする場合

２　要請の方法

⑴　消防相互応援協定による応援要請は、市長が応援市町村長に行うものとする。

⑵ 大規模災害等による応援要請は、県緊援隊応援計画、県緊援隊受援計画及び緊援隊受援計画に基づき行う。

⑶　関係機関等への要請は、消防長が行う。

⑷　応援の要請は、次の事項を明らかにし、各協定書及び各計画書等に基づき、速やかに行うものとする。

ア　災害の種別、災害発生日時、場所

イ　災害発生の場所及び被害の状況

ウ　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動

エ　ヘリコプター離発着場所の位置、名称

オ　応援活動に利用可能な施設の位置、名称

３　応援の受入体制

応援の受入体制は、県緊援隊受援計画又は緊援隊受援計画に基づき行う。

第５節　応援出動

応援隊の出動は次により行う。

１　応援の種別

⑴　普通応援

協定市町村に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長又は消防長の要請を待たずに出動する応援

⑵　特別応援

ア　　協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長又は消防長の要請に基づき出動する応援

イ　県緊援隊応援計画に基づき出動する応援

２　応援出動の決定等

⑴　応援の要請を受けたときは、正当の理由がない限り、応援を拒んではならない。
⑵　応援要請に応ずることができない場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。
⑶　応援隊の派遣は、発災市町村等の長からの応援要請に基づき行うものとする。ただし、災害の規模等に照らし、緊急を要し発災市町村等の長からの要請を待ついとまがないと認めて応援隊を派遣した場合は、発災市町村等の長からの要請があったものとみなす。
⑷　応援隊は、消火隊（水槽付消防ポンプ自動車２台）、救急隊（高規格救急車１台）、その他の特殊装備隊（はしご自動車１台）とする。
⑸　応援出動した場合は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
⑹　応援出動した場合は、各協定及び各応援計画等に定められた様式により、活動状況など必要な事項を、定められた方法で報告するものとする。
⑺　そのほか、県緊援隊応援計画、県緊援隊受援計画及び緊援隊受援計画を準用する。

第６節　資料の交換

消防長は、必要に応じて次に掲げる資料を相互に交換する。

１　消防力の現況
２　地水利状況図
３　危険物施設等の位置図
４　救急指定病院等の名称及び位置図
５　その他参考資料

第１４章　国民保護計画

第１節　主旨

この計画は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）に基づいた運用を定める。

第２節　運用

国民保護法第３２条の規定に基づいた国民の保護に関する基本指針を基準に作成された富士宮市国民保護計画に基づき、国民の安全を確保するため、国民の協力を得つつ、国、県及び関係機関等と協力し、的確かつ迅速に運用するものとする。

第３節　参集基準

武力攻撃事態等の発生前後において、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、富士宮市消防本部及び富士宮市消防団武力攻撃災害参集基準（平成２２年消防長決裁。以下「参集基準」という。）に基づき、初動時の緊密な連携体制を図る。

※別表略

■６－３－１　富士宮市災害時等医療救護計画

第１　目的

この計画は、富士宮市地域防災計画「地震対策編」における災害応急 対策の具体化等を推進するため、医療救護体制を確立するとともに、医 療救護活動の万全を期することを目的として策定する。

第２　計画の基本

この計画は、静岡県第４次地震被害想定に基づく人的被害に係る想定 結果を基本として医療救護の体制等を定めるものであるが、地震以外の 災害等についても、必要に応じてこの計画で定める体制により対応する。

第３　医療救護情報連絡体系

１ 静岡県災害対策本部
２ 静岡県災害対策本部東部方面本部
３ 富士宮市災害対策本部
４ 保健福祉部 情報連絡班
５ 保健福祉部 医療救護・健康支援班
６ 保健福祉部 ボランティア班
７ 救護所・歯科救護所
８ 避難所
９ 災害拠点病院
※別添略

第４　医療救護対象者の種別及び想定

医療救護の対象者を以下のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護において対応できる程度の者を除く。

１　被災により直接傷病を負った者
⑴ 重 症 患 者　生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者（クラッシュ症候群発症者を含む）
⑵ 中等症患者　治療の時間が多少遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者
⑶ 軽 症 患 者　上記以外のもので医師の治療を必要とする者
⑷ 死　亡　者
２　日常的に発生する救急患者
３　高度・特殊医療を要する在宅療養患者
⑴ 人工透析医療を要する者
⑵ 定常的な治療を要する難病患者など
⑶ 人工呼吸器等高度・特殊医療機器の装着を要する者など
４　災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
※別添略

第５　医療救護施設等

医療救護施設及びその他の関係機関（以下「医療救護関係施設」とい う。）は以下のとおりとし、市長がこれを指定する。（災害拠点病院を除 く。） また、各施設の業務取扱は、現行保険制度その他により取り扱うものとし、 それぞれの体制と役割等は、別添資料－３に定めるところによる。 なお、この計画に基づく体制整備及び医療救護活動は、富士宮市医師会 （以下「市医師会」という。）、富士宮市歯科医師会（以下「市歯科医師 会」という。）、富士宮市薬剤師会（以下「市薬剤師会」という。）等関係 団体及び自主防災組織等地域住民の協力を得て実施する。平常時からの協議

により必要に応じて協力協定を締結し、体制と役割の明確化を図る。 また、救護所の開設場所については被害の状況等により、富士宮市災害対 策本部長（以下「市本部長」という。）と市医師会と協議の上その開設場所 を適宜変更可能とする。

1　医療救護施設等

⑴　救護所

⑵　救護病院・仮設救護病院・仮設病棟

⑶　災害拠点病院

⑷　歯科救護所

※　災害拠点病院は県の指定による

2　その他関係機関

⑴　人工透析医療機関

⑵　傷病者搬送機関

第６　体制

この計画に基づく体制は、以下のとおりとする。

1　被災現場における救出

自主防災会を中心に近隣住民は救出活動を行い、傷病者に対し必要な応急処置を実施し、傷病の程度に応じて医療救護施設等に搬送する。

消防職員、消防団員は、富士宮市消防本部消防計画に基づき救出活動を行う。

2　避難所における応急救護

自主防災会又は避難所運営委員会は、避難所において傷病者に対し必要な応急処置を実施し、傷病の程度に応じて、医療救護施設等に搬送する。

3　医療救護施設等における体制

別添資料のとおり（略）

4　医療救護施設に対する医療チーム派遣要請

医療救護施設（災害拠点病院を除く。）の管理者は、静岡県医療救護計 画（以下「県医療救護計画」という。）により富士宮市災害対策本部（以 下「市災害対策本部」という。）に、医療チームの派遣要請を行う。 市災害対策本部は、ふじのくに防災情報共有システム（以下「ＦＵＪＩ ＳＡＮ」という。）に入力することにより医療チームの派遣を静岡県災害 対策本部東部方面本部（以下「県方面本部」という。）に要請する。 ＦＵＪＩＳＡＮが使用できない場合は、防災行政無線電話又は防災行政 無線ファクシミリにより県方面本部に要請を行う。 災害拠点病院の管理者（富士宮市立病院長）は、県医療救護計画により 静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）に直接医療チー ムの派遣を要請する。

5　傷病者搬送体制

⑴　救急車両の傷病者搬送体制

救急車両の傷病者搬送活動は、富士宮市消防本部消防計画に基づくものとする。

⑵　被災現場、避難所から医療救護施設等への傷病者搬送体制

救助者、自主防災会が連携し、傷病の程度に応じて医療救護施設等に搬送する。

⑶　医療救護施設からの広域搬送体制

医療救護施設から重症患者を広域搬送する場合は、救急車両により搬送する。

⑷　医療救護施設間の傷病者搬送体制

医療救護施設におけるトリアージにより、別の医療救護施設等に搬送が必要な場合には、原則として、傷病者を搬送してきた者が、適切な医療救護施設に搬送する。

⑸　広域搬送拠点（ヘリポート）への傷病者搬送体制

医療救護施設（富士宮市立病院を除く。）の管理者は、トリアージにより広域搬送が必要と判断された傷病者について、県医療救護計画_別紙６の搬送要請書により市災害対策本部に広域搬送

の要請を行う。市災害対策本部は、ＦＵＪＩＳＡＮに入力することにより広域搬送を県方面本部に要請する。

ＦＵＪＩＳＡＮが使用できない場合は、防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリにより県方面本部に要請を行う。

富士宮市立病院長は、県災害対策本部にヘリポートの確保状況を報告するとともに、ヘリコプターの配置を要請する。

医療救護施設から最寄りの臨時ヘリポートまでの傷病者の搬送は救急車両が行う。

６　医療ボランティア受入体制

保健福祉部・医療救護班は、派遣要請による医療スタッフ（応援班）以外の医療関係ボランティアの受入について、保健福祉部・災害ボランティア班と連携してこれにあたる。

第７　医薬品等及び輸血用血液の確保・供給

医療救護に必要な医薬品、医療材料、防疫用薬剤（以下「医薬品等」という。）及び輸血用血液の円滑な供給を図るため、保健福祉部　医薬材料班は、市薬剤師会の協力を得て次のとおり行動する。

１　供給の要請

⑴　医療救護施設

ア　医薬品等

医薬品等が不足した場合は、以下の措置を講ずる。

（ア）　救護病院・仮設救護病院・災害拠点病院の管理者は、医薬品卸業者に供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

（イ）　救護所・歯科救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

イ　輸血用血液

輸血用血液が不足した場合は、以下の措置を講ずる。

(ｱ) 救護病院・仮設救護病院・災害拠点病院の管理者は、県医療救護 計画に基づき、管轄の血液センターに輸血用血液の供給を要請する。 これにより確保できない場合は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

(ｲ) 救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

［参　考］　「医薬品卸業者」及び「静岡県内の血液センター」は、静岡県医療救護計画に基づき速やかに次の行動をとることが規定されている。

※　医薬品卸業者等

市町災害対策本部又は医療救護施設（救護所を除く。）の管理者か ら医薬品等の供給要請があった場合は、次により対応する。

(ｱ) 速やかにその要請に応じるものとする。

(ｲ) 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に供 給を要請する。

(ｳ) (ｲ)によっても、不足する場合は、その旨を市町災害対策本部又 は医療救護施設（救護所を除く。）の管理者に報告する。

※　静岡県内赤十字血液センター

(ｱ) 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部から輸血用血液の供給 要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。

(ｲ) 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部の供給要請に応じることが不可能な場合は、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター に要請する。

(ｳ) 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターから供給できない場 合は、日本赤十字社血液事業本部に要請する。

２　調達・あっせん

⑴　市災害対策本部

ア　医薬品等

(ｱ) 救護所・歯科救護所の管理者から医薬品等の調達の要請を受けた 場合は、市薬剤師会に調達を要請する。

(ｲ) (ｱ)において確保できない場合は、災害薬事コーディネーターに 依頼し、管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。

(ｳ) (ｱ)、(ｲ)において確保できない場合は、県方面本部に医薬品等の 調達・あっせんを要請する。

イ　輸血用血液

医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせん要請を受けた場合は、県方面本部に調達・あっせんを要請する。

⑵　市薬剤師会

市災害対策本部から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、市薬剤師会員各店舗等から調達する。

3　輸送手段

医薬品等・輸血用血液の輸送は、供給者によって行う。

輸送手段が確保できない場合は、次により対応する。

⑴　市災害対策本部

救護所・歯科救護所への輸送手段が確保できない場合は、県方面本部に輸送手段の確保を要請する。

⑵　市薬剤師会

救護所・歯科救護所への輸送手段が確保できない場合は、市災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

［参　考］　「医薬品卸業者」及び「静岡県内赤十字血液センター」は、県医療救護計画に基づき速やかに次の行動をとることが規定されている。

※　医薬品卸業者等

医療救護施設への輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

※　静岡県赤十字血液センター

医療救護施設（救護所を除く。）への輸送手段が確保できない場合は、 県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

4　薬剤師等の派遣

市災害対策本部は、救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行 う薬剤師等が確保できない場合は、市薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、 県方面本部にその旨を情報共有する。5　医薬品等救援物資の受入・分配

保健福祉部　情報連絡班は医薬品等救援物資を受け入れし、市薬剤師会の協力を得て用途別・薬効別に分類する。医薬品等救援物資の分配は保健福祉部 医療救護・健康支援班と市災害 対策本部が協議して決定し、輸送は市災害対策本部が行う。

6　医薬品等準備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された段階で、次の準備体制に入る。

⑴　市災害対策本部

管内の医薬品卸業者等に対し、在庫状況の確認及び供給体制の整備を要請する。

⑵　市薬剤師会

ア　市薬剤師会員に対し、在庫状況の確認及び供給体制の整備を要請する。

イ　在庫状況を市災害対策本部に報告する。

［参　考］　「医薬品卸業者等」は、県医療救護計画に基づき次の行動をとることが規定されている。

※　医薬品卸業者等

(ｱ)　医薬品等の在庫状況を確認し、直ちに供給体制を整える。

(ｲ)　指定されている緊急車両を確保・待機させる。

第８　医療救護活動

医療救護施設（災害拠点病院を除く）における医療救護活動は、原則として施設毎に管理者の指示により実施し、特別の指示及び医療救護活動の終了は、市本部長が管理者と協議のうえ指示するものとする。

１　クラッシュ症候群

救助者は、手足が２時間以上挟まれていて麻痺のある人はクラッシュ症候群の可能性があると判断し、直ちに富士宮市立病院に搬送する。

２　トリアージ

⑴　救出時の応急トリアージ

救助者は、被災現場においてクラッシュ症候群の恐れの確認及び傷病の程度に応じた医療救護施設の選択を行う。

⑵　避難所における応急トリアージ

自主防災会又は避難所運営委員会は、避難所において発症又は負傷した者の傷病の程度に応じた応急処置方法及び医療救護関係施設の選択を行う。

⑶　医療救護施設におけるトリアージ

各医療救護施設の管理者は、トリアージ担当者を選任し、トリアージ担当者及び補助者により、トリアージを行う。

３　医療救護処置

⑴　救出時における応急処置

救助者は、救出時において傷病者に、可能な限りの応急処置を行う。

⑵　避難所における応急処置

自主防災会又は避難所運営委員会は、避難所において応急処置が必要な傷病者に、可能な限りの応急処置を行う。

⑶　医療救護施設及びその他の関係機関における医療救護処置

別添資料（略）に定めるところによる。

４　避難所等における保健衛生活動

市災害対策本部は、避難した市民等の健康管理のため、必要に応じ以下の活動を実施する。

⑴　保健活動

保健師等を派遣し、避難した市民等に対する保健支援を行う。

⑵　精神保健衛生活動

保険福祉部 医療救護・健康支援班は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を県に要請し、共働して避難した市民等に対するストレスの軽減、精神疾患予防やその発見と早期対応を目的とした活動を行う。

⑶　口腔衛生管理活動

市歯科医師会に要請し、歯科医師による口腔衛生班を編成し、避難した市民等に対する口腔衛生指導を行う。

第９　広域連携

１　重症患者の広域搬送

救護病院及び災害拠点病院は、県医療救護計画に定められた重症患者の広域搬送体制を活用するために、発災後直ちに臨時ヘリポートを開設する。

２　人工透析医療機関広域連携

市災害対策本部は、富士宮市透析防災ネットワークと連携し、市内の人 工透析医療機関の被害状況を把握するとともに、被災状況に応じ、富士地 域の透析医療機関への受入要請や県を通じた県外透析医療機関への広域搬 送を要請する。

第１０　平常時対策

１　医療救護にかかる訓練等

市は、関係機関と連携し、総合防災訓練・地域防災訓練・その他の訓練において、以下の訓練・講習等を実施する。

⑴　医療救護施設立ち上げ訓練

⑵　地域住民へのトリアージ講習

⑶　地域住民への応急手当講習

２　医療救護施設

医療救護施設に関わる機関は、平常時において、その従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成する。

また、医療救護活動に関する訓練を実施する。

第１１　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、富士 宮市地域防災計画に基づき行動し、医療救護活動として以下の措置を講ず る。

⑴　救護所・歯科救護所

市は、発災後の被害状況に応じて、速やかに救護所・歯科救護所を立ち上げ医療チームが医療救護活動を開始できるように準備する。市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会は、別で定める基準により発災後速やかに医療救護活動を開始できるように準備する。

⑵　他の医療救護施設

当該施設の管理者は、当該施設毎に定める地震応急計画に基づく活動を開始すると同時に、発災後速やかに医療救護計画に基づく医療救護活 動を開始できるように準備を行う。

⑶　人工透析医療機関

当該施設の管理者は、透析用医療機器の転倒・落下防止などの措置を講じ、災害発生後の治療体制の確保に努める。

富士宮市立病院長は、クラッシュ症候群の受入体制を整える。

⑷　自主防災会

自主防災会は、地域の要配慮者への声かけや避難の準備と、発災後の傷病者搬送に備える。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時に引き続き、発災に備 え準備する。

第１２　富士宮市避難行動要支援者避難支援計画との連携

障がい者や高齢者など、災害時に自力では避難することが難しい者（要配 慮者）については、別で定める 富士宮市避難行動要支援者避難支援計画における個別避難計画により支援 内容を定めるものとする。

※別表略

第Ⅰ編総　論

第１章　応急対策総論

１．目的及び基本方針

この要領は、東海地震及び南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合、あるいは事故等を原因として水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合において、応急給水及び応急復旧活動を迅速・的確に実施できる体制を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図るために、水道事業者等が講ずべき具体的な役割及び対応を定めるものである。

また、この要領の対象とする区域は、本市行政区域の全域とする。

○応急給水・復旧活動の体制作り
○迅速な平常給水への回復
○飲料水の確保
→ 『 市民生活の安定の確保 』

2. 計画の位置付け

富士宮市水道事業応急対策要領は「富士宮市地域防災計画」、「静岡県地域防災計画」、「災害時相互応援計画（日本水道協会静岡県支部)」に相互対応したものであるが、一方で各種災害に対して水道事業として独自の体制を構築するものである。

富士宮市水道事業応急対策要領と他の関連計画、組織との関係を下記に示す。

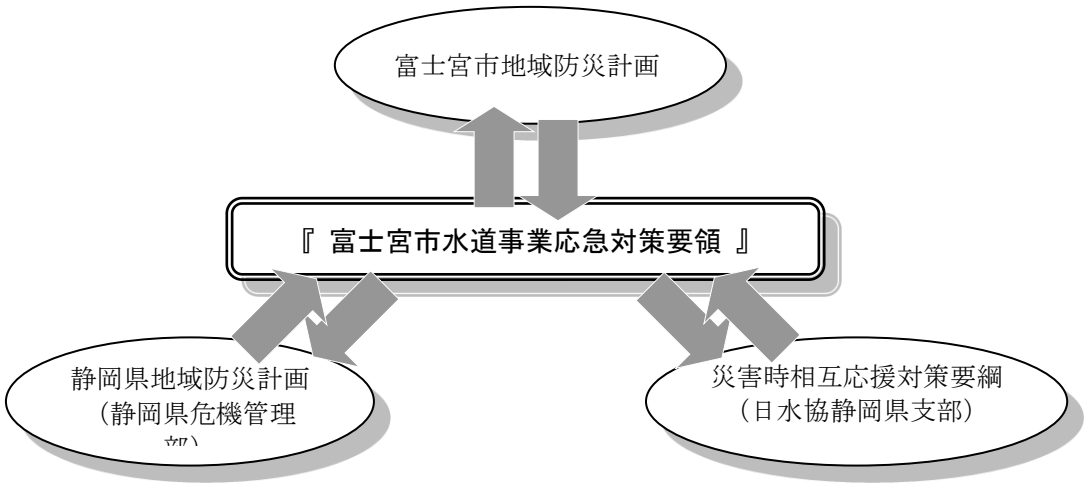

応急対策要領の位置付け

第２章　対象範囲と構成

1. 応急対策要領の対象範囲

本応急対策要領では、地震及び水質事故における応急給水・応急復旧計画を中心にまとめるが、その他の災害や事故に対しても基本となる組織体制や応急対策は共通するものとして記載している。

本市において、発生する可能性がある自然災害及び事故は以下のものが考えられる。

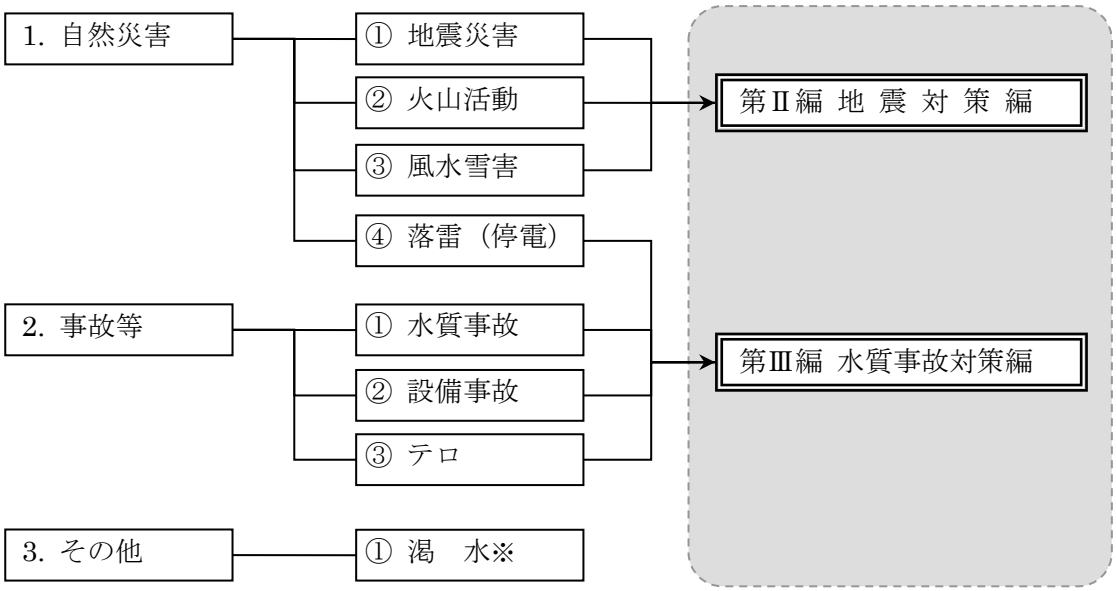

※「渇水」は応急対策までに、ある程度の準備期間が確保できることから、他の突発的な災害・事故と性質が異なるものとして、本対策要領の対象範囲としない。

本市で想定される災害と応急対策要領の対応状況

2. 応急対策要領の構成

本応急対策要領の構成は、第Ⅰ編で総論、第Ⅱ編を地震対策編、第Ⅲ編を水質事故対策編とし、共通する資料や様式等を第Ⅳ編で整理している。

また、給水停止に対する応急給水活動内容や、報告様式など第Ⅱ編と第Ⅲ編で対策が同じとなる項目については共通化を図る。

Ⅱ編とⅢ編の各記載項目の関係を下表にまとめる。丸印（●及び○）は各災害種別に対して本対策要領において記載している項目を示す。

Ⅱ～Ⅲ編を通じて共通した項目については「●」印で表し、第Ⅱ編で詳しく記載し、第Ⅲ編では「第Ⅱ編に準ずる」等としている。個別で内容を記載している項目については「○」印で表している。

各災害･事故における本計画の記載内容

災害種別 / 記載項目	Ⅱ編 地震災害	Ⅲ編 水質事故	備　考（○について）
被害想定	○	○	種類が異なる
平常時対策（教育及び広報）	○	○	判断基準や内容が異なる
災害警戒本部の設置	●	－	
災害対策本部の設置	○	○	設置基準等が異なる
応急給水活動	●	●	
応急復旧活動	○	○	活動内容は異なる
応援受け入れ体制	●	●	
資料、様式等	●	●	第Ⅳ編で整理

※ 丸印は本計画における各災害・事故の記載項目（●：共通、○：個々に記載）

第Ⅱ編　　地震対策編

第１章　被害想定

1. 全般的被害想定

富士宮市の地質は砂礫層、礫質粘土層、その他洪積層で形成されているが､本市の地震危険度図により被害を想定する（富士宮市地域防災計画参照）と、比較的岩盤地帯のため、地震危険度は少ないと思われるが、淀川町、浅間町、神田川町、田中町方面は地盤が軟弱であり、昭和 40 年の静岡地震では相当の被害があった。

また、平成 23 年 3 月 15 日の静岡県東部の地震においては、震度 6 強の地震を記録し、家屋の倒壊はないものの屋根瓦の崩落やブロック塀の倒壊が確認された。

道路部においては､舗装面の亀裂が生じ､その他長時間の停電及び電話回線の途絶が確認された。幸い水道の破裂等においては、小規模な給水管の漏水等が確認されただけであった。

なお、大規模地震が発生した場合（静岡県第 4 次地震被害想定より最大震度 6 強が本市では想定される。）には、全般的に次のような被害が想定される。

① 山崩れ、崖崩れ
② 道路の寸断
③ 家屋の倒壊
④ 停電及び電話の途絶
⑤ 水道管の破裂に伴う飲料水の欠乏

※昭和 40 年の静岡地震

静岡市付近 M6.4 大谷地震、久能沖地震ともいわれる。午後 5 時 25 分発生、震源地は有度山北側、深さ 10 キロ。静岡で震度 6、熱海、下田、三島、沼津、御殿場、興津などで震度 4、御前崎、伊東など震度 3(いずれも旧震度)であった。

※平成 23 年の静岡県東部の地震

平成 23 年 3 月 15 日 午後 10 時 31 分発生 静岡県東部(富士山南西山腹) 深さ 14Km　**M6.4 最大震度 6 強**　静岡・富士宮、 **震度 5 強** 山梨・忍野村、山中湖村、富士河口湖町であった。

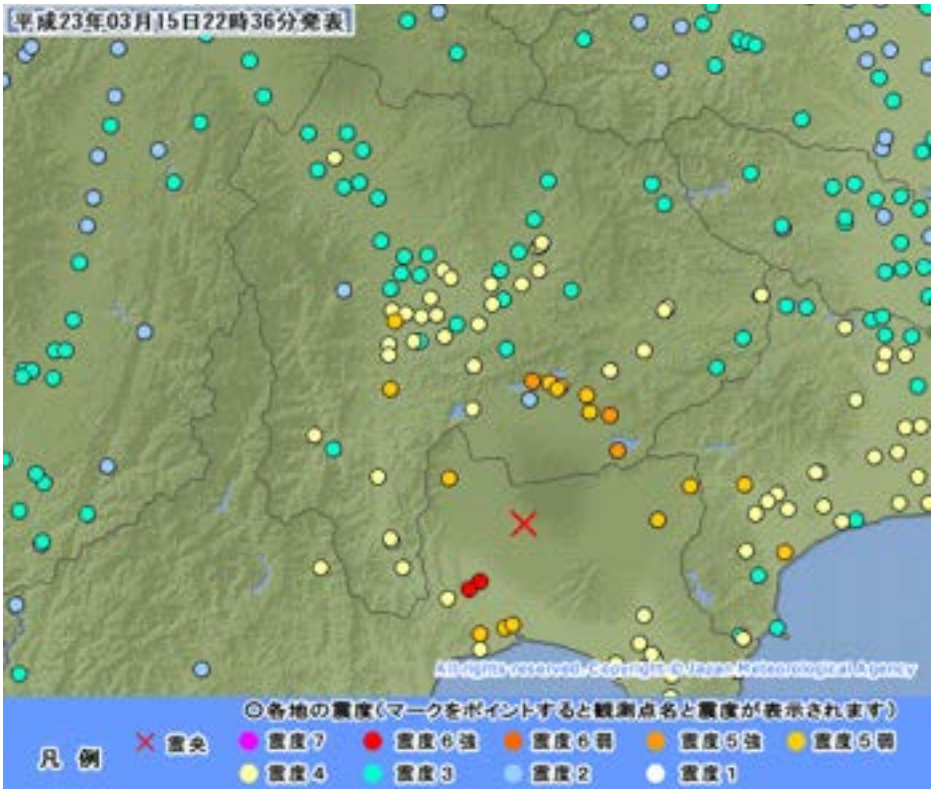

平成 23 年 3 月 15 日 午後 10 時 31 分発生 静岡県東部　震源：栗倉

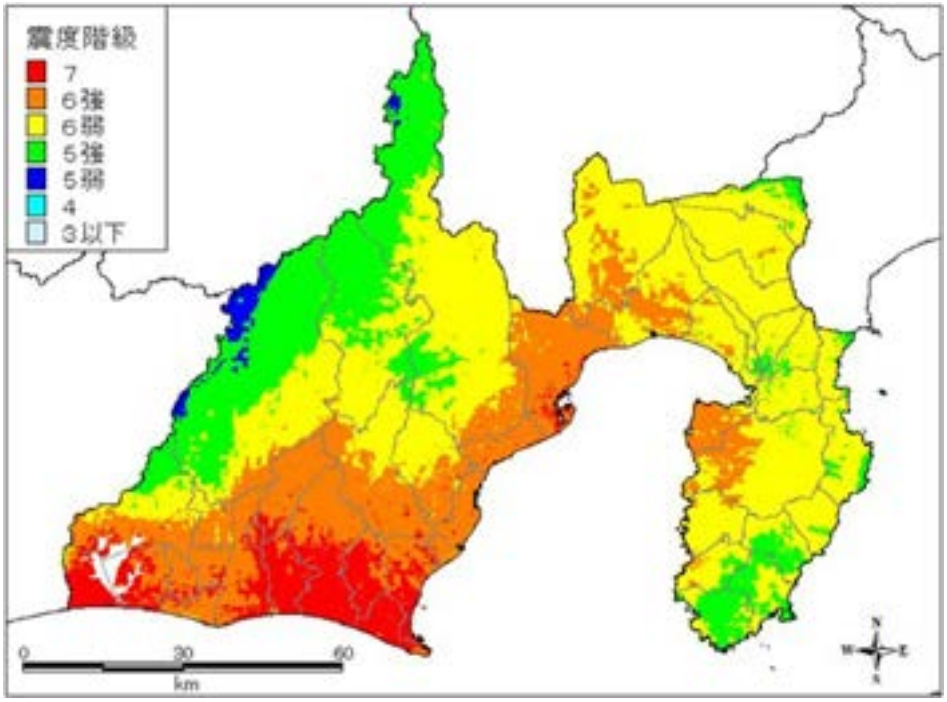

第 4 次被害想定(東側ケースの場合)
※東部エリア最大震度を採用

2. 水道施設の被害想定

(1)椿沢水源関係

a. 取水

椿沢水源は、取水量 14,430 ㎥/日の能力を持った水源である。

大規模地震が発生した場合、平成 23 年 3 月 15 日発生の静岡県東部の地震時に見られたように、湧出量の減少及び枯渇が懸念される。

また、水源西側は高さ 10m 程の転石交り礫層の急斜面になっており、この斜面の崩壊による部分的な施設の被害、一時的な原水の濁りなどの発生が予想される。

b. 送水管

大石寺減圧槽、貫間配水池、宮原配水池等を経由し大宮配水池に至る送水管（φ400 ㎜ L=3,200m、φ350 ㎜ L=1,750m、φ300 ㎜ L=5,130m）については、芝川、潤井川、足取川及び拾石沢等の横断箇所があるが、現在更新事業を進めており近い将来耐震管路が整備される見通しである。

c. 滅菌設備

耐震構造であるため、倒壊しないと思われるが、注入設備及び配管等に破損が生じると考えられ、次亜塩素酸ナトリウム液の漏洩があると思われる。しかし、建築物内に防液堤が設置されているため、外部漏れは防止できるものと予想される。

また、各施設に中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備し、被害を最小限に止められると予想される。

d. 機械電気設備

機械設備については、配管継手部分の折損等軽微な被害と思われる。電気設備は、停電の際ポンプ作動が可能となる自家用発電設備が設置されており、比較的安全と予想される。

e. 配水池

主要な配水池は、「2009 年の水道施設耐震工法指針」の改定に伴い、平成 22 年策定の耐震化計画に基づき、重要拠点施設から耐震性能の再確認を実施した結果、耐震性能Ｌ２を確保していることが確認された。よって躯体そのものが崩壊することはないと思われるが、各配水池に付属する流出入管の継手部分に被害が生じ、かなりの漏水があるものと予想されるため、バルブ操作を早急に行い、貯水量の確保に努める必要がある。なお、貫間配水池、宮原配水池には、緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はないと予想される。

(2) 北山水源関係

a. 取水

北山水源は、取水量 17,970 ㎥/日の能力を持った水源である。

過去の大地震においても、芝川の流水が枯渇したという記録はないので、取水については、心配ないと思われる。しかし、芝川の上流部で、周辺の小河川が山合いからいくつか合流しているので、地震発生時にこれら小河川からの泥流等による原水の濁りが予想される。

b. 導水管

内野取水場から北山浄水場までの導水管(φ500 ㎜ L=3,717m)は管路の途中に猪之窪川、潤井川、竹沢等の横断箇所があるが、平成２８年度から令和２年度にかけて更新事業を実施し耐震管路が整備されたため、導水管での被害は軽微なものと判断される。

c. 浄水施設

北山浄水場は、日量 16,500 ㎥のろ過能力を持っており、主要施設は、1,200 ㎡（50m×24m）のろ過池 8 池と浄水池(2,000 ㎥ 1 池、1,000 ㎥ 1 池）等がある。

これらの施設は、平成 23 年に 2,000 ㎥の浄水池について耐震診断を行い、耐震性能 L2 をクリアしていることが確認されている。

また、浄水池（1,000 ㎥）及びろ過池については、今後耐震診断を実施し想定される対策を講ずる必要性がある。

d. 送水管

北山浄水場から第 1 配水池（φ500 ㎜ L=1,108m）第 1 配水池から第 2 配水池(φ450 ㎜ L=2,745m)及び第 2 配水池から第 3 配水池(φ250 ㎜ L=1,395m)までの送水管路は、大久保沢等の野渓の横断がいくつかあるので、これら 3 箇所の一部に被害が予想される。

e. 滅菌設備

耐震構造であるため、倒壊しないと思われるが、注入設備及び配管等に破損が生じると考えられ、次亜塩素酸ナトリウム液の漏洩があると思われる。しかし、建築物内に防液堤が設置されているため、外部洩れは防止できるものと予想される。

また、中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備し、被害を最小限に止められると予想される。

f. 機械電気設備

機械設備については、配管継手部分の折損等軽微な被害と思われる。電気設備は、比較的安全と予想される。

g. 配水施設

第 1～第 3 配水池、第 1～第 9 減圧槽、湯沢配水池、万野配水池等の主要な配水池は、第 1 次耐震診断(昭和 59 年～平成 14 年)で問題なしという結果が出ていたが、2009 年改訂された「水道施設耐震工法指針」を基に、平成 22 年度に実施した簡易診断では、躯体の老朽化及び流出入管が CIP 等により布設されているなどの理由より、想定した被害を上回る結果となった。

このことにより、早期に耐震化を実施する必要があるものと判断されるため、現在、平成 22 年度に策定された耐震化計画に基づき詳細診断を実施し順次耐震補強を実施している。

想定被害は、躯体そのものが崩壊することはないが、各配水池に付属する流出入管の継手部分に被害が生じ、かなりの漏水があるものと思われるので、バルブ操作を早急に行い、貯水量の確保に努める必要がある。

なお、湯沢配水池、第 1 配水池、第 2 配水池、第 3 配水池、第 3 減圧槽、第 6 減圧槽、万野配水池には、緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はないと予想される。

⑶ 大宮水源関係

a. 取水

大宮水源は、取水量 2,500 ㎥／日の能力を持った水源であり、この水源は過去の大地震によっても湧出量、水質等の著しい変化はなく心配はないと思われる。しかし、一時的な原水の濁りが予想される。

(平成 23 年 3 月 15 日の静岡県東部の地震では、濁度が 9 時間程度 1.0 ㎎/ℓ以上続いた。)

b. 送水管

水源から大宮配水池まで、県道富士宮富士公園線内に送水管(φ350 ㎜ L=1,043m)が埋設されており、地盤が強固のため、比較的被害が少ないと予想される。

c. 滅菌設備

平成 28 年度に更新したことに伴い、倒壊しないと思われ、注入設備及び配管等に破損が生じても軽微なものと考えられる。

次亜塩素酸ナトリウム液の漏洩があると思われるが、建築物内に防液堤が設置されているため外部洩れは防止できるものと予想される。

また、中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備し、被害を最小限に止められると予想される。

d. 機械電気設備

機械設備については、配管継手部分の折損等の軽微な被害と思われる。停電の際にはポンプを手動で作動させることができる。

e. 配水池

大宮配水池については、平成 24 年新配水池(SUS 製 V=5,000 ㎥)が供用となったことに伴い、耐震性能 L2 を確保した施設となった。

また、流出入管については、耐震継手管(NS 形ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管)を採用しているため、被害想定としては、軽微と予想される。

なお、緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はなく、貯水容量も確保できる。

よって、施設の被害想定は軽微と予想される。

⑷ 水椚水源及び大中里第 2 水源関係

a. 取水

水椚水源は、取水量 19,510 ㎥/日、大中里第 2 水源は、取水量 2,000 ㎥/日の能力を持った水源であり、比較的安定しており地震発生の際にも心配ないと予想される。

b. 送水管

水椚水源から大宮配水池（φ300 ㎜ L=2,067m）大中里第 2 着水井（φ400 ㎜ L=3,839m）宮原第 2 配水池（φ500 ㎜ L=1,862m）大中里第 2 着水井から大中里第 2 配水池（φ300 ㎜ L=723m）大中里第 2 配水池から野中配水池(φ400 ㎜ L=880m) 野中配水池から黒田配水池(φ400 ㎜ L=63m、φ300 ㎜ L=2,974m)のそれぞれの送水管は耐震化されており、比較的被害が少ないと予想される。

c. 滅菌設備

平成 27 年に更新され耐震構造であるため倒壊しないと思われるが、注入設備及び配管等に破損が生じても軽微なものと考えられる。次亜塩素酸ナトリウム液の漏洩があると思われるが、滅菌室全体が防液堤になっているため外部洩れは防止できるものと予想される。

また、中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備し、被害を最小限に止められると予想される。

d. 機械電気設備

機械設備については耐震化されており被害は少ないと思われる。電気設備は、停電の際ポンプ作動が可能となる自家用発電設備が設置されており、比較的安全と予想される。

e. 配水池

各配水池は、第 1 次耐震診断(昭和 59 年～平成 14 年)で問題なしという結果が出ていたが、2009 年改訂された「水道施設耐震工法指針」を基に、平成 22 年度に実施した簡易診断では、躯体の老朽化及び流出入管が CIP 等により布設されているなどの理由より、想定した被害を上回る結果となった。

このことにより、早期に耐震化を実施する必要があるものと判断されるため、現在、平成 22 年度に策定された耐震化計画に基づき詳細診断を実施し順次耐震補強を実施している。詳細診断及び建設時期による設計指針より大中里第 2 配水池・宮原第 2 配水池・大宮配水池は耐震基

準を満たしていることが確認され、また黒田配水池は耐震補強済みである。なお、野中配水池は、詳細診断により内槽空時に杭基礎杭頭せん断応力のみレベル２地震動で NG となるもので、実運用上の問題はない。

各配水池は、緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はないと予想され、躯体そのものが崩壊することはないと思われる。

(5) 大中里第１水源関係

a. 取水

大中里第 1 水源は、取水量 2,800 ㎥／日の能力を持った水源であり、地震発生の際にも心配ないと予想される。

b. 導水管

水源から大中里第１配水池までの導水管(φ200 ㎜ L=280m）は、河川等の横断箇所がないので比較的被害が少ないと予想される。

c. 滅菌設備

耐震構造であるため倒壊しないと思われるが、注入設備及び配管等に破損が生じると考えられ、次亜塩素酸ナトリウム液の漏洩があると思われる。しかし、建築物内に防液堤が設置されているため、外部洩れは防止できるものと予想される。

また、中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備し、被害を最小限に止められると予想される。

d. 機械電気設備

機械設備については、配管継手部分の折損等軽微な被害と予想される。

e. 配水池

配水池については、第 1 次耐震診断(昭和 59 年～平成 14 年)で問題なしという結果であったが、「2009 年改定の水道施設耐震工法指針」の改訂に伴い、平成 22 年度策定の耐震計画に基づき、詳細診断を行ったところ、NG 判定となったことにより、更新そのものの検討を行った。躯体そのものが倒壊することはないと思われるが、配水池に付属する流出入管の継手部分に被害が生じ、かなりの漏水があるものと思われる。ただし、配水池には緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はないと予想される。

(6) 淀師水源関係

a. 取水

淀師水源は、取水量 3,000 ㎥／日の能力を持った水源であり、地震発生の際にも心配ないと予想される。

b. 滅菌設備

耐震構造であるため倒壊しないと思われる、また、次亜塩素酸ナトリウム液貯留タンクを低床化することにより、薬液タンクの転倒防止を施しているため、また、注入設備および配管等についても注入点まで軟質のブレードホースを使用しているので被害も軽微なものと思われる。

なお、建築物内に防液堤が設置されているため、外部洩れは防止できるものと予想され、万が一漏洩した場合は、中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備しているので、被害を最小限に止められると予想される。

c. 機械電気設備

機械電気設備については、停電時に対応するための自家用発電設備を設置してあり、比較的安全と予想される。

d. 配水池

淀師配水池については、平成 25 年度耐震補強工事を実施し、L2 の耐震性能を確保したことにより、十分な水量の確保が可能であると判断される。なお、場内の配水管及び流出管は、耐震管であることから被害が最小限と思われる。なお、配水池には、緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はないと予想される。

(7) 杉田第１水源及び杉田第２水源

a. 取水

両水源は共に取水量 1,000 ㎥／日の能力を持った水源であり、地震発生の際にも心配ないと

予想される。

b. 導水管

杉田第 1 水源から杉田第 1 配水池までの導水管(φ150 ㎜ L＝202m) 及び杉田第 2 水源から杉田第 2 配水池までの導水管 (φ150 ㎜ L=74m) については、比較的被害が少ないと予想される。

c. 滅菌設備

耐震構造であるため倒壊しないと思われる、また、次亜塩素酸ナトリウム液貯留タンクを低床化することにより、薬液タンクの転倒防止を施しているが、注入設備及び配管等についても軟質のブレードホースを使用しているため、被害も軽微なものと思われる。

なお、建築物内に防液堤が設置されているので外部洩れは防止できるものと予想され、万が一漏洩した場合は、中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備しているので、被害を最小限に止められると予想される。

d. 機械電気設備

両水源共に機械電気設備については、自家用発電設備が設置されているため比較的安全と予想される。

e. 配水池

両配水池共に、第 1 次耐震診断(昭和 59 年～平成 14 年)で問題なしという結果が出ているが、「2009 年改定の水道施設耐震工法指針」の改訂に伴い、平成 22 年度策定の耐震計画に基づき、平成 26 年度に詳細診断を行ったところ、杉田第 1 配水池は耐震性能 L2 を確保していることが確認された。しかし杉田第 2 配水池については、補強が必要と判断されたため、平成 27・28 年に耐震補強を実施した。よって、被害は軽微なものと想定され、また、緊急遮断弁についても更新済みであることから、十分な水量を確保できるものと判断される。

(8) その他の水源

a. 水源

貫間水源（取水量 2,100 ㎥／日)、小泉水源(取水量 800 ㎥／日)、笹峯水源（取水量 870 ㎥／日)、上井出第 1 水源（取水量 730 ㎥／日)、上井出第 2 水源（取水量 800 ㎥／日)、村山水源(取水量 500 ㎥／日)、猪之頭第 2 水源（取水量 800 ㎥／日)、根原水源（取水量 110 ㎥／日)、柚野第 1 水源（取水量 1,480 ㎥／日)、西山水源（取水量 1,110 ㎥／日)、内房水源（取水量 280 ㎥／日）については、地震の際心配ないと思われる。また、足形取水口(取水量 2,160 ㎥／日)、芝川水源(取水量 850 ㎥／日)、桂林第 2 水源（取水量 1,650 ㎥／日）については、一時的な原水の濁りが予想される。

b. 導水管

足形取水口から上井出浄水場までの導水管(φ250mmL=3,730m）はヒューム管であるため、被害が大きいと思われる。

その他の水源の導水管については、比較的被害が少ないと予想される。

c. 送水管

送水管については、被害は比較的少ないと予想される。

d. 滅菌設備

上井出、猪之頭、白糸地区については、次亜塩素酸ナトリウム液の漏洩があると思われるが、小規模でありまた、貯留タンクを低床化及び転倒防止策等施しているため、大きな被害にはならないと思われる。その他の滅菌設備は、耐震構造であり注入設備及び配管等は補強されている。また、防液堤が設置されているため次亜塩素酸ナトリウム液の外部洩れは防止できるものと予想される。

また、各施設に中和剤(結晶チオ酸ナトリウム)を配備し、被害を最小限に止められると予想される。

e. 機械電気設備

各水源共に機械設備及び電気設備は比較的安全であると予想される。

f. 配水池

小泉、西原等の配水池については、それぞれ第 1 次耐震診断(昭和 59 年～平成 14 年)で問題なしという結果が出ているが、「2009 年改定の水道施設耐震工法指針」の改訂に伴い、平成 22 年度策定の耐震計画に基づき、平成 26・27 年に詳細診断を行ったところ、共に耐震性能 L2 を確保

していること、また、貫間及び湯沢配水池においては、平成 24 年度実施耐震診断の結果、耐震性能 L2 を確保していることが確認された。

その他柚野配水池、内房配水池及び西山送水ポンプ場など現行の耐震基準により建設された施設については、被害自体が軽微なものと想定される。

ただし、流出入管の継手部の緩みによる漏水などの軽微な被害を生じると想定される。

小泉、西原、笹峯、上井出、貫間、湯沢の配水池には緊急遮断弁を設置してあるので漏水の心配はないと予想される。

また、上記以外の施設についても「2009 年改定の水道施設耐震工法指針」の改訂に伴い、平成 22 年度策定の耐震計画に基づき、耐震性能の再確認及び早期確保を目標とし、耐震性能の確保が困難である施設を耐震基準内の施設とすることを課題とする。

3. 断水区域及び断水人口

導・送・配水管について、各想定に加え、耐震性・経年等の条件より、行政区域内の全域において断水による影響が生じることが想定される。

行政区域内人口 135,679 人（平成 24 年 4 月 1 日:富士宮市水道事業認可取得時）

第２章　平常時対策

警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練について定める。

1. 職員に対する教育及び訓練

担当職員に対して常に地震の発生時に対処でき得る知識と処置方法の教育と訓練を実施する。

(1)教育

① 想定される大規模地震の知識
② 警戒宣言及び地震予知情報に関する知識
③ 地震による水道施設の被害想定
④ 警戒宣言時における職務分担の徹底及び行動の指針
⑤ 復旧活動と給水活動の対応

(2)訓練

① 出動訓練
② 情報の伝達訓練
③ 施設の点検訓練
④ 給水訓練
⑤ 応急復旧訓練

(3)実施時期

① 定期の教育、訓練は年１回以上
② 随時の教育、訓練は必要に応じて実施

2. 市民に対する広報及び訓練

(1)市民への広報

①各水道施設の現状と復旧計画、給水方法の周知
②飲料水の確保等

(2)富士宮市地域防災計画による訓練（市民対象）及び訓練への協力

① 給水車及び応急給水拠点施設からの給水、ポリタンク・保存容器等の受水訓練等

第３章　地震災害警戒本部の設置

1. 警戒宣言発令下における水道部組織表

警戒宣言が発令されてから地震災害が発生するまでの間、又は警戒宣言が解除されるまでの間の応急対策について定める。

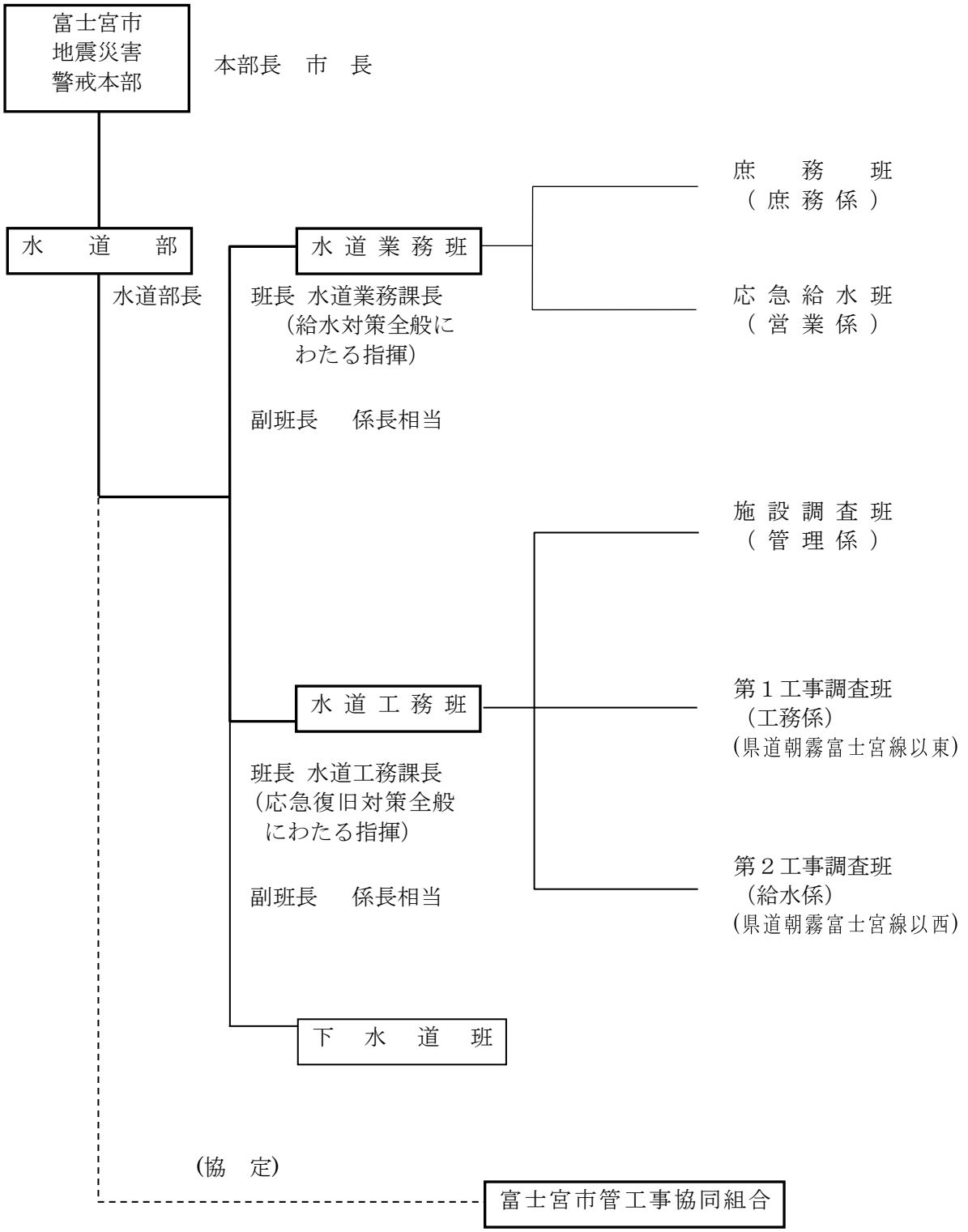

2. 地震災害警戒本部水道部事務分掌

NO	対　応	目　的	事 務 分 掌
1	水　道　部　長	統率・指揮	・　応急対策方針の確認 ・　関係各部所の調整 ・　対策事項の検討 ・　水道における災害対策の方針決定
2	水 道 業 務 班 （庶務・営業係）	初動体制の円滑	・　情報の収集 ・　他班との連絡調整を図る ・　応急給水活動表により給水車を確保するとともに、給水機器の点検、確認をし、運搬給水に備える（第 4 章 3（6）） ・　備蓄資機材の点検を行う ・　その他水道業務班が必要とする業務を行う
3	水 道 工 務 班 （管理･工務･給水係）	水道施設の保安 水量確保	・　作業車両、作業用機器等の点検配備を行う ・　水道施設の保安及び水確保のため施設を巡視する ・　富士宮市管工事協同組合に対して、施工中の工事については、仮復旧を指示し、人員、保有資材等の確保の協力要請をする ・　水道部業務無線及び携帯電話の点検を行う ・　必要資機材、燃料等を確保するために手配をする ・　その他水道工務班が必要とする業務

3. 緊急貯水に係る行動規範

警戒宣言が発令されると、各家庭で一斉に貯水を始めることから、各配水池の水位の低下を防ぐため、水道工務班は次の業務を行う。

(1) 北山及び上井出浄水場

○ 各ろ過池の水位が低下している場合、原水流入を確認のうえ原水の取水量を調整し、ろ過池を満水の状態に保ち、原水の貯水量を最大にする。また、汚砂削取作業等で休止中のろ過池は、迅速に作業を終了し貯水する。

○ 各配水池及び浄水池の貯水量を最大にするため、ろ過量（浄水量）を水質状況に応じ増加すると共に管末での残留塩素が 0.2mg/L 以上となるよう滅菌機を操作する。

(2) 緊急貯水に係わる水道施設操作

○ 配水本管のバルブ操作により満水にするように調整する。

○ 各水源の揚水量を最大にし、揚水ポンプの運転停止状態を調整して、配水池を満水状態に保持する。

○ 自家用発電設備のある水源等（大中里第 2、笹峯、大宮、杉田第 1、杉田第 2、淀師、水椚、上井出第 1、貫間、椿沢、北山、宮内）へ「災害時における燃料の供給協力に関する協定」に基づき市内協力店に依頼し、燃料（軽油）を補給する。

※燃料補給については、市「災害時における燃料の供給に関する協定」に基づく。

第 4 章　災害対策本部の設置

1. 災害対策本部水道部組織表

地震発生後における水道部、その他給水対策関係機関等の応急対策が遅滞なく、確実に遂行できるよう、組織、要因の確保、活動の概要等を明確に定める。

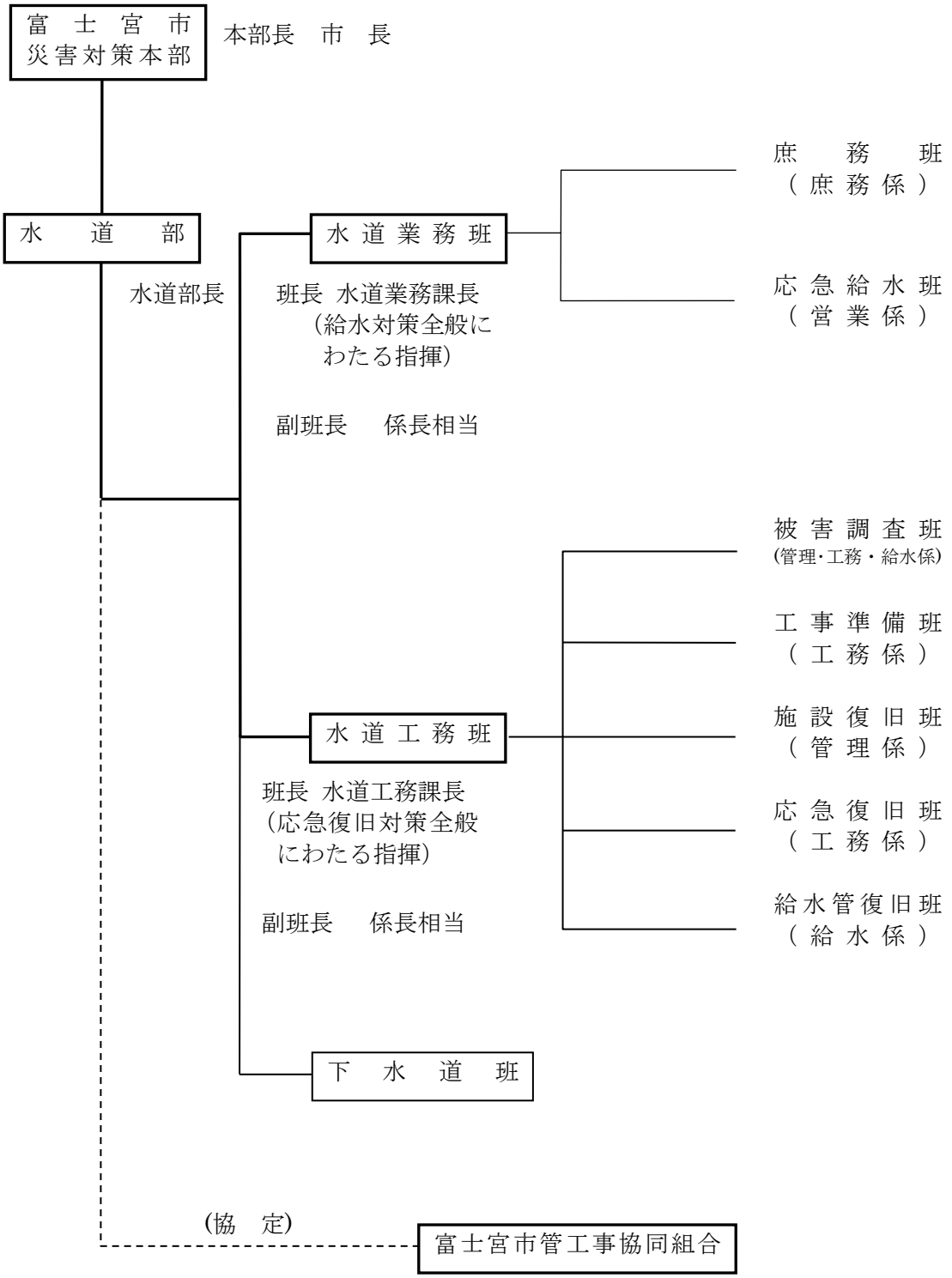

2. 災害対策本部水道部事務分掌

(1)水道部長事務分掌

NO	班	対 応	事 務 分 掌
1	水 道 部	水 道 部 長	・ 応急対策方針の確認 ・ 関係各部所の調整 ・ 対策事項の検討 ・ 水道における災害対策の方針決定

(2)水道業務班事務分掌

NO	班	対 応	事 務 分 掌
2	水 道 業 務 班	水道業務班長 （水道業務課長）	・ 班の統括 ・ 班員の動員 ・ 各担当班の指揮 ・ 部長への報告
		水道業務副班長 （係長相当）	・ 班長業務の補佐 ・ 災害対策本部、部内各班との連絡調整 ・ 被害状況及び対応状況の取りまとめ記録集計（様式第３号、第３号の２、第４号、第５号） ・ 情報の収集 ・ 外部機関との連絡調整
		庶 務 班 （ 庶 務 係 ）	・ 職員参集の確認（様式第１号、第２号） ・ 各班配備体制の確認及び調整 ・ 各班間の連絡調整 ・ 情報の収集・整理 ・ 被害状況及び対応状況の取りまとめ集計記録（様式第３号、第３号の２、第４号、第５号） ・ 車両・給水機器、資機材の確保 ・ 富士宮市管工事協同組合への協力要請 ・ 経理事務の総括 ・ 広報 ・ 水道関係団体との連絡調整 ・ ライフライン施設関係機関連絡協議会への参画 ・ 応援の受け入れ要請に関すること ・ その他、他の班に属さないこと
		応 急 給 水 班 （ 営 業 係 ）	・ 応急給水及び指揮に関すること ・ 給水車、給水タンクの確保に関すること ・ 給水活動の記録（様式第６号） ・ その他、給水に関すること

※表中○○は様式第３号の２により報告のあった被害等について第３号を以て報告し、第５号により記録集計を行う。なお、この際、第４号により災害対策本部の指示及び担当班の処理報告を取り扱うものとする。

(3)水道工務班事務分掌

NO	班	対　応	事 務 分 掌
3	水 道 工 務 班	水 道 工 務 班 長 （水道工務課長）	・ 班の統括 ・ 班員の動員 ・ 各担当班の指揮 ・ 部長への報告
		水道工務副班長 （係長相当）	・ 班長業務の補佐 ・ 災害対策本部・部内各班との連絡調整 ・ 被害状況及び対応状況の取りまとめ記録集計 （様式第３号、第３号の２、第４号、第５号） ・ 情報の収集 ・ 外部機関との連絡調整
		被 害 調 査 班 (管理･工務･給水係)	・ 取水施設（水源）、配水施設（配水池）及び北山浄水場、上井出浄水場の被害状況調査 ・ 緊急遮断弁作動による水量確保の調査確認 ・ 水道工事現場の安全確保及び被害状況調査 ・ 導・送・配水管の被害状況調査 ・ 状況報告書の作成（様式第３号の２） ①電気設備の被害調査（水源・配水池） ②各浄水場、各ポンプ場、着水井施設の被害調査 ③滅菌設備及びポンプ設備の被害調査 ④被害写真の撮影 ⑤水道工務副班長に報告
		工 事 準 備 班 （ 工 務 係 ）	・ 復旧資材の調達に関すること ・ 富士宮市管工事協同組合等への資材、車両の確保及び復旧工事の協力要請 ・ 断水地域の広報活動及び戸数、道路被害状況、交通情報の確認 ・ 復旧工事用の資機材及び工具類の速やかな手配
		施 設 復 旧 班 （ 管 理 係 ）	・ 施設の復旧作業及び２次災害の防止に関すること ①電気設備の被害復旧（水源・配水池） ②各浄水場、各ポンプ場、着水井施設の被害復旧） ③滅菌設備及びポンプ設備の被害復旧
		応 急 復 旧 班 （ 工 務 係 ）	・ 導・送・配水管の復旧作業及び２次災害防止に関すること ・ 仮設共用栓を設置し、応急給水措置を図る ・ 民営簡易水道組合施設の被害状況把握及び応急復旧の協力 ・ 避難地までの仮設配管を布設する場合は、仮復旧道路の指定を道路管理者と協議し決定 ・ 復旧作業は、水道工務班長の指示に基づいて、作業を開始し、進捗状況は水道工務副班長が災害対策本部に連絡。その復旧作業の順序は、導水管、送水管、配水管、給水管とする。
		給 水 管 復 旧 班 （ 給 水 係 ）	・ 断水区域の広報活動及び戸数、道路被害状況、交通情報の確認 ・ 給水管の被害状況の調査に関すること ・ 給水管の復旧及び給水拠点に関すること

NO	班	対　応	事 務 分 掌
		そ　の　他	・ 各班は作業日報を作成し、水道工務副班長に提出する （様式第 7 号） ・ 派遣応援要員は上記各班に属し、各班長の指示に従って復旧作業に従事する

※表中○○は様式第 3 号の 2 により報告のあった被害等について第 3 号を以て報告し、第 5 号により記録集計を行う。なお、この際、第 4 号により災害対策本部の指示及び担当班の処理報告を取り扱うものとする。

3. 応急給水活動

(1)応急給水の期間と水量

内　容 時系列	期　間	1 人当たりの水量 （ﾘｯﾄﾙ／日）	水量の用途内訳	給 水 方 法
第 1 次給水 （混乱期）	地震発生から 3 日間	3 ℓ	生命維持のための最小限必要量	自己貯水による利用と併せて水を得られなかった者に対する給水拠点への運搬給水
第 2 次給水 （復旧期）	地震発生後 4～7 日(4 日間)	20 ℓ	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	給水拠点への運搬給水
	8 日目～1 か月	100 ℓ	最低限の洗濯浴用に必要な水量	仮設配管による給水
第 3 次給水 （復興期）	1 か月から 完全復旧まで	100 ℓ ～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管による給水

(2)応急給水配水池一覧表（緊急遮断弁付施設）

配水池等		配水人口(概数) 1日目～7日目 1人89ℓ/7日	配水能力等 ㎥ 公称能力	震災時能力	備考
1	宮原第2配水池	58,427人	7,000	5,200	
2	湯沢配水池	41,573人	5,000	3,700	
3	第2配水池	19,101人	2,500	1,700	
4	宮原配水池	14,607人	2,000	1,300	
5	大中里第2配水池	13,483人	2,000	1,200	
6	第1配水池	12,584人	2,500	1,120	
7	黒田配水池	12,360人	2,000	1,100	
8	第3配水池	12,135人	1,300	1,080	発電機・水中ポンプ
9	大宮配水池	48,876人	5,000	4,350	
10	上井出第1配水池	9,326人	1,000	830	
11	小泉配水池	9,326人	1,000	830	
12	大中里第1配水池	8,764人	1,000	780	
13	西原配水池	8,652人	1,000	770	
14	杉田第2配水池	8,539人	1,000	760	
15	杉田第1配水池	8,315人	1,000	740	
16	淀師配水池	7,528人	1,000	670	
17	万野配水池	6,067人	1,000	540	
18	貫間配水池	5,843人	1,000	520	
19	第3減圧槽	5,393人	500	480	
20	第6減圧槽	4,719人	500	420	
21	棚坂配水池	4,045人	500	360	発電機・水中ポンプ
22	野中配水池	3,596人	1,000	320	
23	笹峯配水池	2,247人	420	200	
24	堀之内配水池	28,539人	3,000	2,540	
25	青木平配水池	1,798人	250	160	
26	粟倉配水池	1,236人	180	110	
27	柚野配水池	5,843人	700	520	発電機・水中ポンプ
28	桂林第1配水池	1,573人	180	140	発電機・水中ポンプ
29	稗久保配水池	2,247人	240	200	
30	砂原配水池	2,921人	300	260	発電機・水中ポンプ
	計	369,663人	46,070	(総貯水量) 32,900	

配水池等		配水人口（概数）	配水能力等　㎥		備考
		8日目～1ヶ月	公称能力	震災時能力	
		1人100ℓ/日			
1	大　宮　水　源	25,000人	2,500	2,500	
2	水　椚　水　源	195,100人	19,510	19,510	
3	貫　間　水　源	21,000人	2,100	2,100	
4	淀　師　水　源	30,000人	3,000	3,000	
5	大中里第2水源	20,000人	2,000	2,000	
6	杉田第1水源	10,000人	1,000	1,000	
7	杉田第2水源	10,000人	1,000	1,000	
8	笹　峯　水　源	8,700人	870	870	
9	上井出第1水源	7,300人	730	730	
10	椿　沢　水　源	144,300人	14,430	14,430	
	計	471,400人	47,140	47,140	
※地震発生後8日目以降の配水（1人1日100ℓ）					

大宮配水池

上井出第1配水池

緊急遮断弁

(4)特別給水拠点（災害対策本部＋1 災害拠点病院＋2 救護病院＋2 救護所＋4 人工透析病院）

①災害対策本部

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1	災害対策本部	弓沢町15	350	1.1	3.3	350	7.0	28.0	350	35.0	大宮配水池から給水車で運搬	水椚水源・大宮水源
	計		350	1.1	3.3	350	7.0	28.0	350	35		

②災害拠点病院

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1	富士宮市立病院	錦町3-1	992	9.9	29.7	992	19.8	79.2	788	78.8	大宮配水池から給水車で運搬	水椚水源・大宮水源
	計		992	9.9	29.7	992	19.8	79.2	788	79		

③救護病院

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1	フジヤマ病院	原683-1	306	3.1	9.3	271	5.4	21.6	258	25.8	上井出配水池から給水車で運搬	上井出第1・第2水源
2	富士脳障害研究所附属病院	杉田270-	328	3.3	9.9	268	5.4	21.6	250	25.0	杉田第1配水池から給水車で運搬	杉田第1水源
	計		634	6.4	19.2	539	10.8	43.2	508	50.8		

④仮設救護医院

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1												
	計											

ベッド数+病院職員+収容罹災者=対象人口

⑤人工透析病院

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1	富士宮市立病院	錦町3-1	上記災害拠点病院に含む						258	25.8	大宮配水池から給水車で運搬	水椚水源・大宮水源
2	指出泌尿器科	朝日町9-	224	33.6	100.8	224	33.6	134.4	456	45.6	大宮配水池から給水車で運搬	水椚水源・大宮水源
3	やまぎし腎クリニック	東阿幸地135-1	116	17.4	52.2	116	17.4	69.6	210	21.0	大宮配水池から給水車で運搬	水椚水源・大宮水源
4	富士宮東名富士クリニック	万野原新田3117-1	60	9.0	27.0	60	9.0	36.0	350	35.0	大宮配水池から給水車で運搬	水椚水源・大宮水源
	計		400	60.0	180.0	400	60.0	134.4	1,274	127		

（ベッド数×2)+病院職員=対象者

⑥救護所

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1	救急医療センター		306	0.9	2.7	271	5.4	21.6	258	25.8	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
2	富士宮駅南口		511	1.5	4.5	470	9.4	37.6	456	45.6	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
3	上野中学校		避難所に含む								一般給水避難所参照	
4	黒田小学校		避難所に含む								〃	
5	富士根北小学校		避難所に含む								〃	
6	北山中学校		避難所に含む								〃	
7	大富士中学校		避難所に含む								〃	
8	富士根南中学校		避難所に含む								〃	
9	芝川中学校		避難所に含む								〃	
	計		817	2.4	7.2	741	14.8	59.2	714	71.4		

(5)一般給水拠点（避難所）

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
1	市立井之頭小学校根原分校	根原155	65	0.2	0.6	26	0.5	2.0	26	2.6	笹峯配水池から給水車で運搬	笹峯水源
2	市立井之頭小学校	猪之頭168	878	2.7	8.1	349	7.0	28.0	349	34.9	笹峯配水池から給水車で運搬	笹峯水源
3	市立上井出小学校	上井出1400	1,747	5.3	15.9	694	13.9	55.6	694	69.4	上井出配水池から給水車で運搬	上井出第1水源・上井出第2水源
4	市立上野小学校	下条408	2,850	8.6	25.8	1,131	22.6	90.4	1,131	113.1	椿沢水源から給水車で運搬	椿沢水源
5	市立大富士小学校	万野原新田3992	7,759	23.3	69.9	3,080	61.6	246.4	3,080	308.0	万野配水池から給水車で運搬	北山浄水場（内野取水場）
6	市立大宮小学校	元城町2-1	1,931	5.8	17.4	767	15.3	61.2	767	76.7	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
7	市立北山小学校	北山1582	2,557	7.7	23.1	1,015	20.3	81.2	1,015	101.5	貫間配水池から給水車で運搬	貫間水源
8	市立貴船小学校	貴船町3-3	2,481	7.5	22.5	985	19.7	78.8	985	98.5	淀師配水池から給水車で運搬	淀師水源
9	市立黒田小学校	星山1030-2	4,337	13.1	39.3	1,722	34.4	137.6	1,722	172.2	黒田配水池から給水車で運搬	大中里第2水源・水椚水源
10	市立白糸小学校	原1115	2,092	6.3	18.9	831	16.6	66.4	831	83.1	上井出配水池から給水車で運搬	上井出第1水源・上井出第2水源
11	市立富丘小学校	淀師489-4	2,929	8.8	26.4	1,163	23.3	93.2	1,163	116.3	淀師配水池から給水車で運搬	淀師水源
12	市立西小学校	安居山380	1,783	5.4	16.2	708	14.2	56.8	708	70.8	野中配水池から給水車で運搬	大中里第2水源・水椚水源
13	市立東小学校	矢立町227	2,337	7.1	21.3	928	18.6	74.4	928	92.8	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
14	市立人穴小学校	人穴362	778	2.4	7.2	309	6.2	24.8	309	30.9	笹峯配水池から給水車で運搬	笹峯水源
15	市立富士根北小学校	村山1499	2,996	9.0	27.0	1,189	23.8	95.2	1,189	118.9	湯沢配水池から給水車で運搬	北山浄水場（内野取水場）

※ 一般給水拠点（避難所）つづき

No.	給水拠点名	所在地	第1次給水 対象人口（人）	第1次給水 給水量（㎥/日）	第1次給水 給水量（㎥/3日）	第2次給水 対象人口（人）	第2次給水 給水量（㎥/日）	第2次給水 給水量（㎥/4日）	第2次給水以降 対象人口（人）	第2次給水以降 給水量（㎥/日）	給水方法 第1次・第2次給水	給水方法 第2次給水以降
16	市立富士根北小学校栗倉分校	栗倉1828	147	0.5	1.5	58	1.2	4.8	58	5.8	北山水系第3配水池から給水車で運搬	杉田第2水源
17	市立芝富小学校	長貫1323	1,382	4.2	12.6	549	11.0	44.0	549	54.9	桂林第1配水池から給水車で運搬	大中里第2水源
18	市立内房小学校	内房3909	1,505	4.6	13.8	597	11.9	47.6	597	59.7	内房配水池から給水車で運搬	大中里第2水源
19	市立稲子小学校	上稲子830	443	1.4	4.2	176	3.5	14.0	176	17.6	桂林第1配水池から給水車で運搬	大中里第2水源
20	市立富士根南小学校	小泉1675	8,968	27	81	3,560	71.2	284.8	3,560	356.0	小泉配水池から給水車で運搬	杉田第2水源
21	市立富士見小学校	富士見ヶ丘1794	7,282	21.9	65.7	2,891	57.8	231.2	2,891	289.1	万野配水池から給水車で運搬	北山浄水場
22	市立山宮小学校	山宮1560-1	3,676	11.1	33.3	1,459	29.2	116.8	1,459	145.9	第6減圧槽から現地給水	北山浄水場
23	市立井之頭中学校	猪之頭999	211	0.7	2.1	84	1.7	6.8	84	8.4	笹峯配水池から給水車で運搬	笹峯水源
24	市立上野中学校	精進川410	2,754	8.3	24.9	1,093	21.9	87.6	1,093	109.3	椿沢水源から給水車で運搬	椿沢水源
25	市立北山中学校	北山1092	1,804	5.5	16.5	716	14.3	57.2	716	71.6	第3減圧槽から現地給水	北山浄水場
26	市立大富士中学校	万野原新田4115-1	5,439	16.4	49.2	2,159	43.2	172.8	2,159	215.9	万野配水池から現地給水	北山浄水場
27	市立西富士中学校	上井出918-1	286	0.9	2.7	114	2.3	9.2	114	11.4	上井出第1配水池から給水車で運搬	上井出第1水源
28	市立富士根北中学校	村山935-1	1,268	3.9	11.7	503	10.1	40.4	503	50.3	湯沢配水池から給水車で運搬	杉田第2水源
29	市立富士根南中学校	小泉1996	5,220	15.7	47.1	2,072	41.4	165.6	2,072	207.2	西原配水池から給水車で運搬	杉田第2水源
30	市立富士宮第一中学校	矢立町814	3,059	9.2	27.6	1,214	24.3	97.2	1,214	121.4	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
31	市立富士宮第二中学校	豊町17-1	2,845	8.6	25.8	1,129	22.6	90.4	1,129	112.9	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
32	市立富士宮第三中学校	野中658	6,336	19.1	57.3	2,515	50.3	201.2	2,515	251.5	野中配水池から給水車で運搬	大中里第2水源・水椚水源
33	市立富士宮第四中学校	穂波町13-1	7,340	22.1	66.3	2,914	58.3	233.2	2,914	291.4	水椚水源から給水車で運搬	水椚水源
34	市立芝川中学校	長貫1267	2,282	6.9	20.7	906	18.1	72.4	906	90.6	砂原配水池から給水車で運搬	大中里第2水源
35	市立柚野小・中学校	上柚野88	2,813	8.5	25.5	1,117	22.3	89.2	1,117	111.7	柚野配水池から給水車で運搬	椿沢水源
36	県立富岳館高等学校	弓沢町732	2,683	8.1	24.3	1,065	21.3	85.2	1,065	106.5	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
37	県立富士宮北高等学校	宮北町230	10,659	32	96	4,232	84.6	338.4	4,232	423.2	宮原配水池から給水車で運搬	淀師水源
38	県立富士宮西高等学校	淀師1550	6,251	18.8	56.4	2,482	49.6	198.4	2,482	248.2	宮原第2配水池から給水車で運搬	淀師水源
39	県立富士宮東高等学校	小泉1234	6,293	18.9	56.7	2,498	50.0	200.0	2,498	249.8	小泉配水池から給水車で運搬	大宮水源
40	私立星陵高等学校	星山1068	4,352	13.1	39.3	1,728	34.6	138.4	1,728	172.8	黒田配水池から現地給水	大中里第2水源
41	市民文化会館	宮町14-2	1,840	5.6	16.8	730	14.6	58.4	730	73.0	大宮配水池から給水車で運搬	大宮水源
42	B&G海洋センター	西山858	1,021	3.1	9.3	405	8.1	32.4	405	40.5	桂林第1配水池から給水車で運搬	大中里第2水源
	計		135,679	409	1,228	53,863	1,077	4,310	53,863	5,386.3		

※潤井川を境とし供給箇所を選定

(6)応急給水活動表

（給水車及び揚水ポンプ給水用器材等の配備）

区分	種　別	容　量	台数	保　管　場　所	応急給水活動の内容
1	移動給水車	2.0㎥	1台	大宮配水池	1.3㎥～4.0㎥までの移動給水車は応急給水タンク等に比べて機動性が高いので特別給水拠点を優先し給水活動を行う。
		4.0㎥	1台	宮原備蓄倉庫	
2	応急給水ﾀﾝｸ	1.0㎥	8基	宮原備蓄倉庫・大宮配水池	水道部ﾄﾗｯｸ及び市のﾄﾗｯｸ積載し、採水場所から注水し所定の給水拠点へ搬送、配備されているﾀﾝｸ・水槽に配水を行う。
	給水ﾀﾝｸ	2.0㎥	40基	各小中高等学校等　40基	備え付けﾀﾝｸ。 移動・応急給水車にて配水する。
3	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ		3台	宮原備蓄倉庫・大宮配水池	Ⅱ-4-(2)参照。
4	発電機		3台	宮原備蓄倉庫・大宮配水池	〃
5	ろ水機	1.0㎥/時	95基	各小中学校等防災倉庫　95基	
6	ｷｬﾝﾊﾞｽ水槽	1.0㎥	25個	各小中学校等防災倉庫　20個	各給水拠点へ配備し給水車両等から受水し住民個々に給水する。なお、2㎥水槽34個については、災害の状況に応じて車載用ﾀﾝｸとして仕様できる。
				各救護所　5個	
		2.0㎥	34個	市倉庫	

給水１㎥を 1,000ℓに換算しなおすと

地震発生から３日間は１人 9ℓ（3ℓ×3 日）使用として、111 人分の水量を確保できる。
４日目から７日目は１人 80ℓ（20ℓ×4 日）使用として、12.5 人分の水量を確保できる。

（協定締結先から借用し給水活動に使用）

（給水車及び揚水ポンプ給水用器材等の配備）

区分	種　別	容　量	台数	保　管　場　所	応急給水活動の内容
1	応急給水ﾀﾝｸ	1.0㎥	2基	富士宮市管工事協同組合 23-7070	組合のﾄﾗｯｸ等に積載、採水場所から注水し所定の給水拠点へ搬送、配備されているﾀﾝｸ・水槽に給水を行う。

（民間会社所有等のタンクを借用し、給水活動に使用）

協定締結先所有タンク一覧　(単位:台)

協　定　先	所在地	連絡先	タンクローリー									車載用タンク		
			16t	12t	10t	8t	6t	5t	4t	3t	2t	5t	2t	1t
㈱富士ミルク	上井出2246	54-0819			15					1	1			
㈲富士豊茂牛乳運送	猪之頭503	52-0008	1	5	1	1	1	1	2					
富士正酒造(資)	根原450-1	52-0313										1	1	
牧野酒造(資)	下条1037	58-1188											1	
富士高砂酒造㈱	宝町9-25	27-2008												1
富士錦酒造㈱	上柚野532	66-0005												2
富士宮市管工事協同組合	宮原492-13	23-7070												2
合　計			1	5	16	1	1	1	2	1	1	1	2	5

(7)仮設共用栓設置予定箇所一覧表

No.	給水拠点名	接続箇所等の内容	水源名	距離(m)
1	根原分校	根原配水池から給水	根原水源	1,000
2	市立井之頭小学校	笹峯配水池系配水管から分岐	笹峯水源	800
3	市立上井出小学校	上井出配水池系配水管から分岐	上井出第1･2水源	2,800
4	市立上野小学校	椿沢水源系配水管から分岐	椿沢水源	2,400
5	市立大富士小学校	北山第2配水池系配水管から分岐	内野取水場	3,500
6	市立大宮小学校	大宮配水池系配水管から分岐	大宮水源	1,200
7	市立北山小学校	北山第1配水池系送水管から分岐	内野取水場	1,800
8	市立貴船小学校	淀師配水池系配水管から分岐	淀師水源	2,800
9	市立黒田小学校	黒田配水池系配水管から分岐	水椚・大中里第2水源	1,150
10	市立白糸小学校	足形配水池系配水管から分岐	芝川水源	2,300
11	市立富丘小学校	淀師配水池系配水管から分岐	淀師水源	900
12	市立西小学校	大中里第2配水池系配水管から分岐	水椚・大中里第2水源	1,850
13	市立東小学校	大宮配水池系配水管から分岐	大宮水源	1,600
14	市立人穴小学校	西富士用水から給水		3,000
15	市立富士根北小学校	村山簡水から給水		1,250
16	粟倉分校	西富士用水から給水		550
17	市立芝富小学校	桂林第1･2配水池系配水管から分岐	桂林第1･2水源	4,200
18	市立内房小学校	内房配水池系配水管から分岐	内房水源	1,400
19	市立稲子小学校	向田配水池系配水管から分岐	向田水源	200
20	市立富士根南小学校	西原配水池系配水管から分岐	杉田第2水源	1,400
21	市立富士見小学校	北山第2配水池系配水管から分岐	内野取水場	5,200
22	市立山宮小学校	北山第2配水池系送水管から分岐	内野取水場	1,000
23	市立井之頭中学校	笹峯配水池から給水	笹峯水源	1,200
24	市立上野中学校	椿沢水源系配水管から分岐	椿沢水源	1,700
25	市立北山中学校	北山第1配水池系送水管から分岐	内野取水場	2,650
26	市立大富士中学校	北山第2配水池系配水管から分岐	内野取水場	3,200
27	市立西富士中学校	上井出配水池系配水管から分岐	上井出第1･2水源	3,750
28	市立富士根北中学校	村山簡水から給水		1,800
29	市立富士根南中学校	西原配水池系配水管から分岐	杉田第2水源	1,300
30	市立富士宮第一中学校	大宮配水池系配水管から分岐	大宮水源	1,700
31	市立富士宮第二中学校	大宮配水池系配水管から分岐	大宮水源	750
32	市立富士宮第三中学校	大中里第2配水池系配水管から分岐	水椚・大中里第2水源	1,000
33	市立富士宮第四中学校	淀師配水池系配水管から分岐	淀師水源	2,100
34	市立芝川中学校	桂林第1･2配水池系配水管から分岐	桂林第1･2水源	4,600
35	市立柚野小・中学校	柚野配水池系配水管から分岐	柚野第1水源	2,100
36	県立富岳館高等学校	大宮配水池系配水管から分岐	大宮水源	2,200
37	県立富士宮北高等学校	宮原第2配水池系配水管から分岐	貫間・椿沢水源	1,650
38	県立富士宮西高等学校	宮原第2配水池系配水管から分岐	貫間・椿沢水源	400
39	県立富士宮東高等学校	宮原第2配水池系配水管から分岐	貫間・椿沢水源	3,900
40	私立星陵高等学校	黒田配水池系配水管から分岐	水椚・大中里第2水源	200
41	市民文化会館	大宮配水池系配水管から分岐	大宮水源	1,050
42	B&G海洋センター	桂林第1･2配水池系配水管から分岐	桂林第1･2水源	1,250

※記載にある距離は、原則配水池からの距離を示し、配水池を利用しない場合水源からの距離とする。

4. 応急復旧活動

(1)応急復旧

a. 復旧計画の目標

・仮設共用栓等による応急給水を実施できる時期は、発災後１週間を目標とする。

・通常各戸給水を実施できる時期は、発災後１ヶ月を目標とする。

b. 被害状況調査

・被害状況調査等の情報収集を早急かつ慎重に行い、これらの内容を被害調査集計表により的確に把握する。（様式第５号）

・被害状況調査等の情報は、水道施設のほかの公共施設（道路、橋等）の情報についても把握する。

c. 応急復旧体制

応急復旧は災害対策本部土木現業部門水道部組織表に基づき、市管工事協同組合等の協力を得て実施する。

d. 仮設共用栓設置計画

第１章の２、水道施設の被害想定に基づいて計画した仮設共用栓等の設置箇所については、仮設共用栓設置予定箇所一覧表（第４章３（7））のとおりとする。

(2)恒久的復旧

恒久的復旧については、被害の状況、将来の維持管理を考慮して実施し、水道施設の万全を図る。

(3)応援体制

復旧工事等の実施に伴い、協力を要請する団体等については、災害時緊急連絡表及び災害時資機材等提供業者一覧表のとおりとする。

第Ⅲ編　　水質事故対策編

第１章　被害想定

1. 全般的被害想定

(1)水質事故の原因

水質事故の発生は、まず「生じさせないこと」が何よりも重要であるが、発生した場合は迅速な対応を必要とする。そのため平常時に、あらかじめ水質事故発生の可能性や汚染源・影響規模等を想定した取組みが必要である。

一般的に、水質事故発生の誘因としては以下のものが考えられる。

① 故意または過失による汚染物質の投棄・投入
② 台風・集中豪雨、渇水等の異常気象
③ 事業所・工場等の処理施設の管理不備による汚染物質流出
④ 汚染物質の排出位置と取水施設等の位置関係
⑤ 施設・設備等の構造的な欠陥、故障
⑥ 維持管理の不徹底や不適切な浄水処理

(2)水質事故の影響規模想定

水質事故の影響規模は、原因によって大きく異なる。
以下に影響規模の例を示す。

a. 住民の生命・健康への影響規模

・取水停止や浄水処理の強化により、住民の健康被害等を生じない場合
・住民の健康被害等を生じる場合、またはその恐れがある場合
・住民の生命の危険を生じる場合、またはその恐れがある場合

b. 水道施設の管理等への影響規模

・取水停止に至らない場合、水運用等によって送配水が継続できる場合
・長時間の取水停止（浄水停止）を伴い、減断水を生ずる場合
・給水の緊急停止を行う場合

(3)水質事故種別の想定

水道水源から給水までの各施設・工程で発生する水質事故を想定すると、以下のような事故種類が考えられる。

水質事故の種類

異状が生じる箇所		原因、原因物質など
a）水道水源及び原水異状による事故		
	1. 表流水系原水	・油脂類、シアン、フェノール農薬等、有害物質流入 ・未処理または処理不完全な家畜糞尿、都市下水による有機物流入 ・台風等の異常気象による濁度の急激な上昇 ・導水管破損による汚水流入
	2. 地下水系原水	・汚水、家畜し尿、農薬等の浸透や流入 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物、6価クロム等の重金属類の浸透や流入
b）水道施設において生じる事故		
	1. 浄水施設	・侵入者による毒物・農薬等の投入 ・誤操作や塩素注入機等の故障・注入配管の目詰まりによる塩素剤等の薬品注入不足 ・使用薬品類の漏洩、誤操作に伴う不適切な浄水処理等による薬品の過剰注入 ・ろ過機能低下による浄水水質の悪化 ・ろ過池からの微生物漏洩 ・浄水池等の壁面亀裂からの汚水等の流入
	2. 送配水施設	・配水池の亀裂等からの汚水の流入 ・侵入者による配水池等への毒物・農薬等の投入 ・管の破損事故による土砂・汚水等の混入 ・管布設後の洗浄不足による土砂・汚水等の残留 ・老朽管からの赤水発生、ライニングの剥離
	3. 給水装置	・その他水道の接続による水質汚染 ・蛇口にホース等を接合した際の汚水等の逆流、及び破損個所からの汚水流入 ・給水管と私設井戸の接合による水質汚染
c）その他箇所が特定しにくい事故		
	1. 水道水源及び水道施設	・クリプトスポリジウム、ジアルジア等の病原性微生物による感染症の発生 ・赤痢等の水系伝染病・食中毒の発生

2. 水道施設の被害想定

(1)本市水道施設において考えられる水質事故

水質事故は、設備事故に比べて影響範囲や人体被害などの危険性が高く、取水停止・給水停止に至る可能性が高い。以下に各施設における水質事故の要因を整理する。

a. 水源施設

計画取水量 10,000 ㎥/日を超える施設（影響度：大）をみると、椿沢水源は湧水であるが、有機物やクリプトスポリジウムによる汚染の可能性が考えられるほか、導水管の老朽化により、事故時に汚水が内部に流入することも考えられる。

北山水源は表流水であり、台風等による一時的な濁度上昇や、上流部で発生した事故等により影響を受けることも考えられる。

その他の水源では、特に町中に位置する湧水や浅井戸施設において、生活排水、農業・畜産排水等による汚染を受ける可能性があり、また劣化が進行した施設では亀裂箇所等から汚水が流入することも考えられる。

水道施設において想定される水質事故　（水源施設）

名称	竣工年度	計画取水量（㎥/日）	影響度	施設劣化度	水源種類	濁度上昇	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ	油・有機	汚水流入
大宮水源	S11	2,500	中	小	湧水		○		○
椿沢水源	S35	14,430	大	小	湧水		○	○	○
淀師水源	S39	3,000	小	小	深井戸				
貫間水源	S43	2,100	中	中	深井戸				
内野取水場（北山浄水場）	S46	17,970	大	中	表流水	●	○	●	
大中里第1水源	S47	2,800	中	中	深井戸				
大中里第2水源	S51	2,000	小	小	深井戸				
杉田第1水源	S52	1,000	小	中	深井戸				
杉田第2水源	S51	1,000	小	中	深井戸				
小泉水源	S53	800	中	中	深井戸				
水椚水源	H2	19,510	大	小	浅井戸				○
村山水源	S59	500	小	小	深井戸				
足形取水場（上井出浄水場）	S30	2,160	中	中	表流水	●	○	●	
上井出第2水源	H13	800	小	小	深井戸				
上井出第1水源	H14	730	小	小	深井戸				
笹峯水源	H11	870	小	小	深井戸				
芝川水源	S49	850	小	中	湧水		○		○
猪之頭第2水源	H18	800	小	小	浅井戸		○		○
木伐山水源	S54	80	小	小	深井戸				
粟倉水源	H22	100	小	小	深井戸				
柚野第1水源	H17	1,480	小	小	深井戸				
桂林第1水源	S54	予備	中	中	湧水				○
桂林第2水源	S44	1,650	小	中	浅井戸				
西山水源	H16	1,110	小	小	深井戸				
大久保水源	H18	480	小	小	深井戸				
内房水源	H15	280	小	小	深井戸				
下稲子水源	H14	200	中	小	浅井戸		○		○
向田水源	S35	30	中	中	湧水		○		○
橋上水源	H19	20	中	小	浅井戸		○		○
根原水源	H20	110	小	小	深井戸				

※ 表中「●」：特に注意を要する施設、「○」：注意を要する施設

b. 送配水施設

送配水施設では、躯体にひび割れを生じている施設が多く存在しており、全地下構造及び半地下構造の施設においては、事故等で池内の水圧が低下した場合に、地下水等の浸入を受ける可能性があり、地上構造物では雨水やその他の汚染物質の影響を受けることが考えられる。

また、水源及び上流部の配水池及び送水管等で水質汚染が生じた場合は、下流部の送配水施設においても影響を受ける可能性が考えられる。

系統で負担する水量が大きいほど、給水全体に与える影響が大きいことは当然であるが、汚染箇所や影響範囲の特定、応急対策や施設復旧計画、他の系統への融通や予備水源の活用等、状況に応じた対応が必要となる。

水道施設において想定される水質事故　（送配水施設－1）

系列・施設名称			竣工年度	構造	容量 (㎥)	劣化状況 ひび割れ	汚水の流入
北山浄水場					**14,325**		
浄水池系					**5,540**		
	1	第１配水池	S47･H24	RC	2,500	○	○
	2	堀之内配水池	H9	PC	3,000		
	3	桟敷配水池	S36	RC	40	●	○
第1配水池系					**2,135**		
	1	第1配水池	上記に記載				
	2	第1減圧槽	S47	RC	500	●	○
	3	第2減圧槽	S47	RC	500	●	○
	4	第3減圧槽	S47	RC	500	●	○
	5	第4減圧槽	S47	RC	500	●	○
	6	大久保配水池	S36	RC	100	●	○
	7	蒲沢配水池	S37	RC	30	○	○
	8	蒲沢減圧槽	S41	RC	5	●	○
第2配水池系					**6,600**		
	1	第2配水池	S47･H23	RC	2,500	○	○
	2	第5減圧槽	S48	RC	500	●	○
	3	第6減圧槽	S48	RC	500	●	○
	4	第7減圧槽	S48	RC	500	●	○
	5	第8減圧槽	S49	RC	500	●	○
	6	第9減圧槽	S49	RC	500	●	○
	7	万野配水池	S39	PC	1,000	●	
	8	宮内ポンプ場	S61	RC	40	●	
	9	棚坂配水池	S61	RC	500	●	
	10	箕輪ポンプ場	S41	RC	10	●	○
	11	箕輪配水池	S42	RC	50	●	○
第3配水池系					**6,650**		
	1	第3配水池	S48・S56	RC	1,300	●	○
	2	宮内配水池	S44	RC	350	●	○
	3	湯沢配水池	S62	PC	5,000		

※ 表中「●」：特に注意を要する施設、「○」：注意を要する施設

※ 経過年数については、平成 26 年度を基準年度とする。

水道施設において考えられる水質事故　（送配水施設－2）

系列・施設名称			竣工年度	構造	容量 (㎥)	劣化状況 ひび割れ	汚水の流入
椿沢水源系					**10,690**		
	1	椿沢水源	S35	－	－		○
	2	大倉配水池	S36	RC	60	●	○
	3	本町配水池	S34	RC	100	●	○
	4	大石寺減圧槽	S34	RC	40	●	○
	5	馬見塚配水池	S35	RC	30	●	○
	6	貫間配水池	S42	PC	1,000	●	○
	7	宮原配水池	S40	PC	2,000	●	○
	8	宮原第2配水池	H 4	PC	7,000		
	9	的場ポンプ場	S45	RC	10		
	10	千居配水池	S45	RC	200	●	○
	11	青木平配水池	H17	SUS	150		
			H 5	FRP	100		
杉田第1水源系					**1,090**		
	1	杉田第1配水池	S52	PC	1,000	○	
	2	杉田減圧槽	S41	RC	90	●	○
村山水源系					**200**		
	1	石原配水池	S59	RC	200	●	○
淀師水源系					**1,000**		
	1	淀師配水池	H25	RC	1,000		
大中里第1水源系					**1,000**		
	1	大中里第1配水池	S46	RC	1,000	●	○
大中里第2水源系					**5,450**		
	1	大中里第2配水池	S52	PC	2,000	○	
	2	野中配水池	S53	PC	1,000	○	
	3	星山減圧槽	S50	RC	40	●	○
	4	黒田配水池(RC)	S51	RC	500	●	○
		黒田配水池(PC)	H 3	PC	1,500		
	5	石の宮減圧槽	S55	RC	10	●	○
	6	安居山配水池	S39	RC	100	●	○
	7	沼久保配水池	S53	RC	300	●	○
大宮水源系					**5,000**		
	1	大宮配水池	H24	SUS	5,000		
杉田第1水源系					**1,090**		
	1	杉田第1配水池	S52	PC	1,000	○	
	2	杉田減圧槽	S41	RC	90	●	○
杉田第2･小泉水源系					**3,000**		
	1	杉田第2配水池	S51	RC	1,000	●	○
	2	西原配水池	S54	PC	1,000	○	
	3	小泉配水池	S52	PC	1,000	○	
上井出系統					**1,540**		
	1	上井出第1配水池	H14	PC	1,000		
	2	上井出第2配水池	H14	RC	500		
	3	天神山配水池	S42	RC	40	○	○

※ 表中「●」：特に注意を要する施設、「○」：注意を要する施設

※ 経過年数については、平成 26 年度を基準年度とする。

系列・施設名称			竣工年度	構造	容量 (㎥)	劣化状況 ひび割れ	汚水の流入
笹峯水源系					**440**		
	1	笹峯配水池	H11	RC	420	○	○
	2	猪之頭配水池	S44	RC	20	●	○
猪之頭第2水源系					**750**		
	1	猪之頭第2配水池	H18	SUS	300		
	2	白糸配水池	H20	SUS	200		
	3	平山配水池	S41	RC	100	●	○
	4	中之坂配水池	S41	RC	150	●	○
芝川水源系					**280**		
	1	足形配水池	S53	RC	200	●	○
	2	農場配水池	S53	RC	30	●	○
	3	熊久保配水池	S53	RC	20	●	○
	4	狩宿配水池	S53	RC	30	●	○
粟倉水源系					**180**		
	1	粟倉配水池	H22	SUS	180		
木伐山水源系					**150**		
	1	木伐山配水池	S60	RC	150	●	○
根原水源系					**80**		
	1	根原配水池	S47	RC	80	●	○
柚野第1水源系					**700**		
	1	柚野配水池	H12	PC	700		
桂林第1･2水源系					**360**		
	1	桂林第1配水池	S44	RC	180	○	○
	1	桂林第2配水池	S56	RC	180	○	○
西山水源系					**660**		
	1	西山送水ポンプ場	H15	RC	120		
	2	稗久保配水池	R 4	SUS	240		
	3	平野配水池	S54	PC	300		
大久保水源系					**300**		
	1	砂原配水池	S53	PC	300		
内房水源系					**100**		
	1	内房配水池	H14	RC	100	○	○
橘上水源系					**40**		
	1	橘上配水池	H19	PC	40		
向田水源系					**30**		
	1	向田配水池	S35	RC	30	●	○
下稲子水源系					**25**		
	1	下稲子配水池	S36	RC	25	●	○

※ 表中「●」：特に注意を要する施設、「○」：注意を要する施設

※ 経過年数については、平成 26 年度を基準年度とする。

(2)応急対策の判断基準

水質事故が発生した場合、事故のレベルについて水道部長に報告するとともに、下記のフローに従って応急対策の判断を決定する。

基本方針としては、給水の制限及び停止を伴わない場合は、水道部内において対応し、経過について水道技術管理者が水道部長に適宜報告する。給水の制限及び停止を伴う場合は「水質事故対策本部」を設置し、各関係機関との連携強化を図るものとする。

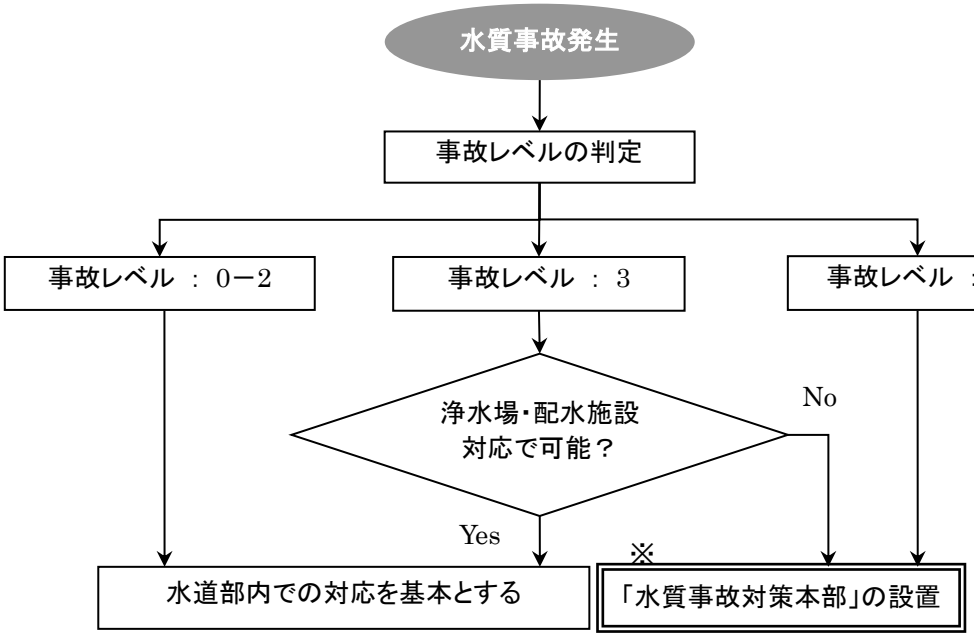

富士宮市災害⇒対策本部に準じる

※水質事故対策本部の設置及び災害対策本部移行については、危機管理局へ報告するものとする。

事故レベル	判 断 基 準	応急対策レベル
レベル 0	被害なし、水質監視強化で完結	浄・配水担当職員で対応
レベル 1	浄水処理強化、水質調査実施（軽易なもの）	浄・配水担当職員で対応
レベル 2	浄水処理強化、断水を伴わない給水制限	浄・配水担当職員で対応
レベル 3	浄水処理限界、断水を伴う給水制限	状況に応じて水質事故対策本部の設置
レベル 4	取水停止、配水及び給水停止	水質事故対策本部設置による対応

応急対策レベルの判断フロー

3. 断水区域及び断水人口

水質事故による断水区域及び断水人口は、事故を発生した箇所やレベルに応じて異なる。

基本的には、被害を生じた系統内に影響するが、系統間での相互融通等を実施する場合は融通元の系統へも給水制限等の影響が生じることを想定する。

第２章　平常時対策

1. 職員に対する教育及び訓練

(1)教育

① 水質事故の種類と応急対策（発生直後の対応）
② 水質事故の影響範囲、施設への影響
③ 復旧活動と給水活動の対応
④ 事故発生時の職務分担の徹底及び行動の指針

(2)訓練

① 出動訓練
② 情報の伝達訓練
③ 施設の点検訓練
④ 給水訓練
⑤ 応急復旧訓練

(3)実施時期

① 定期の教育、訓練は年１回以上
② 随時の教育、訓練は必要に応じて実施

2. 市民に対する広報及び訓練

(1)市民への広報

① 各水道施設の現状と復旧計画
② 断水及び給水制限に至る周知等訓練
（節水呼びかけ→給水制限（減圧）→時間給水→断水　等）
③ 汚染水を飲用したときの症状と応急処置
④ 事故時の飲料水確保手段
⑤ 給水装置の保守・点検方法
⑥ 水道水に異状を感じた場合、水源に異状を発見した場合の通報手段及び緊急連絡先等

(2)市民を対象とする訓練

① 給水・ポリタンク等の受水訓練　等

第 3 章　水質事故発生時の組織体制

1. 水質事故対策本部水道部組織表

水質事故のレベルに応じて水質事故対策本部を設置する。
水質事故対策本部を設置する場合の組織体系は、「第Ⅱ編 地震対策編」に準ずるものとする。

2. 水道部事務分掌

水質事故時における水道部事務分掌の基本方針は、災害対策本部設置の有無にかかわらず共通するものとするが、事故の種類や規模に応じて他班の応援にまわる等、柔軟に対応する。

(1)水道部長事務分掌

NO	班	対応	事務分掌
1	本　部　長	水 道 部 長	・ 応急対策方針の確認 ・ 関係各部所の調整 ・ 対策事項の検討 ・ 水道における対策の方針決定

(2)水道業務班事務分掌

NO	班	対応	事務分掌
2	水 道 業 務 班	水道業務班長 (水道業務課長)	・ 班の統括、班員の動員 ・ 各担当班の指揮 ・ 部長への報告
		水道業務副班長 （係長相当）	・ 班長業務の補佐 ・ 災害対策本部・部内各班との連絡調整 ・ 被害状況及び対応状況の取りまとめ記録集計（様式第 3 号、第 3 号の 2、第 5 号） ・ 情報の収集、外部機関との連絡調整
		庶　務　班 （庶務係）	・ 職員参集の確認（様式第 1 号、第 2 号） ・ 各班配備体制の確認及び調整 ・ 各班間の連絡調整、情報の収集・整理 ・ 被害状況及び対応状況の取りまとめ集計記録（様式第 3 号、第 3 号の 2、第 5 号） ・ 車両・給水機器、資機材の確保 ・ 富士宮市管工事協同組合への協力要請 ・ 経理事務の総括、広報、窓口対応 ・ 水道関係団体との連絡調整 ・ ライフライン施設関係機関連絡協議会への参画 ・ その他、他の班に属さないこと
		応急給水班 （営業係）	・ 応急給水及び指揮に関すること ・ 応急給水地区、規模の選定に関すること ・ 給水車、給水タンクの確保に関すること ・ 給水活動の記録（様式第 6 号） ・ その他、給水に関すること

※　表中○○は様式第 3 号の 2 により報告のあった被害等について第 3 号を以て報告し、第 5 号により記録集計を行う。

(3)水道工務班事務分掌

NO	班	対応	事務分掌
3	水道工務班	水道工務班長 (水道工務課長)	・ 班の統括 ・ 班員の動員 ・ 各担当班の指揮 ・ 部長への報告
		水道工務副班長 （係長相当）	・ 班長業務の補佐 ・ 災害対策本部・部内各班との連絡調整 ・ 被害状況及び対応状況の取りまとめ記録集計（様式第3号、第3号の2、第5号） ・ 情報の収集 ・ 外部機関との連絡調整
		被害調査班 (管理･工務･給水係)	・ 取水施設（水源）、配水施設（配水池）及び北山浄水場、上井出浄水場の被害状況調査 ・ 被害区域、原因、影響範囲の特定 ・ 原水水質の確認 ・ 浄水池・配水池・給水栓等の水質確認 ・ 導・送・配水管の被害状況調査 ・ 民営簡易水道組合施設等の被害状況把握及び応急復旧の協力 ・ 状況報告書の作成（様式第3号の2）
		工事準備班 （工務係）	・ 仮設配管等の復旧資材の調達に関すること ・ 富士宮市管工事協同組合等への資材、車両の確保及び復旧工事の協力要請 ・ 被害想定地域の広報活動及び戸数、道路状況、交通情報の確認
		取水・送水・配水・給水停止、復旧班 （管理係）	・ 取水・送水・配水・給水の停止、復旧における機器類の操作 ・ 施設の復旧作業及び2次災害の防止に関すること
		応急工事班 （工務･給水係）	・ 導、送、配水管仮設等の復旧作業及び2次災害防止に関すること ・ 状況に応じ仮設共用栓を設置し、応急給水措置を図る ・ 応急給水を行うための仮設配管を布設する場合は、道路管理者等関係機関と協議する ・ 応急工事は、水道工務班長の指示に基づいて、作業を開始し、進捗状況は水道工務副班長が災害対策本部に連絡。その復旧作業の順序は、導水管、送水管、配水管、給水管とする。
		その他	・ 各班は作業日報を作成し、水道工務副班長に提出する （様式第7号） ・ 派遣応援要員は上記各班に属し、各班長の指示に従って復旧作業に従事する

※ 表中○○は様式第3号の2により報告のあった被害等について第3号を以て報告し、第5号により記録集計を行う。

3. 水質事故発生直後の緊急対策

(1) 初期現地調査

現地での初期調査は下表の項目を基本として実施し、事故の状況に応じて追加・省略するものとする。

事故直後の現地調査項目

	調査箇所	調査対象		調査項目
Ⅰ	水源関係	水質	河川状況	有害物質の流入等、地下水、湧水の場合は水質検査
		施設	構造物	取水堰、ポンプ所
			電気設備	受電状況、非常用発電、電気設備の運転
			管路関係	導水管、揚水管
Ⅱ	浄水関係	水質	処理水	飲料水の安全確保、応急検水の実施
		施設	構造物	着水井～浄水池、管理棟、配水池
			電気設備	受電状況、非常用発電、電気設備の運転
			管路関係	送水管
Ⅲ	管路関係	施設	構造物	ポンプ所、配水池
			電気設備	受電状況、非常用発電、電気設備の運転
			管路関係	主要配水管路、避難場所

(2) 水質事故に対する応急対策

水質事故に対する応急対策作業は以下に示すとおりである。給水停止で応急給水を実施している場合は,施設内の汚染水を早急に系外に排出するとともに、原水水質、処理工程水質及び給水栓水質の連続監視を行い、通常運転可能な状態へと復旧させる。

汚染源別の応急対策例

汚染箇所	原因	応急対策
水道水源・原水	・オイル、工場廃水 ・有機物、畜産排水 ・濁度上昇 ・施設機能低下 ・地下水侵入 ・消毒設備故障　等	・影響緩和措置（オイルフェンス、粉末活性炭） ・浄水処理（PAC 注入、塩素消毒強化） ・取水停止 ・配水系統や水運用の変更 ・浄水停止 ・送水停止　等
浄水施設		
送配水施設		
給水装置	・クロスコネクション※ ・汚水侵入	・給水停止（→応急給水）
感染症・食中毒	・病原性微生物　等	・浄水処理（PAC 注入、塩素消毒強化） ・取水停止、給水停止（応急給水） ・配水系統や水運用の変更

※井水などのその他水道との接続

(3)発生直後における浄水施設等の緊急時水質検査

○ 被害調査班のうち、浄・配水施設を担当する班員は、事故発生直後、緊急時の水質検査に必要な薬品、用具等を携行し、浄・配水施設及び平常時実施する採水場所において、「濁り、色、残留塩素」の検査を実施する。緊急時の水質検査結果は、班でとりまとめ、水道工務副班長に報告する。

○ 緊急時の水質検査の結果、薬品注入の停止、過不足等により、適正な浄水処理が出来ないと判断したときは、直ちに取水を停止する。

○ 飲料水の安全性を確保するための浄水処理強化の処置方法については、浄・配水施設担当が決定する。

○ 以後、定期的に濁り、色、残留塩素を確認する。緊急時の水質検査間隔は、処理工程の時間を考慮し、2時間ごとに実施する。

4. 応急給水活動

(1)応急給水の期間と水量

応急給水量の期間と水量は、基本的には「第Ⅱ編 地震対策編」に準ずるものとする。

ただし、地震災害と異なり、水質事故では影響範囲が限定されることが予想されるため、運搬給水における、優先順位の高い医療関係施設への応急給水量については、以下に示すとおり設定する。

1）医療関係施設への給水量は、1床当たり50ﾘｯﾄﾙ/人/日とする。
2）その他、避難所等への給水量は、1人当り3ﾘｯﾄﾙ/人/日とする。

※ 医療関係施設への応急給水原単位は、「平成 16 年版日本の水資源について～水資源に関する日本の課題、世界の課題～（国土交通省 土地・水資源局水資源部 H16.8)」において、入院患者診療における使用水量は 40～60ﾘｯﾄﾙ/人/日と示されている。ここでは、平均的な値として 50ﾘｯﾄﾙ/人/日とする。

※ なお、特別給水拠点における給水量ついては、事故の規模及び性質により異なるため、「第Ⅱ編 地震対策編」を参考とする。

(2)応急給水配水池一覧表

各地区の給水配水池は、「第Ⅱ編 地震対策編」に準ずるものとする。

(3)一般給水拠点

各地区の一般給水拠点は、「第Ⅱ編 地震対策編」に準ずるものとする。

(4)応急給水活動表

応急給水活動表は、「第Ⅱ編 地震対策編」に準ずるものとする。

(5)仮設共用栓設置予定箇所一覧表

各地区の仮設共用栓設置予定箇所は、「第Ⅱ編 地震対策編」に準ずるものとする。

5. 応急復旧活動

(1)応急復旧

a. 復旧計画の目標

・応急復旧に要する期間は、住民生活ならびに都市機能の望ましい復旧過程を考慮し、最大 1 週間を目標とする。

・災害発生直後 24 時間以内、72 時間以内、1 週間以内等と事故のレベルに応じて応急活動の重点事項を定める。

b. 被害状況調査

・事故時における浄水処理運転は、取・浄・配水施設の点検及び被害状況を把握し、被害を受けた施設の機能評価及び重要性を総合的に勘案し、水源系統毎に運転方針を定め、これに基づいて浄水処理運転を継続する。

・被害状況調査等の情報収集を早急かつ慎重に行い、これらの内容を被害調査集計表（様式第 5 号）により的確に把握する。

c. 応急復旧体制

・応急復旧は、災害対策本部土木現業部門水道部組織表に基づき、市管工事協同組合等の協力を得て実施する。

・被害状況及び規模により、応急処置で使用可能であると判断された施設については、直ちに応急処置を行い、使用不能であると判断された施設については、本格的な復旧作業工程に取り入れる。

・応急復旧活動の終了は、通常の体制で給水が可能となるまで（運搬給水や拠点給水が不要となるまで）とする。

(2)恒久的復旧

恒久的復旧については、被害の状況、将来の維持管理を考慮して実施し、水道施設の万全を図る。

(3)応援体制

復旧工事等の実施に伴い、協力を要請する団体等については、災害時緊急連絡表及び災害時資機材等提供業者一覧表のとおりとする。

(4)広報

水質事故時、断水及び給水制限が伴うおそれがある場合、またはいずれかを実施する場合に広報活動を行う。また、復旧状況や制限解除の見通し等についても周知する。

第Ⅳ編　　資料及び様式

第１章　資料

1. 災害時緊急連絡先

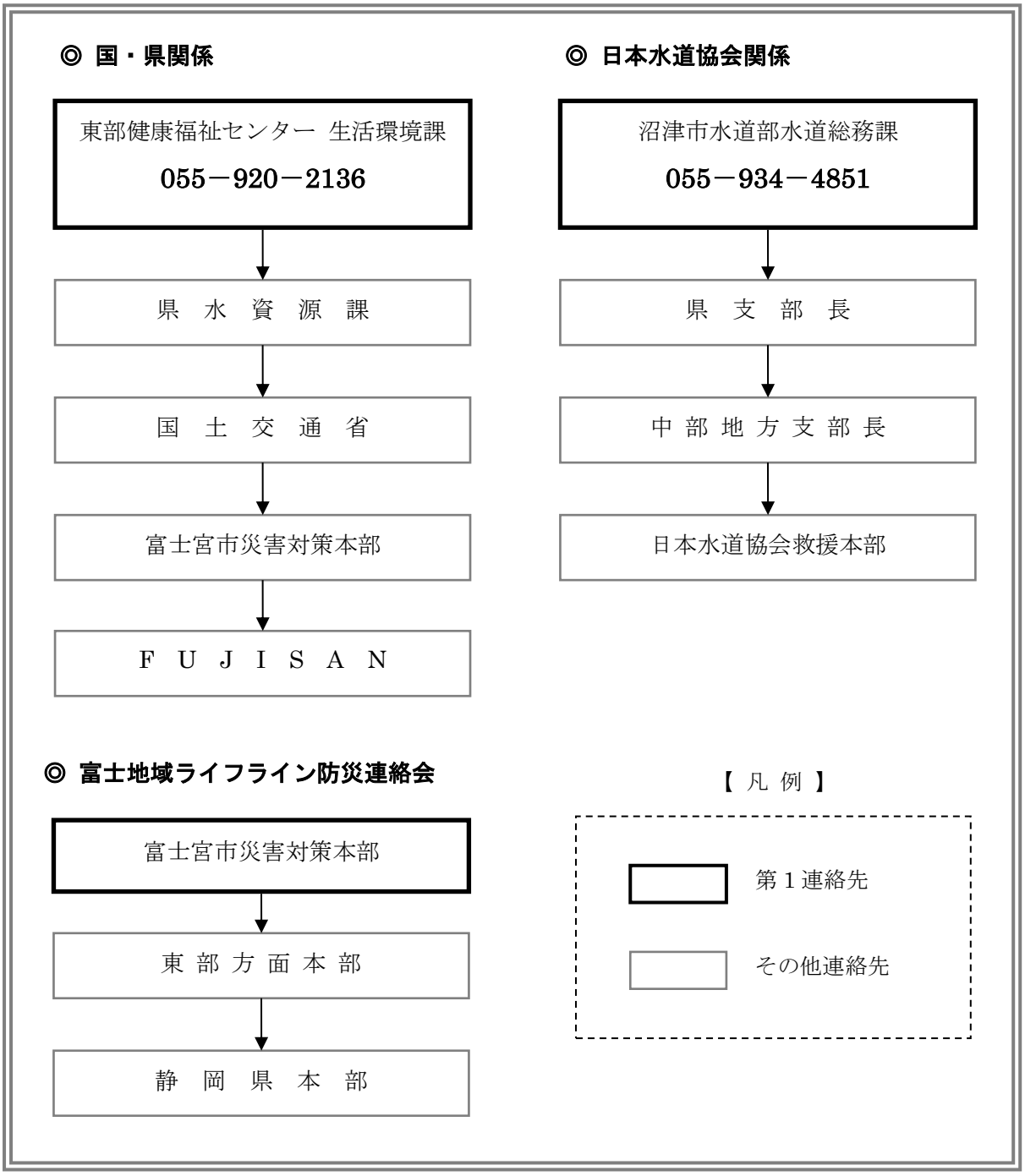

2. 災害時緊急連絡表

	連　絡　先	住　所	電話番号	備　考
1	日本水道協会	東京都千代田区 九段南 4-8-9	03-3264-2281	総務部庶務課
2	日本水道協会 中部地方支部	名古屋市中区三の丸 3-1-1	052-972-3607	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定による
3	日本水道協会静岡県支部	静岡市七間町 15－1	054-251-0710	日本水道協会静岡県支部水道震害相互応援対策要綱による
4	日本水道協会静岡県支部 東部ブロック	沼津市御幸町 16-1	055-934-4851	沼津市水道部
5	静岡県簡易水道協会	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2256	
6	富士宮警察署	富士宮市城北町 160	0544-23-0110	
7	富士宮市消防本部	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1200	富士市・富士宮市消防指令センター (0545-55-2857)
8	東部健康福祉センター 生活環境課	沼津市高島本町 1-3	055-920-2136	
9	富士土木事務所 富士宮分庁舎	富士宮市黒田 350-14	0544-27-1111	
10	国土交通省 静岡国道事務所 富士国道維持出張所	富士市今泉 337-1	0545-52-5650	
11	静岡県くらし・環境部 環境局水資源課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2420	
12	富士宮市管工事協同組合	富士宮市宮原 492-13	0544-23-7070	
13	富士宮建設業協同組合	富士宮市宮原 470-5	0544-27-5526	
14	東京電力パワーグリッド㈱富士支社	富士市吉原 1-1-21	0545-90-2215	非常災害担当
15	静岡ガス㈱ 東部支社	沼津市岡一色 809	055-927-2811	導管保安センター (055-927-2814)
16	NTT 西日本㈱ 静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1	054-205-9122	
17	富士地域ライフライン防災連絡会	沼津市高島本町 1-3	055-920-2002	東部危機管理局
18	中部電力パワーグリッド㈱清水営業所	静岡市清水区二の丸町 6－28	054-367-3051	

3. 各配水池の貯水量点検表

ア 北山浄水場系　　（水位×面積=貯水量）　　No.1

	施設名	緊急遮断弁	有効容量（㎥）	点検月日時刻月日	水位（m）	面積（㎡）	貯水量（㎥）	点検責任者
1	第1配水池	○	2,500			650		
2	第2配水池	○	2,500			650		
3	第3配水池	○	1,300			400		
4	堀之内配水池	○	3,000			570		
5	第1減圧槽		500			170		
6	第2減圧槽		500			170		
7	第3減圧槽	○	500			170		
8	第4減圧槽		500			170		
9	第5減圧槽		500			170		
10	第6減圧槽	○	500			170		
11	第7減圧槽		500			170		
12	第8減圧槽		500			170		
13	第9減圧槽		500			170		
14	湯沢配水池	○	5,000			740		
15	万野配水池	○	1,000			170		
16	宮内配水池		350			100		
17	箕輪配水池		50			20		
18	棚坂配水池	○	500			180		
19	蒲沢配水池		30			20		
20	桟敷配水池		40			20		
21	大久保配水池		100			20		

イ　上井出浄水場系　　（水位×面積=貯水量）　　No.2

	施設名	緊急遮断弁	有効容量（㎥）	点検月日時刻月日	水位（m）	面積（㎡）	貯水量（㎥）	点検責任者
22	上井出第2配水池		500			150		

ウ　貫間水源系

23	貫間配水池	○	1,000			240		

エ　淀師水源系

24	淀師配水池	○	1,000			240		

オ　水椚・大中里第2水源系

25	宮原第2配水池	○	7,000			710		
26	大中里第2配水池	○	2,000			310		
27	安居山配水池		100			50		
28	沼久保配水池		300			110		
29	野中配水池	○	1,000			180		
30	星山減圧槽		40			30		
31	黒田配水池	○	RC　500			180		
			PC　1,500			250		
32	石の宮減圧槽		10			10		

カ　大中里第1水源系

33	大中里第1配水池	○	1,000			250		

キ　杉田第1水源系

34	杉田第1配水池	○	1,000			180		
35	杉田減圧槽		90			40		

ク　杉田第2水源系　　（水位×面積=貯水量）　　No.3

	施設名	緊急遮断弁	有効容量(㎥)	点検月日時刻月日	水位(m)	面積(㎡)	貯水量(㎥)	点検責任者
36	杉田第2配水池	○	1,000			340		

ケ　小泉水源系

37	西原配水池	○	1,000			180		
38	小泉配水池	○	1,000			180		

コ　村山水源系

39	石原配水池		200			60		

サ　粟倉水源系

40	粟倉配水池	○	180			60		

シ　上井出第1･2水源系

41	上井出第1配水池	○	1,000			170		
42	天神山配水池		40			20		

ス　笹峯水源系

43	猪之頭配水池		20			10		
44	笹峯配水池	○	420			140		

セ　猪之頭第2水源系

45	猪之頭第2配水池		300			100		
46	白糸配水池		200			50		
47	平山配水池		100			50		
48	中之坂配水池		150			50		

ソ　椿沢水源系　　（水位×面積=貯水量）　　No.4

	施設名	緊急遮断弁	有効容量（㎥）	点検月日時刻月日	水位（m）	面積（㎡）	貯水量（㎥）	点検責任者
49	大石寺減圧槽		40			20		
50	大倉配水池		60			30		
51	本町配水池		100			50		
52	青木平配水池	○	SUS 150			80		
			FRP 100			60		
53	千居配水池		200			80		
54	馬見塚配水池		30			20		
55	宮原配水池	○	2,000			350		

タ　大宮水源系

56	大宮配水池	○	5,000			900		

チ　芝川水源系

57	足形配水池		200			80		
58	農場配水池		30			20		
59	熊久保配水池		20			10		
60	狩宿配水池		30			20		

ツ　木伐山水源系

61	木伐山配水池		150			60		

テ　柚野第1水源

62	柚野配水池	○	700			70		

ト	桂林第1･2水源系				（水位×面積=貯水量）			No.5
	施　設　名	緊　急 遮断弁	有効容量 (㎥)	点検月日 時刻月日	水　位 (m)	面　積 (㎡)	貯水量 (㎥)	点検責任者
63	桂林第1配水池	○	180			80		
64	桂林第2配水池		180			80		
ナ	西山水源							
65	西山送水ポンプ場		120			40		
66	平野配水池		300			60		
67	稗久保配水池	○	240			80		
ニ	大久保水源系							
68	砂原配水池	○	300			60		
ノ	内房水源							
69	内房配水池		100			30		
ハ	橋上水源系							
70	橋上配水池		28			20		
ヒ	向田水源系							
71	向田配水池		30			20		
フ	下稲子水源系							
72	下稲子配水池		25			10		
ヘ	根原水源系							
73	根原配水池		80			30		

第２章　様式集　（省略）

第３章　参考資料　（省略）

■６－５－１　指定避難所一覧表

地区名	地区本部	施設名	自主防災会
大宮東	第一中学校	東小学校	咲花区・大和区・瑞穂区
		第一中学校	阿幸地区（１～３、５、６町内）・日の出区
大宮中	第二中学校	第二中学校	木の花区・城山区
		大宮小学校	常磐区・神田区・浅間区
大宮西	市民文化会館	市民文化会館	福地区・神賀区・神立区・宮本区・高嶺区
		貴船小学校	貴船区・松山区・羽衣区
大宮南	西公民館	第三中学校	野中１区～４区・神田川区
		西小学校	安居山１区、２区・沼久保区
大宮北	富士宮北高等学校	富士宮北高等学校	三園平区・琴平区・二の宮区・淀師区（１、２、５～８、１０町内）・淀橋区（１～４、６、８町内）
大富士 富士見	大富士交流センター	大富士小学校	万野１区・万野３区・万野４区・万野希望区
		大富士中学校	万野２区・宮原１区・外神東区
		富士見小学校	ひばりが丘区・富士見ケ丘区・大岩３区・舞々木区
黒田	南部公民館	黒田小学校	黒田区・星山２区
		星陵中学校・高等学校	貫戸区・星山１区・高原区･高原１区・高原２区・　山本区
小泉西	富士宮東高等学校	富岳館高等学校	源道寺区・田中区
		富士宮東高等学校	上小泉区・小泉６区・大岩２区
富士根南	富士根交流センター	富士根南小学校	小泉１～５区
		富士根南中学校	杉田１～６区・大岩１区
富士根北	富士根北公民館	粟倉分校	粟倉３区
		富士根北小学校	粟倉１、２区・粟倉南区・舟久保区・村山１区（３町内）
		富士根北中学校	村山１区（１、２町内）・村山２区・村山３区・粟倉４区
富丘南	第四中学校	第四中学校	大中里区・淀橋区（５、７町内）・淀師区（３、４、９町内）

地区名	地区本部	施設名	自主防災会
富丘北	富丘交流センター	富丘小学校	青木区・青木平区
		富士宮西高等学校	外神区・宮原区
北山	北山会館	北山小学校	北山１区・北山２区
		北山中学校	北山３区・北山４区
		山宮小学校	山宮１区・山宮２区・山宮３区・山宮４区
上野	上野会館	上野小学校	馬見塚区・下条上区・下条下区
		上野中学校	精進川上区・精進川下区・上条上区・上条下区
白糸	白糸会館	白糸小学校	内野区・原区・半野区・狩宿区
上井出	上井出区民館	人穴小学校	人穴区
		西富士中学校	芝山区
		上井出小学校	上井出区
猪之頭	井之頭小学校	根原分校	根原区
		井之頭小学校	猪之頭区
		井之頭中学校	麓区・富士丘区
柚野	柚野小学校	柚野小学校	大鹿窪区・猫沢区・上柚野区・下柚野区・鳥並区・明光台区
		柚野中学校	
大久保 長貫 羽鮒	芝川会館	芝富小学校	大久保区・長貫区（砂原１、２町内、楠金）
		芝川中学校	長貫区（上長貫、橋場、川合）・上羽鮒区・下羽鮒区・香葉台区
稲子	稲子小学校	稲子小学校	上稲子区
		下稲子公民館	下稲子区
内房	内房小学校	内房小学校	内房区第１区・内房第２区・内房第３区・内房第４区
西山	芝川Ｂ＆Ｇ海洋センター	芝川Ｂ＆Ｇ海洋センター	西山区・稗久保区

■６－５－２　指定緊急避難場所一覧表

No	施設名	所在地	地震	大規模な火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
1	東小学校	富士宮市矢立町２２７	○				○	○
2	第一中学校	富士宮市矢立町８１４	○					○
3	第二中学校	富士宮市豊町１７－１	○	○			○	○
4	城山公園	富士宮市元城町１６８９	○	○				
5	大宮小学校	富士宮市元城町２－１	○		○		○	○
6	市民文化会館	富士宮市宮町１４－２			○	○	○	○
7	神田川ふれあい広場	富士宮市宮町１－１	○					
8	富知神社境内	富士宮市朝日町１２－４	○					
9	貴船小学校	富士宮市貴船町３－３	○					○
10	第三中学校	富士宮市野中６５８	○	○			○	○
11	白尾山公園	富士宮市野中１１０３	○					
12	神田川北公園	富士宮市神田川町２４	○					
13	神田川南公園	富士宮市神田川町１８	○					
14	西小学校	富士宮市安居山３８０	○		○	○	○	○
15	富士宮北高等学校	富士宮市宮北町２３０	○	○	○		○	○
16	大富士小学校	富士宮市万野原新田３９９２	○					○
17	大富士中学校	富士宮市万野原新田４１１５－１	○					○
18	富士見小学校	富士宮市富士見ヶ丘１７９４	○			○		○
19	市営舞々木墓地	富士宮市舞々木町１０７５	○					
20	黒田小学校	富士宮市星山１０３０－２	○			○	○	○
21	星陵中学校・高等学校	富士宮市星山１０６８	○	○	○		○	○
22	山本地区避難地	富士宮市山本137-5・8、138-10	○					
23	富岳館高等学校	富士宮市弓沢町７３２	○		○	○		○

No	施設名	所在地	地震	大規模な火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
24	富士宮東高等学校	富士宮市小泉１２３４	○	○				○
25	富士根南小学校	富士宮市小泉１６７５	○				○	○
26	富士根南中学校	富士宮市小泉１９９６	○		○	○	○	○
27	粟倉分校	富士宮市粟倉１８２８	○					○
28	富士根北小学校	富士宮市村山１４９９	○				○	○
29	舟久保団地市有地	富士宮市舟久保町１７－４	○					
30	富士根北中学校	富士宮市村山９３５－１	○				○	○
31	第四中学校	富士宮市穂波町１３－１	○	○				○
32	淀川北公園	富士宮市淀川町２７－１	○					
33	淀川中公園	富士宮市淀川町２３－１	○					
34	西保育園	富士宮市中里東町２９０	○					
35	大中里こども園	富士宮市大中里８３７	○					
36	富丘小学校	富士宮市淀師４８９－４	○		○	○		○
37	富士宮西高等学校	富士宮市淀師１５５０	○					○
38	外神東公園	富士宮市外神東町１１５	○					
39	北山小学校	富士宮市北山１５８２	○					○
40	北山中学校	富士宮市北山１０９２	○					○
41	山宮小学校	富士宮市山宮１５６０－１	○			○		○
42	上野小学校	富士宮市下条４０８	○				○	○
43	上野中学校	富士宮市精進川４１０	○		○	○	○	○
44	白糸小学校	富士宮市原１１１５	○				○	○
45	人穴小学校	富士宮市人穴３６２	○			○		○
46	西富士中学校	富士宮市上井出９１８－1	○					○
47	上井出小学校	富士宮市上井出１４００	○					○
48	根原分校	富士宮市根原１５５	○					○

No	施設名	所在地	地震	大規模な火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
49	井之頭小学校	富士宮市猪之頭１６８	○				○	○
50	井之頭中学校	富士宮市猪之頭９９９	○		○	○	○	○
51	柚野小学校	富士宮市上柚野８８	○		○	○	○	○
52	柚野中学校	富士宮市下柚野３７１	○				○	○
53	芝富小学校	富士宮市長貫１３２３	○				○	○
54	芝川中学校	富士宮市長貫１２６７	○	○	○	○	○	○
55	稲子小学校	富士宮市上稲子８３０－１	○		○	○	○	○
56	内房小学校	富士宮市内房３９０９	○		○	○	○	○
57	芝川B&G海洋センター	富士宮市西山８５８	○			○		○
58	杉田区民センター	富士宮市杉田９５７－１０	○					
59	下稲子公民館	富士宮市下稲子１０３６－３	○					○
60	中央図書館	富士宮市宮町１３－１	○				○	
61	北山会館	富士宮市北山１５８４－１				○		
62	上野会館	富士宮市下条１４１					○	
63	芝川公民館	富士宮市長貫１２７０－１					○	
64	宝町公園	富士宮市宝町７６０	○					
65	上井出区民館	富士宮市上井出６３１			○	○		
66	大富士交流センター	富士宮市万野原新田４１３６－６				○		
67	白糸会館	富士宮市原１１０３－１			○	○	○	
68	富士根北公民館	富士宮市粟倉３４７－１				○		
69	富士根交流センター	富士宮市大岩１６６１-１					○	
70	芝川会館	富士宮市長貫１１３１-６					○	
71	白糸自然公園	富士宮市原４３６-１					○	

○指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難先。

○指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在しまたは災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設。

■６－５－３　観光客避難計画

この計画は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報の発表に伴い、観光客の避難誘導を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めるものである。

◆　富 士 登 山

１．夏山シーズン（７月初旬～８月下旬）の場合

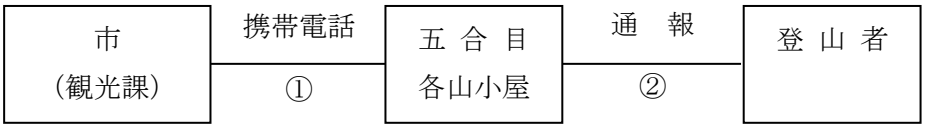

注）(1)五合目から登山者への通報は既設の放送施設により広報するものとする。
(2)各山小屋から登山者への通報は、拡声器等により行うものとする。

２．夏山シーズン以外の場合（12 月から４月中旬を除く）

◆　白 糸 の 滝

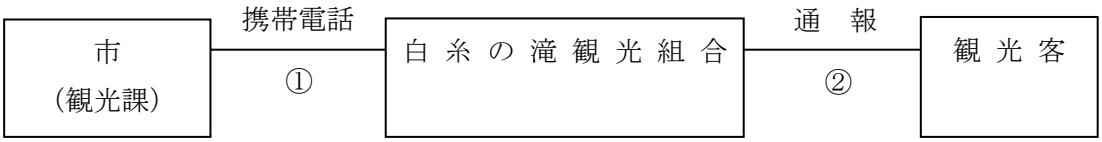

注）白糸の滝観光組合は、協力して観光客の避難誘導を行うものとする。
特に滝つぼにいる観光客の避難を優先して行うものとする。

◆　田　貫　湖

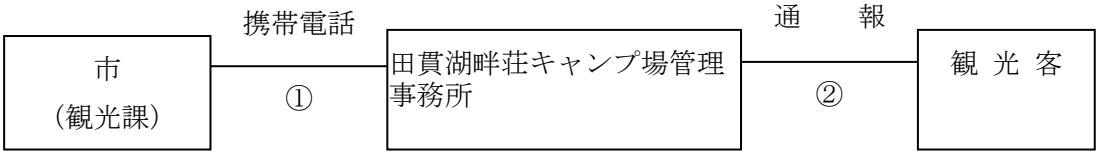

注）(1)観光客への通報は既設の放送施設等により広報するものとする。
(2) 特にボート利用客に対しては速やかに広場等に避難誘導するものとする。

	伝達経路		伝達文案
	夏山シーズン	市（観光課） ① 五合目 各山小屋	ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されました。五合目、各山小屋は付近の登山者を直ちに下山させるなど、避難の指示をしてください。
		五合目 各山小屋 ② 登山者	ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表さました。地震が発生しますと落石などの発生が予想されますので、直ちに登山を中止して下山又は、一時避難してください。
	夏山シーズン以外	市（観光課） ① 五合目 六合目	ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されました。五合目、六合目は付近の登山者を直ちに下山させるなど、避難の指示をしてください。
		五合目 六合目 ② 登山者	夏山シーズン②に同じ。
白糸の滝	市（観光課） ① 白糸の滝観光組合		ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されました。直ちに各売店と協力して観光客を避難誘導して下さい。特に滝つぼにいる観光客への指示を徹底してください。
	白糸の滝観光組合 ② 観光客		ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されました。地震が発生すると、ガケ崩れなどの発生が予想されますので、直ちに避難してください。
田貫湖	市（観光課） ① 田貫湖キャンプ場管理事務所		ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されました。直ちに観光客（バンガロー、ボート利用客等）に避難の指示をしてください。
	田貫湖キャンプ場管理事務所 ② 観光客		ただいま南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されました。地震が発生しますと山崩れなどによる災害が予想されますので、直ちに避難してください。

■６－６－１　防疫・清掃対策実施のための施設等

１　ごみ処理施設及びし尿処理施設

平成２８年５月末現在

種　別	事　　業　　主　　体	処　理　能　力
ご　み	清掃センター	240　t/日
し　尿	衛生プラント	150ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日

２　清掃運搬器材一覧表（ごみ）

令和８年４月1日現在

収　　集　　車	
台　　数（台）	積載量（t）
１２１ 内訳 委託業者　33 市内許可業者　88	５５０．４ 内訳 委託業者　100.8 市内許可業者　449.6

３　し尿収集車

令和８年４月1日現在

バ　キ　ュ　ー　ム　車	
台　　数（台）	積載量（Kl）
20	61.8

■６－７－１　応急仮設住宅建設予定地

令和８年４月現在

No	場　　所	所　在　地	敷地面積（㎡）	有効敷地（㎡）	建設可能戸数（戸）	用途分類
1	外神東公園	外神東町１１３	18,759	7,800	24	公園
2	物見山スポーツ広場	淀師１７４３－１	12,900	9,630	109	市民グラウンド
3	城山公園	元城町１６８９	22,272	12,600	122	公園
4	上井出スポーツ広場	上井出２２３３－３	16,350	12,650	108	市民グラウンド
6	向田公園	西小泉町２７－１	4,439	4,439	18	公園
7	中尾公園	〃　５－６	2,232	2,096	7	公園
8	清水公園	〃　４５	1,837	1,820	9	公園
12	舞々木墓地	舞々木町１０７５	6,130	5,130	55	緑地・広場
13	貫戸多目的広場	貫戸２４８	4,707	4,370	42	緑地・広場
14	星山多目的広場	星山１０６	8,471	7,200	72	緑地・広場
15	白尾山公園	野中１１０３－１	148,000	7,695	76	公園
16	神田川南公園	神田川町１８	2,514	2,514	10	公園
17	粟倉南公園	粟倉南町５５	4,180	3,880	20	公園
18	明星山球場	星山８３５－２	30,300	10,500	138	公園
19	野読公園	城北町４３２	1,934	1,934	8	公園
20	万野４区区民館東側	山宮１６－１	2,112	2,112	16	緑地・広場
21	外神スポーツ広場	外神東町１１４	24,685	18,200	138	市民グラウンド
22	芝川スポーツ広場	西山８８０－１	9,928	5,332	64	市民グラウンド
23	白糸自然公園	原４３６－１	133,453	14,030	154	公園
24	西富士宮駅西側	泉町１７１	1,904	1,904	16	緑地・広場
25	杉田運動公園	杉田１８５－１	3,850	3,850	30	緑地・広場
26	淀川北公園	淀川町２７－１	1,596	1,596	12	公園
27	淀川中公園	淀川町２３－１	1,344	1,311	8	公園
計　２３か所			326,392	142,593	1,256	

静岡県は、富士宮市の必要想定戸数を1,276戸（県の第４次被害想定による長期的避難所生活世帯の約３割）としている。

■ ６－８－１　緊急輸送路

種別	路線名	主な区間
	新東名高速道路	富士宮市区間
国道	国道１３９号（西富士道路含む）	〃
	国道４６９号	〃
	国道５２号	〃
県道	主要地方道富士宮芝川線	〃
	県道富士宮富士公園線	〃
	主要地方道清水富士宮線	〃
	主要地方道富士白糸滝公園線	〃
	主要地方道富士川身延線	〃
	県道塩出尾崎線	〃
	主要地方道富士富士宮由比線	〃
	主要地方道富士宮停車場線	〃
	県道富士富士宮線	〃
	県道白糸富士宮線	〃
	県道富士根停車場線	〃
	県道三沢富士宮線	〃
市道	１級市道富士宮駅中原線	中央町交差点～県道富士宮富士公園線交差点
	１級市道田中青木１号線	富丘小～四中～淀川町
	１級市道大宮富士線	東町～黒田小～富士市（岩本）
	２級市道黒田貫戸線	星陵高校入口（セブンイレブン）～星陵高校
	１級市道南部環状線	マルハン富士宮駅南店交差点～市立病院 ～イオンモール富士宮店交差点
	１級市道阿幸地東町線	国道139号阿幸地北交差点～東町
	１級市道大中里沼久保線	主要地方道富士富士宮芝川線交差点～西小～沼久保
	１級市道淀師大中里線 １級市道淀師北町線 １級市道北町阿幸地線	富士写真フィルム・四中～二中～国道１３９号 交差点
	１級市道物見山線 １級市道御座松御殿原線 １級市道御殿跡御殿原道西線	青木～西高～救急医療センター～西消防署 ～鉄工団地～（登山道）
	１級市道大塚弓沢線	国道139号阿幸地北交差点～北高
	１級市道西小泉町線	前田町～東高
	１級市道粟倉外神線	県道富士富士宮線交差点～体育館～ 万野団地～平成大橋～粟倉南町

種別	路線名	主な区間
市道	１級市道下条外神線	県道富士富士宮線（北山）～上野小南
	１級市道青木馬見塚線	大石寺～青木
	１級市道外神馬見塚線	県道富士富士宮線（外神）～馬見塚
	２級市道時田阿幸地線	国道139号阿幸地町地先交差点～大岩
	１級市道滝戸野中線	主要地方道富士宮芝川線 ～１級市道大宮富士線交差点
	２級市道東新町田中線	県道富士富士宮線弓沢町～市役所 ～主要地方道富士富士宮由比線交差点
	１級市道上蒲沢万野線	山宮（上蒲沢）～大富士小
	一般市道阿幸地55号線 一般市道阿幸地63号線 一般市道阿幸地67号線	富士見小～国道139号富士見ヶ丘地先交差点
	２級市道下川原下高原線 １級市道横巻上川原線	山本～高原
	１級市道黒田星山線 一般市道星山20号線	黒田小～生活排水処理センター
	１級市道半野狩宿線	半野～狩宿～県道富士富士宮線（上井出）
	１級市道二号源道寺線	県道富士富士宮線（源道寺）～富士根
	１級市道田中青木２号線	主要地方道富士宮芝川線交差点～ １級市道大宮富士線交差点
	１級市道上条北山線	県道富士富士宮線（北山出張所）～ 主要地方道清水富士宮線（上条千居）
	１級市道青木和田線 １級市道和田宮原線	県道富士富士宮線（宮原）～青木
	１級市道粟倉石原線	富士根北公民館～富士根北小中～石原
	２級市道追平向村線	国道469号(山宮小) ～主要地方道富士白糸滝公園線交差点
	一般市道田中町１６号線	県道富士富士宮線～１級市道大宮富士線交差点（セブンイレブン）
	１級市道猫沢下条線	国道469号（猫沢）～県道白糸富士宮線（下条）
	１級市道下条三沢線	下条～主要地方道清水富士宮線（大鹿窪新田）
	１級市道大久保下柚野線	主要地方道清水富士宮線（柚野公民館）～下柚野（南垣）～県道清水富士宮線（大久保）
	２級市道西山下柚野線 一般市道西山３６号線	下柚野～主要地方道清水富士宮線（西山）
	１級市道新谷戸久保川原線	主要地方道清水富士宮線（西山）～ 芝川Ｂ＆Ｇ海洋センター
	２級市道大比良南田線 ２級市道羽鮒西山線	主要地方道富士宮芝川線（羽鮒大比良）～ 主要地方道清水富士宮線（西山）
	２級市道羽鮒長貫線	羽鮒～芝川分署
	２級市道西山安居山線	主要地方道富士宮芝川線（安居山）～ 主要地方道清水富士宮線（西山）
	１級市道朏島南田線	芝富橋～認定こども園芝川リズム

■６－９－１　公共建物番号標示

１　建物等の番号標示方法

⑴　対　　象　　災害対策本部、救援、救護等の拠点となるところ(屋上に数字で標示)

ア　市町村役所及び県

イ　公立の小学校

ウ　災害拠点病院

⑵ 標　示　内　容　　ア　数字で表現し、市町村番号に学校番号を加える。

イ　数字の大きさについては別に定める。

ウ　色は白又はオレンジとする。

⑶ 番号の付け方　　ア　左側に市町村番号を書く。(１桁又は２桁)

イ　ハイフォンを入れる。

ウ　市町村役所を０番とする。以降小学校番号とする。

エ　県は左側を０とし、センター番号とする。

オ　病院は十字のマークを番号とする。

標示番号	公共建物名	所在地
富士宮市役所	富士宮市役所	富士宮市弓沢町１５０
２７－　１	富士宮東小学校	〃　矢立町２２７
黒　田　小	黒田小学校	〃　星山１０３０－２
２７－　３	大宮小学校	〃　元城町２－１
貴　船　小	貴船小学校	〃　貴船町３－３
２７－　５	富丘小学校	〃　淀師４８９－４
西　　小	西小学校	〃　安居山３８０
大富士小	大富士小学校	〃　万野原新田３９９２
２７－　８	富士根南小学校	〃　小泉１６７５
２７－　９	富士根北小学校	〃　村山１４９９
２７－１０	北山小学校	〃　北山１５８２
２７－１１	山宮小学校	〃　山宮１５６０－１
２７－１２	上井出小学校	〃　上井出１４００
人　穴　小	人穴小学校	〃　人穴３６２
井之頭小	井之頭小学校	〃　猪之頭１６８
２７－１５	白糸小学校	〃　原１１１５
２７－１６	上野小学校	〃　下条４０８
２７－１７	富士見小学校	〃　富士見ケ丘１７９４
２９－　１	芝富小学校	〃　長貫１３２３
２９－　２	内房小学校	〃　内房３９０９
柚　野　小	柚野小学校	〃　上柚野８８
２９－　４	稲子小学校	〃　上稲子８３０－１

■６－１０－１　災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償

〔災害救助法施行細則（昭和３８年静岡県規則第２５号）
災害救助法施行細則による救助の程度等（令和６年３月５日告示第１５１号）〕

救助の種類	救　助　の　程　度　、　方　法　及　び　期　間
避難所の供与	ア　避難所 ⑺　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 ⑴　避難所は、学校、公民館その他の既存建物とする。ただし、当該建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 ⑼　避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、１人　１日当たり 340 円以内とする。 ⑽　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、⑼の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 ⑾　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 ⑿　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。 ⑺　建設型応急住宅 a　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。 b　建設型応急住宅の１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 c　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 d　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を

	有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 e　建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 f　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第85条第３項又は第４項による期間内（最高２年以内）とする。 g　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (ｲ)　賃貸型応急住宅 a　賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ｱ)のｂに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 b　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 c　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ｱ)のｆと同様の期間とする。
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	ア　炊き出しその他による食品の給与 (ｱ)　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 (ｲ)　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 (ｳ)　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、１人１日当たり1,230円以内とする。 (ｴ)　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 イ　飲料水の供給 (ｱ)　飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。 (ｲ)　飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上げ、修繕及び燃料の経費並びに薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。 (ｳ)　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア　生活必需品の給与等は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ　生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(ｱ)　被服、寝具及び身の回り品

(ｲ)　日用品

(ｳ)　炊事用具及び食器

(ｴ)　光熱材料

ウ　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10 月から３月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

(ｱ)　住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別＼世帯区分	１　人世　帯	２　人世　帯	３　人世　帯	４　人世　帯	５　人世　帯	６人以上1人を増すごとに加算する額
	円	円	円	円	円	円
夏　　季	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
冬　　季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600

(ｲ)　住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別＼世帯区分	１　人世　帯	２　人世　帯	３　人世　帯	４　人世　帯	５　人世　帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
	円	円	円	円	円	円
夏　　季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬　　季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

エ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から１０日以内に完了しなければならない。

ア　医療

(ｱ)　医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(ｲ)　医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第２１７号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅ

医療及び助産	う師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。 (ｳ) 医療は、次の範囲内において行うものとする。 a 診療 b 薬剤又は治療材料の支給 c 処置、手術その他の治療及び施術 d 病院又は診療所への収容 e 看護 (ｴ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。 (ｵ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。 イ 助産 (ｱ) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 (ｲ) 助産は、次の範囲内において行うものとする。 a 分べんの介助 b 分べん前及び分べん後の処置 c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 (ｳ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。 (ｴ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出	ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索し、救出することによって行うものとする。 イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費として当該地域における通常の実費とする。 ウ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり

	次に掲げる額以内とする。 (ｱ)　(ｲ)に掲げる世帯以外の世帯　706,000円 (ｲ)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　343,000円 ウ　住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。 エ　住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	ア　生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 イ　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 ウ　生業に必要な資金として貸与できる金額は、生業費1件当たり30,000円以内、就職支度費1件当たり15,000円以内とする。 エ　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。 オ　生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。 (ｱ)　貸与期間　　2年以内 (ｲ)　利子　　無利子 カ　生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図るものとする。
学用品の給与	ア　学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 イ　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (ｱ)　教科書、(ｲ)　文房具、(ｳ)　通学用品 ウ　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 (ｱ)　教科書代 a　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和

	23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 b　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (ｲ)　文房具及び通学用品費 小学校児童１人当たり　4,800円 中学校生徒１人当たり　5,100円 高等学校生徒１人当たり　5,600円 エ　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。
埋　　葬	ア　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 イ　埋葬は、次の範囲内において、なるべく、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (ｱ)　棺（附属品を含む。） (ｲ)　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (ｳ)　骨つぼ及び骨箱 ウ　埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。 エ　埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
死体の捜索	ア　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 イ　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ　死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
死体の処理	ア　死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 イ　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (ｱ)　死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理 (ｲ)　死体の一時保存 (ｳ)　検案 ウ　検案は、原則として救護班によって行うものとする。 エ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。 (ｱ)　死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用は、１体当たり3,500円以内とする。 (ｲ)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上げに係る通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、１体当たり5,500円以内とする。また、死

	体の一時保存にドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。 ㈣　検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 オ　死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	ア　障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 イ　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。 ウ　障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	ア　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ㈠　被災者の避難に係る支援 ㈡　医療及び助産 ㈢　被災者の救出 ㈣　飲料水の供給 ㈤　死体の捜索 ㈥　死体の処理 ㈦　救済用物資の整理配分 イ　救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 ウ　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。
実費弁償	1　災害救助法施行令第１０条第１号から第４号までに規定する者 ⑴　日　当 ア　医師及び歯科医師　１人１日当り　22,400円以内 イ　薬剤師　〃　17,100円以内 ウ　保健師、助産師、看護師及び准看護師　〃　15,800円以内 エ　診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士　〃　17,100円以内 オ　救急救命士　〃　14,800円以内 カ　歯科衛生士　〃　17,100円以内 キ　土木技術者及び建築技術者　〃　16,400円以内 ク　大工　〃　30,200円以内 ケ　左官　〃　27,200円以内 コ　とび職　〃　26,100円以内 ⑵　時間外勤務手当 勤務１時間につき、当該日当の額に7.75分の１を乗じて得た額に100

	分の125（当該勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。 ⑵　旅　費 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第４条第１項第１号に規定する行政職給料表による５級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。 ２　災害救助法施行令第４条第５号から第10号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の３の額を加算した額以内とする。

■６－１０－２　災害り災者調査原票

様式　１の１

災害り災者調査原票

調査責任者職氏名　　印
立会人職氏名　　印
（　　年　　月　　日現在）

世帯主氏名		住　所		避難先	
被害の程度	全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂）（　　cm）、床下浸水（土砂）、一部損壊				
住家の状況	自　家、借　家（間）	面　　積（　　）㎡		住　家、　非住家	棟　数　　棟

家族の状況	氏　　名	性別	年令	職　業（含在学校及び学年別）	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備　　考
	（計　　人）								

課税の状況	非課税、均等割、所得割	世帯類型	被保護、身障、老人、母子、要保護、その他
必要な救助	避難所、応急仮設住宅、炊出し、飲料水、被服寝具、医療、助産、救出、住宅応急修理、学用品、埋葬、死体捜索、死体処理、障害物除去、災害弔慰金等、災害援護資金、その他（　　）		

■６－１０－３　災害発生・中間・確定報告

<table>
<tr><td colspan="4">発　生
災　害　中　間　報　告
確　定</td></tr>
<tr><td>発　　生
日　　時</td><td>年　月　日　時</td><td>発　　生
場　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>法適用の有無
及び年月日</td><td>有　　無
年　月　日</td><td>法適用(見込)
市町村名</td><td></td></tr>
<tr><td>調　査　班
派遣状況</td><td></td><td>調査完了
日　　時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">原　　因</td></tr>
<tr><td colspan="4">概　　要</td></tr>
<tr><td colspan="4">既にとった措置及びとろうとする措置</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他</td></tr>
</table>

（注）　1. 被害状況調は様式１の２のとおり（発生、中間、確定報告に添付のこと）
　　2. 救助の種類別実施状況は別紙、内容のとおり（中間、確定報告に添付のこと）
　　3. 災害救助費、概算額調は様式２のとおり（中間、確定報告に添付のこと）

6　個別対策項目別関係資料

別　　紙

救 助 の 種 類 実 施 状 況 報 告

救助の種類	報告事項
1　避難所の設置	箇所数、収容人員等
2　応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数等
3　炊出し、その他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員等
4　飲料水の供給	対象人員等
5　被服、寝具、その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数等
6　医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数等
7　災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数等
8　災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数等
9　生業資金の貸与	対象世帯数等
10 学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数等
11 埋葬	埋葬数等
12 遺体の捜索	遺体処理数等
13 障害物の除去	対象世帯数等

6　個別対策項目別関係資料

■６－１０－４　被害状況調

様式１の２

被　害　状　況　調

（　　月　　日　　時現在）

人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
	計			
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失		
		半壊又は半焼		
		一部損壊		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊・全焼流失	世帯	
			人員	
		半壊半焼	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
			人員	
		床下浸水	世帯	
			人員	
		一部損壊	世帯	
			人員	
災害発生年月日				

（注）1.　負傷のうち「重傷」とは、１ケ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、１か月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は小計をもって報告すること。

2.　「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて１棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には２棟とすること。

3.「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとすること。

4.「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとすること。

5.　住家の被害のうち「棟数」及び「一部損壊」は「決定報告」を除き、指示し場合に限り報告すること。

■６－１０－５　救助日報

様式　１の３

救　助　日　報

<table>
<tr><td colspan="2">報告機関</td><td></td><td colspan="2">受信機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td></td><td colspan="2">受信者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告時限</td><td>月　日　時現在</td><td colspan="2">発信時限</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">避難所開設</td><td rowspan="2">開設機関</td><td>開設日時</td><td>日　時</td><td rowspan="6">生需必需品・被服寝具給与</td><td colspan="4">県より受入又は前日よりの繰越量　点</td></tr>
<tr><td>閉鎖予定日</td><td>月　日</td><td rowspan="2">本日支給</td><td colspan="3">滅失世帯数（　世帯）　点
半壊、床上浸水世帯数（　世帯）　点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存建物</td><td>箇所数</td><td>箇所</td><td colspan="3">翌日への繰越量　点</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td>人</td><td rowspan="3">医療班</td><td colspan="2">医療班出勤数</td><td>班</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野外仮設</td><td>箇所数</td><td>箇所</td><td colspan="2">救助地区</td><td></td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td>人</td><td rowspan="4">診療者数</td><td>医療</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="6">炊き出し</td><td rowspan="2">炊出期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td rowspan="6">医療、助産救助</td><td>助産</td><td>人</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td rowspan="5">医療機関</td><td rowspan="2">医療</td><td>施設数</td><td>箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">箇　所　数</td><td>箇所</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="5">炊出人員</td><td>朝食</td><td>人</td><td rowspan="2">助産</td><td>施設数</td><td>箇所</td></tr>
<tr><td>昼食</td><td>人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>夕食</td><td>人</td><td colspan="2">救助終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>人</td><td rowspan="6">被災者救出</td><td colspan="2">救出地区</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>人</td><td colspan="2">救出人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="5">給水</td><td colspan="2">供給地区数</td><td>地区</td><td colspan="2">今後救出人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給実人員</td><td>人</td><td colspan="2">終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給水量</td><td>リットル</td><td rowspan="2">救出の方法</td><td rowspan="2" colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td>給水方法</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

6　個別対策項目別関係資料

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	遺体の処理	死亡原因別人員	直接　人 その他　人
	本日支給	小学生	人		遺体処理 遺体洗浄	体
			点		遺体縫合	体
		中学生	人		遺体消毒	体
			点		保存 既存建物利用	箇所
	翌日への繰越量		点		仮設建物	箇所
埋葬	前日までの埋葬		体		遺体処理機関	
	本日埋葬	大人	体		今後遺体処理を要する遺体	体
		小人	体		遺体処理終了予定月日	月　日
		計	体	障害物除去	除去する戸数	戸
	埋葬終了予定月日		月　日		本日除去数	戸
遺体の捜索	捜索地区				今後予定数	戸
					終了予定月日	月　日
	遺体	捜索を要する遺体	体	輸送	公用車使用	台
		本日発見遺体	体		借上車使用	台
		今後の要捜索遺体	体		救助の種類	
	捜索の方法					
	捜索終了予定月日		月　日	賃金職員	賃金職員雇上数	人
仮設住宅	着工月日		戸 月　日		従事作業の内容	
	竣工月日		戸 月　日		その他	
住宅修理	着工月日		戸 月　日	備考		
	竣工月日		戸 月　日			

■６－１０－６　災害救助費概算額調

様式　2

災害救助費概算額調

（市町村名＿＿＿＿＿＿）　　（単位：円）

種目別区分	員　数	単　価	金　額	備　　考
１．救　　助　　費				
(1)避難所設置費	延　　人			
福祉避難所実費分				
(2)応急仮設住宅設置費	戸			
(3)炊出しその他による食品給与費	延　　人			
(4)飲料水供給費	延　　人			
(5)被服寝具生活必需品給与費	世帯			
(6)医療費	延　　人			
(7)助産費	延　　人			
(8) 災害にかかった者の救出費	人			
(9)住宅の応急修理費	世帯			
(10)学用品の給与費	人			
小学校児童	人			
中学校生徒	人			
(11)埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(12)遺体の捜索費	体			
(13)遺体の処理費	体			
(14)障害物の除去費	世帯			
(15)輸送費				
(16)賃金職員雇上費				
２．実費弁償費	人			
３．扶助費	件			
４．損失補償費	件			
５．法第34条の補償費				
合　　計				

6　個別対策項目別関係資料

■６－１１－１　激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

１　激甚災害指定基準

昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの ⑴ 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度標準税収入総額×25% ⑵ 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%	法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの ⑴ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×４% ⑵ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円	法第５条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000 万円以下と認められる場合は除く。 １ 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２ 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5% であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害	法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （Ａ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×３%	法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

6　個別対策項目別関係資料

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×５％ （Ｂ基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの ⑴　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% ⑵　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×１％	法第11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率以下同じ。）×0.2% （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×２％ ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）
激甚法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000戸以上 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上	法第22条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）
１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害	法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮	上記以外の措置

6　個別対策項目別関係資料

2　局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1　公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第３条第１項第１号及び第３号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額×50%に該当する市町村（当該査定事業費1,000 万円未満は除外 ）が１以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね１億円未満を除く。	1　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規程する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第１項、第３項及び第４項の措置
2　農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等 災害復旧事業（激甚法第５条第１項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が１以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000 万円未満を除く。	1　左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、第６条の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第２項から第４項までの措置
3　林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業 被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）×1.5。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× 0.05%の場合を除く。 かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林係るものに限る。）×25%の市町村が１以上ある災害	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の２の措置
4　中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該被害額1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね5,000 万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

■６－１２－１　避難情報等の判断・伝達マニュアル（抜粋）　　令和４年１１月改定

はじめに

富士宮市は、富士山の南西に位置し、平安初期に造営された富士山本宮浅間大社（全国の浅間神社１，３００余社の総本宮）の門前町として発展してきた。昭和１７年から合併を重ね、現在人口は、約１３万５千人。面積は、３８９．０８㎢と県下で４番目の市域を有している。また、海抜は、富士山頂剣ヶ峰の３，７７６ｍから山本石の宮付近の３５メートルまでの標高差３，７４１ｍで、日本一の標高差がある。

このため、北部で大雨が降ると一気に下流域に流れ出し、これまでに、昭和４９年の七夕豪雨、昭和５４年の台風第２０号、昭和５７年の台風第１０号など度々被害を受けてきた。

近年、世界中で異常気象による豪雨災害が発生しており、日本各地においても、ここ数年の間に局地的に時間雨量１００㎜を超えるような猛烈な雨が降ることがあり、特に、平成２６年８月の豪雨による広島での土砂災害、平成２７年９月の関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊や平成２８年１０月に発生した台風第１０号（岩手県岩泉町）などでは多数の死者も出るなど、甚大な被害をもたらしている。

本市では、昭和５７年７月３１日から８月３日にかけて、台風第１０号により大雨が降り続き、総降水量は白糸で５２２㎜という記録的な雨量を観測し、大中里での床下浸水や芝川の一部が決壊するなど多数の被害が発生した。

また、土砂災害については、平成２３年の台風第１５号による大雨の影響で、国道４６９号にて土砂崩れが発生し、上稲子区が一時孤立した。

このような場合、市では、静岡県や気象台が発表する情報を読み取り、空振りを恐れず積極的に避難情報等を発令する必要がある。

また、市民においては、避難情報等の発令を待たずとも、ハザードマップで指定された避難場所や堅牢な２階以上の建物等に早めに避難することが必要である。

こうした背景から、富士宮市では、国の「避難情報等に関するガイドライン」等に基づき、県の関係部局や関係機関と連携し、避難情報等の判断・伝達に関する検討を行い、本マニュアルを策定した。

本マニュアルは、避難情報の適切な伝達とあわせ、市民の皆さまが、情報内容を的確に理解し、ご自身やご家族の生命を守るために迅速な行動をとることで、風水害の被害の軽減を図り、安全安心な地域づくりを推進するものである。

なお、このマニュアルは、風水害対策の効果的な実施のため、随時見直しを行うものとする。

避難情報等の発令区分

避難情報等の発令区分は以下のとおりとする。

１　警戒レベル１（早期注意情報）

気象庁が発表。

２　警戒レベル２（大雨・洪水・高潮注意報）

気象庁が発表。

３　警戒レベル３（高齢者等避難）

市長が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促す情報。

立退き避難の準備を整えるとともに、防災情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。また、要配慮者及びその支援者に立退き避難を促す。

４　警戒レベル４（避難指示）

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立退きを勧め又は促すもの。および、災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、強く市民に対し避難のための立退きを勧め又は促すもの。災害対策基本法第６０条の規定に基づき、市長が行う。

５　警戒レベル５（緊急安全確保）

災害が発生していることを把握した場合可能な範囲発令する。

６　避難情報等の発令区分等

区分	市民に求める行動
警戒レベル３ 高齢者等避難	･避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ･気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
警戒レベル４ 避難指示	･避難所等へ迅速に立退き避難する。 ･避難所等への立退き避難がかえって危険な場合は、自らの判断により、近隣の堅牢な建物の２階以上や自宅内でより安全な場所へ移動する。
警戒レベル５ 緊急安全確保	･生命を守る最善の行動を行う。

＜参考：災害対策基本法＞

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

４　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

避難情報等の判断基準

風水害による避難情報等の発令については、対象となる災害を**河川洪水、土砂災害、暴風**の３種類とする。

風水害の避難情報等については、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断することとする。

１　河川洪水

⑴　具体的な基準を作成する対象を**富士川**とする。

⑵　避難すべき区域

原則として河川浸水想定区域のうち、浸水すると予想されている範囲内で、状況により、その一部を避難対象区域とする。

⑶　具体的な基準

避難情報等は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

⑷　富士宮市内及び周辺の河川水位観測所等の情報（テレメーター設置箇所）

河川名	観測所	位置	水防団待機（通報）水位(m)	氾濫注意（警戒）水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
富士川	南　部	南部町	2.50	3.80	4.20	4.90
芝川	安居山	猫　沢	0.30	0.90	1.80	2.10
〃	横手沢	内　野	0.90	1.40	1.60	1.80
潤井川	大沢川橋	上井出	0.80	1.20	－	－
〃	上　条	上　条	2.00	2.50	－	－
〃	淀　師	淀　師	2.20	2.70	－	－
〃	黒　田	黒　田	2.20	2.70	－	－
〃	山本橋	山　本	1.10	1.80	－	－

※上記以外にも内房（橋上）に簡易水位計が設置されているが、避難情報等の目安になる水位設定はされていない。

※氾濫注意水位：水防活動を行う指標となる水位で、水防団（消防団）が出動する水位

※避難判断水位：氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する高齢者等避難の目安になる水位

※氾濫危険水位：市町村が発する避難情報等の目安になる水位

ア　富士川（洪水予報河川）

富士川には、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が決められており、「指定河川洪水予報」が河川管理者と静岡地方気象台との共同で発表される。また、富士川の洪水予報の対象となる観測所は、山梨県南部観測所となるので、避難情報等の判断基準としては、南部観測所の水位を判断基準とする。

イ　芝川（水位周知河川）

芝川には、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が決められており、「水位到達情報」の通知と周知が静岡県により行われる。また、芝川の水位到達情報の対象となる観測所は、安居山観測所及び横手沢観測所となるので、避難情報等の判断基準としては、安居山観測所及び横手沢観測所の水位を判断基準とする。

＜警戒レベル３ 高齢者等避難の発令基準＞

・富士川洪水氾濫警戒情報の発表（避難判断水位到達時）があり、かつ状況から富士川が市内で氾濫する可能性があるとき
・芝川の水位到達情報（避難判断水位到達時）の通知がされ、かつ状況から芝川が市内で氾濫する可能性があるとき
・強い降雨を伴う台風等が、夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合

＜警戒レベル４ 避難指示の発令基準＞

・富士川洪水氾濫危険情報が発表（氾濫危険水位到達時）された場合
・芝川の水位到達情報（氾濫危険水位到達時）の通知がされたとき

＜警戒レベル５ 緊急安全確保の発令基準＞

・氾濫危険水位に到達後もさらに水位が上昇し、決壊等のおそれがある場合
・富士川又は芝川が市内で氾濫したとき

ウ　他の河川について

市内の河川では、昭和５７年１１月の豪雨被害以降、浸水による大きな被害は発生していない。このことは、富士宮市の地形の特性から浸水被害が起きにくいこともあるが、星山放水路の整備及び他の河川の整備も進んできたことが要因となっている。

しかし、市内中央部に位置する大宮都市下水路では、大雨が降ると通称登山道（県道富士宮富士公園線）から通称バイパス（国道１３９号）までの間では、度々溢水することがあり浸水被害が発生している。このため、平成２２年度から５年計画で改良を進めていき溢水による浸水被害を解消していく。

現在、国内で局地的に時間雨量１００㎜を超えるような雨が降ることが少なくない。今後、市内でもこのような局地的大雨が降ることがあれば、河川の溢水や護岸の崩落等も十分に考えられ、避難を余儀なくされることが想定できる。

このようなことから、予め豪雨時に近くの一時退避場所に避難できていれば、人命に係わるようなことは発生しないと考えられるため、各家庭で定めていただく**「豪雨時退避場所」**への避難を呼びかけるものとする。

エ　内水氾濫

内水氾濫とは、雨水が下水路から吐ききらずに溜まったり、河川の本流の排水が間に合わず小河川等に逆流し、溢れ出して起こる洪水であり、市内では潤井川や神田川や方辺川周辺の神田川地区で十分起こる可能性がある。

この地区の内水氾濫においても、**「豪雨時退避場所」**の考え方を徹底し、市民の安全を図るものとする。

※　豪雨時退避場所とは

自宅の耐浸水性、土砂災害に不安がある場合に、一時的に緊急避難する場所をいい、自宅の２階以上又は近隣の堅牢な建物の２階以上などで、浸水被害が発生しない安全な場所とする。外出時は、高台等に一時的に避難する。

豪雨時退避場所は、自宅の２階（平屋の家は、近所の２階以上）や堅牢な建物の２階以上に一時的に避難させてもらうなど、近所の助け合い（共助）が重要である。

今後は、各家庭で豪雨時退避場所を事前に決めておくように啓発を行っていく。

２　土砂災害

富士宮市内には、次のとおり危険箇所があり、住家、公共施設、福祉施設などが区域に入っている箇所もある。このため、市内に**「土砂災害警戒情報」**が発表された場合には、避難情報等の発令を迅速に行う必要がある。

＜危険箇所数＞　　令和３年４月１日現在

土砂災害危険箇所	急傾斜地	２９３	箇所
	土石流警戒区域	１０９	箇所
	地すべり	２	箇所
計		４０４	箇所

土砂災害警戒区域	土石流	１０９	箇所
	急傾斜	２９７	箇所
	地すべり	２	箇所
計		４０８	箇所
土砂災害特別警戒区域	土石流	６４	箇所
	急傾斜	２８６	箇所
	地すべり	０	箇所
計		３５０	箇所

＜警戒レベル３ 高齢者等避難の発令基準＞

・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合

＜警戒レベル４ 避難指示の発令基準＞

・富士宮市に土砂災害警戒情報が発表されたとき

・市内で土砂災害が発生し、家屋に被害が発生する可能性が高まったとき

＜警戒レベル５ 緊急安全確保の発令基準＞

・市内で土砂災害が発生し、家屋に被害が発生したとき

※　スネークグラフとは

横軸を土壌雨量指数、縦軸を１時間雨量としたグラフに、降雨を一定時間間隔で、打点したもの。この図で、土砂災害の発生・非発生の関係を解析し、境界線を設定したものを CL(土砂災害警戒避難基準線)と呼び、スネーク曲線が CL を超える領域に達する場合、土砂災害発生の危険性が高いと予想される。

＜スネークグラフの例＞

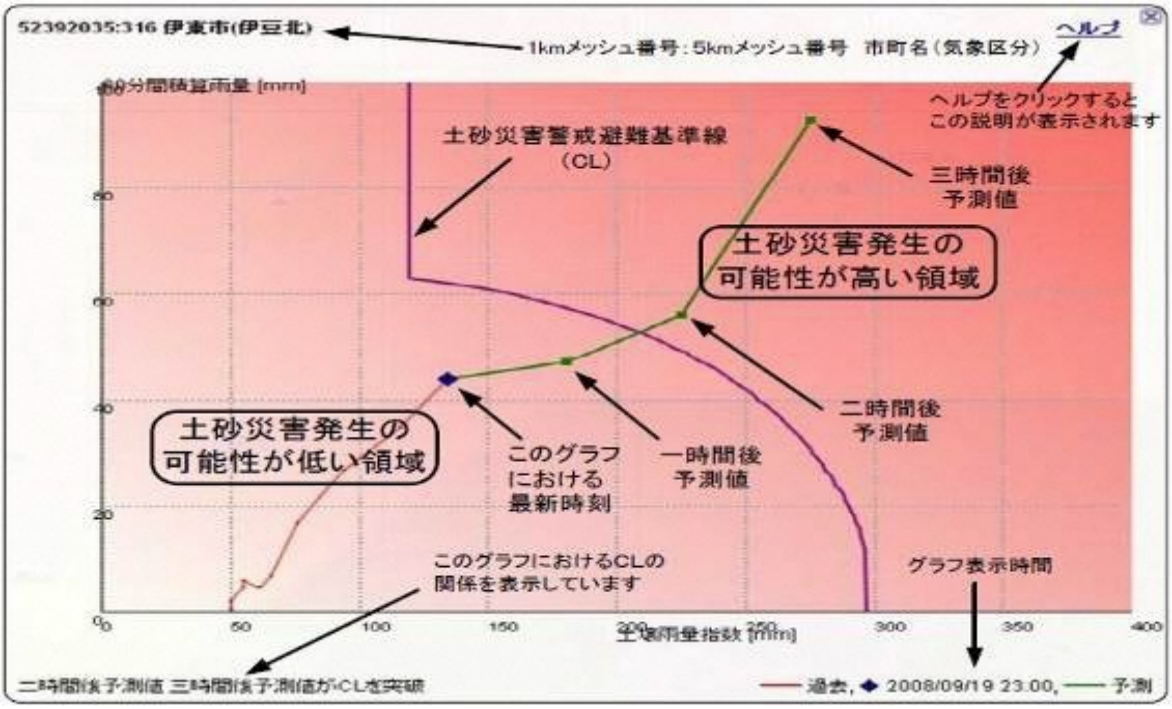

３　暴風

暴風による大きな被害は、昭和 41(1966)年 9 月 25 日の台風第 26 号により、瞬間最大風速５０ｍを記録し、旧富士宮市内で重軽傷者 41 人、住家全壊 66 戸、半壊 256 戸、非住家被害を合わせ 2,000 戸に達した。また、旧芝川町でも 243 戸に被害があった。

このように暴風のために、家屋に被害が出るような場合では、既に危険であり、避難情報等は、猛烈な暴風となる前に発令するものとする。

なお、暴風のため、家屋に被害が出ているような場合では、市民は、近隣で協力し合って、すぐ近くの近隣住宅等に避難するものとする。

＜警戒レベル４　避難指示の発令基準＞

・市内で、最大瞬間風速で毎秒 50m以上の風が吹くと予想され、多数の家屋被害が予想されるとき

＜警戒レベル５　緊急安全確保の発令基準＞

・市内で、最大瞬間風速で毎秒 60m以上の風が吹くと予想され、大規模な家屋被害が予想されるとき

※　大雪について

本市では、北部地域を中心に降雪があり、市街地においても、５ｃｍ程度の積雪を記録したことがあるが、いずれも人命に係わる被害等はない。また、富士宮市地域防災計画の中で、雪に関する事項はないことから、大雪に関しての避難情報等は考慮しない。

４　避難情報等の発令基準等一覧

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>警戒レベル４ 避難指示の発令基準</th><th>警戒レベル５ 緊急安全確保の発令基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">河川洪水</td><td>富士川</td><td>・富士川洪水氾濫危険情報※1（氾濫危険水位到達時）の発表があり、状況から富士川が市内で氾濫する可能性が高まったとき
※1 南部観測所の水位が氾濫危険水位（4.9m）を超えたとき</td><td>・氾濫危険水位に到達後もさらに水位が上昇し、決壊等のおそれがある場合
・富士川が市内で氾濫したとき</td></tr>
<tr><td>芝川</td><td>・芝川の水位到達情報※２（氾濫危険水位到達時）の通知があり、状況から芝川が市内で氾濫する可能性が高まったとき
※２　安居山観測所の水位が氾濫危険水位（2.1m）又は横手沢観測所の水位が氾濫危険水位（１.８m）を超えたとき</td><td>・氾濫危険水位に到達後もさらに水位が上昇し、決壊等のおそれがある場合
・芝川が市内で氾濫したとき</td></tr>
<tr><td>その他河川</td><td colspan="2" rowspan="2">・水位情報、市内各所の雨量、市民からの報告、巡視等による情報や浸水の状況等により判断し、状況により避難情報等を発令する場合もある。</td></tr>
<tr><td>内水氾濫</td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂災害</td><td>・富士宮市に土砂災害警戒情報が発表された場合

※気象台からの情報や土砂災害警戒区域を有する地区を考慮した上で発令する</td><td>・市内で土砂災害が発生し、家屋に被害が発生する可能性が高まったとき

・市内で土砂災害が発生し、家屋
に被害が発生したとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風災害</td><td>・市内で、最大瞬間風速で毎秒５０m以上の風が吹くと予想され、多数の家屋被害が予想されるとき</td><td>・市内で、最大瞬間風速で毎秒６０m以上の風が吹くと予想され、大規模な家屋被害が出ると予想されるとき</td></tr>
</table>

＜避難情報等発令の判断材料について＞

・サイポスレーダーによる河川水位情報、市内雨量観測点降雨状況
・大雨警報（土砂災害）の危険度分布
・河川課､消防等からの情報、市民からの被害情報
・気象庁、気象台、県からの各種気象情報及びウェブサイト

避難方法

1　浸水時の避難方法

		避　難　先
浸水前		自宅・近隣住宅・堅牢な建物等の２階以上
浸水後	最大浸水深３ｍ未満の地域	自宅・近隣住宅・堅牢な建物の２階以上
	最大浸水深３ｍ以上の地域	移動が可能な場合については、浸水想定区域外へ立退き避難する。それ以外は可能な限り、高い場所へ避難する。

2　土砂災害警戒情報発表時の避難方法

区　分	避難方法
土砂災害	土砂災害ハザードマップに定められた避難場所若しくは豪雨時退避場所（特別警戒区域の外の堅牢な建物の２階以上または地区で定めた安全な場所）へ避難する。 また、警戒レベル３高齢者等避難が発令された場合には、指定避難所への避難も可能となる。 ただし、雨が激しいような場合等、移動距離をできるだけ短く、近所で助け合うことが必要である。

3　避難時の注意事項

(1)　避難することでさらに大きな危険が伴うような場合に、避難せず自宅に留まる等、上記の避難方法の限りではないため、臨機応変な対応をとる。

(2)　なお、警戒レベル４避難指示発令前に市民が自主避難する場合には、近隣の公民館、集会所への避難とする。

(3)　要配慮者については、個々のケースにより判断し、避難するか否かを決定する。また、避難する場合には地域で協力し避難させる。

(4)　避難情報等により避難させる場合には、消防団等の協力を得て行う。

４　豪雨災害における避難の考え方

豪雨災害から命を守るためには、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものである。市としては、「警戒レベル３　高齢者等避難」等の避難情報を台風の接近や降雨等の状況に応じて発令するが、周囲の状況によっては避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合がある。そのため、必ずしも避難場所等への避難を必要とせず、住民各自が気象情報や前兆現象等を正確かつ迅速に捉え、各自の判断で早めに避難行動を取ることが原則である。

危険区域の外へ早めに避難（水平避難）することを最優先とし、避難場所については下記のような場所が考えられる。

・親戚、知人宅等
・指定避難所（開設されている場合）
・土砂災害ハザードマップで指定された避難場所
・近くの堅牢な建物

ただし、避難が遅れ、屋外への避難がかえって危険な場合は、自宅や隣近所等の堅牢な建物の２階以上へ避難（垂直避難）するなど、屋内でできる限りの安全確保をとることも検討し、状況に応じて各自で判断する。

下記図は洪水災害及び土砂災害の恐れがあるときの避難行動の流れを図式化したものである。富士宮市防災マップ（平成 28 年 2 月作成）より抜粋。

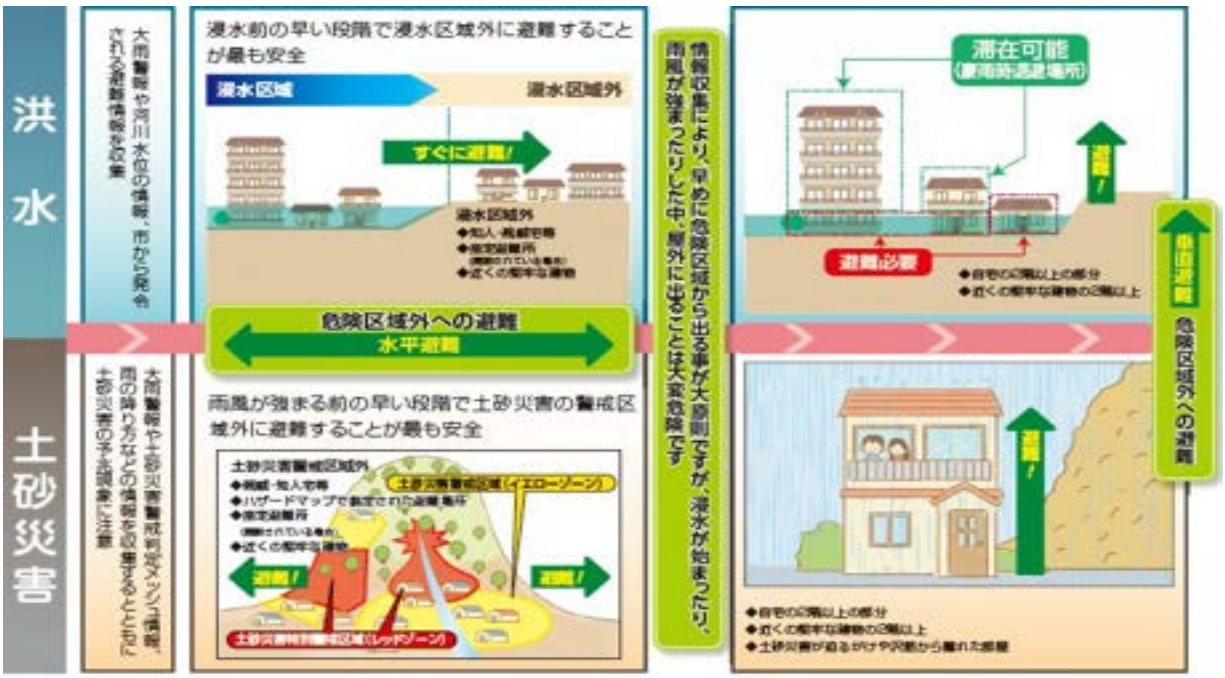

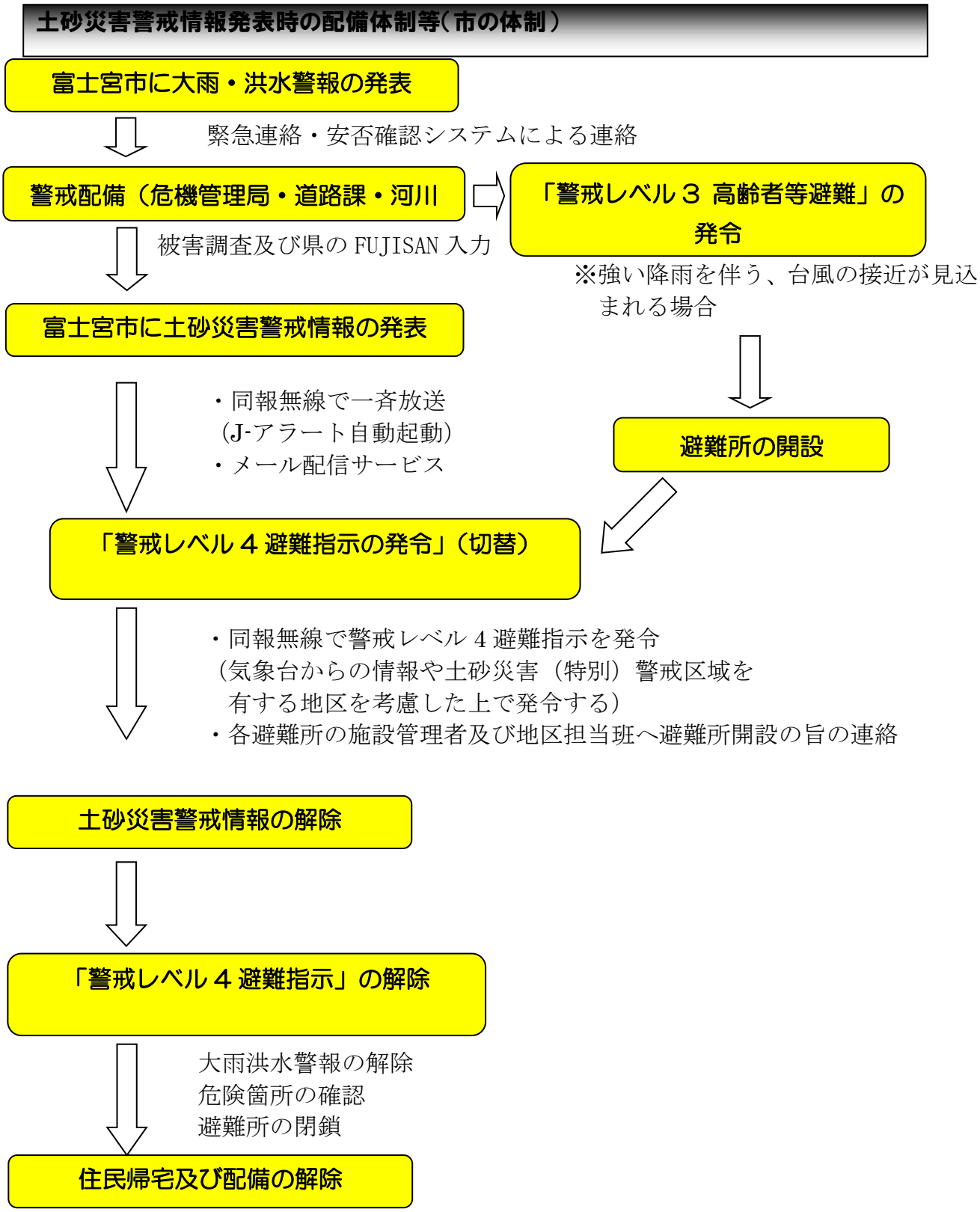

※ これは基本的な体制の流れの一例であり、必ずしも段階的に発令されるものではない。

市民への周知

１　同報無線

台風接近時、土砂災害警戒情報の発表、避難情報の発令等の場合には、市内一斉放送を行う。

戸別受信機、防災ラジオからの受信、聴覚障害者へのＦＡＸ

２　ホームページ・Ｘ等（ＳＮＳ）

同報無線の内容をホームページや市の公式Ｘ等の SNS に掲載する。

３　メール配信サービス

同報無線の内容を携帯電話等にメールで配信する。（登録制）

４　ラジオエフ　(84.4MHz)

随時情報提供を行い、放送をお願いする。

５　広報車等

市の広報車や消防団車両により周知する。

６　地区担当職員

防災無線等を利用し、地区担当職員からの情報提供などあらゆる手段により周知する。

警報・注意報発表基準（静岡地方気象台）

1　富士宮市の警報・注意報発表基準

令和２年８月６日現在静岡地方気象台より

富士宮市	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		富士山南西	
警　報	大　雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	２０
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	１７１
	洪　水		流域雨量指数基準	潤井川流域＝２７．９，芝川流域＝３６．４，弓沢川流域＝１８．９
			複合基準	なし
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）［南部］
	暴　風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	平地　１２h の雪の深さ 10cm
				山地　１２h の雪の深さ 20cm
	波　浪		有義波高	
	高　潮		潮位	
注意報	大　雨		表面雨量指数基準	１２
			土壌雨量指数基準	７７
	洪　水		流域雨量指数基準	潤井川流域＝２２，３，芝川流域＝２９．１，弓沢川流域＝１５．１
			複合基準	潤井川流域＝（６，２２．３） 富士川流域＝（１０，７４．６）
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）［南部］
	強　風		平均風速	12m/s
	風　雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	平地　12h の雪の深さ 5cm
				山地　１２h の雪の深さ 10cm
	波　浪		有義波高	
	高　潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融　雪			
	濃　霧		視程	100m
	乾　燥		最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ		１降雪の深さが 30cm 以上であった場合 ２積雪が 40cm 以上であって最高気温が 15℃以上の場合	
	低　温		冬期：最低気温-4℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着水・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	110mm

2　用語の定義

⑴　土壌雨量指数

降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもので、地表面を５km 四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で算出する。

⑵　流域雨量指数

降雨による洪水発生の危険性を示す指標或いは、対象となる地域、時刻に存在する雨水の量を示す指標で、解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km 四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で算出する。

⑶　記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したときに、府県気象情報の一種として発表するもので、その基準は、１時間雨量歴代１位又は２位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めている。

この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害につながるような、稀にしか観測しない雨量を知らせるために発表するもの。

3　雨の強さと降り方

気象庁ホームページより

<table>
<tr><th>１時間雨量 mm</th><th>予報用語</th><th>人の受けるｲﾒｰｼﾞ</th><th>人への影響</th><th>屋内（木造住宅）</th><th>屋外の様子</th><th>車に乗っていて</th><th>災害発生状況</th></tr>
<tr><td>10 以上～20 未満</td><td>やや強い雨</td><td>ザーザーと降る</td><td>地面からの跳ね返りで足元がぬれる</td><td>雨音で話し声が良く聞き取れない</td><td rowspan="2">地面一面に水たまりができる</td><td></td><td>この程度の雨でも長く続く時は注意が必要</td></tr>
<tr><td>20 以上～30 未満</td><td>強い雨</td><td>どしゃ降り</td><td rowspan="2">傘をさしていてもぬれる</td><td rowspan="2">寝ている人の半数くらいが雨に気がつく</td><td>ワイパーを速くしても見づらい</td><td>側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる</td></tr>
<tr><td>30 以上～50 未満</td><td>激しい雨</td><td>バケツをひっくり返したように降る</td><td>道路が川のようになる</td><td>高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾟﾚｰﾆﾝｸﾞ現象)</td><td>山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要
都市では下水管から雨水があふれる</td></tr>
<tr><td>50 以上～80 未満</td><td>非常に激しい雨</td><td>滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）</td><td rowspan="2">傘は全く役にたたなくなる</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる</td><td rowspan="2">車の運転は危険</td><td>都市部では地下室や地下街に水が流れ込む場合がある
マンホールから水が噴出する
土石流が起こりやすい
多くの災害が発生する</td></tr>
<tr><td>80 以上</td><td>猛烈な雨</td><td>息苦しくなるような圧迫感がある
恐怖を感ずる</td><td>雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要</td></tr>
</table>

『豪雨時退避場所』を決めておきましょう！

近年では、短時間のうちに狭い範囲に集中して大雨が降ることがあり（集中豪雨）、大雨の最中に市が「警戒レベル４ 避難指示」を発令しても、浸水等が始まっているような場合には、指定避難場所等への避難行動がかえって危険なこともあります。

そのようなとき、河川から離れた場所であれば、

① 自宅が２階建て以上ならば２階以上に！
② 平屋にお住まいの方は、近隣の家の２階以上に！
③ 外出時の場合は、堅牢な建物の２階以上に！

避難してください。

河川の近くにお住まいの方は２階以上でも危険な場合がありますので、少し離れたお宅など２階建て以上の家に避難させていただくように、普段から話し合っておきましょう。

また、土砂災害警戒区域にお住まいの方は、ハザードマップに定められた避難場所又は区域から離れたお宅などに避難させてもらってください。

※　土砂災害警戒区域は、「富士宮市防災マップ」の３３ページ以降に示してあります。

※　豪雨時退避場所とは、自宅の耐浸水性、土砂災害に不安がある場合に、一時的に緊急避難する場所です。（自宅の２階又は堅牢な建物の２階以上）

私たちの豪雨時退避場所は、
『　　』です。

気象情報の収集方法

◆テレビやテレビのデータ放送、ラジオ等
◆県の気象情報サイポスレーダー：http://sipos.pref.shizuoka.jp/
◆気象庁ホームページ：http://www.jma.go.jp/jma/index.html
◆土砂災害警戒判定メッシュ情報：http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/
◆国土交通省 川の防災情報：http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do?init=init&gamenId=01-0101&fldCtlParty=no
◆富士宮市のホームページ：http://www.city.fujinomiya.lg.jp/

富士宮市 危機管理局 危機管理担当
電　　話　２２－１３１９
Ｆ　Ａ　Ｘ　２２－１２３９

■６－１３－１　富士宮市富士山火山避難計画（平成２８年６月）

富士宮市富士山火山避難計画策定にあたって

富士宮市のシンボルである富士山は、日本の象徴であり世界遺産であると同時に過去から幾度の噴火を繰り返し、現在でも活動を続ける活火山でもあります。最後の噴火は、１７０７年（宝永４年）であり、その後３００年以上噴火活動は見られませんが、将来においても噴火する可能性がまったくないという訳ではありません。特に東日本大震災以降は、火山専門家等から、噴火の可能性について様々な指摘がなされています。

このため、噴火に備え、国、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村では、合同で「富士山火山防災対策協議会」を設立し、平成２７年３月に「富士山火山広域避難計画」を策定しました。

私たちが住む富士宮市は、富士山のお膝元に位置し、豊かな自然、きれいな水、美しい景観など、様々な恩恵を富士山から受けてきましたが、噴火による被害もまた、大きなものになると予想されます。このため、富士宮市では、「富士山火山広域避難計画」の内容を踏まえ、その富士宮市版ともいえる「富士宮市富士山火山避難計画」を策定しました。

この計画では、不測の事態に際し、市民の皆様、登山客等の生命を守ることを第一義に考え、噴火に伴う溶岩流、火砕流、噴石等からの避難方法、避難場所等を具体的に定めています。被害状況は、噴火規模、季節、当日の天候・風向き等に大きく影響されるため一定ではありませんが、市民の皆様におかれましては、まずは、この計画をご理解いただくとともに、万一の際には、この計画に基づく迅速な避難をお願いするものです。

平成28年6月

富士宮市長　須藤秀忠

令和７年３月改訂に当たって

富士山は、1707 年（宝永４年）の噴火後、300 年以上噴火活動は見られないが、平成 12 年 10 月から平成 13 年５月にかけて低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたことをきっかけに議論されるようになり、噴火の影響範囲が広域にわたることから、平成 13 年７月に内閣府防災担当の主導により富士山火山防災協議会が発足し、検討が始まった。

同協議会において平成 16 年６月に富士山ハザードマップが作成されたほか、ハザードマップで予想される災害に対して予防・応急対策から復旧・復興対策まで各地方自治体レベルを超えた広域的な災害対策の検討を行い、平成 17 年７月に、各対策の基本方針を「富士山火山広域防災検討会報告書」として取りまとめた。

その後、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が平成 24 年６月８日に設置され、平成 28 年３月 24 日に活動火山対策特別措置法の改正（平成 27 年 12 月 10 日施行）に伴い、協議会を法定協議会に改組した。

協議会では、平成 26 年２月に「富士山火山広域避難計画」（以下「広域避難計画」という。）を取りまとめたが、平成 16 年に富士山ハザードマップが作成されて以降、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関し被害想定を見直す必要性が高まったことから、ハザードマップを改定することを決定し、令和３年３月に新たな富士山ハザードマップ（改定版）を公表した。

改定版ハザードマップでは、溶岩流が市街地に到達する予想時間が短くなったほか、被害想定区域が拡大したことから、避難対象者数が増加した。

新たな被害想定に対応するため、令和 5 年 3 月に広域避難計画を「富士山火山避難基本計画」（以下「基本計画」という。）と改称した上で、噴火現象の特性に応じた避難対策や、不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、「『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮」するための基本となる避難方針をまとめたものとして改定した。

本市では、広域避難計画に基づき平成 28 年６月に「富士宮市富士山火山避難計画」（以下「市計画」という。）を策定した。その後、広域避難計画の見直しや、避難情報に関するガイドラインの改定、また、令和５年３月に協議会からの新たな被害想定が公表され、市計画もそれらに伴い改訂を行ってきた。

令和６年度は、令和５年度に引き続き、令和３年３月に改定された富士山ハザードマップの被害想定による噴火前の避難先の指定及び融雪型火山泥流による事前避難対象区域を明確にするなど、具体的な避難対策を示すため、市計画を改訂するものである。

[redacted]

第１節　計画の基本的事項

１　計画の目的

本計画は、平常時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。

２　計画の位置付け

本計画は、基本計画及び富士宮市地域防災計画に基づき、本市の特性を踏まえ、富士山火山災害からの市民等の避難対策の基本的な考え方を示したものである。

今後、新たな知見や課題が明らかになった場合には、必要に応じ、計画の修正や充実を図る。

３　不確実性を踏まえた避難体制

火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。

このため、本計画では最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難先を選定するに当たっては、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならないよう配慮する。

４　対象となる噴火現象

基本計画では、火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流及び小さな噴石について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と避難を要する範囲「避難対象エリア」をそれぞれ設定しているため、これらの現象全てについて本計画の対象とする。対象となる現象の特徴や想定影響範囲は表１のとおり。

一方で、岩屑なだれ（山体崩壊）や水蒸気爆発、火山ガス、空振、火山性地震（地殻変動）及び洪水氾濫については、基本計画で対象外としているため、本計画においても対象外とする。

また、同様に南海トラフ地震発生後に噴火するなどの複合災害についても対象外とする。

6　個別対策項目別関係資料

表１　＜計画の対象となる噴火現象＞

噴火現象	定義・特徴・危険性等	影響想定範囲
火口形成	火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。 噴火中の火口又はそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、ハザードマップで示された想定火口範囲のどこに火口ができるか事前に特定はできない。	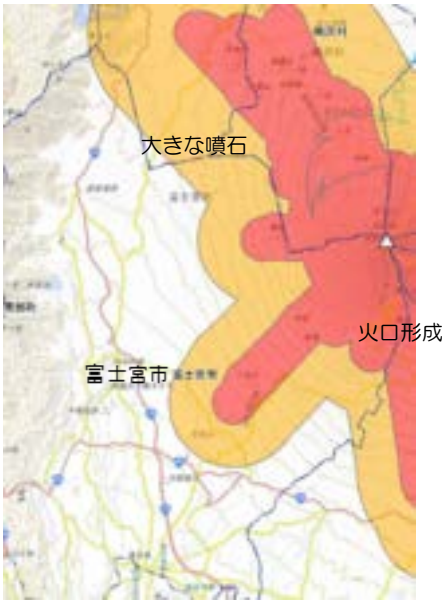
大きな噴石	大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒、注意すべき大きさの固形物のうち、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。 大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもある。	
火砕流 （火砕サージ）	火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。 また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温、高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。 火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十km から百数十km と高速であり、火砕流等の発生後に流下コースから避難することは不可能である。	
溶岩流	溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、進路にある森林、田畑、建物等は埋没又は焼失する。流下速度や堆積する厚さは、マグマの物性や噴出率等によって大きく変化する。 溶岩流は生命への危険性は高いものの、流下速度は比較的遅い。	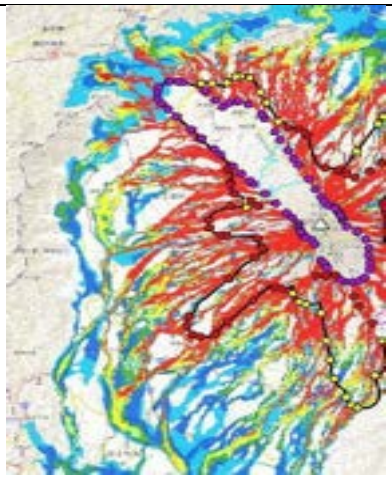

6　個別対策項目別関係資料

融雪型火山泥流	融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象である。 積雪がある時期（積雪期）に限り発生する現象だが、発生した場合避難までの時間的猶予はない。	
降灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径２mm未満）を火山灰といい、降灰は、火山灰が地表に降下する現象である。 降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立ち退く必要性は低いが、火山灰を吸い込むと呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 降灰の規模や継続時間は、気象条件によって大きく変化するため、予測は困難である。	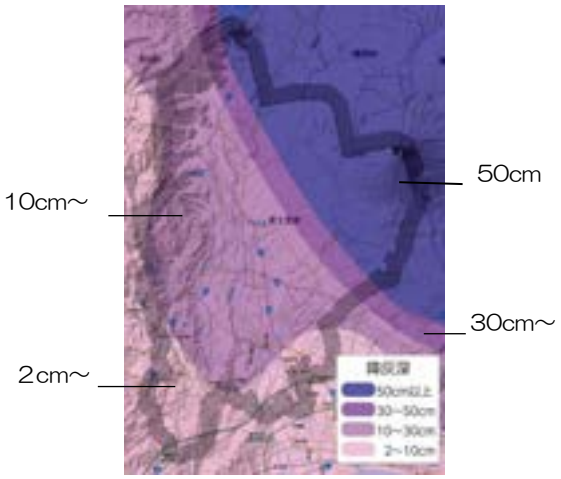
降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。 降灰後だけでなく降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要である。	
小さな噴石	直径が数cm程度で風の影響を受けて遠方まで流されて降る固形物を小さな噴石という。火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径10㎝程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険である。 また、直径10㎝を超えるサイズのものは内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。	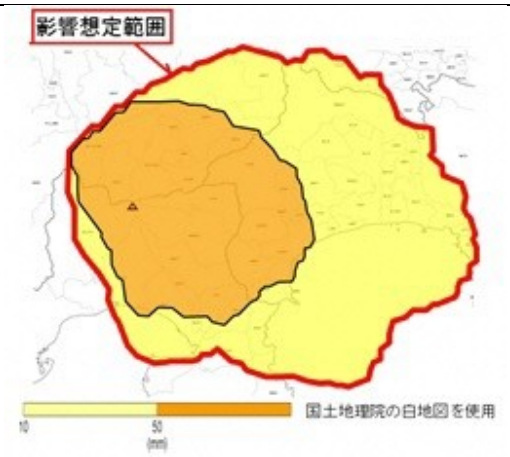

第２節　避難対象エリアと噴火警戒レベル

１　避難対象エリア

（１）火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流

火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流（以下「溶岩流等」という。）の避難対象エリアは、火山現象からの避難が必要な範囲として基本計画で定義されたものであり、溶岩流等に対しては表２及び図１のとおり、第１次避難対象エリアから第６次避難対象エリアの６つに区分している。

また、地区名を避難対象エリア別に分類したものは表３のとおり。

表２　＜避難対象エリアの凡例＞

避難対象エリア	噴火現象
第1次 避難対象エリア	想定火口範囲
第2次 避難対象エリア	火砕流、噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性がある範囲
第3次 避難対象エリア	溶岩流（1時間-3時間以内）到達範囲
第4次 避難対象エリア	溶岩流（3時間-24時間）到達範囲
第5次 避難対象エリア	溶岩流（24時間-7日間）到達範囲
第6次 避難対象エリア	溶岩流（7日間-約57日間）到達範囲

図１　＜溶岩流の避難対象エリア＞

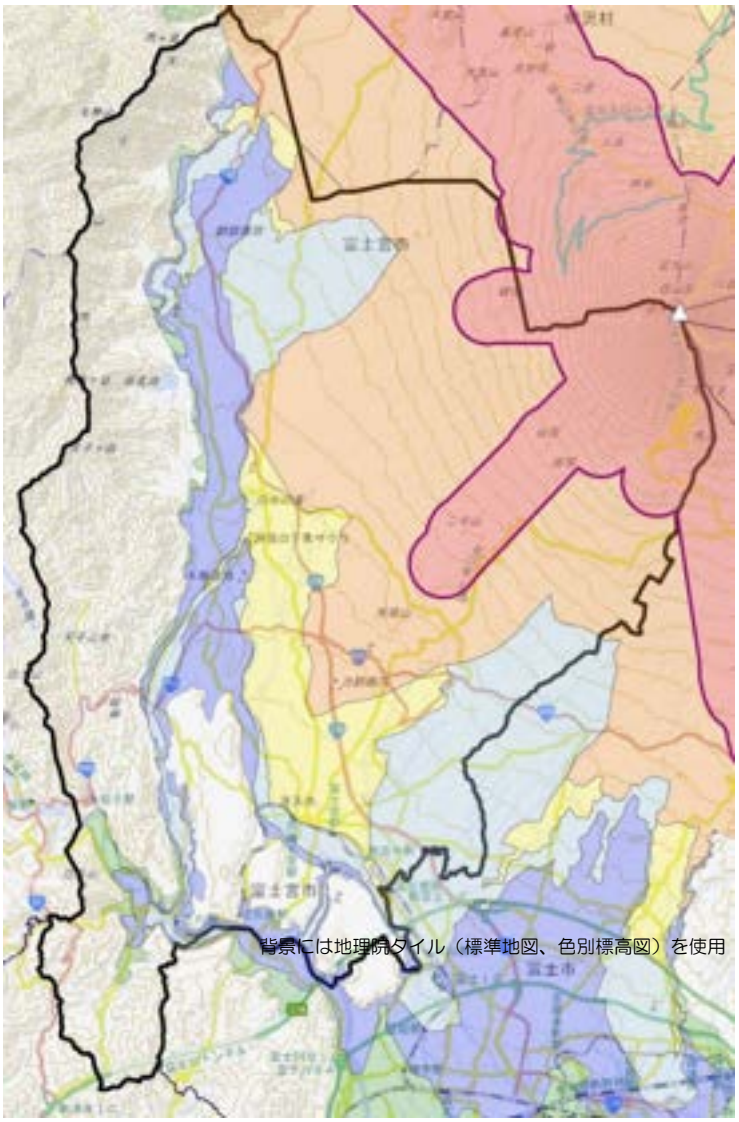

6　個別対策項目別関係資料

表３　＜溶岩流等の避難対象エリア別地区名一覧＞

避難対象エリア	地区名
第１次	山宮１区２町内
第２次	万野２区３・４町内、万野３区６町内、万野４区４町内、宮原１区、外神東区、宮原区２・４・６・９町内、外神区１・２町内、粟倉３区、北山３区、北山４区、山宮１区１・３町内、山宮２区、山宮３区、山宮４区、上井出区、人穴区１・２・４・５町内、根原区、富士丘区
第３次	日の出区、瑞穂区、大和区、咲花区、阿幸地区、富士見ヶ丘区、山本区、源道寺区、常盤区、浅間区、神田区、木の花区、城山区、高嶺区、宮本区、琴平区、三園平区、二の宮区、ひばりが丘区、万野１区、万野２区１・２町内、万野３区１・２・３・４・５・７町内、万野４区２・３町内、万野希望区、神立区、松山区、羽衣区、貴船区、神賀区、福地区、宮原区１・３・７・８町内、淀師区、淀橋区、大中里区、青木区、外神３・４・５・６・７・８町内、小泉１区、小泉５区、小泉６区、上小泉区、大岩２区、大岩３区、粟倉１区、粟倉２区、船久保区、粟倉南区、上条上区、上条下区、精進川上区、馬見塚区、北山１区、北山２区、芝山区、狩宿区
第４次	神田川区、田中区、黒田区、野中１区、野中２区、野中３区、星山１区、高原区、高原１区、小泉２区、小泉３区、小泉４区、大岩１区、杉田１区、杉田２区、杉田３区、杉田４区、杉田５区、杉田６区、村山１区、村山２区、村山３区、粟倉４区、精進川下区、猪之頭区、人穴区３町内、麓区、西山区、大久保区、長貫区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房第３区、内房第４区
第５次	貫戸区、沼久保区、下条上区、下条下区、内野区、原区、半野区、内房第２区
第６次	該当区なし

（2）融雪型火山泥流

融雪型火山泥流の避難対象エリアは、ハザードマップの融雪型火山泥流可能性マップの影響想定範囲とする。このうち、基本計画の中でハザードマップの融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）（図２参照）において、事前の避難が必要な区域とされているエリアを事前避難対象区域（表４参照）とする。

表４　＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域別地区名一覧＞

避難対象エリア	地区名（それぞれ区内の一部が該当）
事前避難対象区域	日の出区、瑞穂区、大和区、阿幸地区、富士見ヶ丘区、山本区、源道寺区、万野１区、万野２区、万野３区、万野４区、宮原区、淀師区、淀橋区、大中里区、青木区、外神区、小泉１区、小泉５区、小泉６区、上小泉区、大岩２区、大岩３区、粟倉１区、精進川上区、馬見塚区、北山１区、北山２区、芝山区、狩宿区、神田川区、田中区、野中１区、星山１区、大岩１区、人穴区、西山区、長貫区、下羽鮒区、大鹿窪区、上柚野区、下柚野区

図２　＜融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）＞

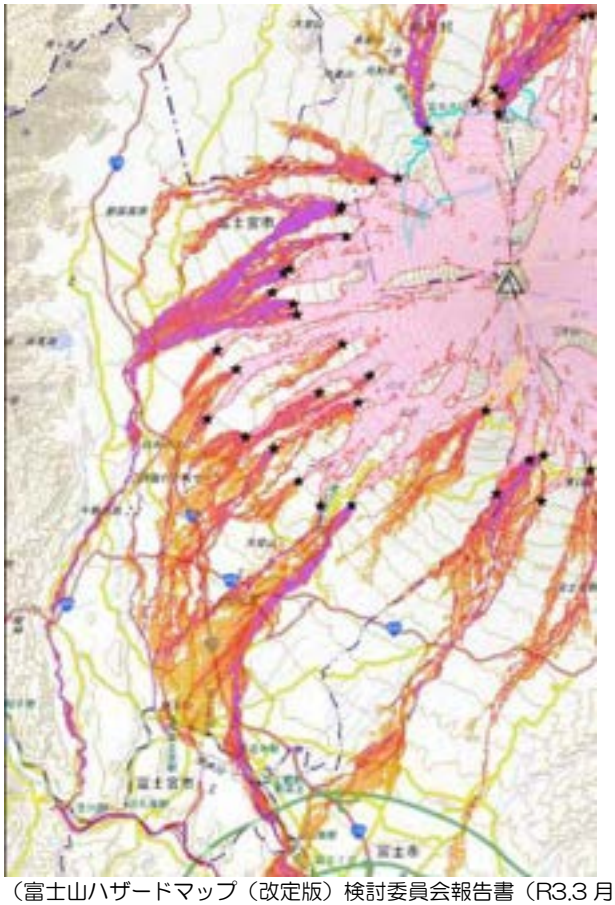

※　積雪期は、火口の位置によっては、熱で雪が融け大量の水となり、高速で泥流が流れる可能性があるため、河川周辺から早めに避難する必要がある。

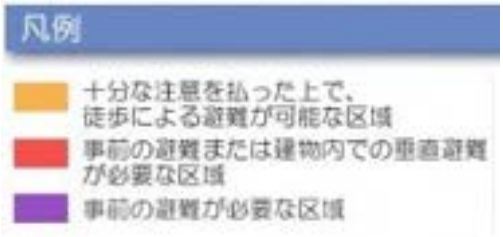

（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（R3.3 月）より抜粋

（3）降灰、小さな噴石

降灰及び小さな噴石については、避難対象エリアを設定しないが、大規模な降灰により停電、断水が生じ、物資の供給が困難であると判断した場合、避難が必要となる区域を噴火の推移や社会的影響等を総合的に判断し、火山専門家の助言を受け避難対象エリアの設定を判断する。

（4）降灰後土石流

降灰の堆積深が 10cm 以上の範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき指定された土砂災害警戒区域を避難対象エリアとする。

なお、噴火により火山灰が１cm 以上堆積した場合は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、市に対し土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報）が通知されるため、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとする。

2　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等のとるべき行動を５段階に区分した指標である（表５参照）。富士山を含め、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火予報・噴火警報に含めて発表する。

また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階においては、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、噴火警戒レベル２の発表はしないこととしている。

表３　＜富士山の噴火警戒レベル＞

<table>
<tr><th>種別</th><th>名称</th><th>対象範囲</th><th colspan="2">噴火警戒レベル（キーワード）</th><th>火山活動の状況</th><th>住民等の行動及び入山者等への対応</th><th>想定される現象等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特別警報</td><td rowspan="2">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td><td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td><td>5</td><td>避難</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td><td>危険な居住地域からの避難等が必要</td><td>・噴火が発生
・体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している</td></tr>
<tr><td>4</td><td>高齢者等避難</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）</td><td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要

一部の地域では住民の避難が必要</td><td>・居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される
・地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td rowspan="3">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3</td><td>入山規制</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td><td>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等

一部の地域では住民の避難が必要

観光客等は帰宅</td><td>・地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり
・火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等</td></tr>
<tr><td>火口周辺</td><td>火口周辺規制</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td><td>住民は通常の生活

火口周辺への立入規制等</td><td>【レベル２の発表】
火山活動が活発化する過程では使用せず※１火山活動が低下する過程などにおいてレベル３～５から引き下げる段階で火山活動の状況に応じて発表する場合がある</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予報</td><td rowspan="2">噴火予報</td><td rowspan="2">火口内等</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">活火山であることに留意</td><td>火山活動に高まりがみられる
今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある</td><td>住民は希望により自主避難

状況に応じて登山者は下山</td><td>・噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。（火山の状況に関する解説情報（臨時）等※２を発表する）</td></tr>
<tr><td>火山活動は静穏</td><td>住民は通常の生活</td><td>・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発も含む）</td></tr>
</table>

注１）富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル２は発表しない。

注２）レベルの引き上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

第３節　噴火シナリオ

噴火前から火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、市計画に合わせた噴火シナリオを表４のとおり作成し、噴火シナリオを基に避難対策等の検討を行った。

なお、本シナリオは、噴火レベルが順次引き上げられ噴火に至ることを想定したものであるが、実災害においては、様々なパターンで噴火に至る可能性がある。

表４　＜噴火シナリオ＞

噴火警戒レベル	解説情報（臨時）	3	4	5	噴火後		
噴火までの推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測			噴火直前 ・顕著な地殻変動と地震活動	噴火の発生～終息まで ・大規模噴火の発生 ・大規模な溶岩流の流下	降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生	
宝永噴火時の推移（歴史上唯一の参考例）		噴火前十数日 ・山中で有感地震 ・鳴動の発生	噴火前日 ・山中で有感地震が増加	噴火前日～直前 ・有感地震が多発 ・広域的な揺れが発生	15日間 ・大規模噴火の発生 ・小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積	降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生	
基本的な応急対策	・情報収集体制 ・自主的な分散避難の呼び掛け ・避難場所開設準備 ・情報伝達方法確認	・警戒本部設置（レベル３） ・災害対策本部設置（レベル４） ・入山規制 ・警戒区域の設定 ・避難場所等設置（状況に応じて順次拡大） **【積雪期】融雪型火山泥流から立ち退き避難が必要となる区域では第２次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を開始する**			・災害対策本部の設置等 ・噴火口位置、流下方向（溶岩流の有無）の特定 ・溶岩流、融雪型火山泥流の流下方向により、必要な範囲に避難指示 避難期間が長期化する場合、ホテル等の宿泊施設を避難所として借り上げるなどの対応により、避難者の負担軽減を図る	・状況に応じ避難を解除 ・土石流想定氾濫区域等 ・降雨時警戒避難 ・復興方針検討	
社会情勢		報道の過熱　報道関係者が増加			応援部隊・ボランティアの活動本格化		
		地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生			物流の停滞・物資不足		
		通信の混乱　・　不確実な情報の増大（デマ情報等）					
		観光客等の減少					
避難対象エリア	解説情報（臨時）	住民の避難対応				避難先	手段
第１次	自主的な分散避難の実施	避難（全方位）	⇒	⇒	⇒	富士根北小学校	車両
第２次		避難準備	避難（全方位）	⇒		指定された避難場所	
第３次（避難行動要支援者）		―	避難（全方位）	⇒			
第3次		―	避難準備	⇒	避難	溶岩流の流れに対し直行方向にある最寄りの避難場所	原則徒歩
第４次		―	避難準備	⇒	避難（流下パターン）	開設している避難場所又は広域避難 ※噴火の状況により決定	
第５次		―	―	―			
第６次		―	―	―			
融雪型火山泥流事前避難対象区域		避難準備	避難（全方位）	⇒	⇒	指定された避難場所	車両

噴火発生

第４節　溶岩流流下パターン

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されることから、県が、想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた溶岩流の「流下パターン」を作成した。流下パターンとパターン別に想定される火口範囲を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。流下パターンは図３、流下パターン別のドリルマップ整理表は表７、想定火口範囲の区分は図４のとおり。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

図３　＜流下パターン＞

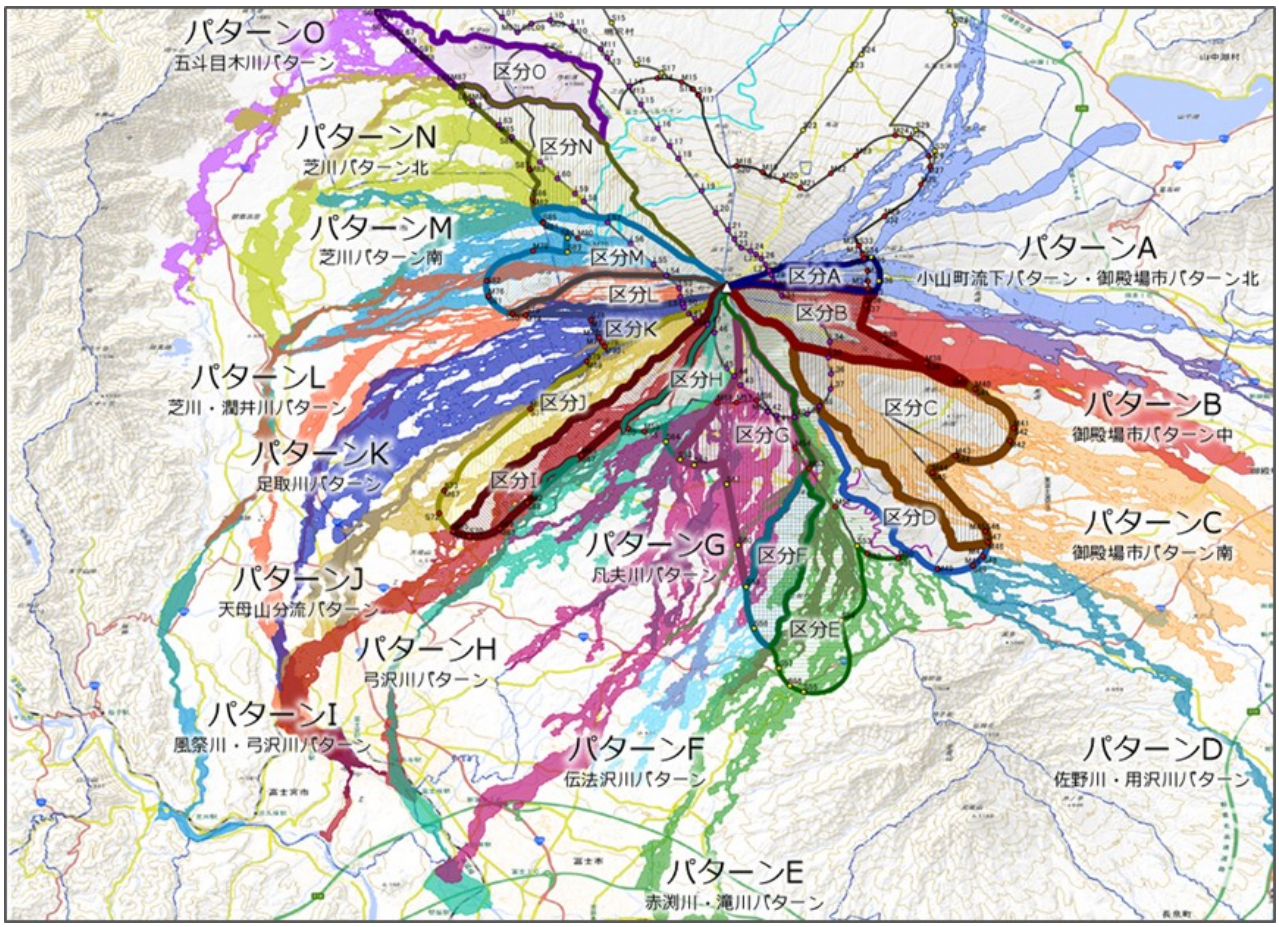

6　個別対策項目別関係資料

表7　＜流下パターン別のドリルマップ整理表＞

流下パターンの名称		溶岩流ドリルマップ番号			説明
記号	通称	大規模（L）	中規模（M）	小規模（S）	
G	凡夫川パターン	40～43	53～58	60～63	山頂より南側（富士市、裾野市及び御殿場市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。主に不動沢や砂沢（凡夫川）を通って富士市街地の西側地区に流下するパターン。
H	弓沢川パターン	44～46	59、60	64～66	山頂より南南西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。弓沢川から主に富士宮市の南側地区に流下し、潤井川を通って24時間以内に富士市に到達する可能性がある。
I	風祭川・弓沢川パターン	47	61～65	67～71	山頂より南西側（富士宮市）の最も市街地に近い想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。二子山の南側を流下し、風祭川及び弓沢川から潤井川を通って、24時間以内に富士宮市の中心部が最も影響を受ける可能性がある。
J	天母山分流パターン	48、49	66～68	72～74	山頂より南西側（富士宮市）の最も市街地に近い想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。天母山より山頂側で噴火した場合は、天母山で分流し、風祭川などを通って、24時間以内に富士宮市の中心部が最も影響を受ける可能性がある。
K	足取川パターン	50、51	69～73	75～78	山頂より西南西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。足取川から潤井川に流れ込む可能性がある。
L	芝川・潤井川パターン	52～54	74、75	79、80	山頂より西側（大沢崩れ付近）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。芝川と潤井川に流れ込み、芝川をさらに流下して富士川に流れ込む可能性がある。
M	芝川パターン南	55～57	76～82	81～85	山頂より西～西北西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。芝川から富士川に流れ込むパターンのうち南側周りで流下する可能性がある。
N	芝川パターン北	58～64	83～86	86～90	山頂より北西側（富士宮市及び鳴沢村）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。芝川から富士川に流れ込むパターンのうち北側周りで流下する可能性がある。
O	五斗目木川パターン	65～69	87～91	91、92	山頂より北西側（富士河口湖町及び鳴沢村）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。五斗目木川に流れ込む可能性がある。

6　個別対策項目別関係資料

図４　＜想定火口範囲の区分＞

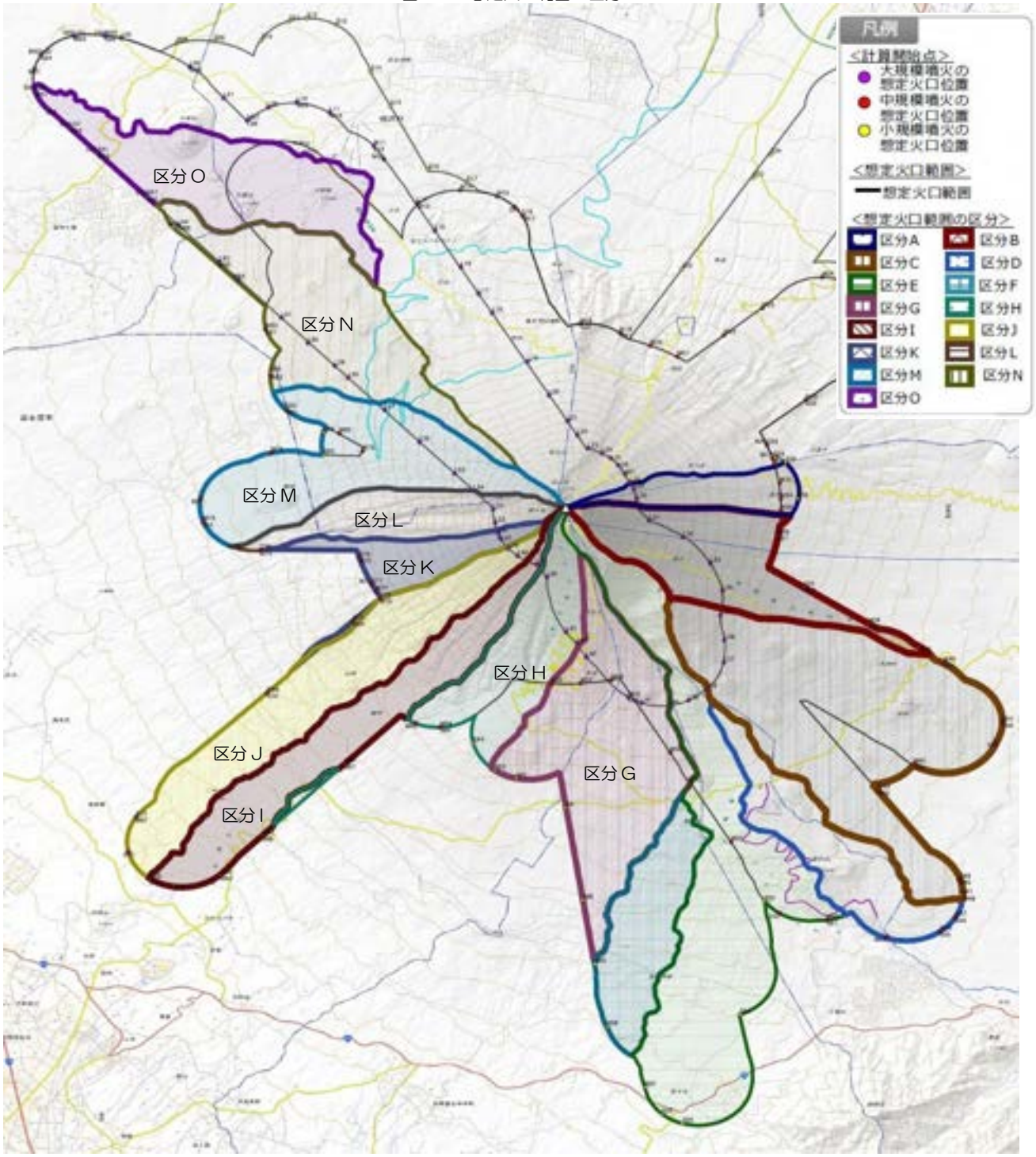

[redacted]

第１節　防災体制

１　市の体制

職員の配備体制は、表８のほか、富士宮市職員参集基準によるものとする。

表８　＜職員の配備体制＞

噴火警戒レベル等の情報	市の体制
レベル１ 火山の状況に関する解説情報（臨時）	事前配備体制
レベル３	第１次配備体制（警戒本部設置）
レベル４、レベル５	第２次配備体制（災害対策本部設置）
噴火後	第２次配備体制

２　国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが４以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

市は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第２節　避難のための事前対策

１　避難対象エリアごとの避難開始時期

大きな噴石、火砕流（火砕サージ）及び融雪型火山泥流は、避難までの時間的猶予がないこと及び生命への危険性が高いことから、噴火前の段階で、これらの影響範囲内から立ち退く必要がある。そのため、第１次、第２次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の事前避難対象区域は噴火前の避難とし、また、避難に時間を要する第３次避難対象エリア内の避難行動要支援者についても噴火前の避難とする。なお、第３次から第６次避難対象エリアまでは、噴火後の避難でも対応が可能であるため、噴火後の避難とする。避難対象エリアごとの避難開始時期は表９のとおりとする。

表９　＜避難対象エリアごとの避難開始時期＞　※令和６年１月時点の人口

避難対象エリア	避難時期	対象人口（世帯数）	避難先	手段
第１次	噴火前	２２１（９４）	富士根北小学校	車両
第２次		１１，７９０ （５，２４０）	指定された避難場所 ※表２４参照	
第３次 （避難行動要支援者）		７，６２１ （６，０５７）		
第３次	噴火後	６２，３７９ （２６，２９０） ※重複	溶岩流に対して直行方向にある最寄りの避難場所	原則徒歩
第４次		３２，５３７ （１４，５４７） ※重複	開設している避難場所 又は広域避難 ※噴火の状況により決定	
第５次		４，３９２ （１，９５１）		
第６次		０（０）		
融雪型火山泥流 事前避難対象区域	噴火前 （積雪期）	２，９５４ （１，３３７） ※重複	指定された避難場所 ※表２５参照	車両

※融雪型火山泥流の事前避難対象区域には、第３次、第４次避難対象エリアと重複する区域あり。

２　噴火警戒レベルと避難指示等の発令の基準

避難対象エリアごとに、噴火警戒レベルに応じて避難指示を発令する。避難指示の発令基準は表 10 のとおりとする。

表１０　＜避難指示等の発令基準＞

噴火警戒レベル	避難情報	避難対象区域	避難対象者
レベル３	避難指示	第1次避難対象エリア	全住民
レベル４	避難指示	第2次避難対象エリア	全住民
	高齢者等避難	第3次避難対象エリア	避難行動要支援者
	避難指示	融雪型火山泥流事前避難対象区域※	全住民
噴火開始直後	避難指示	第３次避難対象エリア	全住民
噴火状況判明後	避難指示	影響範囲	影響範囲ごとに判断

※積雪期のみ

３　噴火後の避難対象区域

市は、噴火の避難対象区域について、ハザードマップ及び流下パターンを基に、避難対象エリア別に、主に自主防災会（区）を単位とした避難対象区域を設定し、世帯数、人口を整理する。

４　避難先の選定及び開設準備

避難先の選定に当たっては、避難する際の渋滞を防止する観点から、避難先は溶岩流の到達までに時間的猶予があることを踏まえ避難先を選定する。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、避難場所の開設準備に着手し、噴火警戒レベルに応じて、速やかに開設する。

その際に開設する避難場所及び開設の基準は表１１のとおりとする。

6　個別対策項目別関係資料

表１１　＜避難場所及び開設の基準＞

開設する避難先	開設基準
富士根北小学校	噴火警戒レベル３の発表
富士宮第三中学校、西小学校、黒田小学校、星陵中学校・高等学校、富士根南小学校、富士根南中学校、富士根交流センター、富士根北中学校、上野小学校、上野中学校、上野会館、白糸小学校、白糸会館、白糸自然公園、井之頭小学校、井之頭中学校、柚野小学校、柚野中学校、芝富小学校、芝川中学校、芝川公民館、芝川会館、稲子小学校、内房小学校	噴火警戒レベル４の発表
東小学校、富士宮第二中学校、大宮小学校、富士宮北高等学校、市民文化会館、中央図書館	噴火警戒レベル４の発表（積雪期のみ、融雪型火山泥流の事前避難先として開設）

噴火発生後に避難を開始する避難者を受け入れる避難場所は、影響範囲を見極めた上で決定することとする。

また、噴火の規模により避難対象者数が市内の噴火影響範囲外にある避難場所の受け入れ可能人数を超過する場合、市外への広域避難を行う。

第３節　情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

富士山の噴火に関しては、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、市は、迅速かつ適切に情報収集し、関係機関及び住民等に対し情報の伝達を行う。

１　火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表１２のとおり。

表１２　＜火山に関する情報収集＞

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5 段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方整備局

6　個別対策項目別関係資料

2　情報伝達及び広報手段

（1）情報伝達

市は、避難指示を発令する場合は、表１３のとおり防災行政無線等による情報伝達を行う。

表１３　＜広報（案）文＞

区分	放送文
噴火警戒レベル3	現在、富士山に噴火警戒レベル３が発表されました。 第１次避難対象エリアにお住まいの方に、避難指示を発令します。 対象区域は〇〇区です。 対象区域にお住まいの方は、指定された避難場所へ避難してください。 また、その他の区域にお住まいの、避難行動要支援者の方は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。
噴火警戒レベル4	現在、富士山に噴火警戒レベル４が発表されました。 第２次避難対象エリアにお住まいの方に、避難指示を発令します。 また、第３次避難対象エリアにお住いの、避難行動要支援者の方に高齢者等避難を発令します。 【※積雪期のみ】 融雪型火山泥流の事前避難対象区域にお住まいの方に。避難指示を発令します。 対象区域にお住まいの方は、指定された避難場所に避難してください。 その他の区域にお住まいの方は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。
噴火警戒レベル5	現在、富士山に噴火警戒レベル５が発表されました。 噴火のおそれが高まっていますので、今後の情報に十分注意して、避難の準備を始めてください。
噴火開始直後	富士山で噴火が発生しました。 第３次避難対象エリアにお住いの方は、直ちに安全な場所に避難してください。 溶岩が流れてきた場合には、溶岩流から離れる方向に避難し、今後の情報に注意してください。
噴火状況判明後	富士山の噴火に伴い、溶岩流の到達が予測される区域に対し、避難指示を発令します。 対象区域は、〇〇区、〇〇区・・・です。 開設している避難場所は、〇〇、〇〇・・・です。 溶岩が流れてきた場合には、溶岩流から離れる方向にある安全な場所まで避難してください。
避難指示解除	市役所から避難指示の解除についてお知らせいたします。 富士山の噴火に伴い、避難指示を発令していた区域について、安全が確認できた（一部の）区域の避難指示を解除します。 避難指示を解除する対象区域は、〇〇区、〇〇区・・・です。 また、避難指示解除により、（一部の）避難場所を閉鎖します。 閉鎖する避難場所は、〇〇、〇〇・・・です。

※１　冒頭及び最後に「こちらは　広報ふじのみやです。」を付ける。

※２　訓練時には「これは訓練です。」と２回繰り返した後、情報伝達を行う。

（2）各段階における情報伝達、広報項目

市が、各段階において情報伝達、広報を行う項目は表１４のとおり。

表１４　＜情報伝達・広報項目＞

実施時期	項目
噴火警戒レベル1 火山活動に異常が認められ「火山の状況に関する解説情報」が発表された場合	・山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報」等の伝達
噴火警戒レベル1 解説情報（臨時）	・山小屋組合等への「解説情報（臨時）」等の伝達及び五合目から上に滞在する登山者へ下山指示 ・自主的な分散避難の呼び掛け ・避難及び避難時の持出品の準備 ・落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等
噴火警戒レベル3	・第１次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 ・第１次避難対象エリアへの入山規制 ・第２次から第6次避難対象エリアに対する避難準備の呼び掛け ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令） ・来域者への帰宅の呼び掛け
噴火警戒レベル4	・第２次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 ・第３次避難対象エリア内の避難行動要支援者に対する高齢者等避難の伝達 ・第２次避難対象エリアへの入山規制 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令）
噴火警戒レベル5	・第3次ぁら第6次避難対象エリアに対する避難準備の呼び掛け ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令）
噴火開始直後	・第３次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 ・第３次避難対象エリアの必要な範囲への入山規制
噴火状況判明後	・火山活動の状況に応じ、第4次から第6次避難対象エリアの影響範囲に対し避難指示の伝達 ・溶岩流の流下先等の必要なエリアへの入山規制 ・市内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令） ・火山活動の状況に応じ、第3次避難対象エリアの影響外区域に対し避難指示の解除 ・噴火に伴う現象による被害の発生状況、道路不通箇所等 ・噴火現象の推移、被災地における各種応急活動、各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し、公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し、住民や事業者に対する支援事業等 ・避難者収容状況、災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法等

（3）情報伝達・広報手段

市は、表１５に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達、広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ウェブサイト等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表１５　＜情報伝達・広報手段＞

防災行政無線	市ウェブサイト
広報車	SNS（LINE、X（旧Twitter）等）
緊急速報メール	ラジオエフ
市メールサービス	Lアラート
電話、FAX	各報道機関

３　情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討する。

第４節　医療機関・福祉介護施設の避難行動要支援者等への避難支援

１　入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

２　通院・通所型の施設

通院・通所型の施設においては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。避難行動要支援者等の避難開始基準は表１６のとおり。

表１６　＜避難行動要支援者等の避難開始基準＞

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル３	第１次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル４	第2次及び第３次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル５（噴火前）	第４次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第４次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

第５節　在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、高齢者等避難又は避難指示が発令された場合、速やかに避難を開始する。

市は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが３へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

なお、避難先で一般の避難住民と同一の避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

第６節　児童関連施設及び学校施設の避難対策

市内の全ての児童福祉施設及び幼稚園、小中学校、高等学校等（以下、「自動関連施設」という。）において、噴火警戒レベルが３に引き上げられた時点で、原則として速やかに休校等の措置を行う。各関連施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法や、立地条件

に応じた児童・生徒等の安全対策を検討し、各学校の避難確保計画に具体的に示すこと。検討すべき点は以下のとおり。

検討事項

（１）避難に当たっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
（２）当該学区内の今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）について
（３）突発的な噴火発生により引き渡しが間に合わない際の緊急安全確保について
（４）緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡手段・方法等）について
（５）一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先へ避難する時期について
（６）児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法について
（７）授業等の再開の時期（当該施設が避難所に指定されている場合）について
（８）引き渡し訓練の実施方法について

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、市や県から出される情報を確認し、表１７に従って速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

表１７　＜突発噴火の場合の避難対象エリアごとの行動一覧表＞

避難対象エリア	学校の対応	児童・生徒等への対応
第２次	休校	屋内避難（緊急安全確保）
第３次		溶岩流の直交方向にある避難場所へ避難
第４次		下校措置又は保護者への引き渡し（火口位置によっては避難場所への避難）
第５次・第６次・エリア外		下校措置又は保護者への引き渡し

このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう、具体的に避難ルートを設定しておく等、以下の事項に留意する。

留意事項

（１）溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合、落ち着いて近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難すること
（２）溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保すること
（３）屋外に出て溶岩流からの立ち退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保すること
（４）降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避すること
（５）呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意すること

第７節　観光客・登山者等への避難支援

観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることにする。

開山期は、マイカー規制のため、自家用車が使用できず下山までに時間を要する可能性があることを考慮し、噴火警戒レベル１の場合において「解説情報（臨時）」が発表された時点で、市長は五合目から上の登山者に対して下山指示を発する。

さらには、第４次避難対象エリア内までの観光客等に対しては、噴火警戒レベルが３に引き上げられた時点で、帰宅を呼び掛ける。観光客・登山者等の避難（帰宅）時期は表１６のとおり。

表１８　＜観光客・登山者等の避難（帰宅）時期＞

実施時期	属性	
噴火警戒レベル１ （解説情報（臨時））	登山者	登山規制（下山指示） 五合目から上の登山者に限る
噴火警戒レベル３	登山者・観光客・別荘利用者・来域者	入山規制の実施、帰宅の呼び掛け

第８節　入山規制

市は、表１９に基づき噴火警戒レベルに応じて入山規制を実施する。入山規制エリアのうち第１次及び第２次避難対象エリアでは、立て看板の設置等により人が立入らないよう交通規制を行い、第３次避難対象エリアから外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行うことも検討する。

表１９　＜入山規制エリア＞

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル３	第１次及び第２次避難対象エリア
噴火警戒レベル４	第３次避難対象エリア
噴火開始直後	第４次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

第９節　避難促進施設

１　避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第６条第１項第５号及び協議会の統一基準（表２０）に基づき、対象となる施設を避難促進施設として富士宮市地域防災計画に定める。

表２０　＜避難対象エリア別の避難促進施設に指定すべき対象施設＞

避難対象エリア	対象となる施設	施設の例
第１次避難対象エリア	・施行令第１条第１項に該当する全ての施設 ・施行令第１条第２項に該当する全ての施設	宿泊施設、観光施設など 学校・児童関連施設、社会福祉施設、医療施設など
第２次避難対象エリア 及び 融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	・施行令第１条第１項のうち大規模な集客施設※ ・施行令第１条第２項第２号から第６号及び第８号のうち入院、入所施設を有する施設 ・施行令第１条第２項第１号及び第７号に該当する施設	宿泊施設、観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設
第３次避難対象エリア	・施行令第１条第２項第２号から第６号及び第８号のうち入院、入所施設を有する施設 ・施行令第１条第２項第１号及び第７号に該当する施設	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設
第４次避難対象エリア	・施行令第１条第２項第１号及び第７号に該当する施設	学校・児童関連施設

※　大規模な集客施設とは消防法施行令第４条の２の２第１項に規定される施設の規模（収容人員が 300 人以上のもの）を参考とする。

２　避難確保計画作成の支援

市は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めるなど、避難確保計画の作成を求め、その支援にあたる。特に、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等を行う。

第１０節　防災啓発と訓練

１　防災啓発及び防災教育

（１）富士宮市富士山火山避難行動マップの作成、配布

市は、富士山噴火の際に、住んでいる場所にどのような火山現象（溶岩流、火砕流、噴石）が及ぶのかを市民に周知するため、地区ごとの噴火前後の避難行動を記載した富士山火山避難行動マップを作成し、全世帯に配布する。

（２）富士山火山防災に関する啓発

市は、出前講座等を通じて、住民自身が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できるよう、円滑な避難を実現するために必要となる「徒歩避難」や地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」、火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」等テーマを絞り込み、踏み込んだ周知啓発を行うことで市民の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

（３）学校での防災教育

市教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行うとともに、授業の一環として、児童・生徒等を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムの導入を検討する。

また、市は、県や静岡地方気象台と連携、協力し、学校での出前講座の実施、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

２　防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、市や協議会、防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画を熟知しておくことが重要である。市は、協議会と共に図上訓練や住民の避難訓練等を通じて関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

住民の避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる地域の住民や事業者等が共に参加することが望ましく、防災関係機関をはじめ、自主防災会等にも協力を求め実施を検討する。

３　降灰に備えた備蓄品の確保

断水や道路障害による物流の停滞が生じる等により、物資が不足する事態に備え、当面生活が維持できるよう、各家庭で１週間程度の飲料水、食料及び携帯トイレの備蓄を推奨する。

社会福祉施設等においては、医薬品、食料品、飲料水等に加え、エアフィルター等の空調関連物品の備蓄も必要となる。

第３章　避難対策

第１節　噴火現象別の避難の基本的な考え方

１　溶岩流等（大きな噴石、火砕流）からの避難

溶岩流等からの避難は、市内での避難を基本とし、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報とハザードマップ等を参考に、避難対象エリアと噴火警戒レベルに応じた段階的な避難を行う。

なお、流下方向や流出規模等の状況によっては市外への広域避難（※広域避難については第３章第８節参照）を実施するものとする。

２　溶岩流等以外の噴火現象からの避難

（1）融雪型火山泥流

事前避難対象区域では、積雪量を把握した上で、噴火前に立退き避難を行う。

それ以外の避難対象エリアでは、火口位置や積雪の状況により避難が必要な場合は、垂直避難又は高所や高台、近隣の堅牢な建物に避難する。

（2）降灰

現象が確認された時点で、原則として自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物への屋内退避を行う。

大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれることから、多くの住民を影響範囲外へ避難させることよりも、道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

ただし、断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況等様々な要件を総合的に判断し、避難を実施する。

（３）降灰後土石流

基本的に土砂災害と同様の避難対応を実施し、土砂災害に対して避難情報が発令された場合、開設された避難場所へ避難する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると、通常の土砂災害に対して開設された避難場所に危険が及ぶ可能性も否定できないため、避難指示を発する際、市は最新の情報に注意する。

（４）小さな噴石

飛来が確認された時点で速やかに屋内退避とする。

なお、火災が発生し、退避している場所まで延焼する可能性がある場合、避難の必要があるが、その際の車両の使用は、視界不良、走行不能、フロントガラスの損傷などのリスクがあるため、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用の上、徒歩により避難する必要がある。

第２節　噴火前の自主的な分散避難

市は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、車両による避難を希望し、親族、知人宅、遠方の宿泊施設等へ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で、自主的な分散避難を積極的に呼び掛ける。

第３節　避難指示等の発令

１　溶岩流等

市は、溶岩流等からの避難のうち、第１次から第３次避難対象エリアについては、噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難の指示を発令し、住民は避難場所への避難を開始する。第４次から第６次避難対象エリアまでの避難対象区域については、流下パターン及び国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップにより、噴火開始後に火口位置や溶岩流の流下方向に応じて避難対象区域及び避難先を決定し、段階的に避難指示を発令する。

第１次から第３次避難対象エリアまでの避難指示の発令のタイミング及び避難対象区域は表２１のとおり。

表２１　＜第１次から第３次避難対象エリアまでにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域＞

※令和６年１月時点の人口

避難対象エリア	避難指示の発令タイミング	避難情報	避難対象区域
第1次	噴火警戒レベル３	避難指示	山宮1区２町内 ９４世帯　２２１人
第2次	噴火警戒レベル４		万野2区３・４町内、万野3区６町内、万野4区４町内、宮原1区、外神東区、宮原区２・４・６・９町内、外神区１・２町内、粟倉3区、北山3区、北山4区、山宮1区１・３町内、山宮2区、山宮3区、山宮4区、上井出区、人穴区１・２・４・５町内、根原区、富士丘区 ５，２４０世帯　１１，７９０人
第3次（避難行動要支援者）			日の出区、瑞穂区、大和区、咲花区、阿幸地区、富士見ヶ丘区、山本区、源道寺区、常磐区、浅間区、神田区、木の花区、城山区、高嶺区、宮本区、琴平区、三園平区、二の宮区、ひばりが丘区、万野1区、万野2区１・２町内、万野3区１・２・３・４・５・７町内、万野4区２・３町内、万野希望区、神立区、松山区、羽衣区、貴船区、神賀区、福地区、宮原区１・３・７・８町内、淀師区、淀橋区、大中里区、青木区、外神区３・４・５・６・７・８町内、小泉1区、小泉5区、小泉6区、上小泉区、大岩2区、大岩3区、粟倉1区、粟倉2区、舟久保区、粟倉南区、上条上区、上条下区、精進川上区、馬見塚区、北山1区、北山2区、芝山区、狩宿区 ３２，３４７世帯　７０，０００人
第3次	噴火開始直後		

第４次から第５次避難対象エリアの避難指示の発令順位及び避難対象区域は表２２のとおり。

発令順位１の区域は、火口位置が特定された時点で速やかに避難指示を発令する。発令順位２の区域は、噴火の規模により、溶岩流が到達する可能性があると判断された段階で避難指示を発令する。

ただし、火口位置等の噴火状況が判明している場合、リアルタイムハザードマップ等により、避難対象区域をさらに限定する。

6　個別対策項目別関係資料

表２２　＜第４次及び第５次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域＞

※令和６年１月時点の人口

流下パターン	避難情報	避難指示 発令順位	避難対象区域
パターンG （凡夫川）	避難指示	1	田中区、黒田区、高原区、高原1区、小泉3区、小泉4区、大岩1区、杉田1区、杉田2区、杉田3区、杉田4区、杉田5区、杉田6区、村山1区、村山2区、村山3区、粟倉4区 ７，５９１世帯　１７，０９２人
		2	なし
パターンH （弓沢川）	避難指示	1	田中区、黒田区、高原区、高原1区、小泉2区、小泉4区、大岩1区、村山1区、村山2区、粟倉4区 ５，５１９世帯　１２，３５５人
		2	なし
パターンI （風祭川・弓沢川）	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、高原1区、小泉2区、小泉3区、小泉4区、下羽鮒区 ８，８９６世帯　１９，６１５人
		2	貫戸区、沼久保区 ２５８世帯　６３５人
パターンJ （天母山分流）	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、小泉2区、下羽鮒区 ６，１７５世帯　１３，４６０人
		2	貫戸区、沼久保区 ２５８世帯　６３５人
パターンK （足取川）	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、高原1区、小泉2区、人穴区３町内 ６，７６０世帯　１４，８０８人
		2	貫戸区、沼久保区 ２５８世帯　６３５人
パターンL （芝川・潤井川）	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、小泉2区、精進川下区、人穴区３町内、西山区、大久保区、長貫区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区（山の手含む）、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 ８，８５０世帯　１９，７２１人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、下条上区、下条下区、内房2区 １，９５１世帯　４，３９２人
パターンM （芝川南）	避難指示	1	星山1区、精進川下区、人穴区３町内、西山区、大久保区、長貫区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区（山の手含む）、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 ３，１０６世帯　７，０８４人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、下条上区、下条下区、内房2区 １，９５１世帯　４，３９２人
パターンN （芝川北）	避難指示	1	星山1区、精進川下区、人穴区３町内、西山区、大久保区、長貫区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区（山の手含む）、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 ３，１０６世帯　７，０８４人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、下条上区、下条下区、内房2区 １，９５１世帯　４，３９２人
パターンO （五斗目木川）	避難指示	1	精進川下区、人穴区３町内、猪之頭区、麓区、西山区、大久保区、長貫区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区（山の手含む）、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 ３，１９１世帯　７，３５７人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、内房2区 １，０９５世帯　２，５１６人

２　融雪型火山泥流

融雪型火山泥流については、積雪の状況に応じ、事前避難対象区域で噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難指示を発令する。その他の避難対象エリアは、噴火開始後に火口位置により避難指示の発令区域を決定する。

積雪期において、融雪型火山泥流の発生により事前避難が必要な区域のうち、溶岩流等において事前避難を実施する第１次から第２次避難対象エリアに含まれていない区域に対する避難の指示の発令基準及び避難対象区域は表２３のとおり。

表２３　＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域における避難指示の発令タイミング及び避難対象区域＞

※令和６年１月時点の人口

噴火警戒レベル	避難情報	事前避難対象区域（それぞれ区内の一部が該当）
レベル4	避難指示	日の出区、瑞穂区、大和区、阿幸地区、富士見ヶ丘区、山本区、源道寺区、万野１区、万野２区、万野３区、万野４区、宮原区、淀師区、淀橋区、大中里区、青木区、外神区、小泉１区、小泉５区、小泉６区、上小泉区、大岩２区、大岩３区、粟倉１区、精進川上区、馬見塚区、北山１区、北山２区、芝山区、狩宿区、神田川区、田中区、野中１区、星山１区、大岩１区、人穴区、西山区、長貫区、下羽鮒区、大鹿窪区、上柚野区、下柚野区 １，３３７世帯　２，９５４人

※融雪型火山泥流の事前避難対象区域については、図５、図６、図７参照

３　その他の噴火現象

（１）降灰後土石流

富士宮市避難情報等の判断・伝達マニュアルの「土砂災害警戒情報発表時の配備体制等」と同様の基準で避難情報を発令する。

なお、国土交通省が行う緊急調査が実施された場合、その結果により通知される土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難情報発令の判断基準を変更する。

（２）降灰、小さな噴石

降灰及び小さな噴石については避難情報を発令しない。

第４節　避難場所等の開設及び避難誘導

１　溶岩流等の噴火前避難の避難先及び避難対象者数

第１次避難対象エリアから第３次避難対象エリアまでの自主防災会（区）の避難先及び避難対象者数は表２４のとおり。

表２４　＜第１次から第３次避難対象エリアの避難先及び避難対象者数（溶岩流等）＞

※令和６年１月時点の人口

避難対象エリア	地区	一般住民		避難行動要支援者		避難先
		世帯数	人数	世帯数	人数	
第1次	山宮1区2町内	73	194	21	27	富士根北小学校
第2次	万野2区３・４町内	371	1,060	71	86	富士宮第三中学校、西小学校
	万野3区６町内	195	537	29	41	黒田小学校
	万野4区４町内	96	223	19	25	黒田小学校
	宮原1区	420	948	68	85	芝富小学校、芝川中学校
	外神東区	273	692	56	76	芝川会館
	宮原区２・４・６・９町内	386	1,047	114	156	芝川中学校
	外神区１・２町内	124	348	42	54	富士宮第三中学校
	粟倉3区	35	104	6	8	富士根北中学校
	北山3区	478	1,236	122	154	上野小学校、上野中学校、上野会館
	北山4区	97	165	26	29	上野小学校
	山宮1区１・３町内	178	492	38	49	富士根北小学校 富士根北中学校
	山宮2区	334	786	87	109	富士根南小学校
	山宮3区	87	203	29	33	富士根南中学校
	山宮4区	429	1,011	91	114	富士根南中学校
	上井出区	542	1,201	166	197	白糸小学校、白糸会館、柚野小学校・柚野中学校
	人穴区１・２・４・５町内	111	296	26	34	井之頭小学校
	根原区	19	39	7	10	井之頭中学校
	富士丘区	58	127	10	15	井之頭中学校

6　個別対策項目別関係資料

避難対象エリア	地区	一般住民		避難行動要支援者		避難先
		世帯数	人数	世帯数	人数	
第３次	日の出区	137	319	43	53	・一般住民 溶岩流の流れに対して直交方向にある最寄りの避難場所（公園、広場、グラウンド等） 【避難場所の一例】 白尾山公園、山本高原公園、水辺の楽校、明星山グラウンド ・避難行動要支援者 星陵中学校・高等学校、富士根交流センター、白糸自然公園、芝川公民館、内房小学校、稲子小学校
	瑞穂区	118	300	54	69	
	大和区	492	1,134	82	112	
	咲花区	138	358	46	56	
	阿幸地区	1,159	2,770	286	364	
	富士見ヶ丘区	712	1,675	182	228	
	山本区	428	1,050	109	146	
	源道寺区	394	965	96	120	
	常磐区	237	540	74	88	
	浅間区	286	655	115	141	
	神田区	148	282	49	66	
	木の花区	561	1,269	141	182	
	城山区	394	919	125	162	
	高嶺区	89	172	37	51	
	宮本区	90	229	40	46	
	琴平区	506	1,081	124	160	
	三園平区	939	1,617	124	162	
	二の宮区	562	1,326	164	208	
	ひばりが丘区	311	715	86	110	
	万野1区	1,426	3,019	170	211	
	万野2区１・２町内	416	1,160	94	123	
	万野3区１・２・３・４・５・７町内	1,155	2,878	153	191	
	万野４区２・３町内	143	411	84	119	
	万野希望区	92	178	64	68	
	神立区	117	279	48	53	
	松山区	71	178	36	43	
	羽衣区	249	566	89	110	
	貴船区	449	956	148	185	
	神賀区	127	292	31	38	
	福地区	115	303	44	55	
	宮原区１・３・７・８町内	505	1,353	114	153	
	淀師区	2,334	5,855	450	556	
	淀橋区	865	2,097	216	279	
	大中里区	2,107	4,597	409	522	
	青木区	700	1,683	170	219	

6　個別対策項目別関係資料

避難対象エリア	地区	一般住民		避難行動要支援者		避難先
		世帯数	人数	世帯数	人数	
	外神区3・4・5・6・7・8町内	409	1,157	128	168	
	小泉１区	1,698	4,075	409	522	
	小泉５区	839	1,996	141	181	
	小泉６区	353	889	75	96	
	上小泉区	1,652	4,241	281	358	
	大岩2区	568	1,201	68	83	
	大岩3区	1,388	3,327	236	278	
	粟倉1区	103	281	34	40	
	粟倉2区	101	272	51	57	
	舟久保区	542	1,088	148	188	
	粟倉南区	294	588	42	54	
	上条上区	284	674	70	85	
	上条下区	277	615	44	60	
	精進川上区	148	357	89	102	
	馬見塚区	151	397	49	60	
	北山1区	425	1,067	101	121	
	北山2区	340	861	96	119	
	芝山区	76	201	26	30	
	狩宿区	42	121	17	18	

第４次避難対象エリア及び第５次避難対象エリアの避難先は、市内の他の避難場所若しくは広域避難とし、避難開始時期や避難対象区域は噴火の状況により判断する。

２　融雪型火山泥流の避難先及び避難対象者数

積雪期において、第３次避難対象エリア及び第４次避難対象エリアの融雪型火山泥流の事前避難対象区域では、噴火前に避難が必要となる。避難先及び避難対象者数は表２５のとおり。

表２５　＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域の避難先及び避難対象者数＞　　※令和６年１月時点の人口

避難対象エリア	地区	世帯数	世帯人数	避難先
第3次	日の出区１・２町内の一部	69	133	東小学校、富士宮第二中学校、大宮小学校、市民文化会館、中央図書館、富士宮北高等学校
	瑞穂区１・２町内の一部	22	40	
	大和区１町内の一部	20	36	
	阿幸地区１・４町内の一部	142	328	
	富士見ヶ丘区１・３・４町内の一部	106	244	
	山本区１・２・３町内の一部	44	97	
	源道寺区１・２・３町内の一部	76	178	
	万野１区１・３・５町内の一部	66	138	
	万野２区の一部（※自治会未加入のみ）	1	3	
	万野３区１・２町内の一部	28	72	
	万野４区２・３町内の一部	98	198	
	宮原区８町内の一部	68	133	
	淀師区１町内の一部	1	3	
	淀橋区７町内の一部	2	5	
	大中里区３・４町内の一部	5	14	
	青木区１・４・５町内の一部	41	89	
	外神区６・７町内の一部	9	25	
	小泉１区１・２町内の一部	68	147	
	小泉５区１町内の一部	43	84	
	小泉６区２町内の一部	121	297	
	上小泉区１・４・６町内の一部	24	66	
	大岩２区２・３・４町内の一部	6	16	
	大岩３区１・２・３・４町内の一部	108	251	
	粟倉１区２町内の一部	8	17	
	精進川上区１町内の一部	10	18	
	馬見塚区１・２町内の一部	3	6	
	北山１区２・３町内の一部	11	21	
	北山２区３町内の一部	3	9	
	芝山区１町内の一部	25	55	
	狩宿区の一部（※自治会未加入世帯のみ）	2	3	
第4次	神田川区１・２町内の一部	5	9	黒田小学校、富士宮第三中学校、井之頭小学校、柚野小学校・柚野中学校、芝川公民館
	田中区１町内の一部	10	25	
	野中１区１町内の一部	3	8	
	星山１区１町内の一部	7	14	

6　個別対策項目別関係資料

対象エリア	地区	世帯数	世帯人数	避難先
第４次	大岩１区の一部（※自治会未加入世帯のみ）	3	6	
	人穴区の一部（※自治会未加入世帯のみ）	42	79	
	西山区２町内の一部	8	19	
	長貫区４・５町内の一部	16	37	
	下羽鮒区１町内の一部	1	2	
	大鹿窪区２町内の一部	8	22	
	上柚野区１町内の一部	1	4	
	下柚野区１町内の一部	3	3	

融雪型火山泥流の事前避難対象区域は、図５、６、７のとおり。

図５　＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域＞

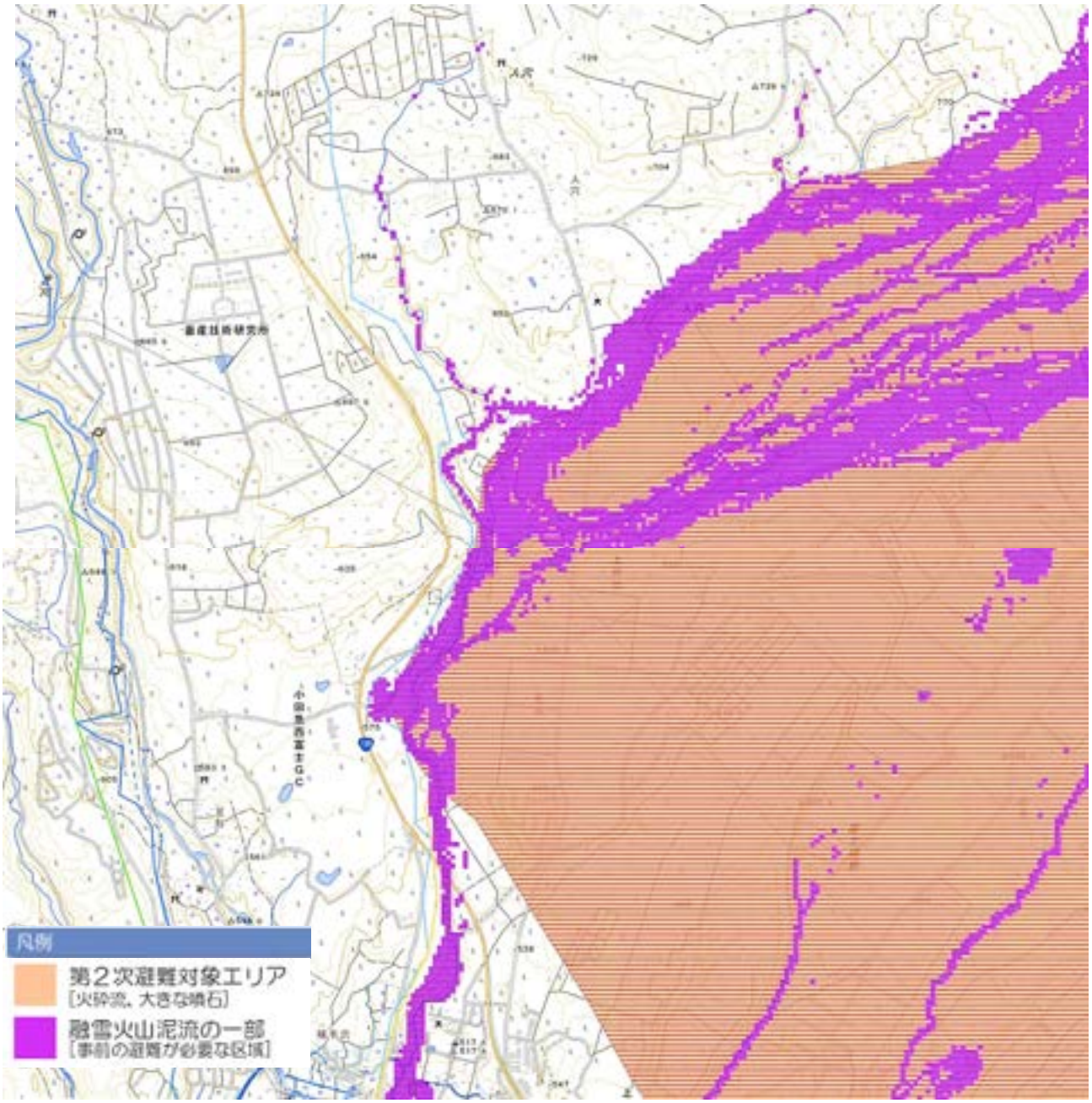

【参考】静岡県 GIS（背景には地理院地図を使用）

図６　＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域＞

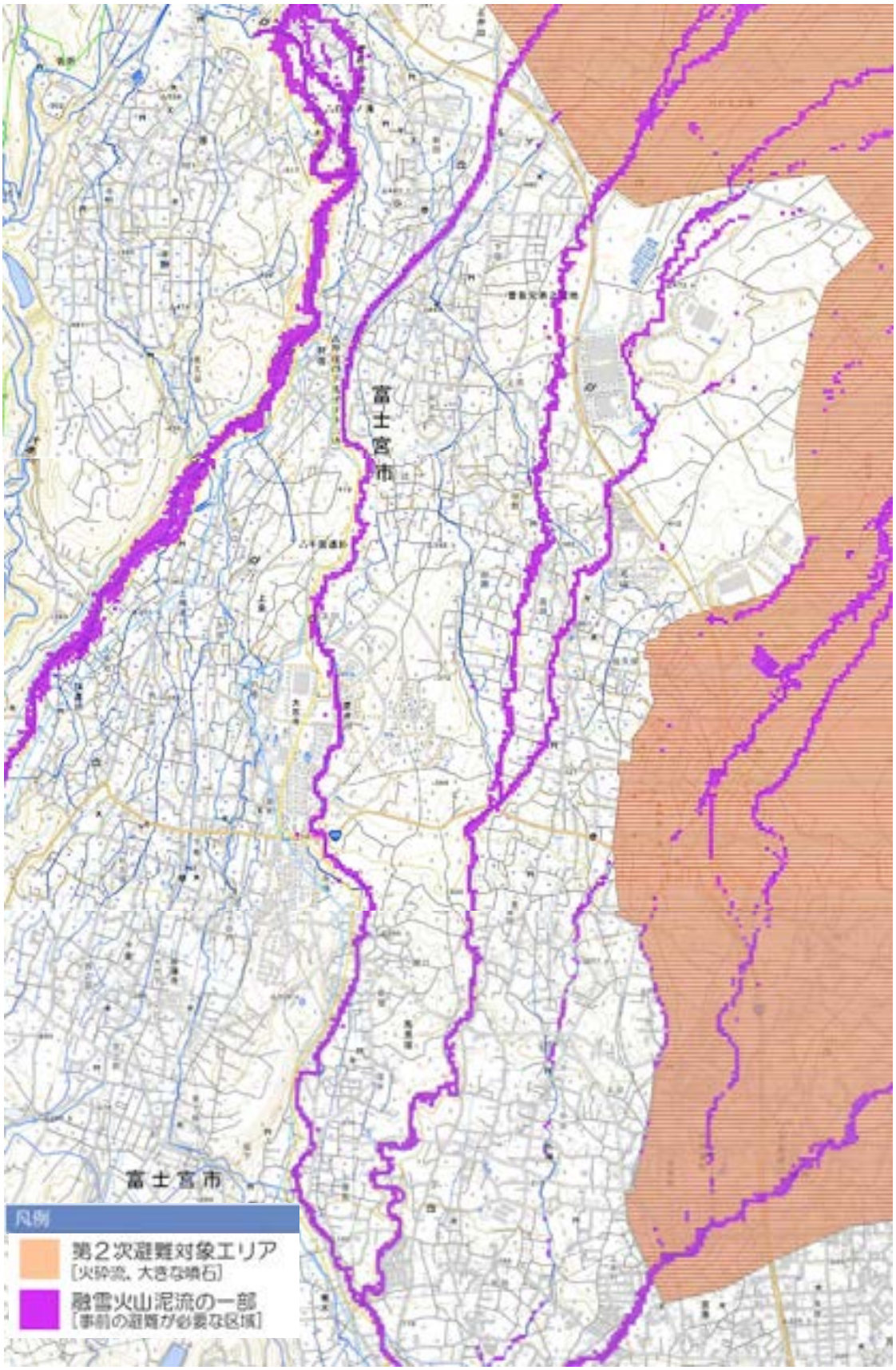

【参考】静岡県 GIS（背景には地理院地図を使用）

図７　＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域＞

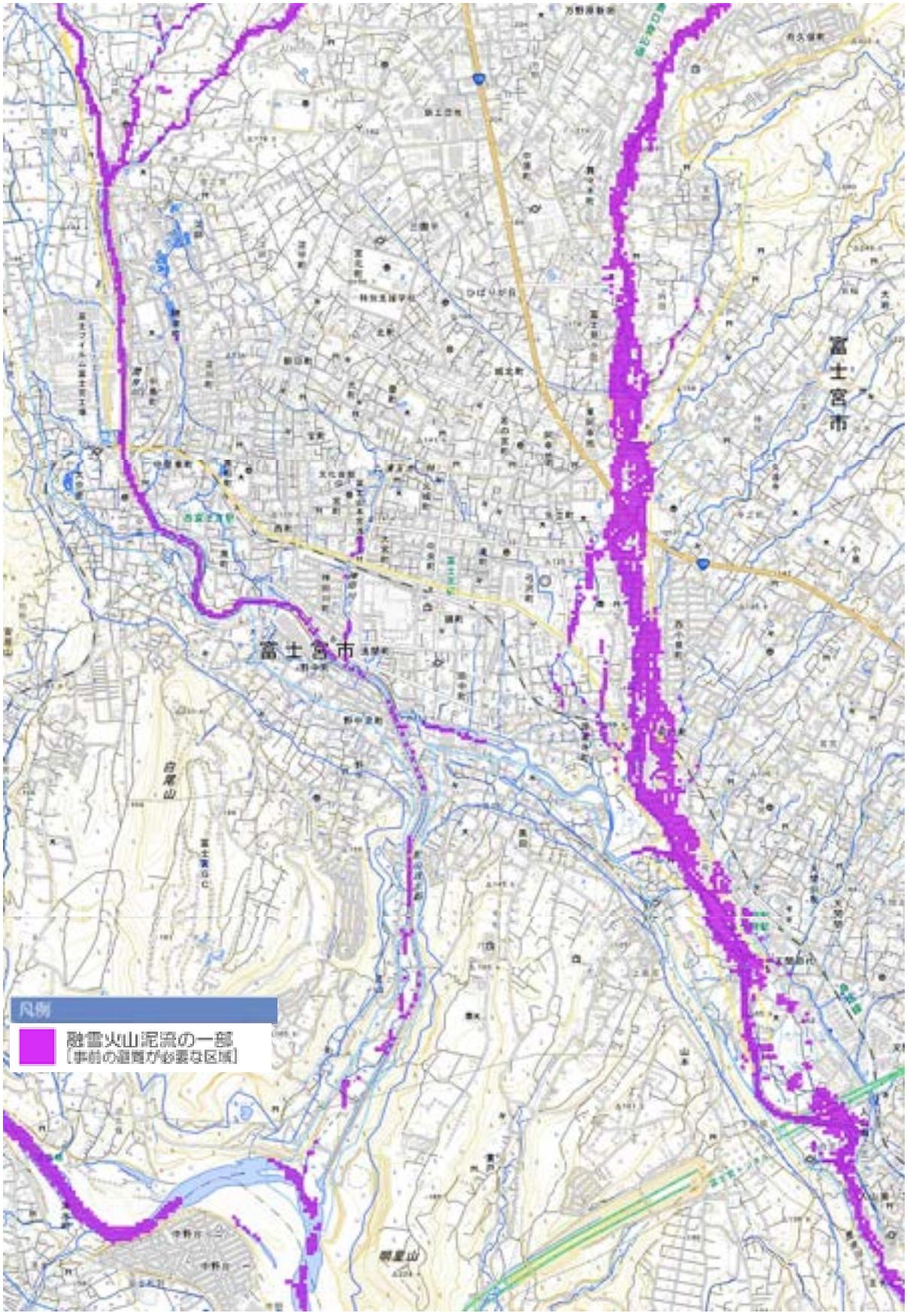

３　避難場所等の開設

避難場所等の開設は、避難場所の属する地区担当班職員が、施設管理者及び避難を実施する自主防災会とともに行い、避難者名簿を作成し避難者を把握する。なお、親戚、知人等の元に避難する住民については、避難先及び連絡先を各自主防災会に報告する。

噴火が発生しないまま避難生活が長期化することが見込まれる場合は、市は、ホテル等への避難の変更を検討する。

４　駐車場の確保

避難の際には多数の車両により避難場所の駐車スペースが不足するおそれがある。

市は、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討する等、駐車スペースの確保に努める。

４　福祉避難所の開設

市は、避難場所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

第５節　避難手段及び避難経路の設定

１　避難手段

溶岩流等からの避難は、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、自主的な分散避難を含む噴火前避難や、避難行動要支援者は車両（相乗り含む）等による避難を避難とし、それ以外の一般住民は徒歩による避難を原則とした。また、市は避難に使用する車両の台数を極力減らすよう周知に努める。

なお、車両等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、市は、協定締結事業者に車両の派遣を要請する。

広域避難となった場合、広域避難者は、一時集結地（避難場所等）へ徒歩又は車両等で集結し、市が手配する車両で受け入れ市町村の避難所に移動する。

２　避難経路の設定

噴火による避難は、徒歩による避難を原則としているが、避難行動要支援者の避難等、車両を使った避難が必要な場合には、危険の少ない避難ルートをあらかじめ決めておく。

第６節　災害対策基本法に基づく警戒区域

１　警戒区域の設定

警戒区域の設定については、富士宮市地域防災計画共通対策編富士山火山防災計画第３章第２節第２「警戒区域の設定」により実施するものとする。

併せて市は、警戒区域が設定されたことを市全域に広報する等、適切に情報提供を行う。

２　警戒区域内の防犯対策

市は、警戒区域内での犯罪の発生を抑止し、地域の安全、避難者の安心を確保するため、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

第７節　避難路等の堆積物の除去

１　除灰等に係る対応

道路上に火山灰がおおよそ３㎝以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路（以下「避難路等」という。）が通行不能となるおそれがある（図５参照）。このため、市は、道路管理者と共に、平常時より気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業

の体制、作業開始のタイミング等を検討し、道路管理者は、避難車両、緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。

また、市は、噴火発生後、火山灰の堆積状況に応じて県へ避難路等の降灰堆積状況の報告、除灰、障害物除去等の要請を行う。道路への影響が生じる降灰堆積厚は図８のとおり。

図８　＜道路への影響が生じる降灰堆積厚＞

【降灰の影響が生じた事例】

●通行不能

7.5cm
高速道路完全閉鎖5日間。市内の道路は速度制限。（セントヘレンズ1980）

2cm
宮崎県都城市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。（霧島山2011）

1.3cm
市内交通規制5日間。速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が麻痺。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）

7～8mm
堆積厚7～8mmの火山灰、軽石が降下。南岳から北西方15～20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。（桜島1995）

6mm
高速道路の完全閉鎖2日間。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）

1.3mm
市内交通規制5日間。速度制限。定期便の運行を見合わせ。（セントヘレンズ1980）

●徐行運転（1～2mm）
約1～2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車はノロノロ運転。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をはね1ヶ月のけが。（新潟焼山1974）

参考
桜島の事例によると、500g/m²（約0.5mm）以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなると緊急体制により道路の降灰除去を実施。
（富士山ハザードマップ検討委員会2002）

セントヘレンズ1980噴火に伴う降灰（都市における火山灰災害の社会的影響に関するシンポジウム2003）

桜島の降灰に伴い高速道路通行止め（1995年8月25日南日本新聞朝刊）

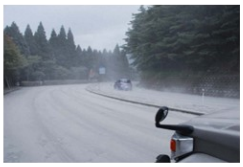
霧島山噴火に伴う降灰の状況（2011年8月31日気象庁撮影）

２　道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を、以下に示す内容によりあらかじめ策定する。

この中で、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議（協議会）において調整する。

（１）降灰状況の把握体制
（２）堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
（３）調達可能な除灰作業用資機材の把握
（４）優先除灰路線の設定
（５）人員、資機材投入パターンの検討
（６）資機材用の燃料確保
（７）仮置き場の設定
（８）輸送ルートの設定
（９）最終処分方法、処分場所の決定

３　除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市、県及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

４　火山灰等の処分

避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図９に示す手順により処分を行う。

図９　＜火山灰の処分手順＞

火山灰の収集 → 火山灰仮置き場 → 火山灰処分場 ⇨ 火山灰最終処分場

※最終処分場となることも想定

※状況によりさらなる広域処分が必要になる可能性

5　火山噴火に伴う流下物に係る対応

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流及び溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。

流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（協議会）において迂回路を検討する。

また、道路管理者は、融雪型火山泥流により避難路等に土砂等が堆積した場合に備え、堆積土砂排除の体制確立に努める。

第８節　広域避難

1　広域避難の判断・実施

市は、噴火の規模によって第 4 次避難対象エリアまで影響範囲が及ぶと判断した場合、又は市内で安全な避難場所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、県と広域避難について協議し実施する。

受入市町決定後、市は、県及び受入市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合、県は国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

2　避難先の受入れ準備

市は、広域避難の実施を判断し避難者の受入先市町が決定したのち、直ちに市職員（主に避難対象区域外の地区担当班職員）を受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所の開設準備を行う。

3　避難手段・経路

（1）避難手段

広域避難の際の避難手段は、県又は市が手配する車両で、一時集結地（避難場所等）から受入市町村の避難所に移動する。

（2）避難経路

合同会議（協議会）において指定した広域避難路を使用する。

なお、避難経由所の具体的な所在地や施設名等については、県及び避難先の市町と協議の上決定する。

第４章　避難後の対応

第１節　避難場所等の管理・運営

避難場所等の管理・運営は、原則として避難元の自主防災会等が主体となって行う。避難初期において運営体制が整わない場合、市職員（地区担当班職員）が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い円滑な避難所運営ができるよう支援する。

第２節　避難場所等の移転

噴火の状況やリアルタイムハザードマップでの予測により、開設した避難場所等に溶岩流が到達すると判断される場合、市は、避難場所等の移転を判断し、第 4 次避難対象エリアからエリア外で溶岩流が到達しないと判断される避難場所等を新たな避難先とし、避難者を移動させる。

その際の避難経路は、別途道路管理者と協議し決定する。

第３節　避難の長期化に備えた対策

１　避難者の健康管理

市は、保健師や DWAT、福祉ボランティア等を活用し、避難所等の巡回等で避難者の健康状態を把握し、必要な支援を実施する。

２　一時帰宅措置の対応

市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施に当たり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

一時帰宅措置を実施する際には、一時帰宅を希望する住民等を募集し、一時帰宅者名簿を作成し、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時帰宅者と常に連絡が取れるよう、携帯電話、トランシーバー等を活用し、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

３　宿泊施設等への避難の検討

避難生活が長期化することが見込まれる場合、市は避難所に加えてホテル、旅館等の活用を検討し、避難者の負担軽減を図るよう努める。

４　被災者への住宅供給

（１）基本的な考え方

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった避難者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。住宅確保、再建支援のフローは図１０のとおり。

図１０　＜住宅確保・再建支援フロー（例）＞

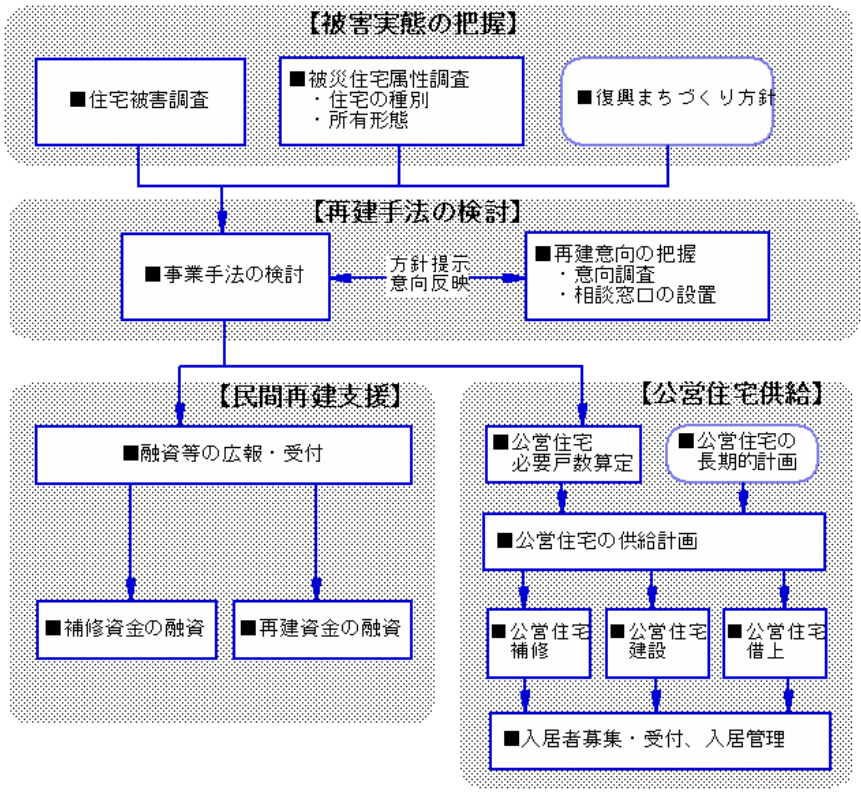

※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成 17 年7月）

（２）噴火発生後（被災後）の対応

①応急的な住宅供給

市及び県は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、富士宮市地域防災計画に基づき応急仮設住宅を建設するほか、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第４条第１項第１号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。

また、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

②恒久的な住宅供給

市は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

第４節　警戒区域、避難指示の解除等

１　警戒区域の縮小又は解除

市は、警戒区域の縮小又は解除を判断、決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、警戒区域を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

２　避難指示等の解除

市は、噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い区域における避難指示の解除を検討する。避難指示を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、避難指示を

解除することを防災行政無線、メール、ラジオ等を活用し、住民等に周知するとともに、帰宅に先立ち、避難対象区域ごとに帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成し、住民等を対象とした説明会等を開催する。

様式第１号

職員参集集計表

班名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

班員数 ＿＿＿＿　対象人数 ＿＿＿＿

報告日時 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　参集人数 ＿＿＿＿

訓練への参加不可者を除いた人数

番号	職名	所属	氏名	参集時刻	登庁手段	距離	参集できない理由
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							

※「登庁手段」「参集できない理由」欄は、下記から選択するか、直接入力してください。

登庁手段：徒歩、自転車、原付・自動二輪、自動車、その他

参集できない理由：本人が被災、家族が被災、連絡がとれない、長期休暇中、訓練への参加不可など

様式第２号

災害時情報連絡票

Ⅲ 用紙判別	
原本	ｺﾋﾟｰ

Ⅱ 受付番号
第　　号

通報者 □自主防・区 □市民 □団・組 □職員 □その他	フリガナ 氏名	
	連絡先	※連絡可能な電話又は無線機

受信者	※フルネーム（必須）
受信日時	年　月　日 ：

Ⅰ情報受付	件名					
	場所			位置情報 ゼンリン　　ページ （　　）の（　　）		
		※できる限り所在地番等の詳細位置を確認。不明は、目印、目標となる構造物（施設）を記入。				
	内容	区分	火災・救助・物資・道路・河川・鉄道・山地・農地・建物・その他（　　）			
		状況	負傷者・安否不明者（　　）人			
情報整理	情報整理	対策検討情報 ⇒対策班へ		ライフライン等報告情報 ⇒広報班へ		対応不要 ⇒対応不要トレイへ
Ⅲ対策検討	対応先決定 ※対応先にｺﾋﾟｰを1部配布	本部員	事務局	産業振興部	応援機関	消防
			総務部	環境部		警察
			企画部	保健福祉部		静岡県
			財政部	こども家庭総務監		自衛隊
			市民部	牧急医療部		国土交通省
			会計管理部	都市整備部		その他機関
			市議会部	水道部		（　　）
			地区担当部	教育部		（　　）
	保留理由	対応能力不足・その他（　　）				
Ⅳ指示	指示内容 ※指示後ｺﾋﾟｰを2部とる	（　　）班			ｺﾋﾟｰ配布先	□本部員又は応援機関決定済トレイ □地区担当受付トレイ

Ⅴ対応部署・状況		日　時	内　容	対応状況配布先
	対応状況 ※状況報告時、3部コピーをとる	月　日 ：		□本部員又は応援機関決定済トレイ □地区担当受付トレイ □対策班
		月　日 ：		□本部員又は応援機関決定済トレイ □地区担当受付トレイ □対策班
		月　日 ：		□本部員又は応援機関決定済トレイ □地区担当受付トレイ □対策班
	対応完了	令和　年　月　日　：　完了		

※時刻は24時間制で記入すること

7　様式

様式第２号　別表

被　害　状　況　調

（産業振興部）

区分＼時刻			時　分		時　分		時　分		時　分	
			面　積	被害額	面　積	被害額	面　積	被害額	面　積	被害額
農地	田	流失埋没	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円
		冠　水								
	畑	流失埋没								
		冠　水								
計										

名称＼内容		被　害　内　容	確定	
			箇所数	被　害　額
農林水産関係公共施設				

様式第２号　別表

農　産　物　被　害　調　（　一　般　）

（産業振興部）

区分／作物種類	作付面積	被害面積	被害区分									被害部分					被害減収量	単価	被害額	備考
			倒伏	折損	落果			冠水				30%以下	40～50	50～70	70～90	90～100				
								１時間	２～３	４～５	６時間以上									
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha							円	円	

様式第２号　別表

被害状況調（公共建物）

区分／施設名	全壊（焼）流失			半壊（焼）			大破			中破以下			区分／学校名	建物			その他	土地		被害金額	備考
	棟数	面積	被害額	棟数	面積	被害額	棟数	面積	被害額	棟数	面積	被害額		棟数	面積	被害額	被害額	面積	被害額	合計	

（注）全壊……建物の倒壊又は垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態をいう。
一棟の半分がこの様な状態の場合は、全壊とする。
半壊……建物が傾斜し、柱、梁、小屋組等が折損し、又は仕口、継手が外れたもので傾斜直し、ゆがみ直し、又は補強を行った程度では復旧できないもの。（例えばいったん取り壊して改築を要するもの）
大破……建物の土台、柱、梁、胴差等の軸組、小屋組、床組、壁体が破損した状態で建物各部の補修及び傾斜直し、ゆがみ直し、又は構造部の補強を要するもの。

様式第３号

災害対策活動実施状況報告書

担当班→事務局対策班 ↓　↑ 本部会議等（本部長・副本部長・部長等）	報告者	班名 氏名	報告 時刻	年　月　日　時　分 現在 （中間・最終）	No. ／

月　日	時　刻	応急対策の種類	実施状況	今後の対策

（注１）日時を追って適時記入し、状況に応じて整理すること。（ただし、時刻表示は、24時間制とする。）
（注２）「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機（器）材、応援の状況等を具体的に記入すること。
（注３）「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機（器）材、応援を必要とする数量を記入すること。

様式第４号

人・住家の被害

年　月　日　時　現在			部班名				
行政区 区　町内							
人的被害	死者	人	住家の被害	床上浸水	棟数	棟	
	行方不明	人			世帯数	世帯	
	負傷 重傷者	人			人員	人	
	負傷 軽傷者	人		床下浸水	棟数	棟	
住家の被害	全壊 棟数	棟			世帯数	世帯	
	全壊 世帯数	世帯			人員	人	
	全壊 人員	人	非住宅の被害		全壊棟数	棟	
	半壊 棟数	棟			半壊棟数	棟	
	半壊 世帯数	世帯	被害の発生状況				
	半壊 人員	人					
	一部損壊 棟数	棟					
	一部損壊 世帯数	世帯					
	一部損壊 人員	人					
	全焼 棟数	棟					
	全焼 世帯数	世帯					
	全焼 人員	人	必要な応急対策				
	半焼 棟数	棟					
	半焼 世帯数	世帯					
	半焼 人員	人					
	部分焼 棟数	棟					
	部分焼 世帯数	世帯					
	部分焼 人員	人					

7　様式

様式第５号

被　害　状　況　集　計　表（Ａ３）

被害区分 / 行政区	人的被害					住家被害														非住家		その他の被害																				り災世帯数	り災者数	被害総額
	死者	行方不明	負傷者			全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他	田		畑		文教施設	病院	道路	橋りょう	河川	砂防	水道	清掃施設	がけ崩れ	鉄道不通	電話被害				
			重傷	軽傷	計																		流失	冠水	流失	冠水																
	人	人	人	人	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	棟	ha	ha	ha	ha	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	回線	世帯	人	百万円

7　様式

様式第６号

避　難　者　名　簿　　区 No.

避難所名　　担当部班名

行政区・町内会	区　　町内
住　　所	富士宮市

避　難　者　名	男・女	年　齢	備　　考
			世帯主又は代表者名

記事		
入所年月日		
退所年月日		
退　去　先		TEL

7　様式

様式第７号

避難所入所記録簿（世帯単位）	行政区	区

避難所名		部班名	

番号	入所年月日	世帯主名 （代表者名）	行政区・町内会	避難人数	備　　考	退所年月日

＊番号は、避難者名簿（様式第10号）の　＿＿＿＿区No.＿＿＿＿と一致。

7　様式

様式第７号の２

避　難　所　入　所　記　録　簿

（住民以外用）

避難所名		担当部班	

番号	入所年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	職業及び勤務先	摘要	退所年月日
1						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
2						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
3						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
4						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
5						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
6						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
7						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
8						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
9						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
10						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	

7　様式

様式第８号

避　難　所　収　容　状　況　調

年　　月　　日　　時　現在	避難所名		担当部班	

避難室名 ＊体育館、教室等	世帯数	男				女				合計人数	内 要配慮者	内 外国人
		～1	～64	65～	計	～1	～64	65～	計			

7　様式

様式第９号

避　難　の　状　況

年　月　日　時　現在	部班名

避　難　の　状　況					避難指示		警戒区域の設定	
行政区	町内会	避難日時	世帯数	人数	該当に○	日　時	該当に○	日　時
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	
					指示 自主避難		有・無	

7　様式

様式第１０号

避難所・救護所開設状況

年　　月　　日　　時　現在

（部班名）

種別	設置場所	開設日時	収容可能人数	現収容人数	活動人員	備　　考
避難所						
救護所						

様式第１１号

在宅避難者物資配給登録簿

避難所名		部班名	

番号	登録年月日	世帯主名 （代表者名）	行政区・町内会	対象人数	備考	終了年月日

様式第１２号

物資受払簿（物資集配場所用）

担当部班：総務部行政班（市役所南側車庫）
：企画部企画戦略班（市役所南側車庫）
：教育部市民体育館班（市民体育館）

品 名	

受　払　日	摘　　要	受入数	払出数	残	扱　　者	備　　考

67

様式第１２号の２

物資受払簿　（避難所用）

避難所名		担当班		品　名	

受　払　日	摘　　要	受入数	払出数	残	扱　　者	備　　考

7　様式

様式第１３号

り 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

担当部班名	

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有（管理）者氏名		

（注）救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

7　様式

様式第１４号

遺　体　捜　索　状　況　記　録　簿

担当部班名	

年月日	捜索地区	捜索遺体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有（管理）者氏名		
		体					

7　様式

様式第１５号

応急仮設住宅入居者台帳

担当部班名		設置場所	

住宅番号	住　　所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘　　要

（注）１　住宅番号は、応急仮設住宅に付した番号とし、なお、参考として設置箇所を明らかにした市の地図を作成添付しておく。

２　「住所」欄は、り災前の住所を記入すること。

３　「敷地区分」欄には、公私有別とし、有無償の別も明らかにしておくこと。

４　「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式第16号

罹 災 証 明 申 請 書

（宛先）富士宮市長　　年　　月　　日

申請者 （世帯主）	住 所 電話番号
	（現在の連絡先） 電話番号
	（ふりがな） 氏 名

窓口に 来られた方 （申請者と 同じ場合は 記入不要）	住 所 電話番号
	（ふりがな） 氏 名 申請者との関係

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の 所在地 （申請者住所と 同じ場合は 記入不要）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物
のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	□ 浸水被害 （□床上 □床下）　　□ その他被害（以下に記入）

自己判定方式 同意欄 （写真判定）	1 自己判定方式では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災 住家の写真等の添付が必要になります。（現地調査は行いません。） 2 自己判定方式で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部 損壊）」に該当する場合のみになります。

必要枚数及び 証明目的	＿＿＿枚　（目的:　　）

※事務局記入欄

受付番号	
本人確認	□運転免許証 □マイナンバーカード □パスポート □その他（　　）
代理人申請の場合	□委任状

様式第１７号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成	氏　名	続柄	生年月日

罹災原因	年　　月　　日の　　による

罹災物件（住家）の所在地	
罹災物件（住家）の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※　住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

富士宮市長　　印

富士宮市地域防災計画

令和８年４月

発　行　　富士宮市防災会議

事務局　　富士宮市危機管理局

電　話　　０５４４－２２－１３１９